



毎月2回10日・25日発行
 発行所
 川崎市役所
 (総務企画局総務部法制課)
 川崎市川崎区宮本町1
 電 話 044-200-2062
 F A X 044-200-3748

目 次

条 例

◇川崎市旅費支給条例の一部を改正する条例(第28号) 2722

◇川崎市市税条例の一部を改正する条例(第29号) 2722

◇川崎市手数料条例の一部を改正する条例(第30号) 2723

◇川崎市廃棄物の処理及び再生利用等に関する条例の一部を改正する条例(第31号) 2724

◇川崎市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の一部を改正する条例(第32号) 2725

◇川崎市心身障害者総合リハビリテーションセンター条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例(第33号) 2725

◇川崎市障害者就労支援施設条例の一部を改正する条例(第34号) 2726

◇川崎市介護保険条例の一部を改正する条例(第35号) 2726

◇川崎市保育園条例の一部を改正する条例(第36号) 2727

◇川崎市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例(第37号) 2727

◇川崎市建築基準条例の一部を改正する条例(第38号) 2727

◇川崎市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例(第39号) 2728

◇川崎市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例(第40号) 2728

◇川崎市立学校の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部を改正する条例(第41号) 2728

規 則

◇川崎市職員の市内出張旅費に関する規則の一部を改正する規則(第52号) 2728

◇川崎市市税条例施行規則の一部を改正する規則(第53号) 2729

◇川崎市廃棄物の処理及び再生利用等に関する条例施行規則の一部を改正する規則(第54号) 2733

◇川崎市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例施行規則の一部を改正する規則(第55号) 2735

◇川崎市心身障害者扶養共済条例施行規則の一部を改正する規則(第56号) 2737

◇川崎市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則の一部を改正する規則(第57号) 2738

◇川崎市母子保健法施行細則の一部を改正する規則(第58号) 2739

◇川崎市結核児童療育給付事務取扱細則の一部を改正する規則(第59号) 2742

◇川崎市営住宅条例施行規則の一部を改正する規則(第60号) 2744

告 示

◇自転車等の撤去と保管(第339号) 2744

◇道路区域の変更(第340号) 2744

◇道路の供用開始(第341号) 2744

◇市道路線の認定(第342号) 2745

◇道路区域の決定(第343号) 2745

◇道路の供用開始(第344号) 2746

◇市道路線の廃止(第345号) 2746

◇川崎市営住宅及び川崎市特定公共賃貸住宅並びに駐車場の使用料の収納事務の委託(第346号) 2746

◇学校施設開放使用料の収納事務の委託(第347号) 2747

◇特定非営利活動法人の認定(第348号) 2747

◇浄化槽管理士の資質の向上のための研修の指定(第349号) 2747

◇自転車等の撤去と保管 (第350号)……………	2747	◇大規模小売店舗立地法に基づく変更 の届出 (第490号)……………	2769
◇生活保護法等による指定介護機関の 廃止 (第351号)……………	2748	◇開発行為に関する工事の完了 (第491 号)……………	2769
◇生活保護法等による指定介護機関の 変更 (第352号)……………	2748	◇一般競争入札の執行 (第492号)……………	2769
◇生活保護法等による指定介護機関の 指定 (第353号)……………	2748	◇公募型プロポーザルの実施 (第493号)……………	2771
◇生活保護法等による指定介護機関の 変更 (第354号)……………	2748	◇一般競争入札の執行 (第494号)……………	2772
◇生活保護法等による指定介護機関の 廃止 (第355号)……………	2748	◇一般競争入札の執行 (第495号)……………	2774
◇土壌汚染対策法に基づく形質変更時 要届出区域の指定の一部解除 (第356 号)……………	2749	◇一般競争入札の執行 (第496号)……………	2775
◇議決された予算の公表 (第357号)……………	2751	◇一般競争入札の執行 (第497号)……………	2776
◇個人情報保護条例の規定による個人 情報ファイルの届出 (第358号)……………	2753	◇一般競争入札の執行 (第498号)……………	2778
◇個人情報保護条例の規定による目的 外利用等の届出 (第359号)……………	2753	◇一般競争入札の執行 (第499号)……………	2780
◇地縁団体の告示事項の変更 (第360号)……………	2754	◇一般競争入札の執行 (第500号)……………	2781
◇介護保険法によるサービス事業者等 の指定等 (第361号)……………	2754	◇一般競争入札の執行 (第501号)……………	2783
◇介護保険法等によるサービス事業所 等の廃止等 (第362号)……………	2754	◇一般競争入札の執行 (第502号)……………	2785
◇道路区域の変更 (第363号)……………	2755	◇一般競争入札の執行 (第503号)……………	2786
◇道路の供用開始 (第364号)……………	2755	◇一般競争入札の執行 (第504号)……………	2788
◇議決された予算の公表 (第365号)……………	2755	◇一般競争入札の執行 (第505号)……………	2790
◇自転車等の撤去と保管 (第366号)……………	2757	◇一般競争入札の執行 (第506号)……………	2791
◇川崎市郵送請求事務センターにおけ る郵送請求による証明書交付手数料 に係る収納業務の委託 (第367号)……………	2757	◇一般競争入札の執行 (第507号)……………	2793
◇公印の廃止 (第368号)……………	2757	◇一般競争入札の執行 (第508号)……………	2794
公 告		◇一般競争入札の執行 (第509号)……………	2796
◇一般競争入札の執行 (第480号)……………	2758	◇一般競争入札の執行 (第510号)……………	2798
◇大規模小売店舗立地法に基づく変更 の届出 (第481号)……………	2761	◇一般競争入札の執行 (第511号)……………	2799
◇開発行為に関する工事の完了 (第482 号)……………	2762	◇一般競争入札の執行 (第512号)……………	2801
◇一般競争入札の執行 (第483号)……………	2762	◇一般競争入札の執行 (第513号)……………	2802
◇一般競争入札の執行 (第484号)……………	2763	◇一般競争入札の執行 (第514号)……………	2804
◇一般競争入札の執行 (第485号)……………	2763	◇一般競争入札の執行 (第515号)……………	2806
◇都市計画公聴会の開催 (第486号)……………	2765	◇自主的環境影響評価準備書の公告 (第516号)……………	2808
◇一般競争入札の執行 (第487号)……………	2766	◇一般競争入札の執行 (第517号)……………	2808
◇開発行為に関する工事の完了 (第488 号)……………	2768	◇大規模小売店舗立地法に基づく変更 の届出 (第518号)……………	2811
◇開発行為に関する工事の完了 (第489 号)……………	2768	◇条例環境影響評価準備書の公告 (第 519号)……………	2812
		◇一般競争入札の執行 (第520号)……………	2813
		◇特定非営利活動法人の定款の変更認 証申請 (第521号)……………	2815
		公告 (調達)	
		◇一般競争入札の公告 (第331号)……………	2815
		◇一般競争入札の執行 (第332号)……………	2818
		◇一般競争入札の執行 (第333号)……………	2820
		◇一般競争入札の公告 (第334号)……………	2822
		◇一般競争入札の公告 (第335号)……………	2824
		◇一般競争入札の公告 (第336号)……………	2827
		◇落札者等の公示 (第337号)……………	2830
		◇落札者等の公示 (第338号)……………	2830
		◇落札者等の公示 (第339号)……………	2830

◇一般競争入札の執行(第340号)……………	2831	◇一般競争入札の公告(第11号)……………	2869
◇一般競争入札の執行(第341号)……………	2833	教育委員会規則	
◇一般競争入札の執行(第342号)……………	2834	◇川崎市立学校の教育職員の業務量の	
税公告		適切な管理等に関する規則(第9号)……………	2872
◇差押調書(謄本)の公示送達(第89号)……………	2836	教育委員会告示	
◇差押調書(謄本)の公示送達(第90号)……………	2836	◇教育委員会定例会の招集(第11号)……………	2872
◇公告の訂正(第91号)……………	2836	監査告示	
上下水道局規程		◇包括外部監査人の監査に関する事務	
◇川崎市上下水道局旅費支給規程の一		の補助(第2号)……………	2873
部を改正する規程(第26号)……………	2837	監査公表	
◇川崎市上下水道局企業職員の市内出		◇川崎市職員措置請求に係る監査の結	
張旅費に関する規程の一部を改正す		果について(第10号)……………	2873
る規程(第27号)……………	2837	◇川崎市職員措置請求に係る監査の結	
上下水道局告示		果について(第11号)……………	2886
◇川崎市上下水道局指定給水装置工事		◇川崎市職員措置請求に係る監査の結	
事業者の指定(第29号)……………	2837	果について(第12号)……………	2902
◇川崎市上下水道局指定給水装置工事		人事委員会公告	
事業者の指定事項の変更(第30号)……………	2838	◇令和2年度川崎市職員(大学卒程	
◇川崎市上下水道局指定給水装置工事		度・薬剤師・獣医師・保健師)採用	
事業者の指定更新(第31号)……………	2838	試験の実施(第2号)……………	2912
上下水道局公告		◇令和2年度川崎市職員(高校卒程	
◇一般競争入札の執行(第41号)……………	2840	度・保育士・栄養士・臨床検査技	
◇一般競争入札の執行(第42号)……………	2844	師・学校栄養職)採用試験の実施(
◇一般競争入札の執行(第43号)……………	2844	第3号)……………	2921
◇一般競争入札の執行(第44号)……………	2845	◇令和2年度障害者を対象とした川崎	
◇一般競争入札の執行(第45号)……………	2849	市職員採用選考の実施(第4号)……………	2930
◇一般競争入札の執行(第46号)……………	2850	職員共済組合公告	
◇一般競争入札の執行(第47号)……………	2850	◇川崎市職員共済組合組合会の開催日	
◇一般競争入札の執行(第48号)……………	2851	時の変更(第14号)……………	2941
上下水道局公告(調達)		区公告	
◇一般競争入札の公告(第20号)……………	2855	◇印鑑登録の抹消(川崎区第64号)……………	2941
交通局規程		◇住民票の職権消除(川崎区第65号)……………	2941
◇川崎市乗合自動車乗車料条例施行規		◇国民健康保険料に係る督促状の公示	
程の一部を改正する規程(第27号)……………	2858	送達(川崎区第66号)……………	2941
◇川崎市交通局旅費支給規程の一部を		◇国民健康保険料に係る督促状の公示	
改正する規程(第28号)……………	2858	送達(川崎区第67号)……………	2941
◇川崎市交通局企業職員の市内出張旅		◇国民健康保険料に係る督促状の公示	
費に関する規程の一部を改正する規		送達(中原区第32号)……………	2942
程(第29号)……………	2858	◇国民健康保険料の滞納処分に係る書	
病院局規程		類の公示送達(中原区第33号)……………	2942
◇川崎市行政手続等における情報通信		◇介護保険料に係る督促状の公示送達	
の技術の利用に関する条例施行規程		(中原区第34号)……………	2942
の一部を改正する規程(第10号)……………	2859	◇公売公告兼見積価額公告(中原区第	
病院局公告		35号)……………	2942
◇一般競争入札の執行(第24号)……………	2860	◇国民健康保険料に係る督促状の公示	
◇一般競争入札の執行(第25号)……………	2862	送達(高津区第31号)……………	2942
病院局公告(調達)		◇公売公告兼見積価額公告(高津区第	
◇一般競争入札の公告(第10号)……………	2565	32号)……………	2942

◇国民健康保険料に係る督促状の公示
送達（宮前区第35号）…………… 2943

◇国民健康保険料に係る督促状の公示
送達（多摩区第43号）…………… 2943

◇介護保険料に係る督促状の公示送達
（多摩区第44号）…………… 2943

◇国民健康保険料に係る差押調書（膳
本）の公示送達（多摩区第45号）…………… 2943

◇住民票の職権消除（多摩区第46号）…………… 2944

◇公売公告兼見積価額公告（多摩区第
47号）…………… 2944

◇国民健康保険料に係る督促状の公示
送達（麻生区第36号）…………… 2944

◇介護保険料に係る督促状の公示送達
（麻生区第37号）…………… 2944

正 誤

◇第1,797号…………… 2944

条 例

川崎市旅費支給条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年6月22日

川崎市長 福田紀彦

川崎市条例第28号

川崎市旅費支給条例の一部を改正する条例

川崎市旅費支給条例（昭和22年川崎市条例第21号）の一部を次のように改正する。

第15条の3の次に次の1条を加える。

第15条の4 震災、風水害その他の非常災害を原因とするやむを得ない事由により、職員（川崎市職員の給与に関する条例（昭和32年川崎市条例第29号。以下「給与条例」という。）第7条の2第1項各号に規定する通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、徒歩のみにより通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるものを除く。）が常例としている通勤の経路又は方法と異なる経路又は方法で旅行したときは、旅費を支給することができる。

別表車賃の欄中「実費」の次に「又は1キロメートルにつき37円」を加え、同表第1項中「川崎市職員の給与に関する条例（昭和32年川崎市条例第29号。以下「給与条例」という。）」を「給与条例」に改め、同表第8項を次のように改める。

8 車賃は、乗合旅客自動車、乗用旅客自動車又は軌道

による旅行の場合は実費とし、自家用の自動車、原動機付自転車又は自転車（以下「自家用自動車等」という。）による旅行の場合は路程に応じ1キロメートル当たりの定額とする。

別表第10項ただし書中「宿泊」を「、宿泊し、又は自家用自動車等により旅行」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

川崎市市税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年6月22日

川崎市長 福田紀彦

川崎市条例第29号

川崎市市税条例の一部を改正する条例

川崎市市税条例（昭和25年川崎市条例第26号）の一部を次のように改正する。

第20条第1項第2号ア（オ）中「第292条第1項第4号の5」を「第292条第1項第4号の2」に改め、同条第2項中「、同項第2号の連結事業年度開始の日から6月の期間若しくは同項第3号の連結法人税額の課税標準の算定期間又は同項第4号」を「若しくは同項第2号の期間又は同項第3号」に改める。

第23条の4第1項中「第4条の7」を「第4条の3」に改め、「又は各連結事業年度」を削り、同条第2項中「同項に規定する法人税額」を「、同項に規定する法人税額」に改め、「、同条第4項の規定によって申告納付するものにあつては同項に規定する連結法人税額の課税標準の算定期間の末日現在」を削る。

第36条第2項中「第343条第9項」を「第343条第10項」に改める。

第39条の4第1号中「第349条の3第28項」を「第349条の3第27項」に改め、同項第2号中「第349条の3第29項」を「第349条の3第28項」に改め、同項第3号中「第349条の3第30項」を「第349条の3第29項」に改める。

第51条の2の次に次の1条を加える。

（現所有者の申告）

第51条の3 現所有者（法第384条の3に規定する現所有者をいう。以下この条及び次条において同じ。）は、現所有者であることを知った日の翌日から3月を経過した日までに次に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。

- (1) 土地又は家屋の現所有者の住所、氏名又は名称、次号に規定する個人との関係及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所、氏名又は名称及び同号に規定する個人との関係）

(2) 土地又は家屋の所有者として登記簿又は土地補充課税台帳若しくは家屋補充課税台帳に登記又は登録がされている個人が死亡している場合における当該個人の住所及び氏名

(3) その他市長が固定資産税の賦課徴収に関し必要と認める事項

第52条第1項中「は、第51条又は」を「が第51条若しくは」に、「によって」を「により、又は現所有者が前条の規定により」に、「においては」を「には」に改める。

附則第7項中「特例基準割合（当該年の前年に）を「延滞金特例基準割合（平均貸付割合（」に、「の規定により告示された割合」を「に規定する平均貸付割合をいう。）」に改め、「（以下この項において「特例基準割合適用年」という。）」を削り、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合に」を「延滞金特例基準割合に」に改める。

附則第8項第2号を削り、同項第3号中「附則第15条第2項第6号」を「附則第15条第2項第5号」に改め、同号を同項第2号とし、同項中第4号を第3号とし、第5号を第4号とし、第6号を第5号とし、同項第7号中「附則第15条第29項」を「附則第15条第26項」に改め、同号を同項第6号とし、同項第8号中「附則第15条第30項第1号」を「附則第15条第27項第1号」に改め、同号を同項第7号とし、同項第9号中「附則第15条第30項第2号」を「附則第15条第27項第2号」に改め、同号を同項第8号とし、同項第10号中「附則第15条第30項第3号」を「附則第15条第27項第3号」に改め、同号を同項第9号とし、同項第11号中「附則第15条第31項第1号」を「附則第15条第28項第1号」に改め、同号を同項第10号とし、同項第12号中「附則第15条第31項第2号」を「附則第15条第28項第2号」に改め、同号を同項第11号とし、同項第13号中「附則第15条第33項第1号」を「附則第15条第30項第1号」に改め、同号を同項第12号とし、同項第14号中「附則第15条第33項第2号」を「附則第15条第30項第2号」に改め、同号を同項第13号とし、同項第15号中「附則第15条第33項第3号」を「附則第15条第30項第3号」に改め、同号を同項第14号とし、同項第16号中「附則第15条第38項」を「附則第15条第34項」に改め、同号を同項第15号とし、同項第17号を削り、同項第18号中「附則第15条第44項」を「附則第15条第38項」に改め、同号を同項第16号とし、同項第19号中「附則第15条第45項」を「附則第15条第39項」に改め、同号を同項第17号とし、同項第20号中「附則第15条第47項」を「附則第15条第41項」に改め、同号を同項第18号とし、同号の次に次の1号を加える。

(9) 法附則第15条第47項に規定する条例で定める割合
3分の2

附則第8項第21号を同項第20号とする。

附則第22項第3号中「令和2年9月30日」を「令和3年3月31日」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 附則第7項の改正規定及び次項の規定 令和3年
1月1日

(2) 第20条及び第23条の4の改正規定並びに附則第3項の規定 令和4年4月1日
(延滞金に関する経過措置)

2 改正後の条例（以下「新条例」という。）附則第7項の規定は、令和3年1月1日以後の期間に対応する延滞金について適用し、同日前の期間に対応する延滞金については、なお従前の例による。

(法人の市民税に関する経過措置)

3 新条例第20条及び第23条の4の規定は、令和4年4月1日以後に開始する事業年度分の法人の市民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の市民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の市民税については、なお従前の例による。

(固定資産税又は都市計画税に関する経過措置)

4 新条例第51条の3の規定は、この条例の施行の日以後に、同条に規定する現所有者であることを知った者について適用する。

5 平成30年4月1日から令和2年3月31日までの間に取得された地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第5号）第1条の規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号。以下「旧法」という。）附則第15条第2項第2号に規定する施設又は設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

6 平成28年4月1日から令和2年3月31日までの間に新たに取得された旧法附則第15条第40項に規定する家屋及び償却資産に対して課する固定資産税及び都市計画税については、なお従前の例による。

川崎市手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年6月22日

川崎市長 福田紀彦

川崎市条例第30号

川崎市手数料条例の一部を改正する条例

川崎市手数料条例（昭和25年川崎市条例第6号）の一部を次のように改正する。

第2条第16号を次のように改める。

(16) 削除

第2条第287号中「第38条の4第23項」を「第38条の

4第24項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

川崎市廃棄物の処理及び再生利用等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年6月22日

川崎市長 福田紀彦

川崎市条例第31号

川崎市廃棄物の処理及び再生利用等に関する条例の一部を改正する条例

川崎市廃棄物の処理及び再生利用等に関する条例(平成4年川崎市条例第51号)の一部を次のように改正する。

目次中「市が設置する」を削り、「第41条の6」を「第41条の13」に、「第41条の7」を「第41条の14」に改める。

「第5章の2 市が設置する一般廃棄物処理施設」を「第5章の2 一般廃棄物処理施設」に改める。

第41条の2中「準用する」を「読み替えて準用する」に改める。

第5章の2第2節中第41条の7を第41条の14とする。

第41条の6中「生活環境影響調査」を「生活環境影響調査等」に、「調査書を」を「調査書、非常災害調査書又は受託者調査書(以下「調査書等」という。)の写しを」に、「調査書の」を「調査書等の」に改め、第5章の2第1節中同条を第41条の13とする。

第41条の5中「対象施設の設置が川崎市環境影響評価に関する条例」を「対象施設、非常災害対象施設又は受託者対象施設(以下「対象施設等」という。)の設置又は変更が川崎市環境影響評価に関する条例」に、「生活環境影響調査に相当する内容を含むときは」を「生活環境影響調査、非常災害生活環境影響調査又は受託者生活環境影響調査(以下「生活環境影響調査等」という。)に相当する内容を含むときは」に、「前2条」を「市が対象施設又は非常災害対象施設を設置し、又は変更する場合にあっては第41条の4及び第41条の5、受託者が受託者対象施設を設置し、又は変更する場合にあっては第41条の7から前条まで」に、「対象施設の設置」を「対象施設等の設置又は変更」に、「生活環境影響調査に相当する内容を含むときも」を「生活環境影響調査等に相当する内容を含むときも」に改め、同条を第41条の12とする。

第41条の4中「調査書」の次に「又は非常災害調査書」を、「対象施設」の次に「又は非常災害対象施設」を加え、同条に次のただし書及び1項を加える。

ただし、当該非常災害調査書を縦覧に供した場合であって、生活環境の保全及び公衆衛生上の支障の防止のため非常災害により生じた廃棄物の処分を特に迅速に行わなければならないと市長が認めるときは、当該期限を繰

り上げることができる。

2 前項の意見書の提出先は、前条本文の規定による告示において指定するものとする。

第41条の4を第41条の5とし、同条の次に次の6条を加える。

(委託を受けた者に係る縦覧等の対象施設)

第41条の6 法第9条の3の3第2項(同条第3項において読み替えて準用する法第9条の3第9項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による法第9条の3の3第1項に規定する調査(以下「受託者生活環境影響調査」という。)の結果を記載した書類(以下「受託者調査書」という。)の縦覧及び意見書の提出の対象となる一般廃棄物処理施設(以下「受託者対象施設」という。)の種類は、政令第5条第1項に規定するごみ処理施設のうち焼却施設とする。

(縦覧に供する旨の届出)

第41条の7 市から非常災害により生じた廃棄物の処分の委託を受けた者(以下「受託者」という。)は、受託者生活環境影響調査を行ったときは、規則で定めるところにより、受託者調査書を添えて、当該受託者調査書を縦覧に供する旨を市長に届け出なければならない。

(受託者が縦覧する旨の告示)

第41条の8 市長は、前条の規定による届出があったときは、速やかに受託者が受託者調査書を縦覧に供する旨、当該縦覧の場所、縦覧期間その他必要な事項を告示するものとする。

2 前項の縦覧期間は、同項の規定による告示の日から起算して30日間とする。ただし、生活環境の保全及び公衆衛生上の支障の防止のため非常災害により生じた廃棄物の処分を特に迅速に行わなければならないと市長が認めるときは、当該縦覧期間を短縮することができる。

(受託者による縦覧)

第41条の9 受託者は、前条第1項の規定により告示された縦覧の場所で、同条第2項に規定する縦覧期間中、受託者調査書を縦覧に供するものとする。

(受託者に対する意見書の提出)

第41条の10 前条の規定により受託者が受託者調査書を縦覧に供したときは、当該受託者対象施設の設置又は変更に関し利害関係を有する者は、受託者に対して生活環境の保全上の見地からの意見書を提出することができる。

2 前項の意見書の提出先は、第41条の8第1項の規定による告示において指定するものとする。

3 第1項の意見書の提出期限は、第41条の8第1項の規定による告示のあった日の翌日から起算して45日を経過する日までとする。ただし、生活環境の保全及び

公衆衛生上の支障の防止のため非常災害により生じた廃棄物の処分を特に迅速に行わなければならないと市長が認めるときは、当該提出期限を繰り上げることができる。

(意見書についての受託者の見解等)

第41条の11 受託者は、前条第1項の意見書の提出があったときは、当該意見書についての受託者の見解を記載した書類を作成し、遅滞なく、当該意見書と併せて市長に提出しなければならない。

2 受託者は、前条第1項の意見書の提出がなかったときは、速やかにその旨を市長に書面により報告しなければならない。

第41条の3中「前条各号」を「第41条の2各号」に改め、「生活環境影響調査」の次に「又は前条各号に定める非常災害対象施設に係る非常災害生活環境影響調査」を、「調査書」の次に「又は非常災害調査書」を加え、同条に次のただし書を加える。

ただし、当該非常災害生活環境影響調査を実施した場合であって、生活環境の保全及び公衆衛生上の支障の防止のため非常災害により生じた廃棄物の処分を特に迅速に行わなければならないと市長が認めるときは、当該期間を短縮することができる。

第41条の3を第41条の4とする。

第41条の2の次に次の1条を加える。

(非常災害に係る縦覧等の対象施設)

第41条の3 法第9条の3の2第2項の規定により適用する法第9条の3第2項(同条第9項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による同条第1項に規定する調査(以下「非常災害生活環境影響調査」という。)の結果を記載した書類(以下「非常災害調査書」という。)の縦覧及び意見書の提出の対象となる一般廃棄物処理施設(以下「非常災害対象施設」という。)の種類は、次のとおりとする。

- (1) 政令第5条第1項に規定するごみ処理施設のうち焼却施設
- (2) 政令第5条第2項に規定する一般廃棄物の最終処分場

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

川崎市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年6月22日

川崎市長 福田紀彦

川崎市条例第32号

川崎市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の一部を改正する条例

川崎市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例(昭和

60年川崎市条例第36号)の一部を次のように改正する。

第11条に次の1項を加える。

- 2 浄化槽保守点検業者は、浄化槽管理士に対し、第3条第1項及び第3項の登録の有効期間ごとに1回以上、市長が指定する浄化槽管理士の資質の向上のための研修を受けさせなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和2年7月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の条例の規定は、この条例の施行の日以後に登録の申請をした者について適用し、同日前に登録の申請をした者については、なお従前の例による。

川崎市心身障害者総合リハビリテーションセンター条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年6月22日

川崎市長 福田紀彦

川崎市条例第33号

川崎市心身障害者総合リハビリテーションセンター条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

川崎市心身障害者総合リハビリテーションセンター条例の一部を改正する条例(令和元年川崎市条例第9号)の一部を次のように改正する。

目次の改正規定中「れいんぼう川崎(第117条～第127条)」を「削除」に改める。

第2章第8節中第22条の15を第127条とし、第22条の14を第126条とし、第22条の13を第125条とし、第22条の12を第124条とし、第22条の11を第123条とする改正規定、第22条の10第1号を改め、同条を第122条とする改正規定、第22条の9の4を第121条とし、第22条の9の3を第120条とし、第22条の9の2を第119条とする改正規定、第22条の9の見出し及び同条を改め、同条を第118条とする改正規定並びに第22条の8を第117条とする改正規定を次のように改める。

第2章第8節を次のように改める。

第8節 削除

第117条から第127条まで 削除

第1章の改正規定のうち第4条第7号中「れいんぼう川崎」を「削除」に改める。

附則第1項ただし書中「、公布の日」を「公布の日から、目次の改正規定(第3章第7節に係る部分に限る。)、第2章第8節の改正規定、第2章第8節を第3章第7節とする改正規定及び第1章の改正規定(第4条第7号に係る部分に限る。)」は令和3年4月1日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

川崎市障害者就労支援施設条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年6月22日

川崎市長 福田紀彦

川崎市条例第34号

川崎市障害者就労支援施設条例の一部を改正する条例

川崎市障害者就労支援施設条例（昭和36年川崎市条例第13号）の一部を次のように改正する。

第2条の表中

「

川崎市わーくす大師	川崎市川崎区東門前1丁目11番6号
川崎市わーくす大島	川崎市川崎区大島1丁目28番5号

」

を

「

川崎市わーくす大島	川崎市川崎区大島1丁目28番5号
-----------	------------------

」

に改める。

第3条第1号を削り、同条第2号中「法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）」に改め、同号を同条第1号とし、同条第3号を削り、同条第4号を同条第2号とし、同条第5号を同条第3号とする。

第8条第1号中「及び第2号」を削る。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

川崎市介護保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年6月22日

川崎市長 福田紀彦

川崎市条例第35号

川崎市介護保険条例の一部を改正する条例

川崎市介護保険条例（平成12年川崎市条例第25号）の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「令和元年度及び令和2年度の各年度」を「令和2年度」に、「26,213円」を「20,970円」に改め、同条第3項中「令和元年度及び令和2年度の各年度」を「令和2年度」に、「36,698円」を「27,960円」に改め、同条第4項中「令和元年度及び令和2年度の各年度」を「令和2年度」に、「50,678円」を「48,930円」に改める。

附則第38項を附則第43項とし、附則第37項の次に次の

見出し及び5項を加える。

（令和2年度における普通徴収に係る保険料の納期及び納付額）

38 第8条第2項に該当する者の令和2年度における普通徴収の方法によって徴収する保険料は、第10条第1項の規定にかかわらず、次の各号の区分に応じ、当該各号に規定する額を基礎として附則第41項の規定により算定した額（以下この項において「月割額」という。）を毎月の末日（令和2年12月にあつては、令和3年1月4日とする。）までに納付しなければならない。ただし、その日が土曜日又は民法第142条に規定する休日に当たるときは、これらの日の翌日までとする。

- (1) 令和2年7月までの各月 川崎市介護保険条例の一部を改正する条例（令和2年川崎市条例第35号）による改正前の条例第8条第2項並びに第8条第5項及び第9条の規定により算定した保険料額の12分の1の額
- (2) 前号以外の各月 第8条第2項及び第5項の規定により算定した令和2年度分の保険料額から令和2年7月までの月割額の合算額を控除した額の8分の1の額

39 前項の規定は、第8条第3項に該当する者の令和2年度における普通徴収の方法によって徴収する保険料について準用する。この場合において、前項第1号及び第2号中「第8条第2項」とあるのは「第8条第3項」と読み替えるものとする。

40 附則第38項の規定は、第8条第4項に該当する者の令和2年度における普通徴収の方法によって徴収する保険料について準用する。この場合において、附則第38項第1号及び第2号中「第8条第2項」とあるのは「第8条第4項」と読み替えるものとする。

41 附則第38項各号（前2項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）に規定する額に100円未満の端数があるときは、その端数金額は全て当該各号の最初の納期の額に合算し、附則第38項各号に規定する額が100円未満であるときは、その全ての額を合算した額を当該各号の最初の納期の額とする。

42 第10条第3項の規定は、附則第38項（附則第39項及び第40項において準用する場合を含む。）及び前項の規定により難い第1号被保険者に係る普通徴収の方法によって徴収する保険料の納期又は納付額について準用する。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。（経過措置）
- 2 改正後の条例の規定は、令和2年度分の保険料から

適用し、令和元年度分までの保険料については、なお従前の例による。

川崎市保育園条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年6月22日

川崎市長 福田紀彦

川崎市条例第36号

川崎市保育園条例の一部を改正する条例

川崎市保育園条例（昭和28年川崎市条例第32号）の一部を次のように改正する。

第2条の表中

川崎市古川保育園	川崎市幸区古川町120番地
川崎市北加瀬保育園	川崎市幸区北加瀬3丁目19番

を

川崎市古川保育園	川崎市幸区古川町120番地
----------	---------------

に、

川崎市夢見ヶ崎保育園	川崎市幸区南加瀬3丁目4番8号
川崎市平間保育園	川崎市中原区上平間366番地
川崎市平間乳児保育園	川崎市中原区上平間366番地

を

川崎市夢見ヶ崎保育園	川崎市幸区南加瀬3丁目4番8号
------------	-----------------

に、

川崎市下小田中保育園	川崎市中原区下小田中4丁目4番17号
川崎市西宮内保育園	川崎市中原区宮内1丁目24番7号

を

川崎市下小田中保育園	川崎市中原区下小田中4丁目4番17号
------------	--------------------

に、

川崎市有馬保育園	川崎市宮前区東有馬5丁目16番1号
川崎市菅生保育園	川崎市宮前区初山1丁目23番15号
川崎市平保育園	川崎市宮前区平2丁目13番1号

を

川崎市菅生保育園	川崎市宮前区初山1丁目23番15号
----------	-------------------

に改める。

第3条ただし書中「(第5条第1項の規定により市長が指定するもの(以下「指定管理者」という。)が管理を行う保育園にあっては、指定管理者)」を削る。

第5条から第7条までを削り、第8条を第5条とし、第9条を第6条とし、第10条を第7条とする。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

川崎市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年6月22日

川崎市長 福田紀彦

川崎市条例第37号

川崎市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

川崎市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例（平成26年川崎市条例第54号）の一部を次のように改正する。

第9条第3項中「指定都市」の次に「若しくは同法第252条の22第1項の中核市」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

川崎市建築基準条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年6月22日

川崎市長 福田紀彦

川崎市条例第38号

川崎市建築基準条例の一部を改正する条例

川崎市建築基準条例（昭和35年川崎市条例第20号）の一部を次のように改正する。

第9条中「1.5メートル」の次に「(階数が3以下で延べ面積が200平方メートル未満の建築物にあっては、幅員90センチメートル)」を加える。

第21条第1号の表中「1.5メートル」の次に「(階数が3以下で延べ面積が200平方メートル未満の建築物にあっては、90センチメートル)」を加える。

第31条第3項中「以外の階」の次に「(以下この項において「特定階」という。)」を加え、同項に次のただし書を加える。

ただし、階数が3以下で延べ面積が200平方メートル

未満の建築物の特定階（階段の部分（当該部分からのみ人が出入りすることのできる便所、公衆電話所その他これらに類するものを含む。）と当該階段の部分以外の部分（直接外気に開放されている廊下、バルコニーその他これらに類する部分を除く。）とが間仕切壁若しくは戸（ふすま、障子その他これらに類するものを除く。）で令第112条第19項第2号に規定する構造であるもので区画されている建築物又は同条第15項の国土交通大臣が定める建築物の特定階に限る。）については、この限りでない。

第37条に次の1項を加える。

3 前項の規定にかかわらず、階数が3以下で延べ面積が200平方メートル未満の建築物における第1項の通路の幅員は、90センチメートル以上とする。

第43条中第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 前項の規定にかかわらず、階数が3以下で延べ面積が200平方メートル未満の建築物における第1項の通路の幅員は、90センチメートル以上とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

川崎市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年6月22日

川崎市長 福田紀彦

川崎市条例第39号

川崎市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

川崎市病院事業の設置等に関する条例（昭和41年川崎市条例第42号）の一部を次のように改正する。

別表の1使用料又は利用料金の表種別の欄中「川崎病院」の次に「及び多摩病院」を加え、「及び多摩病院」を削り、同表付記の欄中「川崎病院に限る」を「井田病院を除く」に改める。

附 則

この条例は、令和2年10月1日から施行する。

川崎市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年6月22日

川崎市長 福田紀彦

川崎市条例第40号

川崎市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

川崎市消防団員等公務災害補償条例（昭和36年川崎市条例第23号）の一部を次のように改正する。

附則第2条の4第5項中「100分の5」を「事故発生

日（政令第2条第2項第1号に規定する事故発生日をいう。以下同じ。）における法定利率」に改め、同条第6項中「100分の5」を「事故発生日における法定利率」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の条例の規定は、令和2年4月1日から適用する。

川崎市立学校の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年6月22日

川崎市長 福田紀彦

川崎市条例第41号

川崎市立学校の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部を改正する条例

川崎市立学校の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例（昭和46年川崎市条例第59号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「この項」の次に「及び次条」を加える。本則に次の1条を加える。

（教育職員の業務量の適切な管理等）

第7条 教育委員会は、教育職員の健康及び福祉の確保を図ることにより学校教育の水準の維持向上に資するため、教育委員会規則で定めるところにより、教育職員が正規の勤務時間及びそれ以外の時間において行う業務の量の適切な管理その他教育職員の健康及び福祉の確保を図るための措置を行うものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

規 則

川崎市職員の市内出張旅費に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年6月22日

川崎市長 福田紀彦

川崎市規則第52号

川崎市職員の市内出張旅費に関する規則の一部を改正する規則

川崎市職員の市内出張旅費に関する規則（昭和37年川崎市規則第50号）の一部を次のように改正する。

第2条を次のように改める。

第2条 市内における出張については、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める額の旅費を支給する。

(1) 鉄道、乗合旅客自動車、乗用旅客自動車又は軌道による旅行の場合 これに要する鉄道賃及び車賃

- (2) 自家用の自動車、原動機付自転車又は自転車（以下「自家用自動車等」という。）による旅行の場合
1キロメートルにつき37円の車賃
 - (3) 公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により宿泊した場合 条例別表に定める宿泊料の定額の2分の1に相当する額
 - (4) 公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により自家用自動車等を使用して旅行した場合 条例別表に定める日当の定額の2分の1に相当する額
- 附 則
この規則は、公布の日から施行する。

川崎市市税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年6月22日

川崎市長 福田 紀彦

川崎市規則第53号

川崎市市税条例施行規則の一部を改正する規則

川崎市市税条例施行規則（昭和25年川崎市規則第28号）の一部を次のように改正する。

第10条第2号の表中「第343条第9項」を「第343条第10項」に改める。

別表様式目次中

「

第54号様式の2	固定資産税被災住宅用地申告書	条例第51条の2
----------	----------------	----------

」

を

「

第54号様式の2	固定資産税被災住宅用地申告書	条例第51条の2
第54号様式の3	固定資産現所有者申告書	条例第51条の3

」

に改める。

別表第46号様式(3)を次のように改める。

第46号様式(13)

外国の所得税等の額の控除に関する明細書												
この明細書は、外国において課された所得税等の額を地方税法第37条の3及び第314条の8の規定によって県民税及び市民税の所得割額から控除を受けようとする場合に											氏名 _____	
市民税 申告書に添付して提出してください。											県民税	
当年分の控除余裕額又は控除限度額を超える外国税額の計算												
当年分の控除限度額	所得税法第95条第1項に規定する控除限度額 (イ)			円			国税の控除余裕額(イ)-(ハ) (ト)			円		
	東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法第14条第1項に規定する控除限度額 (ロ)			円			県民税の控除余裕額((イ)+(ロ)+(ハ)-(ヘ))又は(ハ)のうち低い金額 (フ)			円		
	6 (イ)の額に $\frac{6}{100}$ を乗じて計算した金額 (ハ)			円			市民税の控除余裕額((ホ)-(ヘ))又は(ニ)のうち低い金額 (リ)			円		
	24 (イ)の額に $\frac{24}{100}$ を乗じて計算した金額 (ニ)			円			計 (ト)+(フ)+(リ) (ヌ)			円		
	計 (イ)+(ロ)+(ハ)+(ニ) (ホ)			円			当年分の控除限度額を超える外国税額(ハ)-(ホ) (ル)			円		
当年において課された外国税額 (ハ)												
当年分の控除限度額を超える外国税額(ハ)-(ホ)												
前3年以内の控除余裕額又は控除限度額を超える外国税額の明細												
控除余裕額又は控除限度額を超える外国税額の生じた年	控 除 余 裕 額									控除限度額を超える外国税額		
	国 税			県 民 税			市 民 税			前年からの繰越額	当年分とみなす額	翌年繰越額
	前年からの繰越額	当年に算入する額	翌年繰越額	前年からの繰越額	当年に算入する額	翌年繰越額	前年からの繰越額	当年に算入する額	翌年繰越額			
年	(1)円	円	/	(2)円	円	/	(3)円	円	/	(1)円	円	/
年	(4)		円	(5)		円	(6)		円	(2)		円
年	(7)			(8)			(9)			(3)		
合 計	(7)	(7)		(ハ)	(ヨ)		(イ)	(レ)		(7)	(7)	
当 年 分	(ト)の額	(ム)の額	(ト)-(ム)の額	(フ)の額	(リ)の額	(フ)-(リ)の額	(リ)の額	(ニ)の額	(リ)-(ニ)の額	(ル)の額	(7)+(ヨ)+(レ)の額	(ル)-((7)+(ヨ)+(レ))の額
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
前3年の各年の国税の控除限度額	前3年の各年の翌年1月1日の住所の区分		前3年以内の控除余裕額の当年への加算額				国 税	(7) 円	前3年以内の控除限度額を超える外国税額の当年への繰越額	国 税	(ム) 円	
年 (3)	指定都市		指定都市				県民税	(ヨ)	指定都市	県民税	(7)	
年 (4)	一般市		一般市				市民税	(レ)	一般市	市民税	(ニ)	
年 (5)	指定都市		指定都市				計		指定都市	計	(7)	
年 (6)	一般市		一般市						一般市			
前年度以前3年度内の控除未済外国税額の明細												
控除未済外国税額の生じた年	県 民 税			市 民 税								
	控除未済外国税額 (イ)	当該年度控除額 (ロ)	翌年度繰越額 (ハ)	控除未済外国税額 (ニ)	当該年度控除額 (ホ)	翌年度繰越額 (ヘ)						
年度	円	円	/	円	円	/						
年度			円			円						

年度						
当 該 年 度 分						
計	円	円		円	円	

注

1 「前3年以内の控除余裕額又は控除限度額を超える外国税額の明細」欄中「前年からの繰越額」欄は、前年から引き継いだ控除余裕額又は控除限度額を超える外国税額を、「当年に加算する額」欄又は「当年分とみなす額」欄は、当年において控除限度額に加算すべき控除余裕額又は当年において繰越控除すべき控除限度額を超える外国税額を、

「翌年繰越額」欄は、翌年に引き継ぐべき控除余裕額又は控除限度額を超える外国税額をそれぞれ記載してください。

2 「控除余裕額」欄の各「当年に加算する額」欄は、各「前年からの繰越額」欄の前3年以内の各年の控除余裕額のうち、番号順に(ル)の金額に充てられるものを、国税、県民税、市民税の別に記載してください。

3 「控除限度額を超える外国税額」欄の「当年分とみなす額」欄は、「前年からの繰越額」欄の前3年以内の各年における控除限度額を超える外国税額のうち、番号順に、順次(ヌ)の金額に充てられるものを記載してください。

4 各「前3年の各年の国税の控除限度額」欄は、「前年からの繰越額」欄の前3年以内の控除余裕額がある年について、その年分の所得税法第95条第1項に規定する控除限度額を、各「前3年の各年の翌年1月1日の住所の区分」欄は、地方自治法第252条の19第1項の市にあつては「指定都市」欄に「○」を、それ以外の市町村にあつては「一般

市」欄に「○」を記載してください。

別表第54号様式の2の次に次の1様式を加える。

第54号様式の3

固定資産現所有者申告書

年 月 日

(宛先) 川崎市長

登記簿又は土地補充課税台帳若しくは家屋補充課税台帳に登記又は登録がされている所有者（以下「登記簿等に登記等がされている所有者」という。）が死亡したため、地方税法第384条の3及び川崎市市税条例第51条の3の規定に基づき、次のとおり申告します。

（現 申 告 者 ） 者	住所又は所在地 〒 —	電話番号 ()
	(フリガナ) 氏名又は名称 印	生年月日 年 月 日
	登記簿等に登記等がされている 所有者との関係	個人番号又は法人番号

登記簿等に登記等が されている所有者 (被相続人等)	住所 〒 —	納税者コード
	(フリガナ) 氏 名	死亡年月日 年 月 日

固 定 資 産	種 類	所 在 地 番	家屋番号
	土地・家屋		
	土地・家屋		
	土地・家屋		

備考

- この申告書は、登記簿等に登記等がされている所有者との関係を証する書類及び相続の事実がわかる書類（戸籍謄本、遺産分割協議書及び遺言書等）の写しを添付して提出してください。
- 指定記入欄で書ききれない場合は、別紙記入の上添付してください。

別表第59号様式中「30年排出ガス基準適合」を「H30年排出ガス基準適合」に、「21年排出ガス基準10%低減」を「H21年排出ガス基準10%低減」に、「32年度燃費基準+30%達成」を「R2年度燃費基準+30%達成」に、「32年度燃費基準+10%達成」を「R2年度燃費基準+10%達成」に、「27年度燃費基準+35%達成」を「H27年度燃費基準+35%達成」に、「27年度燃費基準+15%達成」を「H27年度燃費基準+15%達成」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の規則の規定により調製した帳票で現に残存するものについては、当分の間、必要な箇所を訂正した上、引き続きこれを使用することができる。

川崎市廃棄物の処理及び再生利用等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年6月22日

川崎市長 福田 紀彦

川崎市規則第54号

川崎市廃棄物の処理及び再生利用等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

川崎市廃棄物の処理及び再生利用等に関する条例施行規則（平成5年川崎市規則第26号）の一部を次のように改正する。

第18条の2中「第41条の3」を「第41条の4」に改め、同条第5号を同条第6号とし、同条第4号中「に供する」を「の」に改め、同号を同条第5号とし、同条第3号中「対象施設」の次に「又は非常災害対象施設」を加え、同号を同条第4号とし、同条第2号中「対象施設」の次に「又は非常災害対象施設」を加え、同号を同条第3号とし、同条第1号中「の名称、」を「又は非常災害対象施設の」に改め、同号を同条第2号とし、同号の前に次の1号を加える。

(1) 調査書又は非常災害調査書を縦覧に供する旨

第18条の2に次の2号を加える。

(7) 条例第41条の4ただし書の規定により縦覧期間を短縮する場合又は条例第41条の5第1項ただし書の規定により意見書の提出期限を繰り上げる場合は、その旨及びその理由

(8) その他必要な事項

第18条の3中「第41条の3」を「第41条の4」に改め、同条第2号中「対象施設」の次に「又は非常災害対象施設」を加え、同条の次に次の2条を加える。

(受託者による縦覧に供する旨の届出)

第18条の4 条例第41条の7の規定による届出は、受託

者調査書縦覧実施届出書（第11号様式の2）により行うものとする。

(受託者が縦覧する旨の告示)

第18条の5 条例第41条の8第1項の規定による告示は、次の事項について行うものとする。

(1) 受託者が受託者調査書を縦覧に供する旨

(2) 受託者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

(3) 受託者対象施設の種類及び設置場所

(4) 受託者対象施設で処理する一般廃棄物の種類

(5) 受託者対象施設の処理能力

(6) 縦覧の場所、期間及び時間

(7) 意見書の提出先及び提出期限

(8) 条例第41条の8第2項ただし書の規定により縦覧期間を短縮する場合又は条例第41条の10第3項ただし書の規定により意見書の提出期限を繰り上げる場合は、その旨及びその理由

(9) その他必要な事項

第11号様式の次に次の1様式を加える。

第11号様式の2

受託者調査書縦覧実施届出書

年 月 日

(宛先) 川 崎 市 長

届出者 郵便番号

住所

フリガナ

氏名

印

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

川崎市廃棄物の処理及び再生利用等に関する条例第41条の7の規定により、次のとおり届け出ます。

縦覧実施の事由	<input type="checkbox"/> 設置 <input type="checkbox"/> 変更 (変更の理由： (許可年月日： 年 月 日) (許可番号：第 号)	
受託者対象施設の種類		
受託者対象施設の設置場所		
受託者対象施設で処理する一般廃棄物の種類		
着工予定年月日	年 月 日	
使用開始予定年月日	年 月 日	
受託者対象施設の処理能力	m ³ /日 () 時間 t/日 () 時間 m ³ /時間 t/時間	
受託者対象施設の稼働時間	時 分 ~ 時 分	
受託者対象施設の稼働日数	日/年・月 (土日祝日の稼働の有無：)	
縦覧及び意見書に関する事項	縦覧の場所及び方法	
	縦覧期間	年 月 日 ~ 年 月 日
	縦覧時間	時 分 ~ 時 分 (土日祝日の縦覧の有無：)
	意見書の提出先及び提出方法	
	意見書の提出期限	年 月 日 ~ 年 月 日
	意見書の提出が可能な時間	時 分 ~ 時 分 (土日祝日の提出の有無：)
	連絡先	担当部署 担当者氏名 電話番号 FAX番号 メールアドレス

注 受託者調査書を添えて届け出てください。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

川崎市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年6月22日

川崎市長 福 田 紀 彦

川崎市規則第55号

川崎市浄化槽保守点検業者の登録に関する
条例施行規則の一部を改正する規則

川崎市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例施行規則
(昭和60年川崎市規則第106号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項各号列記以外の部分に次のただし書を加える。

ただし、従前の登録の有効期間において条例第11条第2項ただし書の規定に該当したときは、第5号に掲げる書類の添付を省略することができる。第2条第2項中第4号を第6号とし、第3号の次に次の2号を加える。

(4) 条例第11条第2項に規定する研修の受講に係る計画を記載した書類

(5) 更新の登録にあつては、従前の登録の有効期間内に浄化槽管理士が条例第11条第2項に規定する研修を受けたことを証する書類

第6条第1項中「書類」の次に「及び第2条第2項第4号に規定する計画に変更がある場合にあつては変更後の当該計画を記載した書類」を加える。

第1号様式中

「

営業所	所在地	
	名称	

」

を

「

営業所	所在地	
	名称	
	電話番号	

」

に改め、同様式注第3項中第6号を第8号とし、第5号の次に次の2号を加える。

(6) 川崎市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例第11条第2項に規定する研修の受講に係る計画を記載した書類

(7) 更新の登録にあつては、従前の登録の有効期間内に浄化槽管理士が川崎市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例第11条第2項に規定する研修を受けたことを証する書類

第2号様式を次のように改める。

第2号様式

(表)

浄化槽保守点検業者登録簿

登 録 番 号	第 号	登録年月日	年 月 日
		有効期間	
		満了年月日	年 月 日
登 録 業 者	住 所		
	氏 名	電話番号 —	
営 業 所	所 在 地	名	称
		電話番号 —	
		電話番号 —	
役員（業務を執行する社員、取締役又はこれに準ずる者）の氏名			

(裏)

浄 化 槽 管 理 士	営業所の名称	氏 名	浄化槽管理士免状		条例第11条第2項に規定する研修		
			交付番号	交付年月日	計画年度	受講年月日	実 施 団 体

備考

第5号様式中「あて先」を「宛先」に改め、同様式注中「書類」の次に「及び川崎市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例第11条第2項に規定する研修の受講に係る計画に変更がある場合にあっては変更後の当該計画を記載した書類」を加える。

第10号様式中「あて先」を「宛先」に、

横 須 賀 市							
---------	--	--	--	--	--	--	--

を

相 模 原 市							
横 須 賀 市							
藤 沢 市							
茅 ヶ 崎 市							

に改める。

附 則

(施行期日)

- この規則は、令和2年7月1日から施行する。
(経過措置)
- この規則の施行の際現に登録を受けている浄化槽保守点検業者がこの規則の施行の日以後最初に受ける更新の登録に係る申請については、改正後の規則第2条第2項第5号の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 改正前の規則の規定により調製した帳票で現に残存するものについては、当分の間、必要な箇所を訂正した上、引き続きこれを使用することができる。

川崎市心身障害者扶養共済条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年6月30日

川崎市長 福 田 紀 彦

川崎市規則第56号

川崎市心身障害者扶養共済条例施行規則の一部を改正する規則

川崎市心身障害者扶養共済条例施行規則（昭和47年川崎市規則第60号）の一部を次のように改正する。

第8条を次のように改める。

(年金の支払期月)

第8条 年金は、毎月3月、7月及び11月の3期に、それぞれその月までの分を支払う。ただし、前支払期月に支払うべきであった年金又は権利が消滅した場合若しくは年金の支給を停止した場合におけるその期の年金は、その支払期月でない月であっても、支払うものとする。

第1号様式中「あて先」を「宛先」に、

(ふりがな)		男
氏 名		女

を

(ふりがな)	
氏 名	

に改める。

第6号様式中「あて先」を「宛先」に、

性 別	男 ・ 女
生年月日	年 月 日

を

生年月日	年 月 日
------	-------

に改める。

第7号様式中

- (4、5、6、7月の4箇月分) ……7月上旬
(8、9、10、11月の4箇月分) ……11月上旬
(12、1、2、3月の4箇月分) ……3月上旬

を

- 4月、5月、6月及び7月の4箇月分 ……7月
8月、9月、10月及び11月の4箇月分 ……11月
12月、1月、2月及び3月の4箇月分 ……3月

に改める。

第8号様式中「あて先」を「宛先」に、

性 別	男 ・ 女
生年月日	年 月 日

を

生年月日	年 月 日
------	-------

に改める。

第9号様式中「あて先」を「宛先」に、

性 別	男 ・ 女
生年月日	年 月 日

を

生年月日	年 月 日
------	-------

に改める。

第13号様式中「あて先」を「宛先」に、

性 別	男 ・ 女
生年月日	年 月 日

を

生年月日	年 月 日
------	-------

に改める。

第15号様式中「あて先」を「宛先」に、

性 別	男 ・ 女
生年月日	年 月 日

を

生年月日	年 月 日
------	-------

に改める。

第18号様式中「あて先」を「宛先」に、「障害児学級」を「特別支援学級」に、

氏 名		男・女
-----	--	-----

を

氏 名	
-----	--

に改める。

附 則
(施行期日)

- この規則は、令和2年7月1日から施行する。
(経過措置)

- 改正前の規則の規定により調製した帳票で現に残存するものについては、当分の間、必要な箇所を訂正した上、引き続きこれを使用することができる。

川崎市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年6月30日

川崎市長 福田 紀彦

川崎市規則第57号

川崎市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則の一部を改正する規則

川崎市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則（平成18年川崎市規則第61号）の一部を次のように改正する。

第16号様式中

フリガナ		性別	男・女
氏 名			

を

フリガナ	
氏 名	

に改める。

第17号様式中

フリガナ		性別
受診者氏名		男 女

を

フリガナ	
受診者氏名	

に改める。

第18号様式中

生年月日	
性 別	

を

「

生年月日	
------	--

」

に改める。

第20号様式中

「

年	月	日	性別	
---	---	---	----	--

」

を

「

年	月	日
---	---	---

」

に改める。

第21号様式中

「

年	月	日	性別	
---	---	---	----	--

」

を

「

年	月	日
---	---	---

」

に改める。

第22号様式中

「

年	月	日	性別	
---	---	---	----	--

」

を

「

年	月	日
---	---	---

」

に改める。

第23号様式中

「

フリガナ		性別
受診者氏名		男・女

」

を

「

フリガナ	
受診者氏名	

」

に改める。

第24号様式中

「

フリガナ		性別
受診者氏名		男・女

」

を

「

フリガナ	
受診者氏名	

」

に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和2年7月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この規則の施行の前日に交付された改正前の規則第20号様式、第21号様式及び第22号様式の規定による自立支援医療受給者証（育成医療）、自立支援医療受給者証（更生医療）及び自立支援医療受給者証（精神通院医療）（以下これらを「自立支援医療受給者証（育成医療）等」という。）は、それぞれの自立支援医療受給者証（育成医療）等に記載された有効期間が満了するまでの間、改正後の規則第20号様式、第21号様式及び第22号様式の規定による自立支援医療受給者証（育成医療）等とみなす。
- 3 改正前の規則の規定により調製した帳票（第18号様式を除く。）で現に残存するものについては、当分の間、必要な箇所を訂正した上、引き続きこれを使用することができる。

川崎市母子保健法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年6月30日

川崎市長 福田 紀彦

川崎市規則第58号

川崎市母子保健法施行細則の一部を改正する規則

川崎市母子保健法施行細則（昭和62年川崎市規則第36号）の一部を次のように改正する。

第11号様式中「本人」を「乳児（本人）」に改め、

「

上記のとおり申請します。
年 月 日
(電先)川崎市保健所長

」

を

「

上記のとおり申請します。

なお、申請に当たり、費用の徴収に関する事務を処理するため、乳児及び扶養義務者並びに生計を一にする子の市町村民税課税状況を川崎市長が確認することに同意します。

年 月 日

(宛先)川崎市保健所長

」

に改める。

第12号様式を次のように改める。

第12号様式

世 帯 調 査 書

申請者氏名				乳児(本人) 氏 名				
乳児の属する世帯構成	氏 名	続 柄	生 年 月 日	職 業 (勤務先)	1月1日現在の住所			
	(申請者)	/				市 内 ・ 市 外		
					・ ・		市 内 ・ 市 外	
		個人番号						
			・ ・		市 内 ・ 市 外			
		個人番号						
			・ ・		市 内 ・ 市 外			
		個人番号						
			・ ・		市 内 ・ 市 外			
		個人番号						
	世帯外扶養義務者			・ ・		市 内 ・ 市 外		
			個人番号					
			・ ・		市 内 ・ 市 外			
		個人番号						

記入上の注意

- 「乳児の属する世帯構成」の「氏名」欄には、扶養義務者及び生計を一にする子を記入してください。
- 「世帯外扶養義務者」には、乳児と同居していない扶養義務者で、現にその乳児を扶養している者のみ記入してください。
- 乳児が入院を開始した年(乳児が入院を開始した月が1月から6月までの場合は、その前年)の1月1日現在の住所について市内又は市外のいずれかを○で囲んでください。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和2年7月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の規則の規定により調製した帳票で現に残存するものについては、当分の間、必要な箇所を訂正した上、引き続きこれを使用することができる。

川崎市結核児童療育給付事務取扱細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年6月30日

川崎市長 福 田 紀 彦

川崎市規則第59号

川崎市結核児童療育給付事務取扱細則の一部を改正する規則

川崎市結核児童療育給付事務取扱細則（昭和47年川崎市規則第46号）の一部を次のように改正する。

第1号様式中「本人」を「児童（本人）」に改め、

「

別紙関係書類を添えて上記のとおり療育の給付を申請します。

年 月 日

申請者住所
本人との続柄
申請者氏名 印
電話 ー

〔法人にあつては主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

(宛先) 川崎市長

」

を

「

別紙関係書類を添えて上記のとおり療育の給付を申請します。

なお、申請に当たり、費用の徴収に関する事務を処理するため、児童及び扶養義務者並びに生計を一にする子の市町村民税課税状況を川崎市長が確認することに同意します。

年 月 日

申請者住所
本人との続柄
申請者氏名 印
電話 ー

〔法人にあつては主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

(宛先) 川崎市長

」

に改める。

第2号様式を次のように改める。

第2号様式

世 帯 調 書

申請者氏名 (法人にあっては 名称及び代表者 の氏名)				児童(本人) 氏 名		
児童の属する世帯構成	氏 名	続 柄	生 年 月 日	職 業 (勤務先)	1月1日現在の住所	
	(申請者)				市内・市外	
			・ ・		市内・市外	
		個人番号				
			・ ・		市内・市外	
		個人番号				
			・ ・		市内・市外	
		個人番号				
			・ ・		市内・市外	
		個人番号				
	世帯外扶養義務者			・ ・		市内・市外
			個人番号			
			・ ・		市内・市外	
		個人番号				
			・ ・		市内・市外	
		個人番号				

記入上の注意

- 「児童の属する世帯構成」の「氏名」欄には、扶養義務者及び生計を一にする子を記入してください。
- 「世帯外扶養義務者」には、児童と同居していない扶養義務者で、現にその児童を扶養している者のみ記入してください。
- 児童が入院を開始した年(児童が入院を開始した月が1月から6月までの場合は、その前年)の1月1日現在の住所について市内又は市外のいずれかを○で囲んでください。

附則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和2年7月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 改正前の規則の規定により調製した帳票で現に残存するものについては、当分の間、必要な箇所を訂正した上、引き続きこれを使用することができる。

川崎市営住宅条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年6月30日

川崎市長 福田紀彦

川崎市規則第60号

川崎市営住宅条例施行規則の一部を改正する規則

川崎市営住宅条例施行規則(昭和37年川崎市規則第57号)の一部を次のように改正する。

別表第1初山の項中「322」を「290」に改める。

附則

この規則は、令和2年7月10日から施行する。

告 示

川崎市告示第339号

川崎市自転車等の放置防止に関する条例(昭和62年川崎市条例第4号。以下「条例」という。)第10条第2項、第11条第2項及び第3項並びに第27条第2項の規定に基づき自転車等を撤去し、保管しましたので、条例第12条第1項(第27条第3項において準用する場合を含む。)の規定に基づき告示します。

令和2年6月16日

川崎市長 福田紀彦

- 1 撤去年月日、撤去場所、撤去自転車等並びに保管場所の名称及び位置
別紙のとおり
- 2 保管期間
当該告示をした日から起算して1箇月間
- 3 引取りの方法
 - (1) 引取りの場所
別紙表記載の保管場所
 - (2) 引取りのできる日時
火曜日から金曜日までの午前11時から午後7時まで並びに土曜日及び日曜日の午前11時から午後5時まで。ただし、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び12月29日から1月3日までを除く。
 - (3) 引取りに要する費用
自転車 2,500円

原動機付自転車 5,000円

自動二輪車 10,000円

- (4) 持参するもの
自転車等の鍵
印鑑
住所等身分を証明するもの

4 その他

この告示に関する撤去自転車等で上記の保管期間を経過するまでの間に利用者又は所有者の引取りのないものについては、条例第14条に基づき売却その他の処理をします。

(別紙省略)

川崎市告示第340号

道路の区域の変更に関する告示

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更します。

その関係図面は、建設緑政局道路管理部管理課において、令和2年6月22日から令和2年7月6日まで一般の縦覧に供します。

令和2年6月22日

川崎市長 福田紀彦

道路の種類 市道

旧・新別	路線名	区 間	敷地の幅員(m)	延長(m)	備考
旧	野川第18号線	川崎市宮前区野川本町3丁目482番6先 川崎市宮前区野川本町3丁目482番9先	2.12	71.01	
新	野川第18号線	川崎市宮前区野川本町3丁目482番6先 川崎市宮前区野川本町3丁目482番2先	6.00	71.01	隅きり部を含む

川崎市告示第341号

道路供用開始に関する告示

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を令和2年6月22日から開始します。

その関係図面は、建設緑政局道路管理部管理課において、令和2年6月22日から令和2年7月6日まで一般の縦覧に供します。

令和2年6月22日

川崎市長 福田紀彦

道路の種類 市道

路線名	供用開始の区間	備考
野川第18号線	川崎市宮前区野川本町3丁目482番6先	隅きり部を含む
	川崎市宮前区野川本町3丁目482番2先	

川崎市告示第342号

市道路線認定に関する告示

道路法(昭和27年法律第180号)第8条の規定に基づき、市道の路線を次のように認定します。

その関係図面は、建設緑政局道路管理部管理課において、一般の縦覧に供します。

令和2年6月22日

川崎市長 福田 紀彦

整理番号	路線名	起 点	重要な経過地
		終 点	
17	鹿島田第208号線	幸区鹿島田2丁目1番7先 中原区上平間1564番10先	
18	久末第265号線	高津区久末1535番11先 高津区久末1534番8先	
19	菅生第834号線	宮前区菅生6丁目973番44先 宮前区菅生6丁目973番48先	
20	平第236号線	宮前区平5丁目889番19先 宮前区平5丁目889番26先	
21	野川本町第2号線	宮前区野川本町3丁目482番5先 宮前区野川本町3丁目482番2先	
22	馬絹第193号線	宮前区馬絹4丁目1253番1先 宮前区馬絹4丁目1253番8先	
23	生田第272号線	多摩区生田8丁目3420番6先 多摩区生田8丁目3420番14先	
24	生田第273号線	多摩区生田8丁目3420番17先 多摩区生田8丁目3420番21先	
25	宿河原第294号線	多摩区宿河原2丁目382番7先 多摩区宿河原2丁目382番9先	
26	堰第84号線	多摩区堰1丁目424番18先 多摩区堰1丁目424番25先	
27	上麻生第417号線	麻生区上麻生5丁目1099番19先 麻生区上麻生5丁目1100番1先	
28	上麻生第418号線	麻生区上麻生5丁目1099番19先 麻生区上麻生5丁目1103番2先	

川崎市告示第343号

道路区域決定に関する告示

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のとおり決定します。

その関係図面は、建設緑政局道路管理部管理課において、令和2年6月22日から令和2年7月6日まで一般の縦覧に供します。

令和2年6月22日

川崎市長 福田 紀彦

道路の種類 市道

整理番号	路線名	起 点	敷地の幅員(m)	延長(m)	備考
		終 点			
17	鹿島田第208号線	幸区鹿島田2丁目1番7先 中原区上平間1564番10先	9.00	66.68	
18	久末第265号線	高津区久末1535番11先 高津区久末1534番8先	5.50	41.67	
19	菅生第834号線	宮前区菅生6丁目973番44先 宮前区菅生6丁目973番48先	4.50	29.29	
20	平第236号線	宮前区平5丁目889番19先 宮前区平5丁目889番26先	4.50	34.96	
21	野川本町第2号線	宮前区野川本町3丁目482番5先 宮前区野川本町3丁目482番2先	6.00	33.88	
22	馬絹第193号線	宮前区馬絹4丁目1253番1先 宮前区馬絹4丁目1253番8先	4.50	26.01	
23	生田第272号線	多摩区生田8丁目3420番6先 多摩区生田8丁目3420番14先	6.00	62.03	
24	生田第273号線	多摩区生田8丁目3420番17先 多摩区生田8丁目3420番21先	4.50	29.00	
25	宿河原第294号線	多摩区宿河原2丁目382番7先 多摩区宿河原2丁目382番9先	5.00	25.64	
26	堰第84号線	多摩区堰1丁目424番18先 多摩区堰1丁目424番25先	4.50	41.98	

27	上麻生 第417号線	麻生区上麻生5丁目 1099番19先 ----- 麻生区上麻生5丁目 1100番1先	6.00	117.19	
28	上麻生 第418号線	麻生区上麻生5丁目 1099番19先 ----- 麻生区上麻生5丁目 1103番2先	6.00	66.20	

川崎市告示第344号

道路供用開始に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を令和2年6月22日から開始します。

その関係図面は、建設緑政局道路管理部管理課において、令和2年6月22日から令和2年7月6日まで一般の縦覧に供します。

令和2年6月22日

川崎市長 福田紀彦

道路の種類 市道

整理番号	路線名	起 ----- 終 点	重要な経過地
17	鹿島田 第208号線	幸区鹿島田2丁目1番 7先 ----- 中原区上平間1564番 10先	
18	久末 第265号線	高津区久末1535番 11先 ----- 高津区久末1534番 8先	
19	菅生 第834号線	宮前区菅生6丁目973 番44先 ----- 宮前区菅生6丁目973 番48先	
20	平 第236号線	宮前区平5丁目889番 19先 ----- 宮前区平5丁目889番 26先	
21	野川本町 第2号線	宮前区野川本町3丁目 482番5先 ----- 宮前区野川本町3丁目 482番2先	
22	馬絹 第193号線	宮前区馬絹4丁目1253 番1先 ----- 宮前区馬絹4丁目1253 番8先	
23	生田 第272号線	多摩区生田8丁目3420 番6先 ----- 多摩区生田8丁目3420 番14先	

24	生田 第273号線	多摩区生田8丁目3420 番17先 ----- 多摩区生田8丁目3420 番21先	
25	宿河原 第294号線	多摩区宿河原2丁目 382番7先 ----- 多摩区宿河原2丁目 382番9先	
26	堰 第84号線	多摩区堰1丁目424番 18先 ----- 多摩区堰1丁目424番 25先	
27	上麻生 第417号線	麻生区上麻生5丁目 1099番19先 ----- 麻生区上麻生5丁目 1100番1先	
28	上麻生 第418号線	麻生区上麻生5丁目 1099番19先 ----- 麻生区上麻生5丁目 1103番2先	

川崎市告示第345号

市道路線廃止に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第1項の規定に基づき、次の市道の路線を廃止します。

その関係図面は、建設緑政局道路管理部管理課において、一般の縦覧に供します。

令和2年6月22日

川崎市長 福田紀彦

整理番号	路線名	起 ----- 終 点	重要な経過地
29	野川 第236号線	宮前区西野川3丁目 1503番先 ----- 宮前区西野川3丁目 1409番37先	
30	野川 第16号線	宮前区野川本町3丁目 482番9先 ----- 宮前区野川本町3丁目 464番1先	
31	野川 第17号線	宮前区野川本町3丁目 461番2先 ----- 宮前区野川本町3丁目 462番3先	
32	長尾 第118号線	多摩区長尾3丁目1173 番1先 ----- 多摩区長尾3丁目1176 番3先	

川崎市告示第346号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、川崎市営住宅及び川崎市特定公共賃貸住宅並びに駐車場の使用料の収納事務を委託したの

で、同条第2項の規定により告示します。

令和2年6月22日

川崎市長 福田 紀 彦

- 1 受託者の所在地及び名称
川崎市川崎区砂子1丁目2番地4
川崎市住宅供給公社 理事長 小林 哲 喜
- 2 委託する事務の種類
川崎市営住宅及び川崎市特定公共賃貸住宅並びに駐車場の使用料の収納事務
- 3 委託する期間
令和2年4月1日から令和3年3月31日まで

川崎市告示第347号

川崎市立学校の施設の開放に関する規則第10条第1項に規定する学校施設開放使用料の収納に関する事務を地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項により、次の者に委託したので、同条第2項の規定に基づき告示します。

令和2年6月23日

川崎市長 福田 紀 彦

- 1 受託者の所在地等

所在地	名称	代表者名
東京都千代田区二番町8番地8	株式会社 セブン-イレブン・ジャパン	代表取締役 永松 文彦
東京都港区芝浦三丁目1番21号	株式会社 ファミリーマート	代表取締役社長 澤田 貴司

- 2 委託する事務の種類
川崎市立学校の施設の開放に関する規則第10条第1項に規定する学校施設開放使用料の収納事務
- 3 委託期間
令和2年4月1日～令和3年3月31日

川崎市告示第348号

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第44条第1項の規定による特定非営利活動法人かわさき創造プロジェクトの認定をしたので、同法第49条第2項の規定により次のとおり告示します。

令和2年6月23日

川崎市長 福田 紀 彦

- 1 名称
特定非営利活動法人 かわさき創造プロジェクト
- 2 代表者の氏名
栗田 正道
- 3 主たる事務所の所在地
川崎市多摩区中野島6丁目29番1号
新多摩川ハイム4号棟101
- 4 当該認定の有効期間

令和2年6月23日～令和7年6月22日

川崎市告示第349号

浄化槽管理士の資質の向上のための研修の指定について

川崎市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例(昭和60年川崎市条例第36号)第11条第2項の規定に基づき、浄化槽管理士の資質の向上のための研修を次のとおり指定します。

令和2年6月23日

川崎市長 福田 紀 彦

川崎市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例第11条第2項に基づき市長が指定する浄化槽管理士の資質の向上のための研修は、次に掲げる者が実施する研修であつて、次に掲げる内容を含むものとする。

浄化槽保守点検業の登録先	研修実施者	研修内容	指 定 年月日
神奈川県内	神奈川県知事又は神奈川県知事が指定する者	浄化槽法(昭和58年法律第43号)第48条第2項第3号に規定する浄化槽管理士に対する研修として実施される、次に掲げる事項を習得するためのもの 1 浄化槽行政の動向 2 浄化槽の構造と機能 3 浄化槽の保守点検と清掃	令和2年 7月1日
神奈川県内及び神奈川県以外の都道府県(保健所を設置する市及び特別区を含む。以下同じ。)	1 神奈川県知事又は神奈川県知事が指定する者 2 神奈川県以外の都道府県の知事(保健所を設置する市及び特別区の長を含む。)又は当該都道府県の知事が指定し、若しくは認める者		

川崎市告示第350号

川崎市自転車等の放置防止に関する条例(昭和62年川崎市条例第4号。以下「条例」という。)第10条第2項、第11条第2項及び第3項並びに第27条第2項の規定に基づき自転車等を撤去し、保管しましたので、条例第12条第1項(第27条第3項において準用する場合を含む。)の規定に基づき告示します。

令和2年6月23日

川崎市長 福田 紀 彦

- 1 撤去年月日、撤去場所、撤去自転車等並びに保管場所の名称及び位置
別紙のとおり
- 2 保管期間
当該告示をした日から起算して1箇月間
- 3 引取りの方法

(1) 引取りの場所

別紙表記載の保管場所

(2) 引取りのできる日時

火曜日から金曜日までの午前11時から午後7時まで並びに土曜日及び日曜日の午前11時から午後5時まで。ただし、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び12月29日から1月3日までを除く。

(3) 引取りに要する費用

自転車	2,500円
原動機付自転車	5,000円
自動二輪車	10,000円

(4) 持参するもの

自転車等の鍵
印鑑
住所等身分を証明するもの

4 その他

この告示に関する撤去自転車等で上記の保管期間を経過するまでの間に利用者又は所有者の引取りのないものについては、条例第14条に基づき売却その他の処理をします。

(別紙省略)

川崎市告示第351号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により指定介護機関の廃止及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項において生活保護法の規定の例によるとされている介護支援給付の指定介護機関の廃止を行いましたので、同法第55条の3第2号の規定に基づき別表のとおり告示します。（別表省略）

令和2年6月23日

川崎市長 福田紀彦

川崎市告示第352号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により指定介護機関の変更及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項において生活保護法の規定の例によるとされている介護支援給付の指定介護機関の変更を行いましたので、同法第55条の3第2号の規定に基づき別表のとおり告示します。（別表省略）

令和2年6月23日

川崎市長 福田紀彦

川崎市告示第353号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により介護機関の指定及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項において生活保護法の規定の例によるとされている介護支援給付の介護機関の指定を行いましたので、同法第55条の3第1号の規定に基づき別表のとおり告示します。（別表省略）

令和2年6月23日

川崎市長 福田紀彦

川崎市告示第354号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により指定介護機関の変更及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項において生活保護法の規定の例によるとされている介護支援給付の指定介護機関の変更を行いましたので、同法第55条の3第2号の規定に基づき別表のとおり告示します。（別表省略）

令和2年6月23日

川崎市長 福田紀彦

川崎市告示第355号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により指定介護機関の廃止及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項において生活保護法の規定の例によるとされている介護支援給付の指定介護機関の廃止を行いましたので、同法第55条の3第2号の規定に基づき別表のとおり告示します。（別表省略）

令和2年6月23日

川崎市長 福田紀彦

川崎市告示第356号

土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出

区域の指定の一部解除について

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第2項の規定に基づき、特定有害物質によって汚染されている区域の指定を一部解除しますので、同条第3項の規定に基づき告示します。

令和2年6月24日

川崎市長 福田紀彦

1 指定を解除する区域

川崎区鈴木町2964番1の一部

（別図のとおり）

2 土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第31条第1項の基準に適合していない特定有害物質の名称

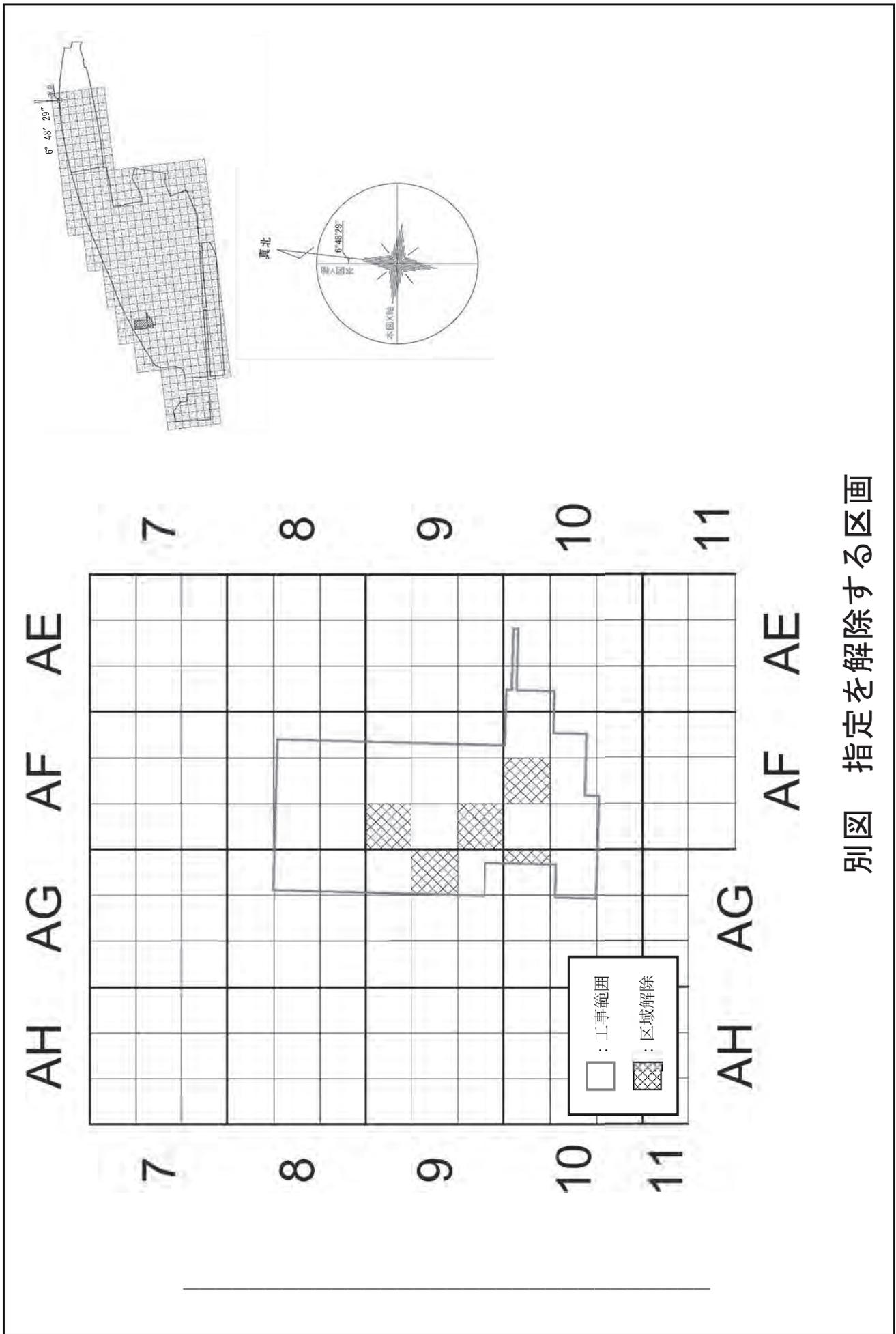
水銀及びその化合物

3 土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第31条第2項の基準に適合していない特定有害物質の名称

鉛及びその化合物

4 講じられた汚染の除去等の措置

基準不適合土壤の掘削による除去、土地の形質変更範囲の一部訂正



別図 指定を解除する区画

川崎市告示第357号

議決された予算の公表について

別紙の予算は、令和2年6月1日招集の令和2年第4回川崎市議会定例会において、令和2年6月18日に原案のとおり可決されましたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第219条第2項の規定により公表します。

令和2年6月24日

川崎市長 福田紀彦

令和2年度川崎市一般会計補正予算

令和2年度川崎市の一般会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8,226,147千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ981,389,549千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により翌年度に繰越して使用することができる経費は、「第2表繰越明許費」による。

(債務負担行為の補正)

第3条 既定の債務負担行為の変更は、「第3表債務負担行為補正」による。

(地方債の補正)

第4条 既定の地方債の変更は、「第4表地方債補正」による。

令和2年6月1日提出

川崎市長 福田紀彦

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
15 分担金及び負担金		千円 12,259,989	千円 △750,000	千円 11,509,989
	1 負担金	12,259,989	△750,000	11,509,989
17 国庫支出金		302,849,309	△329,638	302,519,671
	1 国庫負担金	116,316,837	151,199	116,468,036
	2 国庫補助金	186,042,964	△480,837	185,562,127
18 県支出金		35,876,330	1,793,006	37,699,336
	2 県補助金	7,045,290	1,793,006	8,838,296
21 繰入金		73,523,798	1,486,779	75,010,577
	1 基金繰入金	70,725,564	1,486,779	72,212,343
24 市債		65,712,000	6,026,000	71,738,000
	1 市債	65,712,000	6,026,000	71,738,000
歳入合計		973,163,402	8,226,147	981,389,549

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		千円 53,461,824	千円 500,000	千円 53,961,824
	5 徴税費	6,531,143	500,000	7,031,143
4 こども未来費		128,578,292	200,000	128,778,292
	2 こども支援費	79,226,241	200,000	79,426,241
5 健康福祉費		309,880,387	2,640,482	312,520,869
	7 公衆衛生費	11,305,695	2,640,482	13,946,177
7 経済労働費		45,540,098	5,669	45,545,767
	5 労政費	468,923	5,669	474,592
8 建設緑政費		44,831,502	△2,335,000	42,496,502
	3 街路事業費	19,974,873	△1,635,000	18,339,873
	8 公園費	6,709,253	△700,000	6,009,253
10 まちづくり費		24,514,973	△23,616	24,491,357
	3 整備事業費	10,371,553	△23,616	10,347,937
11 区役所費		17,577,926	△80,000	17,497,926
	1 区政振興費	13,526,715	△80,000	13,446,715
13 教育費		101,194,431	7,318,612	108,513,043
	2 小学校費	26,703,156	11,727	26,714,883
	3 中学校費	13,445,818	5,196	13,451,014
	4 高等学校費	3,683,283	15	3,683,298
	5 特別支援教育費	2,677,720	345	2,678,065
	8 教育施設整備費	9,808,749	7,301,329	17,110,078
歳出合計		973,163,402	8,226,147	981,389,549

第2表 繰越明許費

款	項	事業名	金額
8	建設緑政費	3 街路事業費	千円 5,863,760

第3表 債務負担行為補正

変更

事項	補正前		補正後	
	期間	限度額	期間	限度額
令和2年度家屋等リース経費	令和2年度から 令和7年度まで	千円 606,667	令和2年度から 令和7年度まで	千円 810,827

第4表 地方債補正

変更

起債の目的	限度額		
	補正前の額	補正額	補正後の額
	千円	千円	千円
安全施設整備事業	1,566,000	△80,000	1,486,000
街路事業	4,451,000	△308,000	4,143,000
公園緑地施設整備事業	3,464,000	△315,000	3,149,000
業務教育施設整備事業	5,080,000	6,729,000	11,809,000
合計	14,561,000	6,026,000	20,587,000
地方債総合計	65,712,000	6,026,000	71,738,000

川崎市告示第358号

川崎市個人情報保護条例（昭和60年川崎市条例第26号）第8条第1項の規定による個人情報ファイルの届出及び同条第3項の規定による保有個人情報業務の届出について、同条第7項の規定に基づき公表します。

令和2年6月25日

川崎市長 福田紀彦

1 届出の状況

(1) 個人情報ファイル（変更）

ア 市長 2件
イ 教育委員会 7件

2 届出書

別紙のとおり（省略）

川崎市告示第359号

川崎市個人情報保護条例（昭和60年川崎市条例第26号）第11条第3項の規定による保有個人情報の目的外利用等の届出について、同条第5項の規定に基づき公表します。

令和2年6月25日

川崎市長 福田紀彦

1 届出の状況

(1) 目的外利用

ア 市長 25件
イ 教育委員会 1件

(2) 外部提供

ア 市長 23件
イ 上下水道事業管理者 1件
ウ 消防長 6件
エ 教育委員会 2件

2 届出書

別紙のとおり(省略)

川崎市告示第360号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第11項の規定により告示された事項の変更届がありましたので、平成30年川崎市告示第163号に告示された事項を変更し、同条第10項の規定により次のとおり告示します。

令和2年6月25日

川崎市長 福田紀彦

1 届け出た地縁による団体

(1) 名称

柿生駅前町内会

(2) 事務所の所在地

川崎市麻生区上麻生6丁目38番1号

(3) 代表者の氏名

岡倉進

(4) 代表者の住所

川崎市麻生区上麻生6丁目38番1号

2 変更事項及びその内容

(1) 代表者の氏名及び住所

「鈴木康夫」を「岡倉進」に改める。

「川崎市麻生区上麻生5丁目46番16号」を「川崎

市麻生区上麻生6丁目38番1号」に改める。

(2) 事務所の所在地

「川崎市麻生区上麻生5丁目46番16号」を「川崎市麻生区上麻生6丁目38番1号」に改める。

川崎市告示第361号

介護保険法によるサービス事業者等の指定等について

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項本文、第42条の2第1項本文、第46条第1項、第48条第1項第1号、第53条第1項、第54条の2第1項本文、若しくは第58条第1項の規定又は第94条第1項の規定により、指定居宅サービス事業者、指定地域密着型サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、指定介護老人福祉施設、指定介護予防サービス事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者、若しくは指定介護予防支援事業者を指定し又は介護老人保健施設を許可したので、同法第78条、第78条の11、第85条、第93条、第115条の10、第115条の20、若しくは第115条の30の規定又は第104条の2の規定に基づき告示します。

令和2年6月26日

川崎市長 福田紀彦

令和2年6月1日指定等

事業者の名称	事業所番号	事業所の名称	事業所の住所	サービスの種類
ウォーターワンデイサービス株式会社	1495500629	一織庵 初山一丁目	川崎市宮前区 初山1丁目21番13号	地域密着型通所介護
医療法人メディカルクラスタ	1495400663	医療・看取り対応型 たまふれあいグループホーム 登戸新町	川崎市多摩区 登戸新町186	認知症対応型共同生活介護 介護予防認知症対応型共同生活介護

川崎市告示第362号

介護保険法等によるサービス事業所等の廃止等について

介護保険法(平成9年法律第123号)第75条第2項、第78条の5第2項、第82条第2項、第99条第2項、第105条の5第2項、第115条の15第2項、第115条の25第2項、第78条の8若しくは第91条の規定、又は健康保険法等の一部を改正する法律附則130条の2第1項によりなおその効力を有するものとされた改正前の介護保険法(以下、「旧介護保険法」といいます。)第113条の規定により、指定居宅サービス事業者、指定地域密着型サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、指定介護予防サービス事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者若しくは指定介護予防支援事業者から廃止の届出があり、又は指定地域密着型介護老人福祉施設、指定介護老人福祉施設若しくは指定介護療養型医療施設から辞退の

届出があったため、介護保険法第78条、第78条の11、第85条、第104条の2、第115条の10、第115条の20、第115条の30、第78条の11若しくは第93条、又は旧介護保険法第115条の規定に基づき告示します。

令和2年6月26日

川崎市長 福田紀彦

令和2年4月廃止等

事業者の名称	事業所番号	事業所の名称	事業所の住所	サービスの種類
社会福祉法人 高津百春会	1475302277	おだかの郷 短期入所	川崎市高津区末長2-20-20	介護予防短期入所生活介護
株式会社ASFON CARE	1475401004	居宅介護支援センター すずらん	川崎市宮前区神木本町4-7-1 ワコーレ溝の口Ⅱ	居宅介護支援
株式会社ASFON CARE	1475501167	でいほーむ 絆	川崎市宮前区神木本町4-7-1 ワコーレ溝の口Ⅱ	地域密着型通所介護
株式会社丸いそら	1475102255	介護のまるいそら	川崎市幸区北加瀬1-16-13	居宅介護支援
株式会社 あうん	1495400259	あうん24	川崎市多摩区登戸2158-2	定期巡回・随時対応型訪問 介護看護
株式会社 あうん	1495400218	あうん介護センター 夜間対応型訪問介護	川崎市多摩区登戸2158-2	夜間対応型訪問介護
株式会社ASFELL	1495600445	デイサービス仁志	川崎市麻生区上麻生3-5-27	地域密着型通所介護
SOMPOケア株式会社	1475502231	SOMPOケア 宮前菅生 居宅介護支援	川崎市宮前区菅生5-23-23	居宅介護支援
有限会社保険バンク	1475000939	旭日ケアサービス	川崎市川崎区大師駅前1-8-5 2F	居宅介護支援
有限会社太陽	1475002760	太陽ケアセンター	川崎市川崎区渡田新町2-1-9 2F	居宅介護支援

川崎市告示第363号

道路の区域の変更に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更します。

その関係図面は、建設緑政局道路管理部管理課において、令和2年6月26日から令和2年7月10日まで一般の縦覧に供します。

令和2年6月26日

川崎市長 福田 紀彦

道路の種類 市道

旧・新別	路線名	区 間	敷地の幅員(m)	延長(m)	備考
旧	菅 生 第35号線	川崎市宮前区初山 2丁目790番4先 川崎市宮前区初山 2丁目790番4先	3.64	6.04	
新	菅 生 第35号線	川崎市宮前区初山 2丁目790番4先 川崎市宮前区初山 2丁目790番4先	3.85 ～ 3.86	6.04	隅きり部 を含む

川崎市告示第364号

道路供用開始に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を令和2年6月26日から開始します。

その関係図面は、建設緑政局道路管理部管理課におい

て、令和2年6月26日から令和2年7月10日まで一般の縦覧に供します。

令和2年6月26日

川崎市長 福田 紀彦

道路の種類 市道

路線名	供用開始の区間	備考
菅 生 第35号線	川崎市宮前区初山2丁目790番4先 川崎市宮前区初山2丁目790番4先	隅きり部を含む

川崎市告示第365号

議決された予算の公表について

別紙の予算は、令和2年6月1日招集の令和2年第4回川崎市議会定例会において、令和2年6月24日に原案のとおり可決されましたので、地方自治法（昭和22年法律67号）第219条第2項の規定のより公表します。

令和2年6月29日

川崎市長 福田 紀彦

令和2年度川崎市一般会計補正予算

令和2年度川崎市の一般会計の補正予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,746,699千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ984,136,248千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。
(地方債の補正)

第2条 既定の地方債の変更は、「第2表地方債補正」による。

令和2年6月15日提出

川崎市長 福田紀彦

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
17 国庫支出金		千円 302,519,671	千円 1,409,053	千円 303,928,724
	1 国庫負担金	116,468,036	577,500	117,045,536
	2 国庫補助金	185,562,127	831,553	186,393,680
18 県支出金		37,669,336	578,500	38,247,836
	2 県補助金	8,838,296	578,500	9,416,796
21 繰入金		75,010,577	729,131	75,739,708
	1 基金繰入金	72,212,343	729,131	72,941,474
23 諸収入		50,587,140	15	50,587,155
	6 雑入	10,684,470	15	10,684,485
24 市債		71,738,000	30,000	71,768,000
	1 市債	71,738,000	30,000	71,768,000
歳入合計		981,389,549	2,746,699	984,136,248

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		千円 53,961,824	千円 250,000	千円 54,211,824
	3 危機管理費	1,368,307	250,000	1,618,307
3 市民文化費		9,804,522	11,171	9,815,693
	1 市民文化費	9,804,522	11,171	9,815,693
4 こども未来費		128,778,292	1,183,358	129,961,650
	2 こども支援費	79,426,241	1,183,358	80,609,599
5 健康福祉費		312,520,869	770,000	313,290,869
	2 社会福祉費	901,633	770,000	1,671,633
13 教育費		108,513,043	532,170	109,045,213
	1 教育総務費	35,899,882	220,099	36,119,981
	5 特別支援教育費	2,678,065	15,728	2,693,793
	7 体育保健費	5,958,057	66,743	6,024,800
	8 教育施設整備費	17,110,078	229,600	17,339,678
歳出合計		981,389,549	2,746,699	984,136,248

第2表 地方債補正

変更

起債の目的	限度額		
	補正前の額	補正額	補正後の額
義務教育施設整備事業	千円 11,809,000	千円 30,000	千円 11,839,000
地方債総合計	71,738,000	30,000	71,768,000

川崎市告示第366号

川崎市自転車等の放置防止に関する条例（昭和62年川崎市条例第4号。以下「条例」という。）第10条第2項、第11条第2項及び第3項並びに第27条第2項の規定に基づき自転車等を撤去し、保管しましたので、条例第12条第1項（第27条第3項において準用する場合を含む。）の規定に基づき告示します。

令和2年6月30日

川崎市長 福田紀彦

- 撤去年月日、撤去場所、撤去自転車等並びに保管場所の名称及び位置

別紙のとおり

- 保管期間
当該告示をした日から起算して1箇月間
- 引取りの方法

- 引取りの場所

別紙表記載の保管場所

- 引取りのできる日時

火曜日から金曜日までの午前11時から午後7時まで並びに土曜日及び日曜日の午前11時から午後5時まで。ただし、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び12月29日から1月3日までを除く。

- 引取りに要する費用

自転車 2,500円
原動機付自転車 5,000円
自動二輪車 10,000円

- 持参するもの

自転車等の鍵
印鑑

住所等身分を証明するもの

- その他

この告示に関する撤去自転車等で上記の保管期間を経過するまでの間に利用者又は所有者の引取りのないものについては、条例第14条に基づき売却その他の処理をします。

(別紙省略)

川崎市告示第367号

川崎市郵送請求事務センターにおける郵送請求による証明書交付手数料に係る収納業務の委託

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、川崎市郵送請求事務センターにおける郵送請求による証明書交付手数料の収納業務を委託したので、同施行令第158条第2項の規定により告示します。

令和2年6月30日

川崎市長 福田紀彦

- 受託者の所在地及び名称

所在地 東京都渋谷区代々木二丁目6番5号

名称 りらいあコミュニケーションズ 株式会社

- 委託事務

川崎市郵送請求事務センターにおける郵送請求による証明書交付手数料の収納業務

- 委託期間

令和2年7月1日～令和4年6月30日

川崎市告示第368号

川崎市公印規則（昭和39年川崎市規則第6号）第8条第1項の規定により、次の名称の公印を廃止しましたので、同規則第9条の規定に基づき告示します。

令和2年6月30日

川崎市長 福田紀彦

- 特定中小企業者認定事務専用市長職務代理者印

- 保管場所及び個数

経済労働局産業振興部中小企業溝口事務所 1個

- 廃止年月日

令和2年5月12日

公 告

川崎市公告第480号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和2年6月17日

川崎市長 福田紀彦

(案件1)

競争入札に付する事項	件名	川崎市民プラザ直流電源装置更新工事
	履行場所	川崎市高津区新作1丁目19番1号
	履行期限	契約の日から令和2年11月30日まで
参加資格	<p>(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 建設業退職金共済制度に加入していること。</p> <p>(4) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。</p> <p>(5) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「電気」ランク「B」で登録されていること。</p> <p>(6) 平成31・32年度の業者登録情報における主観評価項目の合計点が20点以上であること。</p> <p>(7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>(8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(9) 電気工事業に係る建設業の許可を受けていること。</p> <p>(10) 主任技術者(業種「電気」)を専任で配置できること。 ただし、本案件の請負金額が3,500万円(建築一式工事の場合は7,000万円)未満となった場合は専任を要しません。</p> <p>(11) 特別管理産業廃棄物管理責任者を配置できること。ただし、(10)の技術者(業種「電気」)との兼任を可とします。</p>	
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2100	
入札日時等	令和2年7月8日 14時30分(財政局資産管理部契約課建築契約係)	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
その他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。	

(案件2)

競争入札に付する事項	件名	麻生市民館・図書館直流電源装置更新工事
	履行場所	川崎市麻生区万福寺1丁目5番2号
	履行期限	契約の日から令和2年11月30日まで
参加資格	<p>(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 建設業退職金共済制度に加入していること。</p> <p>(4) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。</p> <p>(5) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「電気」ランク「C」で登録されていること。</p> <p>(6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p>	

参加資格	(7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (8) 電気工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (9) 主任技術者(業種「電気」)を配置できること。 (10) 特別管理産業廃棄物管理責任者を配置できること。ただし、(9)の技術者(業種「電気」)との兼任を可とします。
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2100
入札日時等	令和2年7月8日 14時30分(財政局資産管理部契約課建築契約係)
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
その他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

(案件3)

競争入札に付する事項	件 名 京町中学校受水槽改修その他設備工事
	履行場所 川崎市川崎区京町3丁目19番11号
	履行期限 契約の日から令和2年10月21日まで
参加資格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 建設業退職金共済制度に加入していること。 (4) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。 (5) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「空調・衛生」種目「給排水衛生設備(川崎市上下水道指定)」ランク「B」で登録されていること。 (6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (8) 管工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (9) 主任技術者(業種「管」)を配置できること。 (10) 「川崎市上下水道局指定給水装置工事事業者」かつ「川崎市排水設備指定工事店」であること。
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2100
入札日時等	令和2年7月8日 14時30分(財政局資産管理部契約課建築契約係)
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
その他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

(案件4)

競争入札に付する事項	件 名 御幸中学校受水槽改修その他設備工事
	履行場所 川崎市幸区戸手4丁目2番1号
	履行期限 契約の日から令和2年10月21日まで
参加資格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 建設業退職金共済制度に加入していること。

参加資格	<p>(4) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。</p> <p>(5) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「空調・衛生」種目「給排水衛生設備（川崎市上下水道指定）」ランク「B」で登録されていること。</p> <p>(6) 平成31・32年度の業者登録情報における主観評価項目の合計点が20点以上であること。</p> <p>(7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>(8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(9) 管工事業に係る建設業の許可を受けていること。</p> <p>(10) 主任技術者（業種「管」）を配置できること。</p> <p>(11) 「川崎市上下水道局指定給水装置工事業業者」かつ「川崎市排水設備指定工事店」であること。</p>
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2100
入札日時等	令和2年7月8日 14時30分（財政局資産管理部契約課建築契約係）
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
その他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

(案件5)

競争入札に付する事項	件 名 日吉中学校受水槽改修その他設備工事
	履行場所 川崎市幸区北加瀬2丁目3番1号
	履行期限 契約の日から令和2年10月21日まで
参加資格	<p>(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 建設業退職金共済制度に加入していること。</p> <p>(4) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。</p> <p>(5) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「空調・衛生」種目「給排水衛生設備（川崎市上下水道指定）」ランク「B」で登録されていること。</p> <p>(6) 平成31・32年度の業者登録情報において、主観評価項目制度実施要綱第2条(1)イ「災害時における本市との協力体制（災害協定）」又はウ「災害時における本市との協力体制（防災協力事業所）」に登録があること。</p> <p>(7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>(8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(9) 管工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。 また、本案件の請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）未満となった場合は特定建設業の許可を要しません。</p> <p>(10) 監理技術者資格者証（業種「管」）の交付を受けた技術者を専任で配置できること。 ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。なお、本案件の請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）未満となった場合は監理技術者を要しません。また、本案件の請負金額が3,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）未満となった場合は専任を要しません。</p> <p>(11) 「川崎市上下水道局指定給水装置工事業業者」かつ「川崎市排水設備指定工事店」であること。</p>

契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係 (〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2100
入札日時等	令和2年7月8日 14時30分 (財政局資産管理部契約課建築契約係)
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

(案件6)

競争入札に付する事項	件 名	南大師中学校直結給水化工事
	履 行 場 所	川崎市川崎区四谷上町24番1号
	履 行 期 限	契約の日から令和2年11月20日まで
参 加 資 格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 建設業退職金共済制度に加入していること。 (4) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。 (5) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「空調・衛生」種目「給排水衛生設備(川崎市上下水道指定)」ランク「C」で登録されていること。 (6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (8) 管工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (9) 主任技術者(業種「管」)を配置できること。 (10) 「川崎市上下水道局指定給水装置工事業者」かつ「川崎市排水設備指定工事店」であること。	
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係 (〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2100	
入札日時等	令和2年7月13日 14時30分 (財政局資産管理部契約課建築契約係)	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。	

川崎市公告第481号

大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗の変更の届出がなされたので、同法第6条第3項の規定において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告します。

令和2年6月17日

川崎市長 福田紀彦

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

川崎ルフロン

川崎市川崎区日進町1番11、12、16、19

2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

三菱UFJ信託銀行株式会社

取締役社長 長島 巖

東京都千代田区丸の内一丁目4番5号

3 変更した事項

大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

(変更前) 取締役社長 池谷 幹男

(変更後) 取締役社長 長島 巖

4 変更の年月日

令和2年4月1日

- 5 変更する理由
大規模小売店舗を設置する者の代表者の変更によるもの
- 6 届出の年月日
令和2年6月16日
- 7 届出及び添付書類の縦覧場所
経済労働局産業振興部商業振興課
(川崎フロンティアビル10階)
- 8 届出及び添付書類の縦覧期間及び時間帯
令和2年6月17日から令和2年10月17日の午前8時30分から午後5時まで。
ただし、土曜日、日曜日及び休日を除く。
- 9 法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、当該公告の日から4月以内に、川崎市に対し意見書の提出によりこれを述べるができます。
- 10 意見書の提出期限及び提出先
令和2年10月17日
川崎市経済労働局産業振興部商業振興課

令和2年6月19日

川崎市長 福田 紀彦

- 1 工事を完了した開発区域の名称及び面積
川崎市多摩区長尾3丁目1203番
ほか2筆の一部
2,788平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
横浜市西区楠町14番地5 タイムズビル4階
株式会社 ホームランド
代表取締役 小野 洋一郎
- 3 予定建築物の用途
一戸建ての住宅
計画戸数：17戸
- 4 開発許可年月日及び許可番号
令和1年6月24日
川崎市指令 ま宅審(イ)第31号
令和1年8月21日
川崎市指令 ま宅審(イ)第53号(変更)
令和2年3月3日
川崎市指令 ま宅審(イ)第120号(変更)

川崎市公告第482号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

川崎市公告第483号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和2年6月19日

川崎市長 福田 紀彦

競争入札に付する事項	件名 令和2年度 学校給食用食器
	履行場所 川崎市立小学校、支援学校及び健康給食推進室
	履行期限 令和2年11月30日
参加資格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に該当する資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 平成31・32年度川崎市製造の請負・物件の供給等有資格業者名簿の業種「日用品雑貨」種目「食器・陶磁器類」に登載されており、A又はBの等級に格付けされていること。 (4) 平成31・32年度川崎市製造の請負・物件の供給等有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。 (5) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (6) 平成22年4月1日以降に、この購入(製造)物品についての類似の契約実績があること、または、この物品に係るメーカー、販売代理店等の引受照明を受けていること。 なお、契約実績については、1契約につき1,000,000円以上とします。 また、川崎市以外の他官公庁、民間企業等との契約実績でも構いません。 (7) この購入(製造)物品及び数量について、仕様書の内容を遵守し、確実に納入できること。
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課物品契約係 (〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 明治安田生命ビル13階) 電話番号 044-200-2092
入札日時等	令和2年8月6日11時00分(川崎市役所入札室 砂子平沼ビル7階)
入札保証金	要

契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	詳細は契約課ホームページ「入札情報 かわさき」を御覧ください。

川崎市公告第484号

令和2年6月19日

一般競争入札について次のとおり公告します。

川崎市長 福田 紀彦

競争入札に 付する事項	件 名	令和2年度冬物被服（作業服上衣ほか）（合併）
	履行場所	仕様書のとおり
	履行期限	令和2年10月29日
参加資格	<p>(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 入札期日において、平成31・32年度川崎市製造の請負・物件の供給等有資格業者名簿の業種「衣料用品」種目「衣服」に登載されており、かつランクA又はBの等級に格付けされていること。</p> <p>(4) この購入物品について、平成22年4月1日以降に類似の契約実績があること。または、この物品に係るメーカー、販売代理店等の引受証明を受けていること。 なお、契約実績については、1契約につき1,000,000円以上とします。 また、川崎市以外の他官公庁、民間企業との契約実績でも構いません。</p> <p>(5) この購入（製造）物品及び数量について、仕様書の内容を遵守し、確実に納入できること。</p> <p>(6) この購入（製造）物品の納入後、不良品についてすべて責任をもって無償で修理又は交換できること。</p> <p>(7) 本市の求めにより、職員の立会いのもとに検査に応じられること。</p>	
契約条項を 示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課物品契約係 （〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 明治安田生命ビル13階） 電話番号 044-200-2091	
入札日時等	令和2年7月21日 11時00分（砂子平沼ビル7階入札室）	
入札保証金	要	
契約書作成	要	
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。	

川崎市公告第485号

令和2年6月19日

一般競争入札について次のとおり公告します。

川崎市長 福田 紀彦

(案件1)

競争入札に 付する事項	件 名	令和2年度川崎市地盤変動調査精密水準測量委託
	履行場所	川崎市管内
	履行期限	令和3年3月19日限り
参加資格	<p>(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 平成31・32年度川崎市業務委託有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。</p>	

参加資格	(4) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項各号による中小企業者であること。 (5) 平成31・32年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「測量」種目「測量一般」で登録されている者。
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課委託契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2097
入札日時等	令和2年7月16日14時30分（砂子平沼ビル7階入札室）
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
その他	・詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

(案件2)

競争入札に付する事項	件名	幸区内道路清掃委託
	履行場所	幸区役所道路公園センター管内
	履行期限	令和3年3月31日限り
参加資格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 平成31・32年度川崎市業務委託有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。 (4) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項各号による中小企業者であること。 (5) 平成31・32年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「屋外清掃」種目「道路清掃」で登録されている者。 (6) 川崎市もしくは神奈川県産業廃棄物収集運搬業の許可証（産業廃棄物の種類に汚泥、廃プラスチック類、金属くず、ガラスくずが含まれていること）を受けている者。 (7) 散水車、ロードスイーパー及び運搬車（トラック）を保有または調達することが可能な者。	
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課委託契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2097	
入札日時等	令和2年7月16日14時30分（砂子平沼ビル7階入札室）	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
その他	・詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。 ・本案件の落札者と締結する契約は、川崎市契約条例第7条第1項第2号に規定する特定業務委託契約（公契約）に該当します。 特定業務委託契約においては、川崎市契約条例第8条各号に掲げる事項を定める必要があります。 詳しくは、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市ホームページ「入札情報かわさき」の「入札・契約関連情報」内の「特定契約（公契約）に関する情報」を御確認ください。	

(案件3)

競争入札に付する事項	件 名	緑ヶ丘霊園霊堂周辺小区画墓所実施設計業務委託
	履 行 場 所	川崎市高津区下作延1241
	履 行 期 限	令和3年3月15日限り
参 加 資 格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 平成31・32年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「建設コンサルタント」種目「造園部門」で登録されている者。	
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課委託契約係 (〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2097	
入札日時等	令和2年7月16日14時30分(砂子平沼ビル7階入札室)	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	・詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。	

川崎市公告第486号

川崎都市計画第一種市街地再開発事業の決定(鷺沼駅前地区第一種市街地再開発事業)ほか関連案件の都市計画の決定及び変更を予定しています。都市計画法(昭和43年法律第100号)第16条第1項に基づく、川崎市都市計画公聴会規則(平成12年川崎市規則第63号。以下「規則」という。)の規定により、次のとおり公聴会を開催しますので、公告します。

なお、規則第2条の規定により、公述の申し出がないときは、公聴会を開催しません。

令和2年6月19日

川崎市長 福田紀彦

1 都市計画の内容

(1) 都市計画の種類及び名称

- ア 川崎都市計画第一種市街地再開発事業の決定(鷺沼駅前地区)
- イ 川崎都市計画高度利用地区の変更(鷺沼駅前地区)
- ウ 川崎都市計画都市計画道路の変更(3・4・13号 久末鷺沼線、3・4・14号 鷺沼線)
- エ 川崎都市計画都市計画交通広場の決定(1号鷺沼駅前交通広場)
- オ 川崎都市計画地区計画の変更(鷺沼地区地区計画)
- (2) 都市計画を定める土地の区域
 - ア 川崎都市計画第一種市街地再開発事業の決定(鷺沼駅前地区)
 - (ア) 追加する部分
 - 川崎市 宮前区 鷺沼1丁目、鷺沼3丁目、

小台1丁目地内

(イ) 削除する部分
なし

(ウ) 変更する部分
なし

イ 川崎都市計画高度利用地区の変更(鷺沼駅前地区)

(ア) 追加する部分

川崎市 宮前区 鷺沼1丁目、鷺沼3丁目、小台1丁目地内

(イ) 削除する部分
なし

(ウ) 変更する部分
なし

ウ 川崎都市計画都市計画道路の変更(3・4・13号 久末鷺沼線、3・4・14号 鷺沼線)

(ア) 追加する部分

なし

(イ) 削除する部分
なし

(ウ) 変更する部分

(3・4・13号 久末鷺沼線) 川崎市 宮前区 鷺沼3丁目及び小台1丁目地内

(3・4・14号 鷺沼線) 川崎市 宮前区

鷺沼1丁目及び鷺沼3丁目地内

エ 川崎都市計画都市計画交通広場の決定(1号鷺沼駅前交通広場)

(ア) 追加する部分

川崎市 宮前区 鷺沼1丁目及び鷺沼3丁目

地内
 (イ) 削除する部分
 なし
 (ウ) 変更する部分
 なし
 オ 川崎都市計画地区計画の変更(鷺沼地区地区計画)
 (ア) 追加する部分
 川崎市 宮前区 小台1丁目地内
 (イ) 削除する部分
 なし
 (ウ) 変更する部分
 川崎市 宮前区 鷺沼1丁目、鷺沼3丁目、
 小台1丁目、土橋3丁目及び有馬1丁目地内

2 公聴会の開催の日時及び場所

- (1) 日 時 令和2年8月29日(土) 午前10時から
- (2) 場 所 川崎市立土橋小学校体育館
(川崎市宮前区土橋3-1-11)

3 公述申出書の提出期間及び提出先

公述の申し出は、公述意見の要旨及び住所・氏名等を記載した「公述申出書」を提出してください。なお、公述申出書の参考書式は、素案縦覧場所に備えております。

- (1) 提出期間 令和2年7月28日(火) から8月12日(水) まで
- (2) 提出先 川崎市まちづくり局計画部都市計画課
(川崎市川崎区宮本町1番地)

4 都市計画素案の説明会及び縦覧

公聴会に先立ち、都市計画素案の説明会を次のとおり開催します。また、説明会后、都市計画素案の縦覧を行います。

- (1) 説明会

ア 日 時 第一回 令和2年7月27日(月) 午後6時30分から午後8時まで
 第二回 令和2年7月28日(火) 午後6時30分から午後8時まで
 イ 場 所 川崎市立土橋小学校体育館
(川崎市宮前区土橋3-1-11)

(2) 縦 覧

ア 日 時 令和2年7月28日(火) から8月12日(水) まで
 イ 場 所 川崎市まちづくり局計画部都市計画課
(川崎市川崎区宮本町6番地明治安田生命川崎ビル5階)
 宮前区役所1階市政資料コーナー
(川崎市宮前区宮前平2-20-5)
 宮前区役所向丘出張所
(川崎市宮前区平1-1-10)
 川崎市立宮前図書館(川崎市宮前区宮前平2-20-4 宮前文化センター内)
 ※都市計画課、宮前区役所は、閉庁日(土・日曜日・祝日)を除く平日の午前8時30分から午後5時まで。
 ※宮前図書館は、平日の午前9時30分から午後7時まで及び土・日曜日・祝日の午前9時30分から午後5時まで。なお、休館日がありますので御注意ください。

川崎市公告第487号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和2年6月22日

川崎市長 福田 紀彦

(案件1)

競争入札に付する事項	件 名 市道川崎駅東扇島線舗装道補修(切削)工事
	履行場所 川崎市川崎区東扇島15番地先
	履行期限 契約の日から90日間
参加資格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 建設業退職金共済制度に加入していること。 (4) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。 (5) 川崎市川崎区、幸区又は中原区内に本社を有すること。 (6) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「舗装」ランク「B」で登録されていること。 (7) 平成31・32年度の業者登録情報における主観評価項目の合計点が20点以上であること。 (8) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。

参加資格	(8) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (9) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (10) 舗装工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (11) 主任技術者(業種「舗装」)を配置できること。
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課土木契約係 (〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2099
入札日時等	令和2年7月6日13時30分
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
その他	契約課ホームページ「入札情報かわさき」アドレス http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html

(案件2)

競争入札に付する事項	件 名 高石橋橋りょう長寿命化修繕工事
	履行場所 川崎市麻生区百合丘1丁目22番地
	履行期限 契約の日から令和3年2月1日まで
参加資格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 建設業退職金共済制度に加入していること。 (4) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「土木」種目「橋りょう」ランク「A」又は「B」で登録されていること。 (5) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (6) 土木工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (7) 主任技術者(業種「土木」)を配置できること。 (8) 小田急電鉄株式会社工務部発行の「工事指揮者認定証」を有し、指揮者資格が有効である自社の技術者を専任で配置できること。
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課土木契約係 (〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2099
入札日時等	令和2年7月6日13時30分(財政局資産管理部契約課土木契約係)
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
その他	契約課ホームページ「入札情報かわさき」アドレス http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html

(案件3)

競争入札に付する事項	件 名 多摩区内市道子母口宿河原線道路擁壁補修(その2)工事
	履行場所 川崎市多摩区长尾2丁目8番地先
	履行期限 契約の日から令和3年3月31日まで
参加資格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 建設業退職金共済制度に加入していること。

参加資格	<p>(4) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。</p> <p>(5) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「土木」ランク「A」で登録されていること。</p> <p>(6) 平成31・32年度の業者登録情報における主観評価項目の合計点が40点以上であること。</p> <p>(7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>(8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(9) 土木工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。また、本案件の請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）未満となった場合は特定建設業の許可を要しません。</p> <p>(10) 監理技術者資格者証（業種「土木」）の交付を受けた技術者を専任で配置できること。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。なお、本案件の請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）未満となった場合は監理技術者を要しません。また、本案件の請負金額が3,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）未満となった場合は専任を要しません。</p>
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課土木契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2099
入札日時等	令和2年7月16日13時30分（財政局資産管理部契約課土木契約係）
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
その他	契約課ホームページ「入札情報かわさき」アドレス http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html

川崎市公告第488号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

令和2年6月22日

川崎市長 福田紀彦

- 1 工事を完了した開発区域の名称及び面積
川崎市麻生区片平四丁目2111番
の一部 ほか3筆の一部
994平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
川崎市多摩区宿河原二丁目26番1号
株式会社 TAKI HOUSE
代表取締役 奥山武志
- 3 予定建築物の用途
一戸建ての住宅
計画戸数：6戸
- 4 開発許可年月日及び許可番号

令和1年10月23日

川崎市指令 ま宅審（イ）第76号

令和1年11月8日

川崎市指令 ま宅審（イ）第82号（変更）

令和2年5月27日

川崎市指令 ま宅審（イ）第18号（変更）

川崎市公告第489号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

令和2年6月22日

川崎市長 福田紀彦

- 1 工事を完了した開発区域の名称及び面積
川崎市麻生区千代ヶ丘三丁目16番26
ほか9筆の一部
867平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

神奈川県横浜市都筑区中川1-20-1
 デックス株式会社
 代表取締役 野尻 英樹

3 予定建築物の用途
 戸建住宅

計画戸数：6戸

4 開発許可年月日及び許可番号
 令和2年2月6日
 川崎市指令 ま宅審(イ)第109号
 令和2年5月20日
 川崎市指令 ま宅審(イ)第13号(変更)

川崎市公告第490号

大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出
 大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条
 第2項の規定に基づき、大規模小売店舗の変更の届出が
 なされたので、同条第3項が準用する同法第5条第3項
 の規定により次のとおり公告します。

令和2年6月23日

川崎市長 福田 紀彦

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
 川崎ルフロン
 川崎市川崎区日進町1番11、12、16、19
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住
 所並びに法人にあっては代表者の氏名
 三菱UFJ信託銀行株式会社
 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号
 取締役社長 長島 巖
- 3 変更しようとする事項

大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
 (変更前)

開店時刻	閉店時刻
1階テナント：午前9時 株式会社ヨドバシカメラ： 午前9時 株式会社ローソン：24時間 その他：午前10時	1階テナント：午後11時 株式会社ヨドバシカメラ： 午後10時30分 株式会社ローソン：24時間 その他：午後9時

(変更後)

開店時刻	閉店時刻
株式会社 ライフコーポレーション： 午前9時 株式会社ヨドバシカメラ： 午前9時 株式会社ローソン：24時間 その他：午前10時	株式会社 ライフコーポレーション： 翌午前1時 株式会社ヨドバシカメラ： 午後10時30分 株式会社ローソン：24時間 その他：午後9時

(2) 来客が駐車場を利用できる時間帯
 (変更前) 午前8時30分から午後11時30分まで

(変更後) 午前8時30分から翌午前1時30分まで

- 4 変更する年月日
令和2年7月1日
- 5 届出の年月日
令和2年6月19日
- 6 届出及び添付書類の縦覧場所
経済労働局産業振興部商業振興課(川崎フロンティアビル10階)及び川崎区役所
- 7 届出及び添付書類の縦覧期間及び時間帯
令和2年6月23日から令和2年10月23日までの午前
8時30分から午後5時まで。ただし、土曜日、日曜日
及び祝日を除く。
- 8 法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店
舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境保持のた
めに配慮すべき事項について意見を有する者は、当該
公告の日から4月以内に、川崎市に対し意見書の提出
により、これを述べることができます。
- 9 意見書の提出期限及び提出先
令和2年10月23日
川崎市経済労働局産業振興部商業振興課

川崎市公告第491号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の
 規定により開発行為に関する工事の完了を次のとおり公
 告します。

令和2年6月23日

川崎市長 福田 紀彦

- 1 工事を完了した開発区域の名称及び面積
 川崎市多摩区菅稲田堤二丁目2120番1
 の一部 ほか7筆の一部
 9401平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
 川崎市多摩区宿河原2丁目26番1号
 株式会社 TAKI HOUS
 代表取締役 奥山 武志
- 3 予定建築物の用途
 一戸建ての住宅

計画戸数：9戸

- 4 開発許可年月日及び許可番号
 令和1年11月27日
 川崎市指令 ま宅審(イ)第88号
 令和2年5月13日
 川崎市指令 ま宅審(イ)第11号(変更)

川崎市公告第492号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和2年6月23日

川崎市長 福田 紀彦

1 競争入札に付する事項

(1) 業務件名

令和2年度 社会福祉施設大規模修繕補助制度創設等に係る支援業務委託

(2) 履行場所

川崎市内

(3) 履行期間

契約日から令和3年3月31日まで

(4) 業務概要

市内の特別養護老人ホーム・障害者福祉施設の経営分析、モデル施設による大規模修繕計画の算定、大規模修繕補助制度創設による財政負担と効果の検証等を行い建替え・大規模修繕への補助制度等について検討を実施するもの

2 一般競争入札参加資格

この入札に参加を希望する者は、次の条件を全て満たさなければなりません。

(1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。

(2) 平成31・32年度業務委託有資格業者名簿の業種「その他」に登載されていること。

(3) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。

(4) 過去5年以内に市内社会福祉法人の経営分析、経営コンサルタントなどの業務実績が複数あること。

3 一般競争入札参加資格確認申請書の配布、提出及び問合せ先

この入札に参加を希望する者は、次のとおり、一般競争入札参加資格確認申請書、類似の契約実績を証する書類(契約書の写し等)を提出してください。

(1) 配布・提出場所及び問合せ先

川崎市健康福祉局総務部施設課
〒212-0013 川崎市幸区堀川町580番
ソリッドスクエア西館10階
電 話 044-200-2413(直通)
F A X 044-200-3926
e-mail 40sisetu@city.kawasaki.jp

(2) 配布・提出期間

令和2年6月23(火)から令和2年6月26日(金)までの午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までとします。(ただし、土曜日、日曜日、祝日等の本市閉庁日を除く)

(3) 提出方法

持参

4 入札説明会及び入札説明書

(1) 入札説明会

実施しません。

(2) 入札説明書の交付

業務の詳細、一般競争入札参加資格確認申請書及び質問書の様式が添付されている入札説明書は、3(1)配布・提出場所及び問合せ先の場所において、3(2)配布・提出期間で縦覧に供するとともに、希望者には印刷物を配布します。また、川崎市のホームページにおいて、本件の公表情報詳細のページからダウンロードできます。

5 一般競争入札参加資格確認通知書の交付

一般競争入札参加資格確認申請書を提出した者には、次により一般競争入札参加資格確認通知書を交付します。

(1) 日時

令和2年6月29日(月)午後1時から午後5時まで
ただし、業務委託有資格業者名簿へ登録した際に電子メールのアドレスを登録している場合は、電子メールで配信されます。

(2) 場所

3(1)配布・提出場所及び問合せ先に同じ。

6 仕様に関する問合せ

(1) 問合せ先

3(1)配布・提出場所及び問合せ先に同じ。

(2) 質問受付期間

令和2年6月29日(月)から令和2年7月1日(水)までの午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までとします。ただし、土曜日、日曜日、祝日等の本市閉庁日を除きます。

(3) 質問書の様式

入札説明書に添付の「質問書」の様式により提出してください。

(4) 質問受付方法

持参、電子メール又はF A Xによります。
ア 電子メール 40sisetu@city.kawasaki.jp
イ F A X 044-200-3926

(5) 回答方法

令和2年7月3日(金)午後5時までに、一般競争入札参加資格確認通知書の交付を受けた者へ電子メール又はF A Xにて回答書を送付します。なお、この入札の参加資格を満たしていない者からの質問に関しては回答しません。

7 競争入札参加資格の喪失

次の各号のいずれかに該当するときは、一般競争入札参加資格を喪失します。

(1) 開札前に上記「2 一般競争入札参加資格」の各号のいずれかの条件を欠いたとき。

(2) 一般競争入札参加資格確認申請書、提出書類等について、虚偽の記載をしたとき。

8 入札の手続等

(1) 入札方法

ア 入札は、総価で行います。入札者は見積った契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

イ 入札は所定の入札書をもって行います。入札書を入札件名が記載された封筒に封印して持参してください。

ウ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に、消費税及び地方消費税に相当する額（入札書に記載した金額の10%）を加算した金額をもって契約金額とします。

(2) 入札・開札の日時及び場所

ア 入札日時

令和2年7月8日（水）午前10時00分

イ 入札場所

川崎市幸区堀川町580番

ソリッドスクエア西館10階 10C会議室

(3) 入札書の提出方法

持参とします。

(4) 入札保証金

免除とします。

(5) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(6) 入札の無効

入札に参加する資格のない者が行った入札及び「川崎市競争入札参加者心得」第7条に該当する入札は無効とします。

9 契約の手続き等

(1) 契約保証金は、次のとおりとします。

ア 川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は免除します。

イ ア以外の場合は、契約金額の10%を納入しなければなりません。

(2) 前払金

否

(3) 契約書作成の要否

必要とします。

(4) 契約条項等の閲覧

川崎市契約条例、川崎市契約規則、川崎市競争入札参加者心得等は、川崎市のホームページ及び3(1)配布・提出場所及び問合せ先の場所で閲覧することができます。

10 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

(2) 関連情報を入手するための窓口は、「3(1)配布・

提出場所及び問合せ先」と同じです。

(3) 業務の詳細、一般競争入札参加資格確認申請書、質問書の様式が添付されている入札説明書は、川崎市のホームページにおいて、本件の公表情報詳細のページからダウンロードできます。

川崎市公告第493号

公募型プロポーザル方式の実施について次のとおり公告します。

令和2年6月24日

川崎市長 福田 紀彦

1 委託事業名

地区カルテ共通フェイスシート及び地域情報シート作成委託事業

2 委託内容

地域課題や情報を共有するために地区カルテ共通フェイスシート、多分野の行政情報を統合する地域情報シートを作成する。等

3 履行期限

令和2年8月1日～令和元年3月31日

4 提案書の提出者の資格

(1) 川崎市契約規則（昭和39年川崎市規則第28号）第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと

(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと

(3) 平成31・32年度川崎市業務委託有資格名簿の当該契約に対応するとして定めた業種・種目について登録されている者であること（業種コード：99 その他業務 種目コード：09 印刷物のデザイン）。なお、登録申請中である場合は、企画提案評価委員会の開催日までに登録されることを条件に、当該事項を満たしているものとします。

(4) 直近4年間で川崎市と同規模の自治体で、対地域の働きかけや市民啓発系または地域包括ケアに係る事業の受託実績があり、かつ行政が保有する統計データを集計し、それを表出した実績がある。

5 担当部署

健康福祉局地域包括ケア推進室

6 参加意向申出書

(1) 配布期間

令和2年6月24日（水）から6月30日（火）まで
土日祝日を除く
9：00～12：00 / 13：00～17：00

(2) 配布場所

川崎市健康福祉局地域包括ケア推進室地域保健担当
所在地：川崎市幸区堀川町580番地
ソリッドスクエア西館10階

(3) 提出書類

提出期限

令和2年6月30日(火)

9:00~12:00 / 13:00~17:00

(4) 提出場所

上記(2)と同じ

(5) 提出方法

郵送又は持参 ※郵送の場合は受付期間内に必着
(受付期間最終日当日消印有効)

7 企画提案書等

(1) 提出期限

令和2年7月14日(火) 17:00

(2) 提出場所

6(2)と同じ。

(3) 提出方法

郵送又は持参 ※郵送の場合は受付期間内に必着
(受付期間最終日当日消印有効)

(4) 提出書類

- ① 企画提案書:当該業務の企画提案内容を記載
- ② 見積書:積算根拠がわかるよう内訳を記載
- ③ 会社概要:会社の理念、業務内容などがわかる資料(パンフレットなどで可)
- ④ 地区カルテ及び地域情報シートのイメージサンプル:成果物のイメージができるもの
- ⑤ 人員体制表:デザイン担当、統計担当の名簿とその経歴、これまでの業務経験内容各10部

8 企画提案会

日時

令和2年7月22日(水) 午前
(時間及び開催場所は後日連絡。)

時間

各社プレゼンテーション15分、質疑10分とする。

評価項目

- ① 川崎市の地域包括ケア施策の理解
 - ・地域包括ケア推進ビジョンを適切に理解しているか
 - ・推進ビジョンの基本的な柱の一つである地域マネジメントにおける地区カルテの位置づけを理解しているか。
- ② 地区カルテについての理解(重点項目)
 - ・地区カルテの活用目的について適切に理解しているか
 - ・地区カルテの運用上の課題について想定した上で、工夫が提案できているか
- ③ 地域情報シートについての理解(重点項目)
 - ・地域情報シートの活用目的について適切に理解しているか
 - ・地域情報シートの運用上の課題について想定し

た上で、工夫が提案できているか

④ サンプルデザインの評価(重点項目)

- ・地区カルテサンプルが、市民目線で見やすく、課題解決に向けて考えたりしやすいものになっているか
- ・地域情報シートサンプルが、職員にとって見やすく、日々の業務や施策立案に使いやすくなっているか
- ・ユニバーサルデザインへの配慮はあるか。

⑤ 更新のしやすさとコスト意識

- ・更新時の作業が容易にできるか
- ・データの補修や更新時にコスト削減ができるか。

⑥ 提案の具体性

- ・スケジュール、実施手法などは具体的な内容か
- ・人員、物品など業務の実施に必要な体制が確保されているか

⑦ 事業に対する姿勢・熱意

- ・この事業に対する姿勢が誠意があり、熱意があるか。

9 関連情報を入手するための照会窓口

〒212-0013 川崎市幸区堀川町580番地

(ソリッドスクエア西館10階)

川崎市健康福祉局地域包括ケア推進室地域保健担当
永井・川崎

電話 044(200)3718

メールアドレス 40keasui@city.kawasaki.jp

10 その他

- (1) 要請手続において使用する言語及び通貨
日本語・円
- (2) 契約書作成の要否
要
- (3) 提案書作成及び提出に関する費用負担
提案者負担とする。
- (4) 業務規模概算額
8,000,000円(非課税)以下
- (5) 提出された書類は返却しない。
- (6) 作成された制作物等の著作権は川崎市に帰属する。

川崎市公告第494号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和2年6月24日

川崎市長 福田紀彦

(案件1)

競争入札に付する事項	件 名	小川町バス停留所上屋新築工事(第1期)
	履 行 場 所	川崎市川崎区小川町20番1
	履 行 期 限	契約の日から令和3年3月26日まで
参 加 資 格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 建設業退職金共済制度に加入していること。 (4) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。 (5) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「建築」種目「一般建築」ランク「C」で登録されていること。 (6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (8) 建築工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (9) 主任技術者(業種「建築」)を配置できること。	
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2100	
入札日時等	令和2年7月20日 14時30分(財政局資産管理部契約課建築契約係)	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。	

(案件2)

競争入札に付する事項	件 名	中丸子公園ほか1か所トイレ新築その他工事
	履 行 場 所	川崎市中原区中丸子719番1ほか1か所
	履 行 期 限	契約の日から令和3年2月15日まで
参 加 資 格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 建設業退職金共済制度に加入していること。 (4) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。 (5) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「建築」種目「一般建築」ランク「B」又はランク「C」で登録されていること。 (6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (8) 建築工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (9) 主任技術者(業種「建築」)を配置できること。	
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2100	
入札日時等	令和2年7月27日 14時30分(財政局資産管理部契約課建築契約係)	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。	

川崎市公告第495号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和2年6月25日

川崎市長 福田紀彦

1 競争入札に付する事項

- (1) 件名 浮島処理センター構内樹木剪定業務委託
- (2) 履行場所 川崎市川崎区浮島町509番地1
- (3) 履行期間 契約日から令和3年2月26日(金)まで
- (4) 業務概要 本業務は、浮島処理センター構内の環境を良好に保つために必要な樹木の剪定作業を実施するものである。

2 競争入札参加資格

この入札に参加を希望する者は、次の条件をすべて満たさなければなりません。

- (1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に該当しないこと。
- (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (3) 平成31・32年度川崎市業務委託有資格業者名簿の業種「その他業務」種目「除草、せんてい等樹木管理」に登録されていること。
- (4) 平成31・32年度川崎市業務委託有資格業者名簿に地域区分「市内」及び企業規模「中小企業」で登録されている者。
- (5) 過去2年間で、樹木剪定業務の契約実績があること。
- (6) 樹木の剪定作業に必要な資格及び技術者を有している人員を配置できること。

なお、主に必要な資格及び技術者は次のとおりとする。

造園施工管理技士または、1級もしくは2級造園技能士。

- (7) 業務の全部を一括又は主要な部分を第三者に委託しないこと。また、競争入札参加申込書にて、一部再委託を申請する場合は、再委託確認書を提出すること。

3 競争入札参加申込書及び再委託確認書の配布、提出、仕様書閲覧及び問い合わせ先

この入札に参加を希望する者は、次により競争入札参加申込書及び上記2の(5)、(6)の書類を提出してください。また、競争入札参加申込書にて一部再委託を申請する場合は、再委託確認書を提出してください。

- (1) 配布・提出・仕様書閲覧場所及び問い合わせ先

川崎市川崎区東田町5番地4

川崎市役所第3庁舎16階

環境局施設部処理計画課 磯崎

電話 044-200-2588(直通)

※ 競争入札参加申込書については、川崎市ホーム

ページ「入札情報かわさき」よりダウンロードできます。

- (2) 配布・提出・仕様書閲覧期間

令和2年6月25日(木)から令和2年7月2日(木)9時から17時まで

(土、日曜及び12時から13時の間は除く。)

- (3) 提出方法 持参(持参以外は無効とします。)

- (4) 提出書類

ア 競争入札参加申込書

イ 上記2(5)の実績を確認できる書類等の写し(契約書等の写し等)

ウ 上記2(6)の資格証の写し

エ 上記2(7)の再委託確認書

(一部再委託を申請する場合)

4 競争入札参加資格確認通知書、質問書及び仕様書の交付

競争入札参加申込書を提出し、競争入札参加資格があると認められた者には、競争入札参加資格確認通知書等を交付します。

なお、川崎市業務委託有資格業者名簿へ登録した際に電子メールアドレスを登録している場合は、電子メールで令和2年7月9日(木)に配信します。電子メールアドレスを登録していない場合は、次のとおり受け取りに来てください。

- (1) 交付場所 上記3(1)に同じ

- (2) 交付日時 令和2年7月9日(木)9時から17時まで(12時から13時の間は除く。)

5 質問書の受付・回答

- (1) 質問受付日

令和2年7月9日(木)から令和2年7月14日(火)9時から17時まで

(土、日曜及び12時から13時の間は除く。)

- (2) 質問書の様式 配布する「質問書」の様式により提出してください。

- (3) 質問受付方法

ア 電子メール 30syori@city.kawasaki.jp

イ FAX 044-200-3923

ウ 持参 上記3(1)に同じ

- (4) 回答方法

令和2年7月17日(金)

全社へ文書(電子メールまたはFAX)にて送付します。

6 競争入札参加資格の喪失

次のいずれかに該当するときは、この競争入札参加資格を喪失します。

- (1) 開札前に上記2の各号のいずれかの条件を欠いたとき。

- (2) 競争入札参加申込書及び提出書類等に虚偽の記載

をしたとき。

7 入札手続等

- (1) 入札は「川崎市競争入札参加者心得」に基づいて行うものとします。
- (2) 入札・開札の日時 令和2年7月27日(月)
10時30分
- (3) 入札・開札の場所 川崎市川崎区東田町5番地4
川崎市役所第3庁舎16階
環境局会議室
- (4) 入札書の提出方法 持参(持参以外は無効とします。)
- (5) 入札保証金 免除
- (6) 落札者の決定方法 川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、最低制限価格以上の価格をもって有効な入札を行った者のうち、最低の価格をもって入札を行った者を落札者とします。
- (7) 入札の無効 川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

8 契約手続等

- (1) 契約保証金 免除
- (2) 契約書の作成 要
- (3) 契約規則等の閲覧 川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、入札情報かわさきの「契約関係規定」から閲覧できます。
(<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)

9 その他

- (1) 公告に定めるもののほか、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等の定めるところによります。
- (2) 公告に関する問い合わせ先は、上記3(1)に同じです。
- (3) 詳細は入札説明書によります。

川崎市公告第496号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和2年6月25日

川崎市長 福田紀彦

1 競争入札に付する事項

- (1) 件 名 堤根処理センター消防用設備保守点検業務委託
- (2) 履行場所 川崎市川崎区堤根52番地
- (3) 履行期間 契約日から令和3年3月19日(金)まで

- (4) 業務概要 消防法第17条の3の3及び同法施行規則第31条の6に基づく、堤根処理センターに設置されている消防用設備の保守点検業務

2 競争入札参加資格

この入札に参加を希望する者は、次の条件をすべて満たさなければなりません。

- (1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に該当しないこと。
- (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (3) 平成31・32年度川崎市業務委託有資格業者名簿の業種「施設維持管理」種目「消火設備保守点検」に登載されていること。
- (4) 平成31・32年度川崎市業務委託有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。
- (5) 過去2年間に消防用設備保守点検業務の契約実績を有すること。
- (6) 施設に設備されている消防用設備の種別に対応した消防設備士免状を保有するものを業務にあたらせること。また、当該消防設備士との雇用関係を証明できる書類を提出すること。
- (7) 業務の全部を一括又は主要な部分を第三者に委託しないこと。また、競争入札参加申込書にて、一部再委託を申請する場合は、再委託確認書を提出すること。

3 競争入札参加申込書及び再委託確認書の配布、提出、仕様書閲覧及び問い合わせ先

この入札に参加を希望する者は、次により競争入札参加申込書及び上記2(5)の契約実績を確認できる書類を提出してください。また、競争入札参加申込書にて一部再委託を申請する場合は、再委託確認書を提出してください。

- (1) 配布・提出・仕様書等閲覧場所及び問い合わせ先
川崎市川崎区東田町5番地4
川崎市役所第3庁舎16階
環境局施設部処理計画課 担当 向原
電話 044-200-2587(直通)

※ 競争入札参加申込書については、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」よりダウンロードできます。

- (2) 配布・提出・仕様書等閲覧期間
令和2年6月25日(木)から令和2年7月2日(木)9時から17時まで
(土曜日、日曜日及び12時から13時の間は除く。)

- (3) 提出方法 持参(持参以外は無効とします。)
- (4) 提出書類

ア 上記2(5)の契約内容を確認できる契約書等の写し

イ 上記2(6)の資格証の写し及び雇用関係を証明可能な書類

ウ 上記2(7)の再委託確認書（一部再委託を申請する場合）

4 競争入札参加資格確認通知書、質問書及び仕様書の交付

競争入札参加申込書を提出し、競争入札参加資格があると認められた者には、競争入札参加資格確認通知書等を令和2年7月8日（水）までに交付します。

なお、川崎市業務委託有資格業者名簿へ登録した際に電子メールアドレスを登録している場合は、電子メールで配信します。電子メールアドレスを登録していない場合は、次のとおり受け取りにきてください。

- (1) 交付場所 上記3(1)に同じ
- (2) 交付日時 令和2年7月8日（水）9時から17時まで
（土曜日、日曜日及び12時から13時の間は除く。）

5 質問書の受付・回答

- (1) 質問受付日
令和2年7月8日（水）から令和2年7月13日（月）9時から17時まで
（土曜日、日曜日及び12時から13時の間は除く。）

(2) 質問書の様式 配布する「質問書」の様式により提出してください。

- (3) 質問受付方法
 - ア 電子メール 30syori@city.kawasaki.jp
 - イ FAX 044-200-3923
 - ウ 持参 上記3(1)に同じ

(4) 回答方法
令和2年7月17日（金）に文書（電子メールまたはFAX）にて送付します。

6 競争入札参加資格の喪失

次のいずれかに該当するときは、この競争入札参加資格を喪失します。

- (1) 開札前に上記2の各号のいずれかの条件を欠いたとき。
- (2) 競争入札参加申込書及び提出書類等に虚偽の記載をしたとき。

7 入札手続等

- (1) 入札は「川崎市競争入札参加者心得」に基づいて行うものとします。
- (2) 入札・開札の日時 令和2年7月27日（月）10時00分
- (3) 入札・開札の場所 川崎市川崎区東田町5番地4
川崎市役所第3庁舎16階
環境局会議室
- (4) 入札書の提出方法 持参（持参以外は無効としま

す。）

- (5) 入札保証金 免除
- (6) 落札者の決定方法 川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。

(7) 再入札の実施 落札者がいない場合は、直ちに再入札を行います。（開札に立ち会わない者は、再入札に参加の意思がないものとみなします。）

(8) 入札の無効 川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

8 契約手続等

- (1) 契約保証金 免除
- (2) 契約書の作成 要
- (3) 契約規則等の閲覧 川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、入札情報かわさきの「契約関係規定」から閲覧できます。
(<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)

9 その他

- (1) 公告に定めるもののほか、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等の定めるところによります。
- (2) 公告に関する問い合わせ先は、上記3(1)に同じです。
- (3) 詳細は入札説明書によります。

川崎市公告第497号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和2年6月25日

川崎市長 福田紀彦

1 競争入札に付する事項

- (1) 業務件名
川崎市民プラザ高木等伐採業務委託
- (2) 履行場所
川崎市高津区新作1丁目19番1号 川崎市民プラザ
- (3) 履行期間
契約日から令和2年9月30日まで
- (4) 業務概要
川崎市民プラザ敷地内の樹木等の伐採（根元から切ること）を行う。

2 一般競争入札参加資格

この入札に参加を希望する者は、次の条件を全て満

たさなければなりません。

- (1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。
- (2) 平成31・32年度業務委託有資格業者名簿の業種「その他業務」種目「除草、せんてい等樹木管理」に記載されていること。
- (3) 平成31・32年度業務委託有資格業者名簿に、地域区分「市内」で登録されていること。
- (4) 官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律(昭和41年法律第97号)第2条第1項による中小企業者であること。
- (5) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (6) 過去3年間で、本市又は他官公庁において類似業務の実績があり、かつ誠実に履行した実績を有すること。

3 一般競争入札参加資格確認申請書の配布、提出及び問合せ先

この入札に参加を希望する者は、次のとおり、一般競争入札参加資格確認申請書、類似の契約実績を証する書類(契約書の写しや工事实績一覧表等)を提出してください。

(1) 配布・提出場所及び問合せ先

〒210-0007

川崎市川崎区駅前本町11-2

川崎フロンティアビル9階

市民文化局市民生活部企画課

電 話 044-200-2153(直通)

F A X 044-200-3707

E-mail 25kikaku@city.kawasaki.jp

(2) 配布・提出期間

令和2年6月25日(木)から令和2年7月3日(金)までの午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までとします。(ただし、土曜日、日曜日、祝日等の本市閉庁日を除く)

(3) 提出方法

持参

4 入札説明会及び入札説明書

(1) 入札説明会

実施しません。

(2) 入札説明書の交付

業務の詳細、一般競争入札参加資格確認申請書及び質問書の様式が添付されている入札説明書は、3(1)配布・提出場所及び問合せ先の場所において、3(2)配布・提出期間で縦覧に供するとともに、希望者には印刷物を配布します。また、川崎市のホームページ「入札情報かわさき」において、本件の公表情報詳細のページからダウンロードできます。

5 一般競争入札参加資格確認通知書の交付

一般競争入札参加資格確認申請書を提出した者には、次により一般競争入札参加資格 確認通知書を交付します。

(1) 日時

令和2年7月7日(火)午後1時から午後5時まで
ただし、業務委託有資格業者名簿へ登録した際に電子メールのアドレスを登録している場合は、電子メールで配信されます。

(2) 場所

3(1)配布・提出場所及び問合せ先と同じ。

6 仕様に関する問合せ

(1) 問合せ先

3(1)配布・提出場所及び問合せ先と同じ。

(2) 質問受付期間

令和2年7月7日(火)から令和2年7月13日(月)までの午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までとします。ただし、土曜日、日曜日、祝日等の本市閉庁日を除きます。

(3) 質問書の様式

入札説明書に添付の「質問書」の様式により提出してください。

(4) 質問受付方法

持参、電子メール又はF A Xによります。

ア 電子メール 25kikaku@city.kawasaki.jp

イ F A X 044-200-3707

(5) 回答方法

令和2年7月15日(水)午後5時までに、一般競争入札参加資格確認通知書の交付を受けた者へ電子メール又はF A Xにて回答書を送付します。なお、この入札の参加資格を満たしていない者からの質問に関しては回答しません。

7 競争入札参加資格の喪失

次の各号のいずれかに該当するときは、一般競争入札参加資格を喪失します。

(1) 開札前に上記「2一般競争入札参加資格」の各号のいずれかの条件を欠いたとき。

(2) 一般競争入札参加資格確認申請書、提出書類等について、虚偽の記載をしたとき。

8 入札の手続等

(1) 入札方法

ア 入札は、総価で行います。入札者は見積った契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

イ 入札は所定の入札書をもって行います。入札書を入札件名が記載された封筒に封印して持参してください。

ウ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金

額に、消費税及び地方消費税に相当する額（入札書に記載した金額の10%）を加算した金額をもって契約金額とします。

(2) 入札・開札の日時及び場所

ア 入札日時

令和2年7月22日（水）午前11時

イ 入札場所

川崎市川崎区駅前本町11-2

川崎フロンティアビル9階 市民文化局会議室

(3) 入札書の提出方法

持参とします。

(4) 入札保証金

免除とします。

(5) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の範囲内で最低制限価格以上の価格をもって有効な入札を行った者のうち、最低の価格をもって入札を行った者を落札者とします。

(6) 入札の無効

入札に参加する資格のない者が行った入札及び「川崎市競争入札参加者心得」第7条に該当する入札は無効とします。

9 契約の手続き等

(1) 契約保証金は、次のとおりとします。

ア 川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は免除します。

イ ア以外の場合は、契約金額の10%を納入しなければなりません。

(2) 前払金

否

(3) 契約書作成の要否

必要とします。

(4) 契約条項等の閲覧

川崎市契約条例、川崎市契約規則、川崎市競争入札参加者心得等は、川崎市のホームページ「入札情報かわさき」及び3(1)配布・提出場所及び問合せ先の場所で閲覧することができます。

10 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

(2) 関連情報を入手するための窓口は、「3(1)配布・提出場所及び問合せ先」と同じです。

(3) 業務の詳細、一般競争入札参加資格確認申請書、質問書の様式が添付されている入札説明書は、川崎市のホームページ「入札情報かわさき」において、本件の公表情報詳細のページからダウンロードできます。

川崎市公告第498号

入 札 公 告

令和2年6月25日

川崎市長 福田 紀彦

一般競争入札について次のとおり公表します。

1 競争入札に付する事項

(1) 件 名

令和2年度川崎市ダイオキシン類対策調査業務委託

(2) 履行場所

川崎市内（大師測定局他計24か所）

(3) 履行期間

契約締結日から令和3年3月23日（火）まで

(4) 業務概要

ダイオキシン類対策特別措置法第26条に基づいた環境中のダイオキシン類濃度測定及び同法第34条に基づいた排ガス・排出水中のダイオキシン類濃度測定

2 競争入札参加資格に関する事項

この入札に参加を希望する者は、次の条件をすべて満たさなければなりません。

(1) 川崎市契約規則（昭和39年川崎市規則第28号）第2条の規定に該当しないこと。

(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。

(3) 入札期日において、平成31・32年度川崎市業務委託有資格業者名簿の業種「調査・測定」・種目「計量証明」に登載されていること。

(4) 過去3年以内に、本市又は他官公庁において類似の委託業務契約実績があり、かつ誠実に履行した実績を有すること。

(5) 入札期日において、計量法特定計量証明事業者認定制度（MLAP）のダイオキシン類の濃度の計量証明事業に係る全ての認定の区分において、認定を受けていること。

3 競争入札参加申込書及び仕様書の配布及び提出

この入札に参加を希望する者は、次により競争参加の申込みをしなければなりません。

(1) 配布・提出場所及び問い合わせ先

〒210-0005 川崎市川崎区東田町5番地4

川崎市役所第3庁舎17階

川崎市環境局環境対策部大気環境課

担 当：佐藤、坂本

電 話：044-200-2516

F A X：044-200-3922

E-mail：30taiki@city.kawasaki.jp

(2) 提出期間

ア 配布・閲覧・提出日

令和2年6月25日（木）から令和2年7月2日

(木)まで(土・日曜日を除く)

イ 配布・閲覧・提出時間

午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く)

(3) 提出書類

ア 競争入札参加申込書

イ 上記2(4)の契約実績を確認できる契約書等の写し

ウ 上記2(5)を確認できる書類の写し

(4) 提出方法

持参に限りません。

競争入札参加申込書、入札説明書及び仕様書は、川崎市のホームページ「入札情報かわさき」(<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)において、本件の「入札公表情報詳細」のページからダウンロードすることができます。ダウンロードができない場合には、上記3(2)の期間に、3(1)の場所で配布します。

4 競争入札参加資格確認通知書の交付

競争入札参加申込書を提出した者のうち、参加資格があると認められた者には、平成31・32年度川崎市競争入札参加資格審査申請書の委任先メールアドレスに令和2年7月7日(火)までに送付します。

5 仕様書等に関する問合せ

次により仕様書等の内容に関し、質問することができます。

なお、仕様書等以外の質問は受け付けません。

また、この入札の参加資格を満たしていない者からの質問に関しては回答しませんので御注意ください。

(1) 質問書の配布・受付場所及び問合せ先

上記「3(1)配布・提出場所及び問合せ先」に同じ。また、川崎市のホームページの「入札情報かわさき」(<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)において、本案件の入札公表詳細のページからダウンロードできます。

(2) 質問書の受付期間

令和2年6月25日(木)から7月8日(水)まで(ただし、土曜日及び日曜日を除く)

午前9時から午後5時まで

(ただし、正午から午後1時を除く)

(3) 問い合わせ方法

質問書の様式に必要な事項を記入し、上記3(1)にあるFAX又は電子メールアドレスあて送付してください。

(4) 回答方法

質問があった場合、令和2年7月13日(月)までに、当該競争入札参加資格を有する全ての者に、電子メール又はFAXにて質問内容及びその回答を送付します。なお、原則、受付期間を過ぎて出された

問い合わせには回答しません。

6 競争入札参加資格の喪失

競争入札参加資格があると認められた者が、次のいずれかに該当するときは、この入札に参加することができません。

(1) 開札前に上記2の各号のいずれかの資格条件を満たさなくなったとき。

(2) 競争入札参加申込書及び提出書類について虚偽の記載をしたとき。

7 入札手続等

(1) 入札金額

税抜き総額で行います。なお、契約金額は入札金額に100分の10に相当する額を加算した金額とします。

(2) 入札・開札の日時

令和2年7月16日(木)午前11時00分

(3) 入札・開札の場所

川崎市川崎区東田町5番地4

川崎市役所第3庁舎16階

環境局会議室

(4) 入札書の提出方法

持参(持参以外は無効とします)

(5) 入札保証金

免除とします

(6) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の価格をもって有効な入札を行った者のうち、最低の価格をもって入札を行った者を落札者とします。

(7) 入札の無効

川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

8 契約手続等

次により、契約を締結します。

(1) 契約保証金

契約金額の10%とします。ただし、川崎市契約規則第33条各号のいずれかに該当する場合は免除とします。

(2) 前払金

否

(3) 契約書作成の要否

必要とします。

9 入札及び契約条項等の閲覧

川崎市競争入札参加者心得及び川崎市契約規則等は、上記3(1)の場所及び川崎市のホームページ「入札情報かわさき」(<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)の「契約関係規定」において閲覧することができます。

10 その他

- (1) この契約において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。
- (2) 公告に定めるものの他は、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等の定めるところによります。
- (3) 詳細は入札説明書によります。
- (4) 公告に関する問い合わせ先は、上記3(1)に同じです。

川崎市公告第499号

一般競争入札について、次のとおり公表します。

令和2年6月25日

川崎市長 福田紀彦

1 競争入札に付する事項

- (1) 件名 田島小学校ほか3校トイレ改修工事に伴う人的警備業務委託
- (2) 履行場所 川崎市立田島小学校(川崎区渡田1丁目20番1号)ほか3校
- (3) 履行期間 令和3年3月31日(水)まで
- (4) 業務概要 仕様書のとおり

2 競争入札参加資格に関する事項

この入札に参加を希望する者は、次の条件をすべて満たさなければなりません。

- (1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定による資格停止期間中でないこと。
- (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (3) 平成31・32年度川崎市業務委託有資格業者名簿の業種「警備」、種目「人的警備」に登録されていること。
- (4) 本市または他官公庁において平成22年度以降に類似の契約実績があること。
- (5) 施設警備業務検定の資格を有し、かつ2年以上の実務経験を有する者が所属していること。
※2(4)及び(5)については10(2)を必ずご確認ください。

3 入札参加申込書の配布及び提出

一般競争入札に参加を希望する者は、次により入札参加の申し込みをしなければなりません。提出された書類等に関し、説明を求められたときはこれに応じなければなりません。

- (1) 配布・提出場所
川崎市教育委員会事務局教育環境整備推進室
〒210-0004 川崎市川崎区宮本町6番地
明治安田生命川崎ビル5階 平岡担当
電話：044-200-3319
- (2) 配布・提出期間
令和2年6月25日(木)～令和2年7月1日(水)

(ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く)
午前8時30分～午後5時(ただし、正午～午後1時を除く)

(3) 提出書類

ア 入札参加申込書

※ 書類の提出に不備がある場合、実績等の確認ができないため無効となる場合がありますのでご注意ください。

(4) 提出方法

持参

競争入札参加申込書等は、上記(1)の場所で配布しています。また、「入札公表詳細」から競争入札参加資格申込書をダウンロードすることができます。

4 仕様書の閲覧

次により仕様書を閲覧することができます。また、5により取得して閲覧することもできます。

(1) 閲覧場所 3(1)と同じ

(2) 閲覧期間 3(2)と同じ

5 仕様書の取得

本件の仕様書は電子ファイルのダウンロードによる取得となります。川崎市ホームページ「入札情報かわさき」の財政局の入札公表の「入札公表詳細」からPDFファイル「見積用仕様書類」をダウンロードしてください。ダウンロードができない場合、3(2)の期間に3(1)の場所で配布します。

6 質問書の受付・回答

(1) 質問

次により仕様書等の内容に関し、質問することができます。

なお、仕様書等以外の質問は受け付けません。

また、入札参加者以外の質問には回答しませんので御注意ください。

ア 質問書の様式

質問書は「入札公表詳細」からダウンロードしてください。ダウンロードができない場合、3(2)の期間に3(1)の場所で配布します。

イ 質問書の受付期間

令和2年7月3日(金)～令和2年7月7日(火)(ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く)

午前8時30分～午後5時(ただし、正午～午後1時を除く)

ウ 質問書の提出方法

電子メール。

メールアドレス：88seibi@city.kawasaki.jp

また、「質問書」送信後は、必ず3(1)の担当あて電話連絡をしてください。

(2) 回答

ア 回答日

令和2年7月8日(水)

イ 回答方法

入札参加者から質問が提出された場合にのみ、全ての質問及び回答を平成31・32年度川崎市競争入札参加資格審査申請書の「委託」の委任先メールアドレスに送付します。なお、当該委任先メールアドレスを登録していない者にはFAXで送付します。

なお、回答後の再質問は受付しません。

7 競争入札参加資格確認通知書の交付

入札参加申込書を提出した者には、平成31・32年度川崎市競争入札参加資格審査申請書の「委託」の委任先メールアドレスに、確認通知書を7月3日(金)までに送付します。なお、当該委任先メールアドレスを登録していない者にはFAXで送付します。

8 入札参加資格の喪失

入札参加資格があると認められた者が、開札前に上記2の各号のいずれかの条件を欠いたときは、入札参加資格を喪失します。

9 入札手続等

(1) 入札金額・方法等

入札は「川崎市競争入札参加者心得」に基づいて行うものとします。入札金額は、税抜の単価で行います。

(2) 入札・開札の日時

7月13日(月)午前10時

(3) 入札・開札の場所

第3庁舎15階第3会議室(川崎区東田町5番地4)

(4) 入札書の提出方法

持参

(5) 入札保証金

免除

10 落札者の決定及び参加資格の審査等

(1) 川崎市契約規則第14条の規定に基づき、予定価格を単価で定めます。当該予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の価格をもって有効な入札を行った者のうち、最低の価格をもって入札を行った者を落札候補者とします。当該落札候補者について上記2に示した資格を満たしているかどうかの最終的な資格審査をしたうえ、落札者として決定します。資格審査の結果、当該落札候補者に資格がないと認められたときは、当該入札を無効とし、順次、価格の低い入札者について同様の審査を実施し、落札者を決定します。

(2) 入札参加条件確認(申請)書等の提出

落札候補者は入札参加条件確認(申請)書の提出が必要となります。開札後、落札候補者につきまし

ては、「入札参加条件確認(申請)書」(「入札情報かわさき」のダウンロードコーナー「入札参加手続き関係」の中の「【委託用】入札参加条件確認(申請)書」)から取得してください。)と上記2(4)及び(5)に示した資格を有することを確認できる書類を、3(1)で指定した場所に持参し、確認を受けてください。

(3) 入札の無効

2に示した競争入札参加資格のない者が行った入札及び川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札の場合は、これを無効とします。

11 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額の10%とします。ただし、川崎市金銭会計規則第8条に定める有価証券の提供、又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付を免除します。

また、川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は、契約保証金の納付を免除します。

(2) 前払金 無

(3) 契約書作成の要否 要

12 その他

(1) 事情により入札を延期、又は取りやめる場合があります。

(2) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

(3) 川崎市契約規則、川崎市競争入札参加者心得等は、上記3(1)の場所で閲覧することができるほか、川崎市ウェブサイト「入札情報かわさき」(<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)の「契約関係規定」で閲覧することができます。

(4) 公告に定めるもののほか、川崎市契約条例、川崎市契約規則、川崎市競争入札参加者心得等の定めるところによります。

川崎市公告第500号

一般競争入札について、次のとおり公表します。

令和2年6月25日

川崎市長 福田紀彦

1 競争入札に付する事項

- (1) 件名 川崎市立学校校舎増築等基礎調査業務委託(その2)
- (2) 履行場所 教育環境整備推進室(川崎区宮本町6番地)他
- (3) 履行期間 令和3年3月31日まで
- (4) 業務概要 仕様書のとおり

2 競争入札参加資格に関する事項

この入札に参加を希望する者は、次の条件をすべて満たさなければなりません。

- (1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定による資格停止期間中でないこと。
 - (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
 - (3) 平成31・32年度川崎市業務委託有資格者名簿の業種「建築設計」、種目「意匠設計」に登録されていること。
 - (4) 本市または他官公庁において、平成27年度以降に本業務と同規模以上の学校施設(校舎)の増改築等の設計の契約実績があること、若しくは、本市において平成22年度以降に校舎増改築の基本構想、基本計画、基礎調査等の契約実績があること。
 - (5) 建築士法(昭和25年 法律第202号)による一級建築士取得後5年以上の実務経験を有する者が複数所属していること。
- 3 入札参加申込書の配布及び提出
- 一般競争入札に参加を希望する者は、次により入札参加の申し込みをしなければなりません。提出された書類等に関し、説明を求められたときはこれに応じなければなりません。
- (1) 提出書類
 - 一般競争入札参加資格確認申請書
 - ※ 書類の提出に不備がある場合、実績等の確認ができないため無効となる場合がありますのでご注意ください。
 - ※ 2(4)(5)に定める資格要件を証明する資料については、落札者の決定後に提出を求めます。
 - (2) 提出方法

提出方法の詳細については、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」の「入札公表詳細」を御覧ください。

一般競争入札参加資格確認申請書等は、令和2年6月25日(木)～令和2年7月1日(水)に下記(4)の場所で配布しています。また、「入札公表詳細」から一般競争入札参加資格確認申請書をダウンロードすることができます。

一般競争入札参加資格確認申請書等の提出を希望する場合は、3(3)の期間に3(4)の場所に書留郵便又は持参にて提出ください。
 - (3) 提出期間

令和2年6月25日(木)～令和2年7月1日(水)
午前8時30分～午後5時(ただし、正午～午後1時を除く)

※ ただし、書留郵便にて提出する場合は令和2年6月30日(火)必着とします。
 - (4) 提出場所

川崎市川崎区宮本町6番地 明治安田生命川崎ビル5階

- 川崎市教育委員会事務局 教育環境整備推進室
電話：044-200-3319(平岡、山中)
- ※ 郵送にて提出する場合には、書留郵便以外は認めません。
- 4 仕様書の閲覧

次により仕様書を閲覧することができます。また、5により取得して閲覧することもできます。

 - (1) 閲覧期間 3(3)と同じ
 - (2) 閲覧場所 3(4)と同じ
 - 5 仕様書の取得

本件の仕様書は電子ファイルのダウンロードによる取得となります。川崎市ホームページ「入札情報かわさき」の財政局の入札公表の「入札公表詳細」からPDFファイル「見積用仕様書類」をダウンロードしてください。ダウンロードができない場合、3(3)の期間に3(4)の場所で配布します。
 - 6 質問書の受付・回答
 - (1) 問合せ先
3(4)と同じ
 - (2) 質問受付期間
令和2年7月3日(金)～令和2年7月7日(火)
午前8時30分～午後5時(ただし、正午～午後1時を除く)
 - (3) 質問書の様式
質問書は「入札公表詳細」からダウンロードしてください。ダウンロードができない場合、3(3)の期間に3(4)の場所で配布します。
 - (4) 質問受付方法
電子メール又はFAXによります。
ア 電子メール 88seibi@city.kawasaki.jp
イ FAX 044-200-3679
また、「質問書」送信後は、必ず3(4)の担当あて電話連絡をしてください。
 - (5) 回答
ア 回答日
令和2年7月9日(木)
イ 回答方法
入札参加者から質問が提出された場合にのみ、全ての質問及び回答を平成31・32年度川崎市競争入札参加資格審査申請書の「委託」の委任先メールアドレスに送付します。当該委任先メールアドレスを登録していない者にはFAXで送付します。
なお、回答後の再質問は受付しません。
 - 7 競争入札参加資格確認通知書の交付

入札参加申込書を提出した者には、平成31・32年度川崎市競争入札参加資格審査申請書の「委託」の委任先メールアドレスに、確認通知書を申請申込締切日後1週間以内に送付します。当該委任先メールアドレス

を登録していない者にはFAXで送付します。

なお、この確認通知書は、申込時の登録情報により通知しているもので、最終的な入札参加資格の審査は、開札後、入札参加申込時に遡って、提出書類等の確認を行い、入札参加資格の有無を審査します。この結果、入札参加資格が無く申し込みを行った入札者の入札は無効とします。

8 入札参加資格の喪失

入札参加資格があると認められた者が開札前に次のいずれかに該当するときは、この入札に参加することができません。

- (1) 2に定める資格要件を満たさなくなったとき。
- (2) 一般競争入札参加資格確認申請書その他の提出書類に虚偽の記載をしたとき。

8 入札手続等

(1) 入札は「川崎市競争入札参加者心得」に基づいて行うものとします。

(2) 入札・開札の日時 令和2年7月13日(月)午前11時

入札・開札の場所 第3庁舎15階 第3会議室
(川崎区東田町5番地4)

※ 社会情勢により会場を変更する場合は入札参加者あて別途お知らせします。

(3) 入札書の提出方法 持参

※ 社会情勢により郵送を認める場合は入札参加者あて別途お知らせします。

(4) 入札保証金 免除

9 落札者の決定及び参加資格の審査等

(1) 川崎市契約規則第14条の規定に基づき、予定価格を総額で定めます。当該予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の価格をもって有効な入札を行った者のうち、最低の価格をもって入札を行った者を落札者とします。

(2) 入札の無効

2に示した競争入札参加資格のない者が行った入札及び川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札の場合は、これを無効とします。

10 契約手続等

次により、契約を締結します。

- (1) 契約保証金 要
- (2) 前払金 無
- (3) 契約書作成の要否 要

11 その他

(1) 事情により入札を延期、又は取りやめる場合があります。

(2) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

(3) 公告に定めるもののほか、川崎市契約条例、川崎

市契約規則、川崎市競争入札参加者心得等の定めるところによります。

- (4) 川崎市契約規則、川崎市競争入札参加者心得等は、上記3(4)の場所で閲覧することができるほか、川崎市ウェブサイト「入札情報かわさき」(<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)の「契約関係規定」で閲覧することができます。

川崎市公告第501号

一般競争入札について、次のとおり公表します。

令和2年6月25日

川崎市長 福田 紀彦

1 競争入札に付する事項

- (1) 件名 校舎改修工事に伴う建材成分分析調査業務委託(東大島小学校ほか7校)
- (2) 履行場所 川崎市立東大島小学校(川崎区大島5丁目25番1号)ほか7校
- (3) 履行期間 令和2年9月30日(水)まで
- (4) 業務概要 仕様書のとおり

2 競争入札参加資格に関する事項

この入札に参加を希望する者は、次の条件をすべて満たさなければなりません。

- (1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に該当しないこと。
- (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (3) 入札期日において、平成31・32年度業務委託有資格業者名簿の業種「調査・測定」、種目「その他調査測定」に登載されていること。
- (4) この業務について、本市または他官公庁において類似の契約実績があること。
※ 2(4)については落札後に提出すること。10(2)を必ずご確認ください。

3 入札参加申込書の配布及び提出

一般競争入札に参加を希望する者は、次により入札参加の申し込みをしなければなりません。提出された書類等に関し、説明を求められたときはこれに応じなければなりません。

(1) 配布・提出場所

川崎市教育委員会事務局教育環境整備推進室
〒210-0004 川崎市川崎区宮本町6番地
明治安田生命川崎ビル5階 平岡担当
電話:044-200-3319

(2) 配布・提出期間

令和2年6月25日(木)～令和2年7月1日(水)
(ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く)
午前8時30分～午後5時(ただし、正午～午後1時を除く)

(3) 提出書類

ア 入札参加申込書

※ 書類の提出に不備がある場合、実績等の確認ができないため無効となる場合がありますのでご注意ください。

(4) 提出方法

持参

競争入札参加申込書等は、上記(1)の場所で配布しています。また、「入札公表詳細」から競争入札参加資格申込書をダウンロードすることができます。

4 仕様書の閲覧

次により仕様書を閲覧することができます。また、

5により取得して閲覧することもできます。

(1) 閲覧場所 3(1)と同じ

(2) 閲覧期間 3(2)と同じ

5 仕様書の取得

本件の仕様書は電子ファイルのダウンロードによる取得となります。川崎市ホームページ「入札情報かわさき」の財政局の入札公表の「入札公表詳細」からPDFファイル「見積用仕様書類」をダウンロードしてください。ダウンロードができない場合、3(2)の期間に3(1)の場所で配布します。

6 質問書の受付・回答

(1) 質問

次により仕様書等の内容に関し、質問することができます。

なお、仕様書等以外の質問は受け付けません。

また、入札参加者以外の質問には回答しませんので御注意ください。

ア 質問書の様式

質問書は「入札公表詳細」からダウンロードしてください。ダウンロードができない場合、3(2)の期間に3(1)の場所で配布します。

イ 質問書の受付期間

令和2年7月3日(金)～令和2年7月7日(火)(ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く)

午前8時30分～午後5時(ただし、正午～午後1時を除く)

ウ 質問書の提出方法

電子メール。

メールアドレス: 88seibi@city.kawasaki.jp

また、「質問書」送信後は、必ず3(1)の担当あて電話連絡をしてください。

(2) 回答

ア 回答日

令和2年7月8日(水)

イ 回答方法

入札参加者から質問が提出された場合にのみ、全ての質問及び回答を平成31・32年度川崎市競争入札参加資格審査申請書の「委託」の委任先メールアドレスに送付します。なお、当該委任先メールアドレスを登録していない者にはFAXで送付します。

なお、回答後の再質問は受付しません。

7 競争入札参加資格確認通知書の交付

入札参加申込書を提出した者には、平成31・32年度川崎市競争入札参加資格審査申請書の「委託」の委任先メールアドレスに、確認通知書を7月3日(金)までに送付します。なお、当該委任先メールアドレスを登録していない者にはFAXで送付します。

8 入札参加資格の喪失

入札参加資格があると認められた者が、開札前に上記2の各号のいずれかの条件を欠いたときは、入札参加資格を喪失します。

9 入札手続等

(1) 入札金額・方法等

入札は「川崎市競争入札参加者心得」に基づいて行うものとします。入札金額は、税抜の単価で行います。

(2) 入札・開札の日時

7月13日(月)午前10時30分

(3) 入札・開札の場所

第3庁舎15階第3会議室(川崎区東田町5番地4)

(4) 入札書の提出方法

持参

(5) 入札保証金

免除

10 落札者の決定及び参加資格の審査等

(1) 有効な入札を行った者のうち、最低の価格をもって入札を行った者を落札候補者とします。当該落札候補者について上記2に示した資格を満たしているかどうかの最終的な資格審査をしたうえ、落札者として決定します。資格審査の結果、当該落札候補者に資格がないと認めるときは、当該入札を無効とし、順次、価格の低い入札者について同様の審査を実施し、落札者を決定します。

(2) 入札参加条件確認(申請)書等の提出

落札候補者は入札参加条件確認(申請)書の提出が必要となります。開札後、落札候補者につきましては、「入札参加条件確認(申請)書」(「入札情報かわさき」のダウンロードコーナー「入札参加手続き関係」の中の「【委託用】入札参加条件確認(申請)書」)から取得してください。)と上記2(4)に示した資格を有することを確認できる書類を、3(1)で指定した場所に持参し、確認を受けてください。

(3) 入札の無効

2に示した競争入札参加資格のない者が行った入札及び川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札の場合は、これを無効とします。

11 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額の10%とします。ただし、川崎市金銭会計規則第8条に定める有価証券の提供、又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付を免除します。

また、川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は、契約保証金の納付を免除します。

- (2) 前払金 無
(3) 契約書作成の要否 要

12 その他

- (1) 事情により入札を延期、又は取りやめる場合があります。
- (2) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。
- (3) 川崎市契約規則、川崎市競争入札参加者心得等は、上記3(1)の場所で閲覧することができるほか、川崎市ウェブサイト「入札情報かわさき」(<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)の「契約関係規定」で閲覧することができます。
- (4) 公告に定めるもののほか、川崎市契約条例、川崎市契約規則、川崎市競争入札参加者心得等の定めるところによります。

川崎市公告第502号

一般競争入札について、次のとおり公表します。

令和2年6月25日

川崎市長 福田紀彦

1 競争入札に付する事項

- (1) 件名 産業廃棄物収集運搬・処分業務
(2) 履行場所 川崎市立学校
(3) 履行期間 契約日から令和3年3月16日まで
(4) 業務概要 仕様書によります。

2 競争入札参加資格に関する事項

この入札に参加を希望する者は、次の条件をすべて満たさなければなりません。

- (1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に該当しないこと。
- (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (3) 平成31・32年度川崎市業務委託有資格業者名簿で、企業規模「中小企業」、地域区分「市内」又は「準市内」、業種名「廃棄物関連業務」、種目名「産業廃棄物収集運搬業」「産業廃棄物処分業」に記載され

ていること。

- (4) 平成29年度以降で本市又はその他の官公庁において、類似委託業務の契約実績があること。
- (5) 業務の全部を一括又は主要な部分を第三者に委託しないこと。

3 競争入札参加申込書の配布、提出、資料の閲覧及び問い合わせ先

この入札に参加を希望する者は、次により入札参加の申込みをしなければなりません。一般競争入札参加申込書は、3(1)の場所で配布しています。また、川崎市ウェブサイト「入札情報」の「入札情報かわさき」からダウンロードすることができます。

- (1) 配布・提出・資料の閲覧場所及び問い合わせ先
〒210-0004

川崎市川崎区宮本町6番地 明治安田生命ビル5階
教育委員会事務局 教育環境整備推進室 管理担当 齋藤

電 話 044-200-3270

F A X 044-200-3679

E-mail 88seibi@city.kawasaki.jp

- (2) 配布・提出・資料の閲覧期間

令和2年6月25日(木)から令和2年6月30日(火)まで

9時～12時、13時～16時

※ ただし、土曜日、日曜日を除きます。

- (3) 提出物

ア 一般競争入札参加申込書

イ 2(4)に示した資格の確認ができる書類の写し

※ 書類の提出に不備がある場合、参加資格の確認ができない等、無効となる場合がありますので御注意ください。

- (4) 提出方法

持参とします。

4 確認通知書の交付

一般競争入札参加申込書を提出した者には、次により確認通知書を交付します。

※ 併せて、入札説明資料も送付しますので必ず確認してください。

- (1) 交付方法

「川崎市業務委託有資格業者名簿」に登録されている委任先メールアドレス(当該委任先メールアドレスを登録していない者にはFAX)により送付します。

- (2) 日時

令和2年7月3日(金)までに交付

5 質問書の受付・回答

確認通知書の交付を受け、入札参加資格があると認められた者からの質問・回答方法は次のとおりです。

(1) 質問受付期間

令和2年7月3日(金)～令和2年7月7日(火)
9時～12時、13時～16時

※ ただし、土曜日、日曜日を除きます。

(2) 質問方法

「質問書」により、3(1)のFAX又は、電子メールアドレス宛てに送信後、所管課まで電話連絡をしてください。

※ 郵送による提出は認めません。なお、「質問書」は、3(1)の場所で配布しています。また、川崎市ウェブサイト「入札情報」の「入札情報かわさき」からダウンロードすることができます。

(3) 回答方法

入札参加資格があると認められた者から質問があった場合、令和2年7月10日(金)までに、入札参加資格があると認められた者に文書(電子メールまたはFAX)にて送付します。

6 競争入札参加資格の喪失

競争入札参加資格があると認められた者が次のいずれかに該当するときは、この入札に参加することができません。

- (1) この公告に定める参加資格の要件を満たさなくなったとき。
- (2) 競争入札参加申込書その他の提出書類に虚偽の記載をしたとき。

7 入札手続等

- (1) 入札は「川崎市競争入札参加者心得」に基づいて行うものとします。
- (2) 入札方法 持参による紙入札
- (3) 入札・開札の日時 令和2年7月30日(木)
10時00分
- (4) 入札・開札の場所 川崎市川崎区東田町5-4
川崎市役所第3庁舎12階会議室
- (5) 入札保証金 免除

8 落札者の決定及び参加資格の審査等

- (1) 川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。
- (2) 入札の無効
川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札の場合は、これを無効とします。

9 契約手続等

- (1) 契約書の作成 要
- (2) 契約保証金 契約金額の10%
ただし、川崎市金銭会計規則第8条に定める有価証券の提供(振替債を除く。)、又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証

金の納付に変えることができます。

また、川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は、契約保証金の納付を免除します。

(3) 前払金 否

10 その他

- (1) 事情により入札を取りやめる場合があります。
- (2) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。
- (3) 公告に定めるもののほか、川崎市契約条例、川崎市契約規則、川崎市競争入札参加者心得等の定めるところによります。
- (4) 川崎市契約規則、川崎市競争入札参加者心得は、3(1)の場所で閲覧することができるほか、川崎市ウェブサイト「入札情報かわさき」の「契約関係規定」で閲覧及びダウンロードをすることができます。
- (5) 公告に関する問い合わせ先は、3(1)に同じです。

川崎市公告第503号

一般競争入札について、次のとおり公表します。

令和2年6月25日

川崎市長 福田紀彦

1 競争入札に付する事項

- (1) 件名 四谷小学校ほか1校冷暖房その他設備改修工事に伴う人的警備業務委託
- (2) 履行場所 四谷小学校及び臨港中学校
- (3) 履行期間 令和3年3月31日(水)まで
- (4) 業務概要 仕様書のとおり

2 競争入札参加資格に関する事項

この入札に参加を希望する者は、次の条件をすべて満たさなければなりません。

- (1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定による資格停止期間中でないこと。
- (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (3) 平成31・32年度川崎市業務委託有資格業者名簿の業種「警備」、種目「人的警備」に登録されていること。
- (4) 本市または他官公庁において平成22年度以降に類似の契約実績があること。
- (5) 施設警備業務検定の資格を有し、かつ2年以上の実務経験を有する者が所属していること。
※2(4)及び(5)については10(2)を必ずご確認ください。

3 入札参加申込書の配布及び提出

一般競争入札に参加を希望する者は、次により入札参加の申し込みをしなければなりません。提出された書類等に関し、説明を求められたときはこれに応じなければなりません。

(1) 配布・提出場所

川崎市教育委員会事務局教育環境整備推進室
〒210-0004 川崎市川崎区宮本町6番地
明治安田生命川崎ビル5階 今井担当
電話：044-200-0316

(2) 配布・提出期間

令和2年6月25日(木)～令和2年7月1日(水)
(ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く)
午前8時30分～午後5時(ただし、正午～午後1
時を除く)

(3) 提出書類

ア 入札参加申込書

※ 書類の提出に不備がある場合、実績等の確認
ができないため無効となる場合がありますので
ご注意ください。

(4) 提出方法

持参

競争入札参加申込書等は、上記(1)の場所で配布し
ています。また、「入札公表詳細」から競争入札参
加資格申込書をダウンロードすることができます。

4 仕様書の閲覧

次により仕様書を閲覧することができます。また、
5により取得して閲覧することもできます。

(1) 閲覧場所 3(1)と同じ

(2) 閲覧期間 3(2)と同じ

5 仕様書の取得

本件の仕様書は電子ファイルのダウンロードによる
取得となります。川崎市ホームページ「入札情報かわ
さき」の財政局の入札公表の「入札公表詳細」からP
DFファイル「見積用仕様書類」をダウンロードして
ください。ダウンロードができない場合、3(2)の期間
に3(1)の場所で配布します。

6 質問書の受付・回答

(1) 質問

次により仕様書等の内容に関し、質問することが
できます。

なお、仕様書等以外の質問は受け付けません。

また、入札参加者以外の質問には回答しませんの
で御注意ください。

ア 質問書の様式

質問書は「入札公表詳細」からダウンロードし
てください。ダウンロードができない場合、3(2)
の期間に3(1)の場所で配布します。

イ 質問書の受付期間

令和2年7月3日(金)～令和2年7月7日
(火)(ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日
を除く)

午前8時30分～午後5時(ただし、正午～午後

1時を除く)

ウ 質問書の提出方法

電子メール

メールアドレス：88seibi@city.kawasaki.jp

また、「質問書」送信後は、必ず3(1)の担当あ
て電話連絡をしてください。

(2) 回答

ア 回答日

令和2年7月8日(水)

イ 回答方法

入札参加者から質問が提出された場合にのみ、
全ての質問及び回答を平成31・32年度川崎市競争
入札参加資格審査申請書の「委託」の委任先メー
ルアドレスに送付します。なお、当該委任先メー
ルアドレスを登録していない者にはFAXで送付
します。

なお、回答後の再質問は受付しません。

7 競争入札参加資格確認通知書の交付

入札参加申込書を提出した者には、平成31・32年度
川崎市競争入札参加資格審査申請書の「委託」の委任
先メールアドレスに、確認通知書を7月3日(金)ま
でに送付します。なお、当該委任先メールアドレスを
登録していない者にはFAXで送付します。

8 入札参加資格の喪失

入札参加資格があると認められた者が、開札前に上
記2の各号のいずれかの条件を欠いたときは、入札参
加資格を喪失します。

9 入札手続等

(1) 入札金額・方法等

入札は「川崎市競争入札参加者心得」に基づいて
行うものとします。入札金額は、税抜の単価で行い
ます。

(2) 入札・開札の日時

7月13日(月)午前11時

(3) 入札・開札の場所

第3庁舎12階会議室(川崎区東田町5番地4)

(4) 入札書の提出方法

持参

(5) 入札保証金

免除

10 落札者の決定及び参加資格の審査等

(1) 川崎市契約規則第14条の規定に基づき、予定価格
を単価で定めます。当該予定価格の制限の範囲内で
最低制限価格以上の価格をもって有効な入札を行っ
た者のうち、最低の価格をもって入札を行った者を
落札候補者とします。当該落札候補者について上記
2に示した資格を満たしているかどうかの最終的な
資格審査をしたうえで、落札者として決定します。資

格審査の結果、当該落札候補者に資格がないと認めるときは、当該入札を無効とし、順次、価格の低い入札者について同様の審査を実施し、落札者を決定します。

(2) 入札参加条件確認(申請)書等の提出

落札候補者は入札参加条件確認(申請)書の提出が必要となります。開札後、落札候補者につきましては、「入札参加条件確認(申請)書」(「入札情報かわさき」のダウンロードコーナー「入札参加手続き関係」の中の「【委託用】入札参加条件確認(申請)書」)から取得してください。)と上記2(4)及び(5)に示した資格を有することを確認できる書類を、3(1)で指定した場所に持参し、確認を受けてください。

(3) 入札の無効

2に示した競争入札参加資格のない者が行った入札及び川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札の場合は、これを無効とします。

11 契約手続等

- (1) 契約保証金 無
- (2) 前払金 無
- (3) 契約書作成の要否 要

12 その他

- (1) 事情により入札を延期、又は取りやめる場合があります。
- (2) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。
- (3) 川崎市契約規則、川崎市競争入札参加者心得等は、上記3(1)の場所で閲覧することができるほか、川崎市ウェブサイト「入札情報かわさき」(<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)の「契約関係規定」で閲覧することができます。
- (4) 公告に定めるもののほか、川崎市契約条例、川崎市契約規則、川崎市競争入札参加者心得等の定めるところによります。

川崎市公告第504号

入札公告

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和2年6月25日

川崎市長 福田紀彦

1 競争入札に付する事項

- (1) 件名
被災家屋等解体撤去・処分業務委託その6
- (2) 履行場所
本市の指定する場所
- (3) 履行期間
契約締結日から令和2年12月25日まで
- (4) 業務概要

本業務は、令和元年房総半島台風(第15号)及び東日本台風(第19号)により、市内において損壊した被災建築物及び被災工作物等(以下「被災家屋等」という。)のうち、所有者等から申請があり、本市が生活環境保全上の支障の除去、二次災害の防止及び被災者の生活再建支援の観点から解体の必要があると認められた被災家屋等について、所有者等に代わり解体撤去・処分業務を行うものである。

2 競争入札参加資格

この入札に参加を希望する者は、次の条件をすべて満たしていなければなりません。

- (1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に該当しないこと。
- (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (3) 入札期日において、平成31年・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録され、業種「解体」種目「解体」で登載されていること。
- (4) 入札期日において、建設業法に基づく「解体工事業」の建設業許可を有していること。
- (5) 過去2年間に本市、他官公庁又は民間において、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律が適用される建築物の工事について1件以上の元請契約実績を有すること。ただし、民間実績については2件以上の元請契約実績を有すること。
- (6) 建設業法第26条に基づき主任技術者を配置すること。また、当該主任技術者の要件を満たす資格者証の写し、若しくは実務経験経歴書(解体工事に限る)及び雇用関係を証明できる書類を提出すること。
- (7) 本業務の全部を一括又は主要な部分を第三者に委託しないこと。また、競争入札参加申込書にて、一部再委託を申請する場合は、再委託確認書を提出すること。

3 競争入札参加申込書及び再委託確認書の配布、提出、仕様書等閲覧及び問い合わせ先

この入札に参加を希望する者は、次の(4)提出物に記載の書類を提出してください。

- (1) 競争入札参加申込書及び再委託確認書の配布先
次の川崎市ホームページよりダウンロード又は次の3(2)にて配布します。
<http://www.city.kawasaki.jp/300/page/0000118602.html>
- (2) 配布・提出・仕様書閲覧場所及び問い合わせ先
郵便番号 210-0005
住所 川崎市川崎区東田町5番地4
川崎市役所第3庁舎16階
担当 環境局施設部施設整備課 鹿戸
電話 044-200-2575(直通)

(3) 配布、提出及び閲覧期間

令和2年6月25日(木)から令和2年7月1日(水)まで
午前9時から午後5時まで
(土曜日、日曜日、休日及び正午から午後1時の間は除く)

(4) 提出物

- ア 競争入札参加申込書
- イ 再委託確認書(一部再委託を申請する場合)
- ウ 上記2(5)の実績を確認できる契約書等の写し
- エ 上記2(6)の主任技術者の要件を満たす資格者証の写し等及び雇用関係を証明できる書類

(5) 提出方法

持参又は郵送(一般書書留又は簡易書留に限る)とします。ただし、郵送とする場合、提出期限は3(3)によらず、7月1日(水)必着とします。

(6) 仕様書の配布

上記(4)の提出書類が受理できた際に、仕様書を配布します。ただし、郵送で提出とした場合は、競争入札参加資格者確認通知書交付時の配布となります。

(7) その他

- ア 提出された書類は返却しません。
- イ 提出された書類に関して説明を求められた場合には、これに応じなければなりません。
- ウ 提出された書類に不備や不足があった場合は、参加申し込みは無効となります。

4 競争入札参加資格確認通知書の交付

競争入札参加申込書を提出し入札参加資格があると認められた者には、次により競争入札参加資格確認通知書を交付します。ただし、川崎市工事請負有資格業者名簿へ登載した際に電子メールのアドレスを登載している場合は、そのアドレスあてに競争入札参加資格確認通知書を電子メールで送付します。

(1) 場所

上記3(2)に同じ

(2) 日時

令和2年7月3日(金)午前9時から午後5時まで(正午から午後1時の間を除く)

5 質問書の受付・回答

(1) 質問受付期間

令和2年7月6日(月)から令和2年7月7日(火)午後5時まで
(持参の場合は、午前9時から午後5時までとし、正午から午後1時の間を除く)

(2) 質問書の様式

上記3(1)よりダウンロード又は競争入札参加資格確認通知書交付時に配布する「質問書」にて受け付けます。

(3) 質問受付方法

持参、電子メール又はFAXに限ります。

ア 持 参 上記3(2)に同じ

イ 電子メール 30sisetu@city.kawasaki.jp

ウ F A X 044-200-3923

(4) 回答方法

競争入札参加資格があると認めた者からの質問に対する回答は、令和2年7月9日(木)に、競争入札参加資格があると認めた全社宛てに電子メール又はFAXにて送信します。なお、電話等による問合せには一切応じません。

6 競争入札参加資格の喪失

競争入札参加資格があると認めた者が、次のいずれかに該当するときは、この入札に参加することができません。

- (1) 2の各号のいずれかの条件を欠いたとき。
- (2) 競争入札参加申込書及び提出書類について虚偽の記載をしたとき。

7 入札の手続等

(1) 入札方法

入札は「川崎市競争入札参加者心得」に基づいて行うものとします。

(2) 入札・開札の日時及び場所

ア 日時

令和2年7月17日(金)午前10時

イ 場所

川崎市川崎区東田町5番地4

川崎市役所第3庁舎16階 会議室

(3) 入札保証金

免除とします。

(4) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格(基準単価)の範囲内で、各入札単価の合計が最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札予定者とします。

(5) 業務単価表の提出及び落札者決定

落札予定者は入札金額の算出に使用した入札単価表を提出し、本市との間にその単価について合意が取れた者を落札者とします。なお、不当に安価な設定の単価が見られる場合はその単価表については合意しません。

また、基準単価を超えた入札単価がある場合や、入札単価の合計が入札金額と違う場合又は入札単価表が提出できない場合は、失格とします。

(6) 再入札の実施

落札者がいない場合は、直ちに再入札を行います。(開札に立ち会わない者は、再入札に参加の意思がないものとみなします。)

(7) 入札の無効

入札に参加する資格のない者が行った入札及び川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

8 契約手続等

(1) 契約保証金

要 (10%)

ただし、川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は免除いたします。

(2) 契約書の作成

要

(3) 契約規則等の閲覧

川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、入札情報かわさき (<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>) の「契約関係規

定」から閲覧できます。

9 その他

(1) 当該契約において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

(2) 詳細は入札説明書によります。

(3) この公告に定めるもののほか、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等の定めるところによります。

(4) この公告に関する問い合わせ先は、上記3(2)に同じです。

川崎市公告第505号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和2年6月25日

川崎市長 福田紀彦

競争入札に付する事項	件名	川崎市立看護短期大学防犯カメラシステム賃貸借及び保守管理
	履行場所	川崎市立看護短期大学 川崎市幸区小倉4丁目30番1号
	履行期限	令和2年8月1日から令和9年7月31日まで
参加資格	<p>(1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 入札期日において、平成31・32年度川崎市製造の請負・物件の供給等有資格業者名簿の業種「リース」に登載されていること。</p> <p>(4) 平成28年4月1日以降に、本市または他の官公庁、民間企業等と類似の賃貸借の契約の実績があること。</p>	
契約条項を示す場所等	<p>川崎市健康福祉局市立看護短期大学事務局総務学生課総務係</p> <p>〒212-0054 川崎市幸区小倉4-30-1</p> <p>電話番号 044-587-3500</p>	
入札日時等	令和2年7月10日 午前11時 川崎市立看護短期大学	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ 契約課ホームページ「入札情報 かわさき」アドレス http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html ・ 本件契約は、川崎市契約条例第6条第1号に規定する契約に該当しますので、発注者は、翌年度以降における所要の予算の当該金額について減額又は削減があった場合は、本件契約を変更又は解除することができます。 ・ 前記を理由に発注者が、本件契約を解除し、受注者に損失が生じた場合は、受注者はその損失の補償を発注者に対して請求できます。この場合における補償額は、発注者と受注者が協議の上、決定するものとします。 	

川崎市公告第506号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和2年6月25日

川崎市長 福田 紀彦

1 競争入札に付する事項

(1) 件 名

川崎市(国保・後期)重複・頻回受診者等訪問指導業務委託

(2) 納入場所及び履行場所

川崎市内及び受注者社屋等とする。

(3) 履行期間

契約締結日から令和3年3月31日まで

(4) 委託概要

「川崎市(国保・後期)重複・頻回受診者等訪問指導業務委託仕様書」によります。

2 一般競争入札参加資格者に関する事項

この入札に参加を希望する者は、次の条件をすべて満たしていなければなりません。

(1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。

(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。

(3) 入札期日において、平成31・32年度川崎市業務委託有資格業者名簿に、業種「その他業務」・種目「その他」で登録されていること。

(4) 当該業務について、本市又は他官公庁において類似の契約実績(元請に限る。)を平成31年4月1日以降に有すること。

(5) プライバシーマーク又はISO/IEC27001(JIS Q 27001)認証を取得していること。

3 一般競争入札参加申込書等の配布及び提出先

この入札に参加を希望する者は、次により一般競争入札参加申込書、2(4)の契約実績を証する書類、2(5)を証する登録証の写しを提出しなければなりません。

(1) 配布・提出場所

〒210-0005 川崎市川崎区東田町8番地
(パレール三井ビル12階)

川崎市役所健康福祉局医療保険部医療保険課
(担当 島田)

電 話 044-200-2634(直通)

F A X 044-200-3930

E-mail 40hoken@city.kawasaki.jp

(2) 配布・提出期間

令和2年6月25日(木)から令和2年7月1日(水)まで

(ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く)

午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで

(3) 提出物

ア 一般競争入札参加申込書

イ 上記2(4)を証する契約実績書類(契約書の写し等)

ウ プライバシーマーク又はISO/IEC27001(JIS Q 27001)認証を取得していることを証する登録証の写し(有効期限内のもの)

(4) 提出方法

持参によるものとし、郵送は認めません。

(5) その他

仕様書、入札説明書、一般競争入札参加申込書等は、本市ホームページ「トップページ」→

「事業者・就労支援情報」→「入札・契約」→

「その他の入札情報」→「入札公表詳細(川崎市(国保・後期)重複・頻回受診者等訪問指導業務委託)」(<http://www.city.kawasaki.jp/350/page/0000118546.html>)において、本件の公表情報詳細のページからダウンロードできます。なお、ダウンロードができない場合等に対応するため、3(1)の場所において3(2)の期間、配布も行います。

4 一般競争入札参加資格確認通知書の交付

一般競争入札参加申込書を提出し、入札参加資格があると認められた者には、一般競争入札参加資格確認通知書を交付します。

(1) 交付方法

ア 平成31・32年度川崎市競争入札参加資格審査申請書の委託先メールアドレスを登録している者には、令和2年7月3日(金)までに一般競争入札参加資格確認通知書を送付します。

イ 当該委託先メールアドレスを登録していない者には、令和2年7月3日(金)の午前9時から正午までに上記3(1)の場所において一般競争入札参加資格確認通知書を交付します。

(2) 入札説明書は3(1)の場所において3(2)の期間、縦覧に供します。

5 仕様に関する問い合わせ

(1) 問い合わせ先

3(1)に同じ

(2) 問い合わせ期間

令和2年7月3日(金)から令和2年7月7日(火)まで

午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで

(3) 問い合わせ方法

入札説明書に添付の「質問書」を使用し、3(1)の電子メールアドレス又はFAX番号宛て送付してください。また「質問書」送付後、送付した旨を3(1)の担当宛て電話連絡してください。

(4) 回答方法

質問に対する回答は、入札参加資格確認通知書で入札参加資格があると認められたすべての者に対し、令和2年7月9日(木)までに、電子メール又はFAXにて送付します。

なお、一般競争入札参加資格確認通知書の交付を受けていない者からの質問に関しては回答を行いません。

6 入札参加希望者に求められる義務

この入札に参加を希望する者は、提出された書類等に関し説明を求められたとき又は資料の追加を求められたときはこれに応じなければなりません。

7 一般競争入札参加資格の喪失

次の各号のいずれかに該当するときは、一般競争入札参加資格を喪失します。

(1) 開札前に上記2の各号のいずれかの条件を欠いたとき。

(2) 一般競争入札参加申込書その他の提出書類に虚偽の記載をしたとき。

8 入札手続等

(1) 入札書等の提出方法

持参による入札とし、郵送は認めません。

ア 入札日時

令和2年7月17日(金)午前10時

イ 入札場所

〒210-0005 川崎市川崎区東田町8番地
(パレール三井ビル12階)

川崎市役所健康福祉局医療保険部会議室(A)

(2) 入札方法

ア 入札は、単価で行います。入札書に記載する入札金額は、訪問指導1回あたりの見積単価及び電話指導1回あたりの見積単価の合計(消費税額及び地方消費税額を含めないこと。)に記載してください。

イ 入札は、所定の入札書をもって行います。訪問指導及び電話指導1回あたりの見積単価を記載した積算内訳書(入札説明書参照)を添付してください。

ウ 入札書及び積算内訳書は、封筒に入れ、封印して提出してください。

エ 1回目で落札しない場合は、再度入札を2回、計3回の入札を行いますので、その分の入札書及び積算内訳書を用意してください。

(3) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とします。

ただし、著しく低価格の場合は、調査等を行う場

合があります。

(4) 入札保証金

免除とします。

(5) 開札の日時

8(1)アに同じ

(6) 開札の場所

8(1)イに同じ

(7) 入札の無効

入札に参加する資格のない者が行った入札及び川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

(8) 再入札の実施

落札者がいない場合は、直ちに再入札を実施します。ただし、その前回の入札が川崎市競争入札参加者心得の規定により無効とされた者及び開札に立ち会わない者を除きます。

(9) 入札及び開札に立ち会う者に関する事項

入札及び開札に立ち会う者は、入札者又はその代理人とします。ただし、代理人が入札及び開札に立ち会う場合は、入札に関する権限及び開札の立ち会いに関する権限の委任を受けたことを示す委任状を提出してください。また、一般競争入札参加資格確認通知書を必ず持参してください。

9 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額の10%とします。ただし、川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は、契約保証金の納付を免除します。

(2) 契約書作成の要否

必要とします。

(3) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、川崎市ホームページ内「入札情報かわさき」(<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)の「契約関係規定」において閲覧することができます。

10 その他

(1) 本入札に関しては、事情により入札を延期、又は取りやめる場合があります。

(2) 公告に定めるもののほか、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等の定めるところによります。

(3) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

川崎市公告第507号

入 札 公 告

令和2年6月25日

川崎市長 福田 紀彦

一般競争入札について、次のとおり公告します。

1 一般競争入札に付する事項

(1) 件 名

千鳥町及び大川・白石町地区緑地等管理業務委託

(2) 履行場所

川崎市川崎区千鳥町及び大川・白石町地内

(3) 履行期間

契約日から令和3年2月26日まで

(4) 業務概要

本業務委託は、千鳥町及び大川・白石町地区の除草・せん定などを業務とする、下記3件の緑地等管理業務を併せて実施するものである。

ア 千鳥町地区緑地管理業務

除草工 1式、せん定工 1式、
運搬・処分工 1式

イ 千鳥町地区除草業務

除草工 1式、せん定工 1式、
運搬・処分工 1式

ウ 大川・白石町地区緑地管理業務

防除工 1式、除草工 1式、せん定工 1式、
伐採工 1式、運搬・処分工 1式

2 一般競争入札参加資格

この入札に参加を希望する者は、次の条件を全て満たさなければなりません。

(1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。

(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。

(3) 平成31・32年度川崎市業務委託有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。

(4) 平成31・32年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「その他業務」種目「除草、せんてい等樹木管理」で登録されている者。

(5) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項による中小企業者であること。

(6) 1級造園施工管理技士又は2級造園施工管理技士の免状を有する者を直接的かつ恒常的に雇用していること。

3 一般競争入札参加申込書の配布及び提出

(1) 配布・提出場所

〒210-0869

川崎市川崎区東扇島38-1 川崎マリエン4階

川崎市港湾局 川崎港管理センター 港湾管理課

電話番号 044-287-6014

F A X 044-287-6038

E-mail 58koukan@city.kawasaki.jp

なお、一般競争入札参加申込書については、川崎市のホームページの「入札情報かわさき」(<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)において、本件の公表情報詳細のページからダウンロードできます。

(2) 配布・提出期間

令和2年6月25日(木)から令和2年7月2日(木)までとします(土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで)。

(3) 提出書類

ア 一般競争入札参加申込書

イ 上記2(6)を証する書類(技術検定合格証明書及び健康保険被保険者証の写し等)

(4) 提出方法

持参とします。

4 入札説明書の縦覧

入札説明書は、3(1)の場所において令和2年6月25日(木)から令和2年7月2日(木)まで縦覧に供します(土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで)。

5 競争入札参加資格確認通知書、入札説明書及び仕様書等の交付

(1) 競争入札参加資格確認通知書の交付

一般競争入札参加申込書を提出した者には、次により競争入札参加資格確認通知書を交付します。

ア 交付場所

3(1)に同じ

イ 交付日時

令和2年7月8日(水)午前9時から午後5時まで(正午から午後1時の間は除きます。)

(2) 入札説明書及び仕様書等の交付

競争入札参加資格が有ると認められた者には、競争入札参加資格確認通知書の交付に併せて、無償で入札説明書及び仕様書等を交付します。

ア 交付場所

3(1)に同じ

イ 交付日時

5(1)イに同じ

ただし、(1)及び(2)について、平成31・32年度川崎市業務委託有資格業者名簿へ登録した際に電子メールのアドレスを登録している場合は、令和2年7月8日(水)に競争入札参加資格確認通知書、入札説明書及び仕様書等を電子メールにより送付します。

- 6 仕様に関する問い合わせ先等
 - (1) 問い合わせ先
 - 3(1)に同じ
 - (2) 質問受付期間
 - 令和2年7月9日(木)午前9時から令和2年7月13日(月)午後4時まで
 - (3) 質問書の様式
 - 入札説明書に添付の「質問書」の様式により、提出してください。
 - (4) 質問受付方法
 - 電子メール又はFAXに限ります。
 - 電子メール 58koukan@city.kawasaki.jp
 - FAX 044-287-6038
 - (5) 回答方法
 - 令和2年7月17日(金)までに、文書(FAX又は電子メール)にて、競争入札参加者全員に送付します。
- 7 一般競争入札参加資格の喪失
 - 次の各号のいずれかに該当するときは、一般競争入札参加資格を喪失します。
 - (1) 開札前に上記2の各号のいずれかの条件を欠いたとき。
 - (2) 一般競争入札参加申込書及び提出書類について、虚偽の記載をしたとき。
- 8 入札手続等
 - (1) 入札方法 持参
 - (2) 入札・開札の日時及び場所
 - ア 入札日時
 - 令和2年7月27日(月)午前10時
 - イ 入札場所
 - 川崎市川崎区東扇島38-1
 - 川崎マリエン3階会議室
 - (3) 入札保証金
 - 免除
 - (4) 落札者の決定方法
 - 川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の範囲内で最低制限価格以上の価格をもって有効な入札を行った者のうち、最低の価格をもって入札を行った者を落札者とします。
 - (5) 入札の無効
 - 川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
- 9 契約の手続き等
 - 次により契約を締結します。
 - (1) 契約保証金は次のとおりとします。
 - 契約金額の10%とします。
 - ただし、川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は、免除します。

- (2) 契約書作成の要否
 - 契約書を作成することを要します。
- (3) 契約条項等の閲覧
 - 川崎市契約規則、川崎市競争入札参加者心得等は、川崎市のホームページの「入札情報かわさき」(<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)の「契約関係規定」で閲覧することができます。
- 10 その他
 - (1) 事情により入札を延期、又は取りやめる場合があります。
 - (2) 公告に定めるもののほか、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等の定めるところによります。
 - (3) 関連情報入手するための窓口 3(1)に同じ

川崎市公告第508号

入 札 公 告

令和2年6月25日

川崎市長 福田 紀 彦

一般競争入札について、次のとおり公告します。

- 1 一般競争入札に付する事項
 - (1) 件 名
 - 東扇島下水管実態調査委託(その2)
 - (2) 履行場所
 - 川崎市川崎区東扇島地内
 - (3) 履行期間
 - 契約日から令和2年12月28日まで
 - (4) 業務概要
 - 本委託は、東扇島内の管きょ施設の現状調査を行うものであり、今後の修繕計画の資料に活用することを目的とするものである。
 - 幹線清掃工：1式
 - 目視調査工：1式
 - TV調査工：1式
 - 報告書作成工：1式
 - 交通管理工：1式
- 2 一般競争入札参加資格
 - この入札に参加を希望する者は、次の条件を全て満たさなければなりません。
 - (1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。
 - (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
 - (3) 平成31・32年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「施設維持管理」種目「下水管きょテレビカメラ調査」で登録されている者
 - (4) 川崎市産業廃棄物収集運搬業又は神奈川県産業廃

棄物収集運搬業の許可証（産業廃棄物の種類に汚泥が含まれていること）を受けていること。

- (5) バキューム車（揚泥車、強力吸引車、特殊強力吸引車等）を保有または調達することが可能なもの。
- (6) 産業洗浄技能士（高圧洗浄作業）及び酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者の資格を有するものを配置できること。
- (7) 平成22年度以降に、管きょ内調査用TVカメラを使用した管きょ調査作業を含む業務を元請けとして実施し、完了した実績を有すること。

3 一般競争入札参加申込書の配布及び提出

(1) 配布・提出場所

〒210-0869

川崎市川崎区東扇島38-1 川崎マリエン4階
川崎市港湾局 川崎港管理センター 港湾管理課
電話番号 044-287-6014

F A X 044-287-6038

E-mail 58koukan@city.kawasaki.jp

なお、一般競争入札参加申込書については、川崎市のホームページの「入札情報かわさき」(<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)において、本件の公表情報詳細のページからダウンロードできます。

(2) 配布・提出期間

令和2年6月25日（木）から令和2年7月2日（木）までとします（土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで）。

(3) 提出書類

ア 一般競争入札参加申込書

イ 川崎市産業廃棄物収集運搬業又は神奈川県産業廃棄物収集運搬業の許可証（産業廃棄物の種類に汚泥が含まれていること）

ウ 上記2(7)を証する書類（契約書の写し等）

(4) 提出方法

持参とします。

4 入札説明書の縦覧

入札説明書は、3(1)の場所において令和2年6月25日（木）から令和2年7月2日（木）まで縦覧に供します（土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで）。

5 競争入札参加資格確認通知書、入札説明書及び仕様書等の交付

(1) 競争入札参加資格確認通知書の交付

一般競争入札参加申込書を提出した者には、次により競争入札参加資格確認通知書を交付します。

ア 交付場所

3(1)と同じ

イ 交付日時

令和2年7月7日（火）午前9時から午後5時まで（正午から午後1時の間は除きます。）

(2) 入札説明書及び仕様書等の交付

競争入札参加資格が有ると認めた者には、競争入札参加資格確認通知書の交付に併せて、無償で入札説明書及び仕様書等を交付します。

ア 交付場所

3(1)と同じ

イ 交付日時

5(1)イと同じ

ただし、(1)及び(2)について、平成31・32年度川崎市業務委託有資格業者名簿へ登録した際に電子メールのアドレスを登録している場合は、令和2年7月7日（火）に競争入札参加資格確認通知書、入札説明書及び仕様書等を電子メールにより送付します。

6 仕様に関する問い合わせ先等

(1) 問い合わせ先

3(1)と同じ

(2) 質問受付期間

令和2年7月8日（水）午前9時から令和2年7月10日（金）午後4時まで

(3) 質問書の様式

入札説明書に添付の「質問書」の様式により、提出してください。

(4) 質問受付方法

電子メール又はF A Xに限ります。

電子メール 58koukan@city.kawasaki.jp

F A X 044-287-6038

(5) 回答方法

令和2年7月15日（水）までに、文書（F A X又は電子メール）にて、競争入札参加者全員に送付します。

7 一般競争入札参加資格の喪失

次の各号のいずれかに該当するときは、一般競争入札参加資格を喪失します。

(1) 開札前に上記2の各号のいずれかの条件を欠いたとき。

(2) 一般競争入札参加申込書及び提出書類について、虚偽の記載をしたとき。

8 入札手続等

(1) 入札方法 持参

(2) 入札・開札の日時及び場所

ア 入札日時

令和2年7月27日（月）午後2時

イ 入札場所

川崎市川崎区東扇島38-1

川崎マリエン3階会議室

(3) 入札保証金
免除

(4) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した
予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札
を行った者を落札者とします。ただし、著しく低価
格の場合は、調査を行うことがあります。

(5) 入札の無効

川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札
は、これを無効とします。

9 契約の手続き等

次により契約を締結します。

(1) 契約保証金は次のとおりとします。

契約金額の10%とします。

ただし、川崎市契約規則第33条各号に該当する場
合は、免除します。

(2) 契約書作成の要否

契約書を作成することを要します。

(3) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則、川崎市競争入札参加者心得等
は、川崎市のホームページの「入札情報かわさき」
(<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>) の「契約関係規定」で閲覧することができま
す。

10 その他

(1) 事情により入札を延期、又は取りやめる場合があ
ります。

(2) 公告に定めるもののほか、川崎市契約条例、川崎
市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等の定め
るところによります。

(3) 関連情報を入手するための窓口 3(1)に同じ

(4) 本案件の落札者と締結する契約は、川崎市契約条
例第7条第1項第2号に規定する「特定業務委託契
約」に該当します。

特定業務委託契約においては、川崎市契約条例第
8条各号に掲げる事項を定めます。詳しくは、川崎
市財政局資産管理部契約課ホームページ「入札情報
かわさき」内の、川崎市契約条例、川崎市契約規則、
「特定工事請負契約及び特定業務委託契約の手引
き」を御覧ください。

(5) 本入札用設計書には、「登録単価」及び「【参考資
料】積算入力データリスト」を添付しています。「登
録単価」は、市で公表していない単価や物価資料に
掲載のない単価等を明示しています。(添付してい
ない場合もあります。)
「【参考資料】積算入力データリスト」は、委託設計書の設計内容を明確にする
ため、積算システムに入力した積算情報を参考とし
て掲載したものです。また、摘要欄に記載されてい

るシステム記号等については、システム構成上、標
準的なものを表示しています。

川崎市公告第509号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和2年6月25日

川崎市長 福田 紀彦

1 競争入札に付する事項

(1) 件 名

等々力球場完成記念式典支援業務委託

(2) 履行場所

等々力球場(川崎市中原区等々力1)

(3) 履行期間

契約締結日から令和2年10月30日(金)まで

(4) 目 的

等々力球場の完成に伴い実施する記念式典につい
て、安全かつ円滑に開催するための支援業務を行う。

(5) 式典内容

ア 式典概要

- ・ セレモニー(テープカット、始球式など)
- ・ 内覧会
- ・ オープニングゲーム(1試合)

イ 式典実施日

令和2年10月10日(土)

ウ 招待人数

100名(予定)

2 一般競争入札参加資格

この入札に参加を希望する者は、次の条件をすべて
満たさなければなりません。

(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期
間中でないこと。

(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による
指名停止期間中でないこと。

(3) 一般競争入札参加資格確認申請書の提出時点にお
いて、平成31・32年度川崎市業務委託有資格業者名
簿に、業種「その他業務」種目「催物会場設営及び
イベント、運営・企画」で掲載されていること。

(4) 過去5年の間に、日本国内の官公庁において、本
業務に類似する記念式典業務の契約実績(元請けと
して業務完了している契約)が3件以上あること。

3 担当部署及び問い合わせ先

川崎市建設緑政局等々力緑地再編整備室 中村、阿部
〒210-0007 川崎市川崎区駅前本町12番地1
川崎駅前タワー・リパーク17階

電 話 044-200-2408(直通)

F A X 044-200-3973

電子メール 53todose@city.kawasaki.jp

4 一般競争入札参加資格確認申請書及び委託仕様書の

配布等

この入札に参加を希望する者は、次により一般競争入札参加資格確認申請書及び類似業務の契約実績を証する書類（契約書の写し等）を提出しなければなりません。なお、一般競争入札参加資格確認申請書等の提出は持参とします。（持参以外は無効となります。）

(1) 一般競争入札参加資格確認申請書の配布

配布場所：川崎市ホームページ「入札情報かわさき」からダウンロード

配布期間：令和2年6月25日（木）から令和2年7月3日（金）までの午前9時から午後4時まで（閉庁日及び正午から午後1時までを除く。）

(2) 仕様書の配布、一般競争入札参加資格確認申請書及び類似業務の契約実績を証する書類（契約書の写し等）の提出

配布・提出場所：上記3の担当部署及び問い合わせ先に同じ。

配布・提出期間：令和2年6月25日（木）から令和2年7月3日（金）までの午前9時から午後4時まで（閉庁日及び正午から午後1時までを除く。）

なお、仕様書の配布については、一般競争入札参加資格確認申請書及び類似業務の契約実績を証する書類（契約書の写し等）の提出時に、上記2(4)の参加資格を満たしていることを確認の上、配布します。

5 一般競争入札参加資格確認通知書の交付

4により、一般競争入札参加資格確認申請書を提出した者には、次により一般競争入札参加資格確認通知書を交付します。川崎市業務委託有資格業者名簿に登録した際に電子メールのアドレスを登録している場合には、当該アドレスあて送付します。電子メールのアドレスを登録していない場合には、直接受取りに来るようお願いします。

(1) 交付日：令和2年7月7日（火）

直接受取りに来られる場合は、午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）

(2) 交付場所（受取りの場合）：

上記3の担当部署及び問い合わせ先に同じ。

6 質問書の配布・提出・回答

(1) 配布場所

川崎市ホームページ「入札情報かわさき」からダウンロード

(2) 配布期間

令和2年6月25日（木）から令和2年7月3日（金）までの午前9時から午後4時まで（閉庁日及び正午から午後1時までを除く。）

(3) 提出期間

令和2年6月25日（木）から令和2年7月6日（月）までの午前9時から午後4時まで（閉庁日及び正午から午後1時までを除く。）

(4) 提出方法

上記3の等々力緑地再編整備室あて持参または電子メールにて提出

(5) 回答方法

川崎市業務委託有資格業者名簿に登録した際に電子メールのアドレスを登録している場合には、当該アドレスあて送付します。電子メールのアドレスを登録していない場合には、直接受取りに来るようお願いします。

ア 交付日：令和2年7月8日（水）

直接受取りに来られる場合は、午前9時から午後4時まで

（正午から午後1時までを除く。）

イ 交付場所（受取りの場合）：上記3の担当部署及び問い合わせ先に同じ。

7 競争入札参加資格の喪失

次の各号のいずれかに該当するときは、一般競争入札参加資格を喪失します。

(1) 開札前に上記2の各号のいずれかの条件を欠いたとき。

(2) 一般競争入札参加資格確認申請書及び提出書類等に虚偽の記載をしたとき。

8 入札の手続等

(1) 入札方法

ア 入札は総価で行います。入札者は見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

イ 入札は所定の入札書をもって行います。入札書を入札件名が記載された封筒に封印して持参してください。

ウ 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に、消費税額及び地方消費税額に相当する額（入札書に記載した金額の10%）を加算した金額をもって契約金額とします。

(2) 入札・開札の日時及び場所

ア 入札日時 令和2年7月10日（金）

午前11時00分

イ 入札場所 川崎市川崎区駅前本町12番地1
川崎駅前タワー・リパーク17階
建設緑政局会議室

(3) 入札書の提出方法

持参とします。（持参以外は無効とします。）

(4) 入札保証金

免除とします。

(5) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した
予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札
を行った者を落札者とします。ただし、著しく低価
格な場合は、調査を行うことがあります。

(6) 入札の無効

入札に参加する資格のない者が行った入札及び
「川崎市競争入札参加者心得」第7条に該当する入
札は無効とします。

9 契約の手続等

(1) 契約保証金は、次のとおりとします。

ア 川崎市契約規則第33条の各号に該当する場合は
免除とします。

イ ア以外の場合は、契約金額の10%を納入しな
ければなりません。

(2) 契約書作成の要否

必要とします。

(3) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則は入札情報かわさき (<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>) にて
閲覧できます。

10 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本
語及び日本国通貨に限ります。

(2) 書類作成及び提出に係る一切の費用は、参加事業
者の負担とします。

川崎市公告第510号

一般競争入札について、次のとおり公表します。

令和2年6月25日

川崎市長 福田 紀彦

1 件 名 川崎市立学校空気調和設備フィルター清
掃等業務 (Aブロック)

2 履行場所 川崎市立学校

3 履行期間 令和3年3月31日まで

4 業務概要 本業務は、市内市立学校に設置されてい
る空気調和設備のフィルター清掃、簡易
点検をするものである。

※詳細は仕様書によります。

5 競争入札参加資格に関する事項

この入札に参加を希望する者は、次の条件をすべて
満たさなければなりません。

(1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第
2条の規定に該当しないこと。

(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による
指名停止期間中でないこと。

(3) 平成31・32年度川崎市業務委託有資格業者名簿に
地域区分「市内」で登録されていること。

(4) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関
する法律」第2条第1項各号による中小企業者であ
ること。

(5) 入札期日において、平成31・32年度川崎市業務委
託有資格業者名簿の業種「建物清掃等」、希望種目
「建築物清掃」に記載されていること。

(6) 平成28年4月1日以降に本業務と類似の履行完了
実績を有すること(6(1)を必ずお読みください。)

(7) 業務の全部又は主要な部分を第三者に委託しない
こと。

6 競争入札参加申込書等の提出方法・期間

この入札に参加を希望する者は、提出された書類等
に関し、説明を求められたときはこれに応じなければ
なりません。

(1) 提出物

ア 一般競争入札参加申込書

イ 5(4)に示した資格を満たしていることを確認で
きる契約履行証明書、契約書(契約書の写しを提出
する場合には発注者の証明は不要です。)仕様
書等の写し(契約内容に変更があった場合は最終
変更まで確認できるもの)等

※ 書類の提出に不備がある場合、実績等の確認
ができないため無効となる場合がありますので
ご注意ください。

(2) 提出方法

提出方法の詳細については、川崎市ホームページ
「入札情報かわさき」の「入札公表詳細」をご覧
ください。

競争入札参加申込書等は、下記(4)の場所で配布し
ています。また、「入札公表詳細」から競争入札参
加申込書をダウンロードすることができます。

なお、競争入札参加申込書等の郵送による提出は
認めません。

(3) 提出期間

令和2年6月25日(木)～令和2年7月1日(水)
まで

※ ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く。
平日は9時00分～12時まで、13時～17時までと
します。

(4) 提出場所

川崎市川崎区宮本町6番地 明治安田生命ビル5階
教育委員会事務局 教育環境整備推進室
管理担当 鈴木
電話 044-200-3270

7 仕様書の閲覧

次により仕様書を閲覧することができます。また、
8により取得して閲覧することもできます。

(1) 閲覧期間 6(3)と同じ

(2) 閲覧場所 6(4)と同じ

8 仕様書の取得

本件の仕様書は電子ファイルのダウンロードによる取得となります。川崎市ホームページ「入札情報かわさき」の財政局の入札公表の「入札公表詳細」からPDFファイル「見積用仕様書類」をダウンロードしてください。ダウンロードができない場合、6(3)の期間に6(4)の場所で配布します。

9 質問書の受付・回答

(1) 問合せ先

6(4)と同じ

(2) 質問受付期間

令和2年7月6日(月)から令和2年7月7日(火)まで
9時から17時まで(12時から13時の間は除く)

(3) 質問書の様式

質問書は「入札公表詳細」からダウンロードしてください。

(4) 質問受付方法

電子メール又はFAXによります。

ア 電子メール 88seibi@city.kawasaki.jp

イ FAX 044-200-3679

また、「質問書」送信後は、必ず6(4)の担当あて電話連絡をしてください。

(5) 回答方法

令和2年7月9日(木)までに、全社へ文書(電子メール)にて送付します。

なお、電子メールによりがたい場合には、FAXによります。

10 確認通知書の交付

競争入札参加申込書を提出した者には、平成31・32年度川崎市競争入札参加資格審査申請書の「委託」の委任先メールアドレスに、確認通知書を令和2年7月6日(月)までに送付します。なお、当該委任先のメールアドレスを登録していない者にはFAXで送付します。

11 競争入札参加資格の喪失

競争入札参加資格があると認められた者が次のいずれかに該当するときは、この入札に参加することができません。

- (1) 5に定める資格要件を満たさなくなったとき。
- (2) 競争入札参加申込書その他の提出書類に虚偽の記載をしたとき。

12 入札手続等

(1) 入札は「川崎市競争入札参加者心得」に基づいて行うものとします。

(2) 入札・開札の日時 令和2年7月13日(月)
14時00分

(3) 入札・開札の場所 川崎市川崎区東田町5番4号
川崎市役所第3庁舎15階
第3会議室

(4) 入札書の提出方法 持参(持参以外は無効とします。)

(5) 入札保証金 免除

13 落札者の決定及び参加資格の審査等

(1) 川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の価格をもって有効な入札を行った者のうち、最低の価格をもって入札を行った者を落札者とします。

(2) 入札の無効

5に示した競争入札参加資格のない者が行った入札、川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札の場合は、これを無効とします。

14 契約手続等

次により、契約を締結します。

(1) 契約書の作成 要

(2) 契約保証金 要

(3) 契約規則等の閲覧 川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は入札情報かわさきの「契約関係規定」から閲覧できます。

15 その他

(1) 事情により入札を取りやめる場合があります。

(2) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

(3) 公告に定めるもののほか、川崎市契約条例、川崎市契約規則、川崎市競争入札参加者心得等の定めるところによります。

川崎市公告第511号

一般競争入札について、次のとおり公表します。

令和2年6月25日

川崎市長 福田紀彦

1 件名 川崎市立学校空気調和設備フィルター清掃等業務(Bブロック)

2 履行場所 川崎市立学校

3 履行期間 令和3年3月31日まで

4 業務概要 本業務は、市内市立学校に設置されている空気調和設備のフィルター清掃、簡易点検をするものである。
※詳細は仕様書によります。

5 競争入札参加資格に関する事項

この入札に参加を希望する者は、次の条件をすべて満たさなければなりません。

(1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に該当しないこと。

- (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (3) 平成31・32年度川崎市業務委託有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。
- (4) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項各号による中小企業者であること。
- (5) 入札期日において、平成31・32年度川崎市業務委託有資格業者名簿の業種「建物清掃等」、希望種目「建築物清掃」に登録されていること。
- (6) 平成28年4月1日以降に本業務と類似の履行完了実績を有すること（6(1)を必ずお読みください。）。
- (7) 業務の全部又は主要な部分を第三者に委託しないこと。
- 6 競争入札参加申込書等の提出方法・期間
- この入札に参加を希望する者は、提出された書類等に関し、説明を求められたときはこれに応じなければなりません。
- (1) 提出物
- ア 一般競争入札参加申込書
- イ 5(4)に示した資格を満たしていることを確認できる契約履行証明書、契約書（契約書の写しを提出する場合には発注者の証明は不要です。）仕様書等の写し（契約内容に変更があった場合は最終変更まで確認できるもの）等
- ※ 書類の提出に不備がある場合、実績等の確認ができないため無効となる場合がありますのでご注意ください。
- (2) 提出方法
- 提出方法の詳細については、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」の「入札公表詳細」をご覧ください。
- 競争入札参加申込書等は、下記(4)の場所で配布しています。また、「入札公表詳細」から競争入札参加申込書をダウンロードすることができます。
- なお、競争入札参加申込書等の郵送による提出は認めません。
- (3) 提出期間
- 令和2年6月25日（木）～令和2年7月1日（水）まで
- ※ ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く。平日は9時00分～12時まで、13時～17時までとします。
- (4) 提出場所
- 川崎市川崎区宮本町6番地 明治安田生命ビル5階
教育委員会事務局 教育環境整備推進室
管理担当 鈴木
電話 044-200-3270

- 7 仕様書の閲覧
- 次により仕様書を閲覧することができます。また、8により取得して閲覧することもできます。
- (1) 閲覧期間 6(3)と同じ
- (2) 閲覧場所 6(4)と同じ
- 8 仕様書の取得
- 本件の仕様書は電子ファイルのダウンロードによる取得となります。川崎市ホームページ「入札情報かわさき」の財政局の入札公表の「入札公表詳細」からPDFファイル「見積用仕様書類」をダウンロードしてください。ダウンロードができない場合、6(3)の期間に6(4)の場所で配布します。
- 9 質問書の受付・回答
- (1) 問合せ先
6(4)と同じ
- (2) 質問受付期間
令和2年7月6日（月）から令和2年7月7日（火）まで
9時から17時まで（12時から13時の間は除く）
- (3) 質問書の様式
質問書は「入札公表詳細」からダウンロードしてください。
- (4) 質問受付方法
電子メール又はFAXによります。
ア 電子メール 88seibi@city.kawasaki.jp
イ FAX 044-200-3679
また、「質問書」送信後は、必ず6(4)の担当あて電話連絡をしてください。
- (5) 回答方法
令和2年7月9日（木）までに、全社へ文書（電子メール）にて送付します。
なお、電子メールによりがたい場合には、FAXによります。
- 10 確認通知書の交付
- 競争入札参加申込書を提出した者には、平成31・32年度川崎市競争入札参加資格審査申請書の「委託」の委任先メールアドレスに、確認通知書を令和2年7月6日（月）までに送付します。なお、当該委任先のメールアドレスを登録していない者にはFAXで送付します。
- 11 競争入札参加資格の喪失
- 競争入札参加資格があると認められた者が次のいずれかに該当するときは、この入札に参加することができません。
- (1) 5に定める資格要件を満たさなくなったとき。
- (2) 競争入札参加申込書その他の提出書類に虚偽の記載をしたとき。
- 12 入札手続等

- (1) 入札は「川崎市競争入札参加者心得」に基づいて行うものとします。
- (2) 入札・開札の日時 令和2年7月13日(月) 14時00分
- (3) 入札・開札の場所 川崎市川崎区東田町5番4号
川崎市役所第3庁舎15階
第3会議室
- (4) 入札書の提出方法 持参(持参以外は無効とします。)
- (5) 入札保証金 免除
- 13 落札者の決定及び参加資格の審査等
- (1) 川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の価格をもって有効な入札を行った者のうち、最低の価格をもって入札を行った者を落札者とします。
- (2) 入札の無効
5に示した競争入札参加資格のない者が行った入札、川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札の場合は、これを無効とします。
- 14 契約手続等
次により、契約を締結します。
- (1) 契約書の作成 要
- (2) 契約保証金 要
- (3) 契約規則等の閲覧 川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は入札情報かわさきの「契約関係規定」から閲覧できます。
- 15 その他
- (1) 事情により入札を取りやめる場合があります。
- (2) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。
- (3) 公告に定めるもののほか、川崎市契約条例、川崎市契約規則、川崎市競争入札参加者心得等の定めるところによります。

川崎市公告第512号

一般競争入札について、次のとおり公表します。

令和2年6月25日

川崎市長 福田 紀彦

- 1 件 名 川崎市立学校空気調和設備フィルター清掃等業務(Cブロック)
- 2 履行場所 川崎市立学校
- 3 履行期間 令和3年3月31日まで
- 4 業務概要 本業務は、市内市立学校に設置されている空気調和設備のフィルター清掃、簡易点検をするものである。
※詳細は仕様書によります。
- 5 競争入札参加資格に関する事項
この入札に参加を希望する者は、次の条件をすべて

満たさなければなりません。

- (1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に該当しないこと。
- (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (3) 平成31・32年度川崎市業務委託有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。
- (4) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項各号による中小企業者であること。
- (5) 入札期日において、平成31・32年度川崎市業務委託有資格業者名簿の業種「建物清掃等」、希望種目「建築物清掃」に登録されていること。
- (6) 平成28年4月1日以降に本業務と類似の履行完了実績を有すること(6(1)を必ずお読みください。)
- (7) 業務の全部又は主要な部分を第三者に委託しないこと。
- 6 競争入札参加申込書等の提出方法・期間
この入札に参加を希望する者は、提出された書類等に関し、説明を求められたときはこれに応じなければなりません。
- (1) 提出物
ア 一般競争入札参加申込書
イ 5(4)に示した資格を満たしていることを確認できる契約履行証明書、契約書(契約書の写しを提出する場合には発注者の証明は不要です。)仕様書等の写し(契約内容に変更があった場合は最終変更まで確認できるもの)等
※ 書類の提出に不備がある場合、実績等の確認ができないため無効となる場合がありますのでご注意ください。
- (2) 提出方法
提出方法の詳細については、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」の「入札公表詳細」をご覧ください。
競争入札参加申込書等は、下記(4)の場所で配布しています。また、「入札公表詳細」から競争入札参加申込書をダウンロードすることができます。
なお、競争入札参加申込書等の郵送による提出は認めません。
- (3) 提出期間
令和2年6月25日(木)～令和2年7月1日(水)まで
※ ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く。平日は9時00分～12時まで、13時～17時までとします。
- (4) 提出場所
川崎市川崎区宮本町6番地 明治安田生命ビル5

階

教育委員会事務局 教育環境整備推進室

管理担当 鈴木

電話 044-200-3270

7 仕様書の閲覧

次により仕様書を閲覧することができます。また、8により取得して閲覧することもできます。

(1) 閲覧期間 6(3)と同じ

(2) 閲覧場所 6(4)と同じ

8 仕様書の取得

本件の仕様書は電子ファイルのダウンロードによる取得となります。川崎市ホームページ「入札情報かわさき」の財政局の入札公表の「入札公表詳細」からPDFファイル「見積用仕様書類」をダウンロードしてください。ダウンロードができない場合、6(3)の期間に6(4)の場所で配布します。

9 質問書の受付・回答

(1) 問合せ先

6(4)と同じ

(2) 質問受付期間

令和2年7月6日(月)から令和2年7月7日(火)まで

9時から17時まで(12時から13時の間は除く)

(3) 質問書の様式

質問書は「入札公表詳細」からダウンロードしてください。

(4) 質問受付方法

電子メール又はFAXによります。

ア 電子メール 88seibi@city.kawasaki.jp

イ FAX 044-200-3679

また、「質問書」送信後は、必ず6(4)の担当あて電話連絡をしてください。

(5) 回答方法

令和2年7月9日(木)までに、全社へ文書(電子メール)にて送付します。

なお、電子メールによりがたい場合には、FAXによります。

10 確認通知書の交付

競争入札参加申込書を提出した者には、平成31・32年度川崎市競争入札参加資格審査申請書の「委託」の委任先メールアドレスに、確認通知書を令和2年7月6日(月)までに送付します。なお、当該委任先のメールアドレスを登録していない者にはFAXで送付します。

11 競争入札参加資格の喪失

競争入札参加資格があると認められた者が次のいずれかに該当するときは、この入札に参加することができません。

(1) 5に定める資格要件を満たさなくなったとき。

(2) 競争入札参加申込書その他の提出書類に虚偽の記載をしたとき。

12 入札手続等

(1) 入札は「川崎市競争入札参加者心得」に基づいて行うものとします。

(2) 入札・開札の日時 令和2年7月13日(月) 14時00分

(3) 入札・開札の場所 川崎市川崎区東田町5番4号 川崎市役所第3庁舎15階 第3会議室

(4) 入札書の提出方法 持参(持参以外は無効とします。)

(5) 入札保証金 免除

13 落札者の決定及び参加資格の審査等

(1) 川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の価格をもって有効な入札を行った者のうち、最低の価格をもって入札を行った者を落札者とします。

(2) 入札の無効

5に示した競争入札参加資格のない者が行った入札、川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札の場合は、これを無効とします。

14 契約手続等

次により、契約を締結します。

(1) 契約書の作成 要

(2) 契約保証金 要

(3) 契約規則等の閲覧 川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は入札情報かわさきの「契約関係規定」から閲覧できます。

15 その他

(1) 事情により入札を取りやめる場合があります。

(2) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

(3) 公告に定めるもののほか、川崎市契約条例、川崎市契約規則、川崎市競争入札参加者心得等の定めるところによります。

川崎市公告第513号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和2年6月25日

川崎市長 福田紀彦

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

令和2年度緊急地震速報館内放送設備連動改修事前調査業務委託

(2) 履行場所

高津区久本3-11-2ほか 計54箇所

(3) 履行期間

契約日から令和2年9月30日まで

(4) 業務概要

本市の公共施設等において、施設利用者や職員へ、緊急地震速報を初めとする防災情報を迅速に提供する機能を実現するため、デジタル方式の同報系防災行政無線戸別受信機と館内放送設備を接続するために必要となる、事前調査と報告書の作成を実施します。

2 一般競争入札参加資格

この入札に参加を希望するものは、次の条件をすべて満たさなければなりません。

- (1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。
- (2) 平成31・32年度業務委託有資格業者名簿の業種「その他業務」に登録されていること。
- (3) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (4) 過去2年間で2件以上、国または地方公共団体において、無線設備や放送設備に関する類似の契約を締結し、これらをすべて誠実に履行していること。

3 一般競争入札参加資格確認申請書の配布、提出及び問い合わせ先

この入札に参加を希望する者は、次のとおり、一般競争入札参加資格確認申請書、類似の契約実績を証する書類(契約書の写し等業務内容がわかるもの)を持参により提出してください。

(1) 配布・提出場所及び問い合わせ先

〒210-8577

川崎市川崎区東田町5番地4

川崎市役所第3庁舎7階

総務企画局危機管理室 災害システム担当

電話 044-200-2856(直通)

FAX 044-200-3972

E-mail 17kiki@city.kawasaki.jp

(2) 配布・提出期間

令和2年6月25日(木)から7月1日(水)までの午前8時30分から午後5時まで及び令和2年7月2日(木)の午前8時30分から正午までとします。ただし、土曜日、日曜日及び祝日並びに平日の正午から午後1時までを除きます。

4 入札説明会及び入札説明書

(1) 入札説明会

実施しません。

(2) 入札説明書の交付

業務の詳細、一般競争入札参加資格確認申請書、質問書の様式が添付されている入札説明書は、「3

(1)配布・提出場所及び問い合わせ先」の場所において、「3(2)配布・提出期間」の期間で縦覧に供するとともに、希望者には印刷物を配布します。また、川崎市のホームページの「入札情報かわさき」(<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)において、本件の公表情報詳細のページからダウンロードできます。

5 一般競争入札参加資格確認通知書の交付

一般競争入札参加資格確認申請書を提出した者には、次により一般競争入札参加資格確認通知書を交付します。

(1) 日時

令和2年7月3日(金) 午後5時まで

ただし、業務委託有資格業者名簿へ登録した際に電子メールのアドレスを登録している場合は、同日の未明に電子メールで配信されます。

(2) 場所

「3(1)配布・提出場所及び問い合わせ先」に同じ。

6 仕様に関する問い合わせ

(1) 問い合わせ先

「3(1)配布・提出場所及び問い合わせ先」に同じ。

(2) 質問受付期間

令和2年6月25日(火)から7月6日(月)までの午前8時30分から午後5時まで及び令和2年7月7日(火)の午前8時30分から正午までとします。ただし、土曜日、日曜日及び祝日並びに平日の正午から午後1時までを除きます。

(3) 質問書の様式

入札説明書に添付の「質問書」の様式により提出してください。

(4) 質問受付方法

持参、電子メール、FAX又は郵送によります。(電子メール又はFAXで送付した場合は、送付した旨を「3(1)配布・提出場所及び問い合わせ先」の問い合わせ先に電話にて御連絡ください。)

ア 電子メール 17kiki@city.kawasaki.jp

イ FAX 044-200-3972

ウ 郵送 「3(1)配布・提出場所及び問い合わせ先」に同じ。ただし、「6(2)質問受付期間」の期間内に必着のこと。

(5) 回答方法

令和2年7月9日(木)午後5時までに、一般競争入札参加資格確認通知書の交付を受けた者へ電子メール又はFAXにて回答書を送付します。なお、この入札の参加資格を満たしていない者からの質問に関しては回答しません。

7 競争入札参加資格の喪失

次の各号のいずれかに該当するときは、一般競争入札参加資格を喪失します。

- (1) 開札前に上記「2 一般競争入札参加資格」の各号のいずれかの条件を欠いたとき。
- (2) 一般競争入札参加資格確認申請書、提出書類等について、虚偽の記載をしたとき。

8 入札の手続等

(1) 入札方法

ア 入札は、総価で行います。入札者は見積った契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

イ 入札は所定の入札書をもって行います。入札書を入札件名が記載された封筒に封印して持参してください。

ウ 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に、消費税及び地方消費税に相当する額（入札書に記載した金額の10%）を加算した金額をもって契約金額とします。

(2) 入札・開札の日時及び場所

ア 入札日時 令和2年7月13日（月）
午前10時30分

イ 入札場所 川崎市川崎区東田町5番地4
川崎市役所第3庁舎7階
災害対策本部事務局室

(3) 入札書の提出方法

持参とします。

(4) 入札保証金

免除とします。

(5) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(6) 入札の無効

入札に参加する資格のない者が行った入札及び「川崎市競争入札参加者心得」第7条に該当する入札は無効とします。

9 契約の手続き等

(1) 契約保証金は、次のとおりとします。

ア 川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は免除します。

イ ア以外の場合は、契約金額の10%を納入しなければなりません。

(2) 契約書作成の要否

必要とします。

(3) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則、川崎市競争入札参加者心得等は、上記3(1)の場所及び川崎市のホームページの

「入札情報かわさき」(<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)の「契約関係規定」で閲覧することができます。

10 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

(2) 関連情報を入手するための窓口は、「3(1)配布・提出場所及び問い合わせ先」と同じです。

(3) 業務の詳細、一般競争入札参加資格確認申請書、質問書の様式が添付されている入札説明書は、川崎市のホームページの「入札情報かわさき」(<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)において、本件の公表情報詳細のページからダウンロードできます。

川崎市公告第514号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和2年6月25日

川崎市長 福田 紀彦

1 競争入札に付する事項

(1) 件 名

令和2年度戸別受信機更新事前調査業務委託

(2) 履行場所

川崎市川崎区東田町5番地4

市役所第3庁舎ほか 108箇所

(3) 履行期間

契約日から令和2年9月30日まで

(4) 業務概要

本市の公共施設や住民組織代表者宅等に設置しているアナログ方式同報系防災行政無線戸別受信機（以下、「アナログ戸別受信機」という。）を、デジタル方式同報系防災行政無線戸別受信機（以下、「デジタル戸別受信機」という。）に更新するため、必要な事前調査と報告書の作成を実施します。

2 一般競争入札参加資格

この入札に参加を希望するものは、次の条件をすべて満たさなければなりません。

(1) 川崎市契約規則（昭和39年川崎市規則第28号）第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。

(2) 平成31年・32年度業務委託有資格業者名簿の業種「その他業務」に登載されていること。

(3) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。

(4) 過去2年間で2件以上、国または地方公共団体において、無線設備や放送設備に関する類似の契約を締結し、これらをすべて誠実に履行していること。

3 一般競争入札参加資格確認申請書の配布、提出及び問い合わせ先

この入札に参加を希望する者は、次のとおり、一般競争入札参加資格確認申請書、類似の契約実績を証する書類（契約書の写し等業務内容がわかるもの）を持参により提出してください。

(1) 配布・提出場所及び問い合わせ先

〒210-8577

川崎市川崎区東田町5番地4

川崎市役所第3庁舎7階

総務企画局危機管理室 災害システム担当

電話 044-200-2856 (直通)

FAX 044-200-3972

E-mail 17kiki@city.kawasaki.jp

(2) 配布・提出期間

令和2年6月25日（火）から7月1日（月）までの午前8時30分から午後5時まで及び令和2年7月2日（火）の午前8時30分から正午までとします。ただし、土曜日、日曜日及び祝日並びに平日の正午から午後1時までを除きます。

4 入札説明会及び入札説明書

(1) 入札説明会

実施しません。

(2) 入札説明書の交付

業務の詳細、一般競争入札参加資格確認申請書、質問書の様式が添付されている入札説明書は、「3(1)配布・提出場所及び問い合わせ先」の場所において、「3(2)配布・提出期間」の期間で縦覧に供するとともに、希望者には印刷物を配布します。また、川崎市のホームページの「入札情報かわさき」(<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)において、本件の公表情報詳細のページからダウンロードできます。

5 一般競争入札参加資格確認通知書の交付

一般競争入札参加資格確認申請書を提出した者には、次により一般競争入札参加資格確認通知書を交付します。

(1) 日時

令和2年7月3日（金）午後5時まで

ただし、業務委託有資格業者名簿へ登録した際に電子メールのアドレスを登録している場合は、同日の未明に電子メールで配信されます。

(2) 場所

「3(1)配布・提出場所及び問い合わせ先」に同じ。

6 仕様に関する問い合わせ

(1) 問い合わせ先

「3(1)配布・提出場所及び問い合わせ先」に同じ。

(2) 質問受付期間

令和2年6月25日（火）から7月6日（月）までの午前8時30分から午後5時まで及び令和2年7月

7日（火）午前8時30分から正午までとします。ただし、土曜日、日曜日及び祝日並びに平日の正午から午後1時までを除きます。

(3) 質問書の様式

入札説明書に添付の「質問書」の様式により提出してください。

(4) 質問受付方法

持参、電子メール、FAX又は郵送によります。

（電子メール又はFAXで送付した場合は、送付した旨を「3(1)配布・提出場所及び問い合わせ先」の問い合わせ先に電話にて御連絡ください。）

ア 電子メール 17kiki@city.kawasaki.jp

イ FAX 044-200-3972

ウ 郵送 「3(1)配布・提出場所及び問い合わせ先」に同じ。ただし、「6(2)質問受付期間」の期間内に必着のこと。

(5) 回答方法

令和2年7月9日（木）午後5時までに、一般競争入札参加資格確認通知書の交付を受けた者へ電子メール又はFAXにて回答書を送付します。なお、この入札の参加資格を満たしていない者からの質問に関しては回答しません。

7 競争入札参加資格の喪失

次の各号のいずれかに該当するときは、一般競争入札参加資格を喪失します。

(1) 開札前に上記「2 一般競争入札参加資格」の各号のいずれかの条件を欠いたとき。

(2) 一般競争入札参加資格確認申請書、提出書類等について、虚偽の記載をしたとき。

8 入札の手続等

(1) 入札方法

ア 入札は、総価で行います。入札者は見積った契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

イ 入札は所定の入札書をもって行います。入札書を入札件名が記載された封筒に封印して持参してください。

ウ 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に、消費税及び地方消費税に相当する額（入札書に記載した金額の10%）を加算した金額をもって契約金額とします。

(2) 入札・開札の日時及び場所

ア 入札日時 令和2年7月13日（月）

午前10時00分

イ 入札場所 川崎市川崎区東田町5番地4

川崎市役所第3庁舎7階

災害対策本部事務局室

- (3) 入札書の提出方法
持参とします。
- (4) 入札保証金
免除とします。
- (5) 落札者の決定方法
川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した
予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札
を行った者を落札者とします。ただし、著しく低価
格の場合は、調査を行うことがあります。
- (6) 入札の無効
入札に参加する資格のない者が行った入札及び
「川崎市競争入札参加者心得」第7条に該当する入
札は無効とします。
- 9 契約の手続き等
 - (1) 契約保証金は、次のとおりとします。
ア 川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は免
除します。
イ ア以外の場合は、契約金額の10%を納入しなけ
ればなりません。
 - (2) 契約書作成の要否
必要とします。
 - (3) 契約条項等の閲覧
川崎市契約規則、川崎市競争入札参加者心得等
は、上記3(1)の場所及び川崎市のホームページの
「入札情報かわさき」(<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)の「契約関係規定」で閲覧
することができます。
- 10 その他
 - (1) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本
語及び日本国通貨に限ります。
 - (2) 関連情報を入手するための窓口は、「3(1)配布・
提出場所及び問い合わせ先」と同じです。
 - (3) 業務の詳細、一般競争入札参加資格確認申請書、
質問書の様式が添付されている入札説明書は、川崎
市のホームページの「入札情報かわさき」(<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)におい
て、本件の公表情報詳細のページからダウンロード
できます。

川崎市公告第515号

一般競争入札について次のとおり公告します。
令和2年6月25日

川崎市長 福田 紀 彦

1 競争入札に付する事項

- (1) 業務件名
多摩区総合庁舎屋外照明設備LED化業務委託
- (2) 履行場所
川崎市多摩区登戸1775番地1

- (3) 履行期間
契約日から令和2年12月25日まで
- (4) 業務概要
多摩区総合庁舎に設置されている屋外照明設備の
LED化を行う。
- 2 一般競争入札参加資格
この入札に参加を希望する者は、次の条件を全て満
たさなければなりません。
 - (1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第
2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。
 - (2) 平成31・32年度業務委託有資格業者名簿の業種
「施設維持管理」種目「電気機械設備保守点検」に
掲載されていること。
 - (3) 平成31・32年度業務委託有資格業者名簿に、地域
区分「市内」で登録されていること。
 - (4) 官公需についての中小企業者の受注の確保に関す
る法律(昭和41年法律第97号)第2条第1項による
中小企業者であること。
 - (5) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による
指名停止期間中でないこと。
 - (6) 過去5年間で、本市又は他官公庁において類似業
務の実績があり、かつ誠実に履行した実績を有する
こと。
- 3 一般競争入札参加資格確認申請書の配布、提出及び
問合せ先
この入札に参加を希望する者は、次のとおり、一般
競争入札参加資格確認申請書、類似の契約実績を証す
る書類(契約書の写しや工事実績一覧表等)を提出し
てください。
 - (1) 配布・提出場所及び問合せ先
〒214-8570
川崎市多摩区登戸1775番地1
多摩区役所まちづくり推進部総務課
電 話 044-935-3125(直通)
F A X 044-935-3391
電子メール 71soumu@city.kawasaki.jp
 - (2) 配布・提出期間
令和2年6月25日(木)から令和2年7月1日
(水)までの午前9時から正午まで及び午後1時か
ら午後5時までとします。(ただし、土曜日、日曜日、
祝日等の本市閉庁日を除く)
 - (3) 提出方法
持参
- 4 入札説明会及び入札説明書
 - (1) 入札説明会
実施しません。
 - (2) 入札説明書の交付
業務の詳細、一般競争入札参加資格確認申請書及

- び質問書の様式が添付されている入札説明書は、3
- (1)配布・提出場所及び問合せ先の場所において、3
- (2)配布・提出期間で縦覧に供するとともに、希望者には印刷物を配布します。また、川崎市のホームページ「入札情報かわさき」において、本件の公表情報詳細のページからダウンロードできます。
- 5 一般競争入札参加資格確認通知書の交付
- 一般競争入札参加資格確認申請書を提出した者には、次により一般競争入札参加資格確認通知書を交付します。
- (1) 日時
- 令和2年7月3日(金)午後1時から午後5時まで
- ただし、業務委託有資格業者名簿へ登録した際に電子メールのアドレスを登録している場合は、電子メールで配信されます。
- (2) 場所
- 3(1)配布・提出場所及び問合せ先に同じ。
- 6 仕様に関する問合せ
- (1) 問合せ先
- 3(1)配布・提出場所及び問合せ先に同じ。
- (2) 質問受付期間
- 令和2年7月6日(月)から令和2年7月8日(水)までの午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までとします。ただし、土曜日、日曜日、祝日等の本市閉庁日を除きます。
- (3) 質問書の様式
- 入札説明書に添付の「質問書」の様式により提出してください。
- (4) 質問受付方法
- 持参、電子メール又はFAXによります。
- ア 電子メール 71soumu@city.kawasaki.jp
- イ FAX 044-935-3391
- (5) 回答方法
- 令和2年7月13日(月)午後5時までに、一般競争入札参加資格確認通知書の交付を受けた者へ電子メール又はFAXにて回答書を送付します。なお、この入札の参加資格を満たしていない者からの質問に関しては回答しません。
- 7 競争入札参加資格の喪失
- 次の各号のいずれかに該当するときは、一般競争入札参加資格を喪失します。
- (1) 開札前に上記「2 一般競争入札参加資格」の各号のいずれかの条件を欠いたとき。
- (2) 一般競争入札参加資格確認申請書、提出書類等について、虚偽の記載をしたとき。
- 8 入札の手続等
- (1) 入札方法
- ア 入札は、総価で行います。入札者は見積った契

- 約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。
- イ 入札は所定の入札書をもって行います。入札書を入札件名が記載された封筒に封印して持参してください。
- ウ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に、消費税及び地方消費税に相当する額(入札書に記載した金額の10%)を加算した金額をもって契約金額とします。
- (2) 入札・開札の日時及び場所
- ア 入札日時
- 令和2年7月20日(月)午前10時00分
- イ 入札場所
- 川崎市多摩区登戸1775番地1
- 多摩区総合庁舎1103会議室
- (3) 入札書の提出方法
- 持参とします。
- (4) 入札保証金
- 免除とします。
- (5) 落札者の決定方法
- 川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。
- (6) 入札の無効
- 入札に参加する資格のない者が行った入札及び「川崎市競争入札参加者心得」第7条に該当する入札は無効とします。
- 9 契約の手続き等
- (1) 契約保証金
- 免除とします。
- (2) 前払金
- 否
- (3) 契約書作成の要否
- 必要とします。
- (4) 契約条項等の閲覧
- 川崎市契約条例、川崎市契約規則、川崎市競争入札参加者心得等は、川崎市のホームページ「入札情報かわさき」及び3(1)配布・提出場所及び問合せ先の場所で閲覧することができます。
- 10 その他
- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。
- (2) 関連情報を入手するための窓口は、「3(1)配布・提出場所及び問合せ先」と同じです。
- (3) 業務の詳細、一般競争入札参加資格確認申請書、質問書の様式が添付されている入札説明書は、川崎市のホームページ「入札情報かわさき」において、

本件の公表情報詳細のページからダウンロードできます。

川崎市公告第516号

(仮称)小田急バス株式会社新百合ヶ丘営業所新設計画に係る自主的環境影響評価準備書について

川崎市環境影響評価に関する条例(平成11年川崎市条例第48号)第18条第1項の規定に準じて自主的環境影響評価準備書の提出がありましたので、同条例第19条の規定に基づき、その旨及び川崎市環境影響評価に関する条例施行規則(平成12年川崎市規則第106号)第16条で定める事項について次のとおり公告します。

令和2年6月26日

川崎市長 福田紀彦

自主的環境影響評価準備書について

1 申出人(事業者)

所在地:東京都調布市仙川町二丁目19番地5

名称:小田急バス株式会社

代表者:代表取締役 抱山 洋之

2 事業の名称及び種類

(1) 名称

(仮称)小田急バス株式会社新百合ヶ丘営業所新設計画

(2) 種類

川崎市環境影響評価に関する条例第74条に基づく自主的環境影響評価

3 事業を実施する区域

川崎市麻生区王禅寺西4丁目14-5 他

4 事業の目的及び内容

(1) 目的

バス営業所の新設

(2) 内容

駐車場敷地面積:約19,480㎡

事務所敷地面積:約1,060㎡

建物最高高さ:約15.3m

5 事業の施行期間

令和3年2月(着手予定)~令和4年5月(完了予定)

6 自主的環境影響評価準備書の要旨

第1章 対象事業の概要

第2章 計画地及びその周辺地域の概況並びに環境の特性

第3章 環境影響評価項目の選定等

第4章 環境影響評価

第5章 環境保全のための措置

第6章 環境配慮項目に関する措置

第7章 環境影響評価の総合的な評価

第8章 関係地域の範囲

第9章 その他

資料編

7 自主的環境影響評価準備書の写しの縦覧の期間、場所及び時間

(1) 期間

令和2年6月26日(金)から令和2年8月11日(火)まで

土曜日、日曜日、祝日は除く。ただし、麻生区役所では、第2・第4土曜日の午前8時30分~午後0時30分も縦覧を行います。

(2) 場所

麻生区役所及び環境局環境評価室(市役所第3庁舎15階)

(3) 時間

午前8時30分から午後5時まで

川崎市公告第517号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和2年6月26日

川崎市長 福田紀彦

(案件1)

競争入札に付する事項	件名	中原区内道路清掃委託
	履行場所	川崎市中原区役所道路公園センター管内
	履行期限	令和3年3月31日限り
参加資格	(1)	川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。
	(2)	川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
	(3)	平成31・32年度川崎市業務委託有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。
	(4)	「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項各号による中小企業者であること。
	(5)	平成31・32年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「屋外清掃」種目「道路清掃」で登録されている者。

参加資格	(6) 川崎市もしくは神奈川県産業廃棄物収集運搬業の許可証（産業廃棄物の種類に汚泥が含まれていること）を受けている者。 (7) 散水車、ロードスーパー及び運搬車（トラック）を保有または調達することが可能な者。
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課委託契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2097
入札日時等	令和2年7月28日14時30分（砂子平沼ビル7階入札室）
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。 ・本案件の落札者と締結する契約は、川崎市契約条例第7条第1項第2号に規定する特定業務委託契約（公契約）に該当します。 <p>特定業務委託契約においては、川崎市契約条例第8条各号に掲げる事項を定める必要があります。</p> <p>詳しくは、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市ホームページ「入札情報かわさき」の「入札・契約関連情報」内の「特定契約（公契約）に関する情報」を御確認ください。</p>

(案件2)

競争入札に付する事項	件名	中原区内駅周辺等道路維持（機械清掃）委託
	履行場所	川崎市中原区役所道路公園センター管内
	履行期限	令和3年3月31日限り
参加資格	<ol style="list-style-type: none"> (1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 平成31・32年度川崎市業務委託有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。 (4) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項各号による中小企業者であること。 (5) 平成31・32年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「屋外清掃」種目「道路清掃」で登録されている者。 	
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課委託契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2097	
入札日時等	令和2年7月28日14時30分（砂子平沼ビル7階入札室）	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。 ・本案件の落札者と締結する契約は、川崎市契約条例第7条第1項第2号に規定する特定業務委託契約（公契約）に該当します。 <p>特定業務委託契約においては、川崎市契約条例第8条各号に掲げる事項を定める必要があります。</p> <p>詳しくは、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市ホームページ「入札情報かわさき」の「入札・契約関連情報」内の「特定契約（公契約）に関する情報」を御確認ください。</p>	

(案件3)

競争入札に 付する事項	件名	千鳥町西護岸・小島町護岸補修設計委託
	履行場所	川崎市川崎区千鳥町、小島町地内
	履行期限	令和2年12月28日限り
参加資格	<p>(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 平成31・32年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「建設コンサルタント」種目「港湾及び空港部門」で登録されている者。</p> <p>(4) 次の要件を満たす者を配置できること。なお、アとイは兼務できない。</p> <p>ア 管理技術者は、技術士（建設部門：港湾及び空港）、技術士（総合技術監理部門：建設－港湾及び空港）、RCCMの「港湾及び空港」部門のいずれかの資格を有する者であること。</p> <p>イ 照査技術者は、技術士（建設部門：港湾及び空港）、技術士（総合技術監理部門：建設－港湾及び空港）、RCCMの「港湾及び空港」部門のいずれかの資格を有する者であること。</p>	
契約条項を 示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課委託契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2097	
入札日時等	令和2年7月28日14時30分（砂子平沼ビル7階入札室）	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
その他	・詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。	

(案件4)

競争入札に 付する事項	件名	犬蔵中学校現地測量委託
	履行場所	川崎市宮前区犬蔵1丁目1226番8 ほか
	履行期限	令和3年2月26日限り
参加資格	<p>(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 平成31・32年度川崎市業務委託有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。</p> <p>(4) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項各号による中小企業者であること。</p> <p>(5) 平成31・32年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「測量」種目「測量一般」で登録されている者。</p> <p>(6) 現場代理人、主任技術者及び照査技術者は、測量士の資格を有するものとする。 なお、現場代理人、主任技術者及び照査技術者については兼務可とする。</p>	
契約条項を 示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課委託契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2097	
入札日時等	令和2年7月28日14時30分（砂子平沼ビル7階入札室）	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
その他	・詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。	

(案件5)

競争入札に付する事項	件 名	新百合ヶ丘駅道路維持(機械清掃)委託
	履 行 場 所	川崎市麻生区上麻生1丁目21番地先他1箇所
	履 行 期 限	令和3年3月31日限り
参 加 資 格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 平成31・32年度川崎市業務委託有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。 (4) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項各号による中小企業者であること。 (5) 平成31・32年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「屋外清掃」種目「道路清掃」で登録されている者。	
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課委託契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2097	
入札日時等	令和2年7月28日14時30分(砂子平沼ビル7階入札室)	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	・詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。 ・本案件の落札者と締結する契約は、川崎市契約条例第7条第1項第2号に規定する特定業務委託契約(公契約)に該当します。 特定業務委託契約においては、川崎市契約条例第8条各号に掲げる事項を定める必要があります。 詳しくは、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市ホームページ「入札情報かわさき」の「入札・契約関連情報」内の「特定契約(公契約)に関する情報」を御確認ください。	

川崎市公告第518号

大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗の変更の届出がなされたので、同法第6条第3項の規定において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告します。

令和2年6月26日

川崎市長 福田 紀彦

- 大規模小売店舗の名称及び所在地
パークプラザ
川崎市幸区南加瀬三丁目1140の5
- 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
サミット株式会社
代表取締役 服部 哲也
東京都杉並区永福三丁目57番14号
- 変更した事項
(1) 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名(変更前)
サミット株式会社 代表取締役 田尻 一

(変更後)

サミット株式会社 代表取締役 服部 哲也

- 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名または名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名(変更前)

氏名又は名称	代表者	住所
サミット株式会社	代表取締役 田尻 一	東京都杉並区永福三丁目57番14号
株式会社田原屋	代表取締役 田原 賢三	川崎市川崎区駅前本町12番1号

計2者

(変更後)

氏名又は名称	代表者	住所
サミット株式会社	代表取締役 服部 哲也	東京都杉並区永福三丁目57番14号
株式会社田原屋	代表取締役 田熊 太郎	川崎市幸区堀川町580
株式会社大創産業	代表取締役 矢野 靖二	広島県東広島市西条吉行東一丁目4番14号

計3者

- 4 変更の年月日
令和2年4月1日
- 5 変更する理由
 - (1) 大規模小売店舗を設置する者の代表者の変更によるもの
 - (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の変更によるもの
- 6 届出の年月日
令和2年6月25日
- 7 届出及び添付書類の縦覧場所
経済労働局産業振興部商業振興課
(川崎フロンティアビル10階)
- 8 届出及び添付書類の縦覧期間及び時間帯
令和2年6月26日から令和2年10月26日の午前8時30分から午後5時まで。
ただし、土曜日、日曜日及び休日を除く。
- 9 法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、当該公告の日から4月以内に、川崎市に対し意見書の提出によりこれを述べることができます。
- 10 意見書の提出期限及び提出先
令和2年10月26日
川崎市経済労働局産業振興部商業振興課

川崎市公告第519号

(仮称) 鷺沼駅前地区第一種市街地再開発事業に係る条例環境影響評価準備書について

川崎市環境影響評価に関する条例(平成11年川崎市条例第48号)第18条第1項の規定に基づく条例環境影響評価準備書の提出がありましたので、同条例第19条の規定に基づき、その旨及び川崎市環境影響評価に関する条例施行規則(平成12年川崎市規則第106号)第16条で定める事項について次のとおり公告します。

令和2年6月29日

川崎市長 福田紀彦

条例環境影響評価準備書について

- 1 指定開発行為者
所在地：東京都渋谷区桜丘町31番2号東急桜丘町ビル
名称：鷺沼駅前地区再開発準備組合
代表者：理事長 原 修一
- 2 指定開発行為の名称及び種類
 - (1) 名称
(仮称) 鷺沼駅前地区第一種市街地再開発事業
 - (2) 種類
高層建築物の新設(第1種行為)、住宅団地の新設(第2種行為)

- 商業施設の新設(第3種行為)、大規模建築物の新設(第1種行為)
- 3 指定開発行為を実施する区域
川崎市宮前区鷺沼三丁目1番2外
- 4 指定開発行為の目的及び内容
 - (1) 目的
商業施設、業務等施設、集合住宅の新設及び交通広場の拡充
 - (2) 内容
計画地面積：約22,560㎡
建設敷地面積：約14,850㎡
(駅前街区約11,170㎡、北街区約3,680㎡)
建物最高高さ：駅前街区約146m、北街区約92m
延べ面積：約115,000㎡
(駅前街区約86,000㎡、北街区約29,000㎡)
- 5 指定開発行為の施行期間
令和3年12月(着手予定)～令和12年1月(完了予定)
- 6 条例準備書の要旨
 - 第1章 指定開発行為の概要
 - 第2章 条例方法書に係る市民意見、審査結果及び指定開発行為者の見解
 - 第3章 計画地及びその周辺地域の概況並びに環境の特性
 - 第4章 環境影響評価項目の選定等
 - 第5章 環境影響評価
 - 第6章 環境保全のための措置
 - 第7章 環境配慮項目に関する措置
 - 第8章 環境影響の総合的な評価
 - 第9章 事後調査計画
 - 第10章 関係地域の範囲
 - 第11章 その他
- 資料編
- 7 条例準備書の写しの縦覧の期間、場所及び時間
 - (1) 期間
令和2年6月29日(月)から令和2年8月12日(水)まで
土曜日、日曜日、祝日は除く。ただし、宮前区役所では、第2・第4土曜日の午前8時30分～午後0時30分も縦覧を行います。
 - (2) 場所
川崎市：宮前区役所、環境局環境評価室(市役所第3庁舎15階)
横浜市：青葉区役所、市民情報センター(横浜市役所新市庁舎3階)
 - (3) 時間
川崎市：午前8時30分から午後5時
横浜市：午前8時45分から午後5時

川崎市公告第520号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和2年6月29日

川崎市長 福田 紀彦

(案件1)

競争入札に付する事項	件 名	市道東百合丘104号線道路補修 (L型側溝) 工事
	履 行 場 所	川崎市麻生区東百合丘4丁目32番地先他1箇所
	履 行 期 限	契約の日から150日間
参 加 資 格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 建設業退職金共済制度に加入していること。 (4) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。 (5) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「土木」ランク「C」で登録されていること。 (6) 平成31・32年度の業者登録情報における主観評価項目の合計点が20点以上であること。 (7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (9) 土木工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (10) 主任技術者(業種「土木」)を配置できること。	
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課土木契約係 (〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2099	
入札日時等	令和2年7月13日13時30分(財政局資産管理部契約課土木契約係)	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	契約課ホームページ「入札情報かわさき」アドレス http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html	

(案件2)

競争入札に付する事項	件 名	川崎港係留施設補修工事
	履 行 場 所	川崎市川崎区川崎港内
	履 行 期 限	契約の日から令和2年10月30日まで
参 加 資 格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 建設業退職金共済制度に加入していること。 (4) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。 (5) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「土木」種目「港湾」ランク「A」、「B」又は「C」で登録されていること。 (6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (8) 土木工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (9) 主任技術者(業種「土木」)を配置できること。	
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課土木契約係 (〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2099	

入札日時等	令和2年7月13日13時30分(財政局資産管理部契約課土木契約係)
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	契約課ホームページ「入札情報かわさき」アドレス http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html

(案件3)

競争入札に 付する事項	件 名	多摩区内主要地方道世田谷町田舗装道補修(切削)工事
	履 行 場 所	川崎市多摩区生田1丁目9番地先ほか2箇所
	履 行 期 限	契約の日から120日間
参 加 資 格	<p>(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 建設業退職金共済制度に加入していること。</p> <p>(4) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」又で登録されていること。</p> <p>(5) 川崎市高津区、宮前区、多摩区又は麻生区内に本社を有すること。</p> <p>(6) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「舗装」ランク「B」で登録されていること。</p> <p>(7) 平成31・32年度の業者登録情報において、主観評価項目制度実施要綱第2条(1)イ「災害時における本市との協力体制(災害協定)」又はウ「災害時における本市との協力体制(防災協力事業所)」に登録があること。</p> <p>(8) 業種「舗装」における過去3年間の本市工事成績評点の平均点が入札参加申込時点において65点以上であること。なお、工事成績評点がない場合は0点とする。(主観評価項目制度採用)</p> <p>(9) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>(10) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(11) 舗装工事業に係る建設業の許可を受けていること。</p> <p>(12) 主任技術者(業種「舗装」)を配置できること。</p>	
契約条項を 示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課土木契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2099	
入札日時等	令和2年7月13日13時30分(財政局資産管理部契約課土木契約係)	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	契約課ホームページ「入札情報かわさき」アドレス http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html	

(案件4)

競争入札に 付する事項	件 名	市道向ヶ丘17号線道路補修(打換)工事
	履 行 場 所	川崎市宮前区けやき平10番地先
	履 行 期 限	契約の日から100日間
参 加 資 格	<p>(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 建設業退職金共済制度に加入していること。</p>	

参加資格	(4) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。 (5) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「舗装」ランク「B」で登録されていること。 (6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (8) 舗装工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (9) 主任技術者(業種「舗装」)を配置できること。
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課土木契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2099
入札日時等	令和2年7月13日13時30分(財政局資産管理部契約課土木契約係)
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
その他	契約課ホームページ「入札情報かわさき」アドレス http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html

川崎市公告第521号

特定非営利活動法人の定款の変更認証申請について、
特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第25条第
5項において準用する同法第10条第2項の規定により次

のとおり公告します。

令和2年6月30日

川崎市長 福田紀彦

申請のあった年月日	特定非営利活動法人の名称	代表者氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
令和2年6月22日	特定非営利活動法人 r i g o	森田 泰章 櫻井 龍也	川崎市宮前区馬絹1185番地9 宮崎台南パーク・ホームズ 式番館402	この法人は、高齢者及び身体に障害をもつ人々に対して、地域の人達とのノーマライゼーションの理念と共感の中で生きがいのある人生を実現するため、高齢者及び身体障害者に対する地域生活支援、自立支援等に関する事業を行い、もって高齢者及び身体障害者福祉の増進に寄与することを目的とする。また、広く一般市民に対して、心身のストレスを取り除くための講習会、講演会、イベント等の事業や講習会、講演会、イベント等の実施支援事業を行うことで、心身ともに快適に過ごすことのできる社会の実現に寄与することを目的とする。

公 告 (調 達)

川崎市公告(調達)第331号

特定調達契約に関する一般競争入札について次のとおり公告します。

令和2年7月10日

川崎市長 福田紀彦

1 競争入札に付する事項

(1) 件 名

川崎市総合防災情報システム再構築業務委託

(2) 履行場所

川崎市川崎区東田町5-4

川崎市総務企画局危機管理室 ほか

(3) 履行期間

契約締結日から令和3年4月30日までとする。

(4) 業務概要

総合防災情報システム再構築業務

詳細は入札説明書によります。

2 入札参加資格

この入札に参加を希望するものは、次の条件をすべて満たさなければなりません。

- (1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。
- (2) 入札参加資格申込書の提出の締切日において、平成31・32年度川崎市業務委託有資格業者名簿の業種「電算関連業務」の種目「システム・ソフト開発」に登載されていること。なお、有資格者名簿に登載のない者(入札参加業種に登載のない者を含む)は、財政局資産管理部契約課に所定の様式により、資格審査申請を令和2年7月17日までにを行うこと。
- (3) 入札期日までの間、川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (4) 過去5年の間で国、都道府県、政令指定都市、東京都特別区等における総合防災情報システム又は電力、ガス、道路、通信等のライフライン設備を管理するシステムを構築又は運用保守した実績を有すること。

3 入札参加申込書の配布、提出及び問い合わせ先

この入札に参加を希望するものは、次により入札参加資格確認申請書及び2(4)の実績を証する書類(契約書の写し等)を持参により提出してください。

(1) 配布・提出場所及び問い合わせ先

〒210-8577

川崎市川崎区東田町5番地4

川崎市役所第3庁舎7階

総務企画局危機管理室 災害システム担当

電話 044-200-2857(直通)

E-mail 17kiki@city.kawasaki.jp

(2) 配布・提出期間

令和2年7月10日から7月17日までの午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時までとします。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。

ただし、必ず来庁前に「3(1)配布・提出場所及び問い合わせ先」へ電話連絡し、本市に日時の指定を受けなければなりません。事前連絡が無い場合は提出できないことがあるので、注意してください。

4 入札説明会及び入札説明書

(1) 入札説明会

実施しません。

(2) 入札説明書の交付

入札参加申込書を提出した者は、本市による提出物・資格等の簡易審査を受けた上で、川崎市総合防災情報システム再構築業務委託入札説明書及びCD-ROM(以下「入札説明書等」という。)について、

「3(1)配布・提出場所及び問い合わせ先」の場所において「3(2)配布・提出期間」の期間に無償で交付を受けることができます。また、入札説明書は「3(1)配布・提出場所及び問い合わせ先」の場所において「3(2)配布・提出期間」の期間縦覧に供します。

なお、交付した入札説明書等は、後日回収いたしますので、交付と引き換えに身分及び連絡先のわかるもの(名刺等)を提出していただきます。

5 入札参加資格確認通知書の交付

入札参加資格確認申請書を提出した者には、次により入札参加資格確認通知書を交付します。

(1) 日時

令和2年7月27日 午後1時から午後5時まで

ただし、業務委託有資格業者名簿へ登録した際に電子メールのアドレスを登録している場合は、同日までに電子メールで配信されます。

(2) 場所

「3(1)配布・提出場所及び問い合わせ先」に同じ。

6 仕様に関する問い合わせ

(1) 問い合わせ先

「3(1)配布・提出場所及び問い合わせ先」に同じ。

(2) 質問受付期間

令和2年7月10日から7月29日までの午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時までとします。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除きます。

(3) 質問書の様式

入札説明書に添付の「質問書」の様式により提出してください。

(4) 質問受付方法

持参、電子メール又は郵送によります。(電子メールで送付した場合は、送付した旨を「3(1)配布・提出場所及び問い合わせ先」の問い合わせ先に電話にて御連絡ください。)

ア 電子メール 17kiki@city.kawasaki.jp

イ 郵送 「3(1)配布・提出場所及び問い合わせ先」に同じ。ただし、「6(2)質問受付期間」の期間内に必着のこと。

(5) 回答方法

令和2年8月3日午後5時までに、入札参加資格を有する者へ電子メールにて回答書を送付します。なお、この入札の参加資格を満たしていない者からの質問に関しては回答しません。

7 入札参加資格の喪失

次の各号のいずれかに該当するときは、入札参加資格を喪失します。

- (1) 開札前に上記「2 入札参加資格」の各号のいずれかの条件を欠いたとき。

- (2) 入札参加資格確認申請書、提出書類等について、虚偽の記載をしたとき。
- (3) 技術提案書の各評価項目において記載がないとき及び無関係の記載など不適切な内容を記載したとき。

8 入札の手続等

(1) 提出書類

- ア 技術提案書
イ 入札書等

(2) 提出書類の提出方法

提出に際しては、技術提案書と入札書等を必ず同時に提出すること。

ア 持参による場合

(ア) 提出場所

「3(1)配布・提出場所及び問い合わせ先」に同じ。

(イ) 提出期間

令和2年7月27日から8月20日まで午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時までとします。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除きます。

ただし、必ず来庁前に「3(1)配布・提出場所及び問い合わせ先」へ電話連絡し、本市に日時の指定を受けなければなりません。事前連絡が無い場合は提出できないことがあるので、注意してください。

イ 郵送による場合

(ア) 提出場所

「3(1)配布・提出場所及び問い合わせ先」に同じ。

(イ) 提出期間

令和2年8月19日必着

(ウ) その他

郵送による入札を行う場合は、封筒に所定の入札書を入れて封印し、当該封筒に「1(1)件名」の件名及び「入札書在中」と明記し、必ず書留郵便により送付してください。

また、当該送付を行ったら、「3(1)配布・提出場所及び問い合わせ先」の場所に必ず電話連絡をしてください。

(3) 開札の日時及び場所

「3(1)配布・提出場所及び問い合わせ先」において、技術提案書に関するプレゼンテーション終了後、総合評価審査委員会において実施します。

ア プレゼンテーションの日時・場所等

入札参加資格を有する者へ電子メールにて別途通知します。

イ プレゼンテーションの時間

各社プレゼンテーション30分以内、質疑応答20

分程度とします。

(4) 入札保証金

免除とします。

(5) 入札金額

入札金額については、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって価格点の評価の対象とするので、入札参加者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。また、入札金額については、落札した場合の落札価格とします。

(6) 入札及び開札に関する事項

入札及び開札への立会いは不要です。

(7) 落札者の決定方法

本件は、総合評価一般競争入札によるものとし、落札者決定基準に基づいて、提案内容の評価に関わる点数と入札価格の評価による点数を合計し、合計点の最も高い者を落札者と決定します。ただし、合計点が最も高い者であっても、予定価格を超える入札をした者、提案内容が本市の定める基準点を満たしていない者は落札者となりませんので注意してください。

なお、落札とすべき合計点の最も高い者が2者以上あるときは、くじ引きによって落札者を定めます。この場合において、該当する入札参加者は、くじを引くことを辞退することができません。くじ引きの実施については、電話により連絡します。

さらに、調査基準価格を設けますので、落札者となるべき者の入札価格が極めて低い場合には、当該入札者に照会することがあります。照会の結果、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、その者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち合計点の最も高い者を落札者とすることがあります。

(8) 入札及び開札に関する事項

開札日に予定価格の制限の範囲内の入札書を提出した者がいない場合は、翌開庁日の午前10時に再度入札を行います。ただし、「川崎市競争入札参加者心得」第7条の規定により無効とされた者は除きます。

なお、再度入札の実施にあたっては、電話により連絡します。

(9) 審査結果の公表等

落札結果については、川崎市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年規則第92号）第11条により川崎市公報において公告します。また、落札者その他入札参加者に対し、その結果を通知します。

審査結果については、川崎市ホームページ上で公表します。

10) 入札の無効

入札に参加する資格のない者が行った入札及び「川崎市競争入札参加者心得」第7条に該当する入札は無効とします。

11) 審査委員会委員への接触の禁止

この入札に関して、入札参加者が審査委員会委員と接触することを禁止します。

9 契約の手続き等

(1) 契約保証金は、次のとおりとします。

ア 川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は免除します。

イ ア以外の場合は、契約金額の10%を納入しなければなりません。

(2) 契約書作成の要否

必要とします。

(3) 契約条項等

川崎市契約規則、川崎市競争入札参加者心得等は、上記3(1)の場所及び川崎市のホームページの「入札情報かわさき」の「契約関係規定」で閲覧することができます。

10 その他

(1) 公告に定めるもののほか、川崎市契約条例、規則及び川崎市競争入札参加者心得等の定めるところによります。

(2) 詳細は入札説明書によります。

(3) 入札参加申込書等に虚偽の記載をした場合においては、競争入札参加資格者指名停止等要綱・運用指針に基づく指名停止を行うことがあります。

(4) この特定調達契約において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

(5) その他問い合わせ窓口は「3(1)配布・提出場所及び問い合わせ先」に同じです。

11 Summary

(1) Description:

Development of the Integrated Crisis Management System

(2) Time-limit for tender:

5:00 P.M. Aug 20, 2020

(3) Time-limit for tender by mail:

Aug 19, 2020

(4) Contact Point for the notice:

KAWASAKI CITY OFFICE

Crisis Management office

General Affairs and Planning Bureau

5-4, Higashida-cho, Kawasaki-ku, Kawasaki

TEL:044-200-2857

E-mail:17kiki@city.kawasaki.jp

川崎市公告（調達）第332号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和2年7月10日

川崎市長 福田 紀彦

1 業務名

川崎駅周辺地区緑化推進重点地区計画改定業務委託

2 履行期間

契約締結日から令和3年3月15日まで

3 履行場所

川崎市川崎区及び幸区内

4 業務概要

(1) 業務目的

川崎市緑の保全及び緑化の推進に関する条例第25条に基づいて策定された緑化推進重点地区計画のうち、川崎駅周辺地区について、令和元年度に作成した改定基礎資料を基に、改定計画を作成することを目的とする。

(2) 業務内容

ア 改定計画案検討委員会の運営

イ 改定計画書等の作成

5 一般競争入札参加資格

この入札に参加することができる者は、次に掲げる要件を備えた者とする。

(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中または川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中の者でないこと。

(2) 一般競争入札参加資格確認申請書の提出時点において、平成31・32年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「建設コンサルタント」種目「造園」かつ「建設環境」で搭載されていること。

(3) 法人であること。

(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立てがなされていないことまたは民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。

(5) 本業務に類似する計画策定に係る業務実績を有すること。

6 担当部局

川崎市建設緑政局緑政部みどりの協働推進課

〒210-0007 川崎市川崎区駅前本町12番地1

川崎駅前タワー・リパーク17階
電 話 044-200-2380 (直通)

F A X 044-200-3973

電子メール 53mikyo@city.kawasaki.jp

7 一般競争入札参加資格確認申請書及び委託仕様書の配布等

(1) 配布期間

令和2年7月10日(金)から令和2年7月17日(金)までの午前9時から午後5時まで(閉庁日及び正午から午後1時までを除く。)

(2) 配布場所

川崎市ホームページ「入札情報かわさき」からダウンロード

(3) 参加資格確認申請書提出期間

令和2年7月10日(金)から令和2年7月17日(金)までの午前9時から午後5時まで(閉庁日及び正午から午後1時までを除く。)

(4) 提出先

「6 担当部局」のとおり

(5) 提出方法

持参または郵送にて提出すること。

(6) 提出書類

次の書類を1部ずつ提出すること。

ア 一般競争入札参加資格確認申請書

イ 類似業務の契約実績を証する書類(契約書の写し等)

8 一般競争入札参加資格確認通知書の交付

7により、一般競争入札参加資格確認申請書を提出した者には、次により、一般競争入札参加資格確認通知書を交付する。なお、川崎市業務委託有資格業者名簿に登載した際に電子メールのアドレスを登録している場合には、当該アドレス宛て送付する。電子メールのアドレスを登録していない場合、直接受取りに来ること。

(1) 交付日

令和2年7月20日(月)

直接受取りに来る場合、午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)

(2) 交付場所(受取りの場合)

「6 担当部局」のとおり

9 質問書の配布・提出・回答

(1) 配布場所

川崎市ホームページ「入札情報かわさき」からダウンロード

(2) 質問先

「6 担当部局」のとおり

(3) 質問期間

令和2年7月10日(金)から令和2年7月21日

(火)までの午前9時から午後5時まで(閉庁日及び正午から午後1時までを除く。)

(4) 回答方法

川崎市業務委託有資格業者名簿に登載した際に電子メールのアドレスを登録している場合には、当該アドレス宛て送付する。電子メールのアドレスを登録していない場合、直接受取りに来ること。

ア 交付日

令和2年7月22日(水)

直接受取りに来る場合、午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)

イ 交付場所(受取りの場合)

「6 担当部局」のとおり

10 競争入札参加資格の喪失

次の各号のいずれかに該当するときは、一般競争入札参加資格を喪失する。

(1) 開札前に、上記5の各号のいずれかの条件を欠いたとき。

(2) 一般競争入札参加資格確認申請書及び提出書類等に、虚偽の記載をしたとき。

11 入札の手續等

(1) 入札方法

ア 入札は総価で行う。入札者は見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

イ 入札は所定の入札書をもって行う。入札書を入札件名が記載された封筒に封印して持参すること。

ウ 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に、消費税額及び地方消費税額に相当する額(入札書に記載した金額の10%)を加算した金額をもって契約金額とする。

(2) 入札・開札の日時及び場所

ア 入札日時

令和2年7月29日(水)午前10時00分

イ 入札場所

川崎市川崎区駅前本町12番地1
川崎駅前タワー・リパーク17階
建設緑政局会議室

(3) 入札書の提出方法

持参に限る。

(4) 入札保証金

免除とする。

(5) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の価格をもって有効な入札を行った者のうち、最低の価格をもって入札を行った者を落札者とします。

(6) 入札の無効

入札に参加する資格のない者が行った入札及び「川崎市競争入札参加者心得」第7条に該当する入札は無効とする。

12 契約の手続等

(1) 契約保証金は、次のとおりとする。

ア 川崎市契約規則第33条の各号に該当する場合は免除とする。

イ ア以外の場合は、契約金額の10%を納入すること。

(2) 契約書作成の要否

必要とする。

(3) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、川崎市ホームページの「入札情報かわさき」において閲覧できる。

13 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 書類作成及び提出に係る一切の費用は、参加事業者の負担とする。

川崎市公告(調達)第333号

入札公告

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和2年7月10日

川崎市長 福田紀彦

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

川崎市福祉事業(生活保護)の帳票印刷・封入封緘外部委託

(2) 履行場所

健康福祉局総務部保健福祉システム課等

(3) 履行期限

令和5年9月30日

(4) 業務概要

川崎市福祉事業(生活保護)の帳票印刷及び封入封緘業務
詳細は「入札説明書」によります。

2 競争入札参加資格

この入札に参加を希望する者は、次の条件をすべて満たしていなければなりません。

(1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に基づく指名停止期間中でないこと。

(2) 入札期日において、平成31・32年度川崎市業務委託有資格業者名簿の業種「その他業務」で種目「その他」に登録されていること。

(3) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。

(4) 平成29・30・31年度に官公庁において帳票印刷・封入封緘業務に関する契約実績(消費税及び地方消費税込で1件100万円以上)があること。

3 仕様書等の閲覧

次により仕様書等を閲覧することができます。

(1) 窓口での閲覧の場合

ア 閲覧場所

〒210-0007

川崎市川崎区駅前本町12-1

川崎駅前タワー・リパーク8階

川崎市健康福祉局総務部保健福祉システム課
担当:橘

電話 044-200-3163(直通)

イ 閲覧期間

令和2年7月10日(金)から令和2年7月17日(金)までの午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までとします。(土日祝日除く。)

(2) インターネットでの閲覧の場合

ア 閲覧場所

川崎市ホームページの「事業者就労支援情報」

→「入札・契約」→「その他の入札情報」から閲覧できます。

(<http://www.city.kawasaki.jp/jigyou/category/74-13-0-0-0-0-0-0-0-0-0-0.html>)

イ 閲覧期間

令和2年7月10日(金)から令和2年7月17日(金)まで

4 一般競争入札参加資格確認申請書の配付、提出及び問合せ先

この入札に参加を希望する者は、次により一般競争入札参加資格確認申請書及び類似の契約実績を証する書面を提出しなければなりません。

(1) 配付・提出場所及び問合せ先

〒210-0007

川崎市川崎区駅前本町12-1

川崎駅前タワー・リパーク8階

川崎市健康福祉局総務部保健福祉システム課
担当:橘

電話 044-200-3163(直通)

電子メール 40system@city.kawasaki.jp

(2) 配付・提出期間

令和2年7月10日(金)から令和2年7月17日(金)までの午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までとします。(土日祝日除く。)

(3) 提出方法

持参とします。

5 一般競争入札参加資格確認通知書の交付

上記4により、一般競争入札参加資格確認申請書を

提出して資格が確認された者には、次により一般競争入札参加資格確認通知書、入札説明書等を交付します。

(1) 交付場所

3(1)アに同じ

(2) 交付日時

令和2年7月21日(火)の午前10時から正午まで及び午後1時から午後5時まで

ただし、川崎市業務委託有資格業者名簿へ登録した際に電子メールのアドレスを登録している場合は、電子メールで一般競争入札参加資格確認通知書、入札説明書等を送付します。

(3) 入札説明会

実施しません。

6 仕様に関する問合せ先

(1) 質問受付場所

3(1)アに同じ

(2) 質問受付期間

令和2年7月21日(火)午前9時から令和2年7月28日(火)午後5時までとします。

(3) 質問書の様式

入札説明書に添付の「質問書」の様式により、提出してください。

(4) 質問受付方法

電子メールによります。

電子メール 40system@city.kawasaki.jp

(5) 回答方法

令和2年8月4日(火)までに本社へ文書(電子メール)で送付します。

7 競争入札参加資格の喪失

次の各号のいずれかに該当するときは、一般競争入札参加資格を喪失します。

(1) 開札前に上記2の各号のいずれかの条件を欠いたとき。

(2) 一般競争入札参加資格確認申請書及び提出書類等について、虚偽の記載をしたとき。

8 入札手続等

(1) 入札方法

ア 入札は総額で行います。本市が提示する各帳票等の想定数ごとに単価を乗じ、計算した総額を入札書に記載してください。

イ 入札は所定の入札書及び内訳書をもって行います(入札書と内訳書には割印をすること)。入札書は入札件名が記載された封筒に封印して持参してください。

ウ 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額にこの金額の10%(消費税及び地方消費税)に相当する額を加算した金額をもって契約金額とするので、入札者は見積もった契約金額の110分の

100に相当する金額を入札書に記載してください。

(2) 入札・開札の日時及び場所

ア 入札日時 令和2年8月19日(水)午前11時00分

イ 入札場所 3(1)アに同じ

(3) 入札書の提出方法

持参とします。

(4) 入札保証金

免除

(5) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行なうことがあります。

(6) 入札の無効

入札に参加する資格のない者が行った入札及び「川崎市競争入札参加者心得」第7条に該当する入札は無効とします。

9 契約の手続き等

次により、契約を締結します。

(1) 契約保証金は次のとおりとします。

ア 川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は免除します。

イ ア以外の場合は、契約金額の10%を納入しなければなりません。

(2) 契約書作成の要否

必要とします。

(3) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、上記3(1)アの場合及び「入札情報かわさき」の「契約関係規定」で閲覧することができます。

(<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)

10 その他

(1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

(2) 詳細は入札説明書によります。

(3) 関連情報を入手するための窓口 3(1)アに同じ

(4) 4の一般競争入札参加資格確認申請書及び6(3)の質問書の様式は、「川崎市ホームページの「事業者就労支援情報」→「入札・契約」→「その他の入札情報」からダウンロードできます。

(<http://www.city.kawasaki.jp/jigyou/category/74-13-0-0-0-0-0-0.html>)

川崎市公告(調達)第334号

特定調達契約に関する一般競争入札について次のとおり公告します。

令和2年7月10日

川崎市長 福田 紀彦

1 一般競争入札に付する事項

(1) 購入(製造)物品及び数量

令和3年度 小型ごみ収集車(ディーゼル)の購入 第1回 4台

(2) 購入(製造)物品の特質等

仕様書によります。

(3) 納入場所

本市が指定する場所

(4) 納入期限

令和3年7月16日

(5) 本案件は、電子入札案件です。入札参加希望者は本市の電子入札システムにより競争入札参加申込を行ってください。ただし、提出期限までに本市の電子入札システムの利用者登録ができない場合は、紙入札方式に替えることができます。

2 一般競争入札参加資格に関する事項

この入札に参加を希望する者は、次の条件をすべて満たさなければなりません。

(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。

(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。

(3) 平成31・32年度川崎市製造の請負・物件の供給等有資格業者名簿の業種「自動車」に登載されており、A又はBの等級に格付けされていること。

なお、有資格業者名簿に登載のない者(入札参加業種に登載のない者も含む)は、財政局資産管理部契約課に所定の様式により、資格審査申請を令和2年7月30日までに行ってください。

(4) 平成22年4月1日以降に、この購入(製造)物品についての類似の契約実績があること。なお、契約実績については、1契約につき1,000,000円以上とします。

また、川崎市以外の他官公庁、民間企業等との契約実績でも構いません。

(5) この購入(製造)物品の納入後、保守、点検、修理、その他アフターサービスを本市の求めに応じて、速やかに提供できること。

(6) 検査を行う設備を日本国内に有しており、本市の求めにより職員の立会いの下に、検査に応じられること。

(7) この購入(製造)物品及び数量について、仕様書の内容を遵守し確実に納入することができること。

3 仕様書等の閲覧

次により仕様書等を閲覧することができます。

(1) 窓口での閲覧の場合

ア 閲覧場所 川崎市役所財政局資産管理部契約課 担当 松田

〒210-8577

川崎市川崎区宮本町1番地

明治安田生命ビル13階

電話044-200-2091

イ 閲覧期間 令和2年7月10日～令和2年7月30日 (土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く。)

午前8時30分～正午、午後1時～午後5時

(2) インターネットでの閲覧の場合

ア 閲覧場所 川崎市ホームページ「入札情報かわさき」(アドレス <http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)の「入札情報」の物品の欄の「入札公表」

イ 閲覧期間 令和2年7月10日～令和2年7月30日 午前8時～午後8時

4 一般競争入札参加申込書等の配布・提出場所及び問い合わせ先

下記(3)の書類は、電子入札システムにより提出してください。

提出期間 令和2年7月10日～令和2年7月30日

午前8時～午後8時

ただし、電子入札システムによりがたい者は、上記3(1)の場所に、上記3(1)の期間に持参にて提出してください。

(1) 持参による入札参加申し込みの場合

ア 配布、提出及び問い合わせ先

上記3(1)アに同じ。

なお、上記3(2)のとおり、インターネットから一般競争入札参加申込書等をダウンロードすることができます。

イ 配布・提出期間

上記3(1)イに同じ。

(2) 提出書類

ア 一般競争入札参加申込書

イ 納入予定物品仕様書

ウ 納入実績調書(契約内容を確認できる契約書等の写し含む)

エ アフターサービス・メンテナンス申告書

また、提出された書類等に関し、説明を求められたときはこれに応じなければなりません。提出された書類等を審査した結果、この購入(製造)

物品を納入することができる者と認められた者に限り、入札に参加することができます。

5 入札説明書の交付

上記4により一般競争入札参加申込書を提出した者に無償で入札説明書を交付します。また、入札説明書は3のとおり縦覧に供します。

6 発注課担当者

環境局生活環境部収集計画課 担当 市原
電話 044-200-2570

7 仕様書に関する質問・回答

(1) 質問

次により、仕様書の内容に関して質問することができます。

なお、仕様書の内容以外についての質問は受け付けません。

質問することができる方は、入札参加申込を済ませた方に限ります。

また、入札参加者以外へは回答しませんので御注意ください。

ア 電子入札システムによる質問方法

電子入札システムによる質問は、次の期間に入力・提出してください。

入力・提出期間 令和2年7月10日～令和2年
7月30日
午前8時～午後8時

質問入力方法の詳細については、川崎市ホームページ（「入札情報かわさき」の「共通ダウンロードコーナー」の「入札参加手続関係」）に掲載している「電子入札システム質問回答機能操作方法」を参照してください。

イ 質問書の持参による質問

電子入札システムによりがたい者は、次の期間に上記3(1)の場所に質問書を提出してください。質問書の配布についても、上記3(1)の場所で行います。

配布・提出期間 令和2年7月10日～令和2年
7月30日
(土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く。)
午前8時30分～正午、午後1
時～午後5時

なお、質問書は、川崎市ホームページ（「入札情報かわさき」の「共通ダウンロードコーナー」の「入札参加手続関係」）に掲載している「質問書（一般競争入札用）」からダウンロードできます。

また、持参により質問書を提出する場合には、紙の質問書と併せて、電子媒体（CD-R）にWord形式のまま保存した質問書を提出してくだ

さい。（どちらか一方の場合には、質問を受け付けません。）

(2) 回答

ア 回答日 令和2年8月17日 17時まで

イ 回答方法

入札参加者から質問があった場合、すべての質問及び回答を一覧表にした質問回答書を電子ファイルにし、競争入札参加資格があると認められた入札参加者に対して、川崎市ホームページ（「入札情報かわさき」の「業者登録システム」の「仕様書等ダウンロード」）にて掲載します。なお、質問がなかった場合には、掲載はいたしません。

閲覧又は取得方法の詳細については、川崎市ホームページ（「入札情報かわさき」の「共通ダウンロードコーナー」の「入札参加手続関係」）に掲載している「見積用設計図書・積算内訳書取得マニュアル」を参照してください。

なお、回答後に再質問は受け付けません。

8 一般競争入札参加資格確認通知書の交付

一般競争入札参加申込書を提出した者には、平成31・32年度川崎市競争入札参加資格審査申請書の、「物品」の委任先メールアドレスに令和2年8月17日までに一般競争入札参加資格確認通知書等を送付します。

また、当該委任先のメールアドレスを登録していない者には、令和2年8月17日の午前9時～正午に上記3(1)の場所において一般競争入札参加資格確認通知書等を交付します。

9 一般競争入札参加資格の喪失

一般競争入札参加資格があると認められた者が、次のいずれかに該当するときは、この入札に参加することができません。

- (1) この公告に定める資格条件を満たさなくなったとき。
- (2) 一般競争入札参加申込書及び提出書類について虚偽の記載をしたとき。

10 入札の手続等

(1) 入札方法

総価で行います。入札の際、総価に対する単価内訳の用意をお願いします。

なお、購入物品の価格のほか、輸送費等納入場所渡しに要する一切の諸経費等を含めて入札金額を見積もるものとし、所定の入札書に記載してください。

ア 電子入札システムによる入札の場合

入札書の提出期限 令和2年8月31日
午前10時00分

イ 持参による入札の場合

(ア) 入札書の提出日時 令和2年8月31日
午前11時00分

(イ) 入札書の提出場所 川崎市役所入札室
川崎市川崎区砂子1-7
-4 砂子平沼ビル7階
ウ 郵送(書留郵便に限る。)による入札の場合
(ア) 入札書の提出期限 令和2年8月27日 必着
(イ) 入札書の提出先 上記3(1)に同じ

(2) 入札・開札の日時及び場所

上記10(1)イに同じ。

(3) 入札保証金

川崎市契約規則第9条各号に該当する場合は、免除します。

ただし、過去3年間に執行した本市の同種の入札等において、落札したにも係わらず契約を締結しなかった者、または、本市と契約を締結したにも係わらず契約を履行しなかった者は、川崎市契約規則第9条第1項第2号の「その者が契約を締結しないこととなるおそれがない」と認められません。

上記の免除規定に該当しない場合は、入札金額の2パーセント以上を入札書提出前に納付しなければなりません。なお、郵便をもって入札する場合は、入札書と同時に納付することができます。

(4) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(5) 入札の無効

川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

11 契約の手続等

次により契約を締結します。

(1) 契約保証金

川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は、免除します。

ただし、過去3年間に執行した本市の同種の入札等において、落札したにも係わらず契約を締結しなかった者、または、本市と契約を締結したにも係わらず契約を履行しなかった者は、川崎市契約規則第33条第1項第5号の「契約者が契約を履行しないこととなるおそれがない」と認められません。

上記の免除規定に該当しない場合は、契約金額の10パーセントを納付しなければなりません。

(2) 契約書作成の要否

必要とします。

(3) 契約条項等の閲覧

川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、上記3(1)の場所において閲覧できます。

12 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

(2) 詳細は、入札説明書によります。

(3) 公告に定めるもののほか、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市入札参加者心得等の定めるところによります。

(4) 落札者の決定後、苦情申立てが行われた場合、委員会申立ての検討期間中、契約締結等の手続を一時停止することがあります。

13 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be manufactured:

Small garbage truck(Diesel Car) 4unit

(2) Time-limit for tender : 11:00 AM, 31 August 2020

(3) Contact point for the notice :

KAWASAKI CITY OFFICE

Contract Section

Asset Maintenance Department

Finance Bureau

1, Miyamoto-cho, Kawasaki-ku

Kawasaki, Kanagawa 210-8577, Japan

TEL : 044-200-2091

(4) Language:

Japanese is the only language used in all the contract procedures

川崎市公告(調達)第335号

特定調達契約に関する一般競争入札について次のとおり公告します。

令和2年7月10日

川崎市長 福田紀彦

1 一般競争入札に付する事項

(1) 購入(製造)物品及び数量

令和3年度 小型ごみ収集車(ディーゼル)の購入 第2回 4台

(2) 購入(製造)物品の特質等

仕様書によります。

(3) 納入場所

本市が指定する場所

(4) 納入期限

令和3年8月27日

(5) 本案件は、電子入札案件です。入札参加希望者は本市の電子入札システムにより競争入札参加申込を行ってください。ただし、提出期限までに本市の電子入札システムの利用者登録ができない場合は、紙入札方式に替えることができます。

2 一般競争入札参加資格に関する事項

この入札に参加を希望する者は、次の条件をすべて満たさなければなりません。

- (1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。
- (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (3) 平成31・32年度川崎市製造の請負・物件の供給等有資格業者名簿の業種「自動車」に登載されており、A又はBの等級に格付けされていること。
なお、有資格業者名簿に登載のない者（入札参加業種に登載のない者も含む。）は財務局資産管理部契約課に所定の様式により、資格審査申請を令和2年7月30日までに行ってください。
- (4) 平成22年4月1日以降に、この購入（製造）物品についての類似の契約実績があること。なお、契約実績については、1契約につき1,000,000円以上とします。
また、川崎市以外の他官公庁、民間企業等との契約実績でも構いません。
- (5) この購入（製造）物品の納入後、保守、点検、修理、その他アフターサービスを本市の求めに応じて、速やかに提供できること。
- (6) 検査を行う設備を日本国内に有しており、本市の求めにより職員の立会いの下に、検査に応じられること。
- (7) この購入（製造）物品及び数量について、仕様書の内容を遵守し確実に納入することができること。

3 仕様書等の閲覧

次により仕様書等を閲覧することができます。

(1) 窓口での閲覧の場合

ア 閲覧場所 川崎市役所財務局資産管理部契約課
担当 松田
〒210-8577
川崎市川崎区宮本町1番地
明治安田生命ビル13階
電話044-200-2091

イ 閲覧期間 令和2年7月10日～令和2年7月30日
(土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く。)
午前8時30分～正午、午後1時～午後5時

(2) インターネットでの閲覧の場合

ア 閲覧場所 川崎市ホームページ「入札情報かわさき」(アドレス <http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>) の「入札情報」の物品の欄の「入札公表」

イ 閲覧期間 令和2年7月10日～令和2年7月30日
午前8時～午後8時

4 一般競争入札参加申込書等の配布・提出場所及び問い合わせ先

下記(3)の書類は、電子入札システムにより提出してください。

提出期間 令和2年7月10日～令和2年7月30日
午前8時～午後8時

ただし、電子入札システムによりがたい者は、上記3(1)の場所に、上記3(1)の期間に持参にて提出してください。

(1) 持参による入札参加申し込みの場合

ア 配布、提出及び問い合わせ先

上記3(1)アに同じ。

なお、上記3(2)のとおり、インターネットから一般競争入札参加申込書等をダウンロードすることができます。

イ 配布・提出期間

上記3(1)イに同じ。

(2) 提出書類

ア 一般競争入札参加申込書

イ 納入予定物品仕様書

ウ 納入実績調書（契約内容を確認できる契約書等の写し含む）

エ アフターサービス・メンテナンス申告書

また、提出された書類等に関し、説明を求められたときはこれに応じなければなりません。提出された書類等を審査した結果、この購入（製造）物品を納入できると認められた者に限り、入札に参加することができます。

5 入札説明書の交付

上記4により一般競争入札参加申込書を提出した者に無償で入札説明書を交付します。また、入札説明書は3のとおり縦覧に供します。

6 発注課担当者

環境局生活環境部収集計画課 担当 市原
電話 044-200-2570

7 仕様書に関する質問・回答

(1) 質問

次により、仕様書の内容に関して質問することができます。

なお、仕様書の内容以外についての質問は受け付けません。

質問することができる方は、入札参加申込を済ませた方に限ります。

また、入札参加者以外へは回答しませんので御注意ください。

ア 電子入札システムによる質問方法

電子入札システムによる質問は、次の期間に入力・提出してください。

入力・提出期間 令和2年7月10日～令和2年7月30日 午前8時～午後8時

質問入力方法の詳細については、川崎市ホームページ（「入札情報かわさき」の「共通ダウンロードコーナー」の「入札参加手続関係」）に掲載している「電子入札システム質問回答機能操作方法」を参照してください。

イ 質問書の持参による質問

電子入札システムによりがたい者は、次の期間に上記3(1)の場所に質問書を提出してください。質問書の配布についても、上記3(1)の場所で行います。

配布・提出期間 令和2年7月10日～令和2年7月30日（土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く。）
午前8時30分～正午、午後1時～午後5時

なお、質問書は、川崎市ホームページ（「入札情報かわさき」の「共通ダウンロードコーナー」の「入札参加手続関係」）に掲載している「質問書（一般競争入札用）」からダウンロードできます。

また、持参により質問書を提出する場合には、紙の質問書と併せて、電子媒体（CD-R）にWord形式のまま保存した質問書を提出してください。（どちらか一方の場合には、質問を受け付けません。）

(2) 回答

ア 回答日 令和2年8月17日 17時まで

イ 回答方法

入札参加者から質問があった場合、すべての質問及び回答を一覧表にした質問回答書を電子ファイルにし、競争入札参加資格があると認められた入札参加者に対して、川崎市ホームページ（「入札情報かわさき」の「業者登録システム」の「仕様書等ダウンロード」）にて掲載します。なお、質問がなかった場合には、掲載はいたしません。

閲覧又は取得方法の詳細については、川崎市ホームページ（「入札情報かわさき」の「共通ダウンロードコーナー」の「入札参加手続関係」）に掲載している「見積用設計図書・積算内訳書取得マニュアル」を参照してください。

なお、回答後に再質問は受け付けません。

8 一般競争入札参加資格確認通知書の交付

一般競争入札参加申込書を提出した者には、平成31・32年度川崎市競争入札参加資格審査申請書の、「物品」の委任先メールアドレスに令和2年8月17日まで

に一般競争入札参加資格確認通知書等を送付します。

また、当該委任先のメールアドレスを登録していない者には、令和2年8月17日の午前9時～正午に上記3(1)の場所において一般競争入札参加資格確認通知書等を交付します。

9 一般競争入札参加資格の喪失

一般競争入札参加資格があると認められた者が、次のいずれかに該当するときは、この入札に参加することができません。

- (1) この公告に定める資格条件を満たさなくなったとき。
- (2) 一般競争入札参加申込書及び提出書類について虚偽の記載をしたとき。

10 入札の手続等

(1) 入札方法

総価で行います。入札の際、総価に対する単価内訳の用意をお願いします。

なお、購入物品の価格のほか、輸送費等納入場所渡しに要する一切の諸経費等を含めて入札金額を見積もるものとし、所定の入札書に記載してください。

ア 電子入札システムによる入札の場合

入札書の提出期限 令和2年8月31日
午前10時00分

イ 持参による入札の場合

(ア) 入札書の提出日時 令和2年8月31日
午前11時00分

(イ) 入札書の提出場所 川崎市役所入札室
川崎市川崎区砂子1-7
-4 砂子平沼ビル7階

ウ 郵送（書留郵便に限る。）による入札の場合

(ア) 入札書の提出期限 令和2年8月27日 必着
(イ) 入札書の提出先 上記3(1)に同じ

(2) 入札・開札の日時及び場所

上記10(1)イに同じ。

(3) 入札保証金

川崎市契約規則第9条各号に該当する場合は、免除します。

ただし、過去3年間に執行した本市の同種の入札等において、落札したにも係わらず契約を締結しなかった者、または、本市と契約を締結したにも係わらず契約を履行しなかった者は、川崎市契約規則第9条第1項第2号の「その者が契約を締結しないこととなるおそれがない」と認められません。

上記の免除規定に該当しない場合は、入札金額の2パーセント以上を入札書提出前に納付しなければなりません。なお、郵便をもって入札する場合は、入札書と同時に納付することができます。

(4) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(5) 入札の無効

川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

11 契約の手続等

次により契約を締結します。

(1) 契約保証金

川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は、免除します。

ただし、過去3年間に執行した本市の同種の入札等において、落札したにも係わらず契約を締結しなかった者、または、本市と契約を締結したにも係わらず契約を履行しなかった者は、川崎市契約規則第33条第1項第5号の「契約者が契約を履行しないこととなるおそれがない」と認められません。

上記の免除規定に該当しない場合は、契約金額の10パーセントを納付しなければなりません。

(2) 契約書作成の要否

必要とします。

(3) 契約条項等の閲覧

川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、上記3(1)の場所において閲覧できます。

12 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

(2) 詳細は、入札説明書によります。

(3) 公告に定めるもののほか、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市入札参加者心得等の定めるところによります。

(4) 落札者の決定後、苦情申立てが行われた場合、委員会申立ての検討期間中、契約締結等の手続を一時停止することがあります。

13 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be manufactured:

Small garbage truck(Diesel Car) 4unit

(2) Time-limit for tender : 11:00 AM, 31 August 2020

(3) Contact point for the notice :

KAWASAKI CITY OFFICE

Contract Section

Asset Maintenance Department

Finance Bureau

1, Miyamoto-cho, Kawasaki-ku

Kawasaki, Kanagawa 210-8577, Japan

TEL : 044-200-2091

(4) Language:

Japanese is the only language used in all the contract procedures

川崎市公告(調達)第336号

特定調達契約に関する一般競争入札について次のとおり公告します。

令和2年7月10日

川崎市長 福田紀彦

1 一般競争入札に付する事項

(1) 購入(製造)物品及び数量

令和3年度 小型ごみ収集車(ディーゼル)の購入 第3回 4台

(2) 購入(製造)物品の特質等

仕様書によります。

(3) 納入場所

本市が指定する場所

(4) 納入期限

令和3年9月3日

(5) 本案件は、電子入札案件です。入札参加希望者は本市の電子入札システムにより競争入札参加申込を行ってください。ただし、提出期限までに本市の電子入札システムの利用者登録ができない場合は、紙入札方式に替えることができます。

2 一般競争入札参加資格に関する事項

この入札に参加を希望する者は、次の条件をすべて満たさなければなりません。

(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。

(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。

(3) 平成31・32年度川崎市製造の請負・物件の供給等有資格業者名簿の業種「自動車」に登載されており、A又はBの等級に格付けされていること。

なお、有資格業者名簿に登載のない者(入札参加業種に登載のない者も含む。)は財務局資産管理部契約課に所定の様式により、資格審査申請を令和2年7月30日までに行ってください。

(4) 平成22年4月1日以降に、この購入(製造)物品についての類似の契約実績があること。なお、契約実績については、1契約につき1,000,000円以上とします。

また、川崎市以外の他官公庁、民間企業等との契約実績でも構いません。

(5) この購入(製造)物品の納入後、保守、点検、修理、その他アフターサービスを本市の求めに応じ

て、速やかに提供できること。

(6) 検査を行う設備を日本国内に有しており、本市の求めにより職員の立会いの下に、検査に応じられること。

(7) この購入（製造）物品及び数量について、仕様書の内容を遵守し確実に納入することができること。

3 仕様書等の閲覧

次により仕様書等を閲覧することができます。

(1) 窓口での閲覧の場合

ア 閲覧場所 川崎市役所財政局資産管理部契約課
担当 松田

〒210-8577

川崎市川崎区宮本町1番地

明治安田生命ビル13階

電話044-200-2091

イ 閲覧期間 令和2年7月10日～令和2年7月30日

（土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く。）

午前8時30分～正午、午後1時～午後5時

(2) インターネットでの閲覧の場合

ア 閲覧場所 川崎市ホームページ「入札情報かわさき」（アドレス <http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>）の「入札情報」の物品の欄の「入札公表」

イ 閲覧期間 令和2年7月10日～令和2年7月30日

午前8時～午後8時

4 一般競争入札参加申込書等の配布・提出場所及び問い合わせ先

下記(3)の書類は、電子入札システムにより提出してください。

提出期間 令和2年7月10日～令和2年7月30日

午前8時～午後8時

ただし、電子入札システムによりがたい者は、上記3(1)の場所に、上記3(1)の期間に持参にて提出してください。

(1) 持参による入札参加申し込みの場合

ア 配布、提出及び問い合わせ先

上記3(1)アに同じ。

なお、上記3(2)のとおり、インターネットから一般競争入札参加申込書等をダウンロードすることができます。

イ 配布・提出期間

上記3(1)イに同じ。

(2) 提出書類

ア 一般競争入札参加申込書

イ 納入予定物品仕様書

ウ 納入実績調書（契約内容を確認できる契約書等の写し含む）

エ アフターサービス・メンテナンス申告書

また、提出された書類等に関し、説明を求められたときはこれに応じなければなりません。提出された書類等を審査した結果、この購入（製造）物品を納入することができると認められた者に限り、入札に参加することができます。

5 入札説明書の交付

上記4により一般競争入札参加申込書を提出した者に無償で入札説明書を交付します。また、入札説明書は3のとおり縦覧に供します。

6 発注課担当者

環境局生活環境部収集計画課 担当 市原

電話 044-200-2570

7 仕様書に関する質問・回答

(1) 質問

次により、仕様書の内容に関して質問することができます。

なお、仕様書の内容以外についての質問は受け付けません。

質問することができる方は、入札参加申込を済ませた方に限ります。

また、入札参加者以外へは回答しませんので御注意ください。

ア 電子入札システムによる質問方法

電子入札システムによる質問は、次の期間に入力・提出してください。

入力・提出期間 令和2年7月10日～令和2年7月30日

午前8時～午後8時

質問入力方法の詳細については、川崎市ホームページ（「入札情報かわさき」の「共通ダウンロードコーナー」の「入札参加手続関係」）に掲載している「電子入札システム質問回答機能操作方法」を参照してください。

イ 質問書の持参による質問

電子入札システムによりがたい者は、次の期間に上記3(1)の場所に質問書を提出してください。

質問書の配布についても、上記3(1)の場所で行います。

配布・提出期間 令和2年7月10日～令和2年7月30日（土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く。）

午前8時30分～正午、午後1時～午後5時

なお、質問書は、川崎市ホームページ（「入札情報かわさき」の「共通ダウンロードコーナー」）

の「入札参加手続関係」に掲載している「質問書(一般競争入札用)」からダウンロードできます。

また、持参により質問書を提出する場合には、紙の質問書と併せて、電子媒体(CD-R)にWord形式のまま保存した質問書を提出してください。(どちらか一方の場合には、質問を受け付けません。)

(2) 回答

ア 回答日 令和2年8月17日 17時まで

イ 回答方法

入札参加者から質問があった場合、すべての質問及び回答を一覧表にした質問回答書を電子ファイルにし、競争入札参加資格があると認められた入札参加者に対して、川崎市ホームページ(「入札情報かわさき」の「業者登録システム」の「仕様書等ダウンロード」)にて掲載します。なお、質問がなかった場合には、掲載はいたしません。

閲覧又は取得方法の詳細については、川崎市ホームページ(「入札情報かわさき」の「共通ダウンロードコーナー」の「入札参加手続関係」)に掲載している「見積用設計図書・積算内訳書取得マニュアル」を参照してください。

なお、回答後に再質問は受け付けません。

8 一般競争入札参加資格確認通知書の交付

一般競争入札参加申込書を提出した者には、平成31・32年度川崎市競争入札参加資格審査申請書の、「物品」の委任先メールアドレスに令和2年8月17日までに一般競争入札参加資格確認通知書等を送付します。

また、当該委任先のメールアドレスを登録していない者には、令和2年8月17日の午前9時～正午に上記3(1)の場所において一般競争入札参加資格確認通知書等を交付します。

9 一般競争入札参加資格の喪失

一般競争入札参加資格があると認められた者が、次のいずれかに該当するときは、この入札に参加することができません。

- (1) この公告に定める資格条件を満たさなくなったとき。
- (2) 一般競争入札参加申込書及び提出書類について虚偽の記載をしたとき。

10 入札の手続等

(1) 入札方法

総価で行います。入札の際、総価に対する単価内訳の用意をお願いします。

なお、購入物品の価格のほか、輸送費等納入場所渡しに要する一切の諸経費等を含めて入札金額を見積もるものとし、所定の入札書に記載してください。

ア 電子入札システムによる入札の場合

入札書の提出期限 令和2年8月31日

午前10時00分

イ 持参による入札の場合

(ア) 入札書の提出日時 令和2年8月31日

午前11時00分

(イ) 入札書の提出場所 川崎市役所入札室

川崎市川崎区砂子1-7
-4 砂子平沼ビル7階

ウ 郵送(書留郵便に限る。)による入札の場合

(ア) 入札書の提出期限 令和2年8月27日 必着

(イ) 入札書の提出先 上記3(1)に同じ

(2) 入札・開札の日時及び場所

上記10(1)イに同じ。

(3) 入札保証金

川崎市契約規則第9条各号に該当する場合は、免除します。

ただし、過去3年間に執行した本市の同種の入札等において、落札したにも係わらず契約を締結しなかった者、または、本市と契約を締結したにも係わらず契約を履行しなかった者は、川崎市契約規則第9条第1項第2号の「その者が契約を締結しないこととなるおそれがない」と認められません。

上記の免除規定に該当しない場合は、入札金額の2パーセント以上を入札書提出前に納付しなければなりません。なお、郵便をもって入札する場合は、入札書と同時に納付することができます。

(4) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(5) 入札の無効

川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

11 契約の手続等

次により契約を締結します。

(1) 契約保証金

川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は、免除します。

ただし、過去3年間に執行した本市の同種の入札等において、落札したにも係わらず契約を締結しなかった者、または、本市と契約を締結したにも係わらず契約を履行しなかった者は、川崎市契約規則第33条第1項第5号の「契約者が契約を履行しないこととなるおそれがない」と認められません。

上記の免除規定に該当しない場合は、契約金額の10パーセントを納付しなければなりません。

(2) 契約書作成の要否

必要とします。

(3) 契約条項等の閲覧

川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、上記3(1)の場所において閲覧できます。

12 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。
- (2) 詳細は、入札説明書によります。
- (3) 公告に定めるもののほか、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市入札参加者心得等の定めるところによります。
- (4) 落札者の決定後、苦情申立てが行われた場合、委員会申立ての検討期間中、契約締結等の手続を一時停止することがあります。

13 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be manufactured:
Small garbage truck(Diesel Car) 4unit
- (2) Time-limit for tender : 11:00 AM, 31 August 2020
- (3) Contact point for the notice :
KAWASAKI CITY OFFICE
Contract Section
Asset Maintenance Department
Finance Bureau
1, Miyamoto-cho, Kawasaki-ku
Kawasaki, Kanagawa 210-8577, Japan
TEL : 044-200-2091
- (4) Language:
Japanese is the only language used in all the contract procedures

川崎市公告(調達)第337号

落札者等の公示

川崎市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則第11条の規定に基づき、次のとおり落札者等について公示します。

令和2年7月10日

川崎市長 福田 紀彦

1 調達の名称及び数量

- (1) 高規格救急自動車 3台
- (2) 救助工作車(I I型) 1台

2 契約に関する事務担当部局

財政局資産管理部契約課
川崎市川崎区宮本町1番地

3 落札者を決定した日

令和2年6月23日

4 落札者の氏名及び住所

- (1) 神奈川トヨタ自動車 株式会社 法人営業部
法人営業部長 大坊 裕
横浜市都筑区川向町880-1
- (2) 帝商 株式会社 横浜営業所
所長 寺本 安孝
横浜市神奈川区二ツ谷町1-8

5 落札金額(消費税及び地方消費税を除く。)

- (1) 52,992,492円
- (2) 135,013,024円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札の公告を行った日

令和2年5月11日

川崎市公告(調達)第338号

落札者等の公示

川崎市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則第11条の規定に基づき、次のとおり落札者等について公示します。

令和2年7月10日

川崎市長 福田 紀彦

1 調達の名称及び数量

消防ポンプ自動車 1台

2 契約に関する事務担当部局

財政局資産管理部契約課
川崎市川崎区宮本町1番地

3 落札者を決定した日

令和2年6月24日

4 落札者の氏名及び住所

小川ポンプ工業 株式会社 東京事務所
所長 猶原 浩司
東京都千代田区神田三崎町二丁目13番1号

5 落札金額(消費税及び地方消費税を除く。)

32,790,304円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札の公告を行った日

令和2年5月11日

川崎市公告(調達)第339号

落札者等の公示

川崎市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則第11条の規定に基づき、次のとおり落札者等について公示します。

令和2年7月10日

川崎市長 福田 紀彦

- 1 調達の名称
番号連携サーバ機器更改に係る機器等の賃貸借及び保守に関する契約
- 2 契約事務担当部局の名称及び所在地
総務企画局情報管理部システム管理課
川崎市川崎区東田町5番地4
川崎市役所第3庁舎9階
- 3 契約の相手方を決定した日
令和2年5月21日
- 4 契約の相手方の氏名及び住所
富士通リース株式会社 横浜支店
支店長 谷頭 洋一
神奈川県横浜市西区高島1丁目1番2号
- 5 契約金額
89,489,400円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札の公告(公示)を行った日
令和2年4月10日

川崎市公告(調達)第340号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和2年7月10日

川崎市長 福田 紀彦

- 1 競争入札に付する事項
 - (1) 件名
令和2年度「ICT部門の業務継続計画」改定等支援業務委託
 - (2) 履行場所
川崎市川崎区宮本町1番地 川崎市役所第3庁舎9階ほか
 - (3) 履行期間
契約締結日から令和3年3月26日(金)まで
 - (4) 委託概要
本市の「ICT部門の業務継続計画」の改定に当たり必要となる専門的・技術的助言及び改定案の作成等、業務継続計画の改定支援を実施するもの。詳細は、3(1)の場所で提供する「委託仕様書」によります。
- 2 一般競争入札参加資格に当たっての条件
この入札に参加を希望するものは、次の条件を全て満たさなければなりません。
 - (1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に該当しないこと。
 - (2) 一般競争入札参加資格確認申請書提出期限日(令和2年7月16日(木))において、平成31・32年度業務委託有資格業者名簿の業種「電算関連業務」、種目「その他の電算関連業務」に記載されているこ

と。

- (3) 一般競争入札参加資格確認申請書提出期限日(令和2年7月16日(木))において、川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中ではないこと。
 - (4) 過去3年間に、都道府県もしくは政令市において、ICT部門の業務継続計画の策定支援や維持管理・訓練の支援など、本件に類似した業務の実施経験があり、誠実に履行した実績を有し、かつ、本業務について確実に履行することができること。
 - (5) 3(1)の場所で提供する「委託仕様書」に定める実施体制に関する要件を満たす者を本業務に従事させること。
- 3 一般競争入札参加資格確認申請書の配布、提出及び問合せ先
この入札に参加を希望する者は、次により一般競争入札参加資格確認申請書のほか、上記2の(4)及び(5)を証する書類(写し可。なお、(5)を証する書類としては、本業務従事予定者の取得資格が分かるもの)を提出しなければなりません。また、一般競争入札参加資格確認申請書、入札説明書等関係資料の交付及びその提出は、次のとおりとします。
 - (1) 配布・提出場所及び問合せ先
〒210-8577
川崎市川崎区宮本町1番地
川崎市役所第3庁舎9階ICT推進課
総務企画局情報管理部ICT推進課評価・調整担当
関、青木、谷
電 話 044-200-3657(直通)
電子メール 17ictsui@city.kawasaki.jp
 - (2) 配布・提出期間
令和2年7月10日(金)から7月16日(木)までとします(9時から正午まで及び13時から17時まで(土日を除く。))。
 - (3) 提出方法
持参又は郵送(いずれの場合も、令和2年7月16日(木)17時までに、必要な書類全てが川崎市役所総務企画局情報管理部ICT推進課に確実に到着する必要があります。)
 - 4 一般競争入札参加資格確認通知書の交付
一般競争入札参加資格確認申請書を提出した者には、次により一般競争入札参加資格確認通知書を交付します。
 - (1) 日時
令和2年7月20日(月)13時から17時まで
ただし、業務委託有資格業者名簿へ登録した際に電子メールアドレスを登録している場合は、7月18日(土)の未明に電子メールで配信されます。

(2) 場所

「3(1)配布・提出場所及び問合せ先」と同じです。

5 仕様に関する問合せ

(1) 問合せ先

「3(1)配布・提出場所及び問合せ先」と同じです。

(2) 問合せ受付期間

令和2年7月10日(金)から令和2年7月20日(月)までとします(9時から正午まで及び13時から17時まで(土日を除く。))。

(3) 問合せ方法

問合せについては、入札説明書に添付の「質問書」に必要事項を記載の上電子メール又は持参にて提出してください。また、質問書を電子メールで提出した場合は、送信した旨を3(1)の担当まで御連絡ください。

(4) 回答

令和元年7月22日(水)までに、入札参加資格が有ると認められる者に対し、電子メールで回答書を送付します。なお、回答に当たっては、入札参加資格が有ると認められる者からの質問全てを共有する形で対応します。ただし、入札参加資格の無い者からの質問には回答しません。

6 競争入札参加資格の喪失

次の各号のいずれかに該当するときは、一般競争入札参加資格を喪失します。

(1) 開札前に上記「2 一般競争入札参加資格」の各号のいずれかの条件を欠いたとき。

(2) 一般競争入札参加資格確認申請書、提出書類等について、虚偽の記載をしたとき。

7 入札の手続等

(1) 入札方法

ア 入札は、総額(税抜き)を入札金額として行います。また、この金額には契約期間内のサービス提供に際して必要となる各種作業等に係る一切の費用を含め見積るものとします。

イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額に課される消費税及び地方消費税に相当する額(10%相当額)を加算した額をもって落札額とするので、入札者は見積もった契約希望金額から消費税及び地方消費税に相当する額を除いた金額を入札書に記載してください。

(2) 入札方法

入札は所定の入札書をもって行い、入札書に入札件名を記載した封筒に封印して提出してください。

(3) 入札・開札の日時及び場所

ア 日時 令和2年7月29日(水)13時30分

イ 川崎市川崎区宮本町1番地 川崎市役所第3庁舎9階開発室

(4) 入札書の提出方法

持参

(5) 入札保証金

免除とします。

(6) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は調査を行うことがあります。

(7) 入札の無効

入札に参加する資格のない者が行った入札及び川崎市において定める「川崎市競争入札参加者心得」第7条に該当する入札は無効とします。

8 開札に立ち会う者に関する事項

開札に立ち会う者は、入札者又はその代理人とします。ただし、代理人が立ち会う場合は、入札に関する権限及び開札の立会いに関する委任をした書類を事前に提出しなければなりません。また、開札には一般競争入札参加資格確認通知書を必ず持参してください。

9 再度入札の実施

落札者がいない場合は、直ちに再度入札を行います。ただし、その前回の入札が「川崎市競争入札参加者心得」第7条の規定により無効とされた者及び開札に立ち会わない者を除きます。

10 契約の手続等

(1) 契約保証金は次のとおりとします。

ア 川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は免除します。

イ ア以外の場合は、契約金額の10%を納入しなければなりません。

(2) 契約書作成の要否

必要とします。

(3) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、川崎市のホームページの「入札情報かわさき」の「ダウンロードコーナー」の「契約関係規定」で閲覧できます。

11 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

(2) 関連情報を入手するための窓口は、「3(1)配布・提出場所及び問合せ先」と同じです。

(3) 「ICT部門の業務継続計画(震災対策編)」及び「令和2年度以降の「ICT部門の業務継続計画(震災対策編)」改定に向けた修正方針」について、令和2年7月10日(金)から令和2年7月28日(火)(9時から正午まで及び13時から17時まで(土日・祝日を除く。))の間、「3(1)配布・提出場所及び問

合せ先」において閲覧に供します。

川崎市公告(調達)第341号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和2年7月10日

川崎市長 福田紀彦

1 一般競争入札に付する事項

- (1) 件 名 富士見公園旧南部公園事務所等解体設計業務委託
- (2) 履行場所 川崎市川崎区富士見1丁目1番6号
- (3) 履行期間 令和3年3月31日限り
- (4) 委託概要 富士見公園旧南部公園事務所等解体撤去工事の設計業務委託

2 一般競争入札参加資格

この入札に参加を希望するものは、次の条件をすべて満たさなければなりません。

- (1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。
- (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (3) 川崎市内に本社を有すること。
- (4) 平成31・32年度川崎市「業務委託有資格業者名簿」の業種「建築設計」に登録されていること。
- (5) 次の要件を満たす自社所属の者を管理(主任)技術者として配置できること。

建築士法第2条第2項に規定する一級建築士取得後10年以上の実務経験を有する者。

3 一般競争入札参加申込書及び配置予定管理(主任)技術者届の配布、提出

この入札に参加を希望するものは、次により一般競争入札参加申込書及び配置予定管理(主任)技術者届(技術者の資格及び業務実績を証する資料を添付すること。)を提出しなければなりません。

(1) 配付、提出場所及び問い合わせ先

〒210-8577

川崎市川崎区宮本町6番地

(明治安田生命川崎ビル8階)

まちづくり局総務部庶務課経理係

電話：044-200-2966

(一般競争入札参加申込書及び配置予定管理(主任)技術者届は川崎市ホームページ内「入札情報かわさき」(<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)の「入札情報」委託の欄の「財政局入札公表」からダウンロードすることが可能です。)

(2) 配布、提出期間

令和2年7月10日(金)から令和2年7月17日(金)まで(午前9時から正午まで及び午後1時か

ら午後4時まで)

(3) 提出方法 持参とします。

4 一般競争入札参加資格確認通知書の交付

一般競争入札参加申込書を提出した者には、参加資格業種に登録されていることを確認し、その結果を確認通知書にて、平成31・32年度川崎市競争入札参加資格審査申請書の「委託」の委任先メールアドレスに、申請申込締切日後1週間以内に送付します。当該委任先メールアドレスを登録していない者にはFAXで送付します。

なお、この確認通知は、申込時の登録情報により通知しているもので、最終的な入札参加資格の審査は、開札後、入札参加申込時にさかのぼって、提出書類等の確認を行い、入札参加資格の有無を審査します。この結果、入札参加資格がなく申し込みを行った入札者の入札は無効とします。

5 仕様書の交付

一般競争入札参加申込書を提出した者に無償で仕様書を交付します。また、仕様書を縦覧に供します。

(1) 交付・縦覧場所 3(1)に同じ

(2) 交付・縦覧期間 3(2)に同じ

6 仕様に関する問い合わせ

一般競争入札参加資格確認通知書で入札参加資格があることを通知された者は、仕様書の内容に関して次により質問を行うことができます。質問は書面で提出するものとし、仕様書の該当箇所を明示してください。

(1) 受付場所

川崎市川崎区宮本町6番地

(明治安田生命川崎ビル9階)

まちづくり局施設整備部公共建築担当

電話：044-200-2959

(2) 受付期間

令和2年7月27日(月)から令和2年7月28日(火)まで(午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時まで)

(3) 問い合わせ方法

質問書の様式を使用し、6(1)の受付場所に備え付けた質問箱に質問書を投入してください。

質問書の様式は3(1)の場所で3(2)の期間に配布します。(川崎市ホームページ内「入札情報かわさき」(<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)の「入札情報」委託の欄の「財政局入札公表」からダウンロードすることが可能です。)

(4) 回答方法

一般競争入札参加資格確認通知書の交付を受けた全ての者に対し、令和2年8月3日(月)までに文書(電子メール又はFAX)で送付します。

7 一般競争入札参加資格の喪失

次の各号のいずれかに該当するときは、一般競争入札参加資格を喪失します。

- (1) 開札前に上記2の各号のいずれかの条件を欠いたとき。
- (2) 一般競争入札参加申込書その他の提出書類に虚偽の記載をしたとき。

8 入札手続等

次により入札を執行します。

- (1) 入札・開札の日時及び場所

ア 日時

令和2年8月19日(水)午前10時00分

イ 場所

川崎市川崎区東田町5番地4
第3庁舎11階会議室

- (2) 入札保証金

免除

- (3) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の価格をもって入札を行った者のうち、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札候補者とします。

当該落札候補者については、上記2に示した資格を満たしているかどうかの最終的な資格審査をした上、落札者として決定します。資格審査の結果、当該落札候補者に資格がないと認めるときは、当該入札を無効とし、順次、価格の低い入札者について同様の審査を実施し、落札者を決定します。

なお、最低制限価格の設定額については、案件ごとに個別設定をしていますので、入札情報かわさきの「川崎市業務委託契約に係る最低制限価格取扱要綱・運用指針」を御覧ください。

- (4) 開札に立ち会う者に関する事項

開札に立ち会う者は、入札者又はその代理人とします。ただし、代理人が立ち会う場合は、入札前に委任状を提出しなければなりません。

- (5) 再度入札の実施

予定価格の制限の範囲内で入札書を提出した者がいない場合は、直ちに再度入札を行います。

- (6) 入札の無効

「川崎市競争入札参加者心得」第7条に該当する入札は無効とします。

9 契約手続等

- (1) 契約保証金 免

- (2) 前払金 有

- (3) 契約書の作成 要

10 その他

- (1) 公告に定めるもののほかは、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得の定め

るところによります。

- (2) 川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、川崎市ホームページ内「入札情報かわさき」(<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)の契約関係規定において閲覧することができます。

- (3) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

川崎市公告(調達)第342号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和2年7月10日

川崎市長 福田紀彦

1 一般競争入札に付する事項

- (1) 件名 有馬保育園ほか1か所解体撤去設計業務委託

- (2) 履行場所 川崎市宮前区東有馬5丁目16番1号ほか1園

- (3) 履行期間 令和3年1月15日限り

- (4) 委託概要 解体撤去工事の設計業務委託

2 一般競争入札参加資格

この入札に参加を希望するものは、次の条件をすべて満たさなければなりません。

- (1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。

- (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。

- (3) 川崎市内に本社を有すること。

- (4) 平成31・32年度川崎市「業務委託有資格業者名簿」の業種「建築設計」に登録されていること。

- (5) 次の要件を満たす自社所属の者を管理(主任)技術者として配置できること。

建築士法第2条第2項に規定する一級建築士取得後10年以上の実務経験を有する者。

3 一般競争入札参加申込書及び配置予定管理(主任)技術者届の配布、提出

この入札に参加を希望するものは、次により一般競争入札参加申込書及び配置予定管理(主任)技術者届(技術者の資格及び業務実績を証する資料を添付すること。)を提出しなければなりません。

- (1) 配付、提出場所及び問い合わせ先

〒210-8577

川崎市川崎区宮本町6番地

(明治安田生命川崎ビル8階)

まちづくり局総務部庶務課経理係

電話: 044-200-2966

(一般競争入札参加申込書及び配置予定管理(主任)技術者届は川崎市ホームページ内「入

札情報かわさき」(<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)の「入札情報」委託の欄の「財政局入札公表」からダウンロードすることが可能です。)

(2) 配布、提出期間

令和2年7月10日(金)から令和2年7月17日(金)まで(午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時まで)

(3) 提出方法 持参とします。

4 一般競争入札参加資格確認通知書の交付

一般競争入札参加申込書を提出した者には、参加資格業種に登録されていることを確認し、その結果を確認通知書にて、平成31・32年度川崎市競争入札参加資格審査申請書の「委託」の委任先メールアドレスに、申請申込締切日後1週間以内に送付します。当該委任先メールアドレスを登録していない者にはFAXで送付します。

なお、この確認通知は、申込時の登録情報により通知しているもので、最終的な入札参加資格の審査は、開札後、入札参加申込時にさかのぼって、提出書類等の確認を行い、入札参加資格の有無を審査します。この結果、入札参加資格がなく申し込みを行った入札者の入札は無効とします。

5 仕様書の交付

一般競争入札参加申込書を提出した者に無償で仕様書を交付します。また、仕様書を縦覧に供します。

(1) 交付・縦覧場所 3(1)に同じ

(2) 交付・縦覧期間 3(2)に同じ

6 仕様に関する問い合わせ

一般競争入札参加資格確認通知書で入札参加資格があることを通知された者は、仕様書の内容に関して次により質問を行うことができます。質問は書面で提出するものとし、仕様書の該当箇所を明示してください。

(1) 受付場所

川崎市川崎区宮本町6番地
(明治安田生命川崎ビル9階)
まちづくり局施設整備部公共建築担当
電話：044-200-2964

(2) 受付期間

令和2年7月27日(月)から令和2年7月28日(火)まで(午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時まで)

(3) 問い合わせ方法

質問書の様式を使用し、6(1)の受付場所に備え付けた質問箱に質問書を投入してください。

質問書の様式は3(1)の場所で3(2)の期間に配布します。(川崎市ホームページ内「入札情報かわさき」(<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)

の「入札情報」委託の欄の「財政局入札公表」からダウンロードすることが可能です。)

(4) 回答方法

一般競争入札参加資格確認通知書の交付を受けた全ての者に対し、令和2年8月3日(月)までに文書(電子メール又はFAX)で送付します。

7 一般競争入札参加資格の喪失

次の各号のいずれかに該当するときは、一般競争入札参加資格を喪失します。

(1) 開札前に上記2の各号のいずれかの条件を欠いたとき。

(2) 一般競争入札参加申込書その他の提出書類に虚偽の記載をしたとき。

8 入札手続等

次により入札を執行します。

(1) 入札・開札の日時及び場所

ア 日時

令和2年8月19日(水)午前11時00分

イ 場所

川崎市川崎区東田町5番地4
第3庁舎11階会議室

(2) 入札保証金

免除

(3) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の価格をもって入札を行った者のうち、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札候補者とします。

当該落札候補者については、上記2に示した資格を満たしているかどうかの最終的な資格審査をした上、落札者として決定します。資格審査の結果、当該落札候補者に資格がないと認めるときは、当該入札を無効とし、順次、価格の低い入札者について同様の審査を実施し、落札者を決定します。

なお、最低制限価格の設定額については、案件ごとに個別設定をしていますので、入札情報かわさきの「川崎市業務委託契約に係る最低制限価格取扱要綱・運用指針」を御覧ください。

(4) 開札に立ち会う者に関する事項

開札に立ち会う者は、入札者又はその代理人とします。ただし、代理人が立ち会う場合は、入札前に委任状を提出しなければなりません。

(5) 再度入札の実施

予定価格の制限の範囲内で入札書を提出した者がいない場合は、直ちに再度入札を行います。

(6) 入札の無効

「川崎市競争入札参加者心得」第7条に該当する入札は無効とします。

9 契約手続等

- (1) 契約保証金 免除
- (2) 前払金 有
- (3) 契約書の作成 要

10 その他

- (1) 公告に定めるもののほかは、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得の定めるところによります。
- (2) 川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、川崎市ホームページ内「入札情報かわさき」(<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)の契約関係規定において閲覧することができます。
- (3) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

税 公 告

川崎市税公告第89号

差押調書(謄本)を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2及び川崎市市税条例(昭和25年川崎

【誤】

年 度	税 目	期 別	この公告による 変更する納期限	件数・備考
令和2年度 (平成31年度課税分)	市民税・県民税 (普通徴収)	5月随時分	令和2年6月30日 (5月随時分)	計15件
令和2年度 (平成30年度課税分)	市民税・県民税 (普通徴収)	5月随時分	令和2年6月30日 (5月随時分)	計1件
令和2年度	固定資産税 都市計画税 (土地・家屋)	5月随時分以降	令和2年6月30日 (5月随時分)	計1件
令和2年度	軽自動車税 (種別割)	全期分	令和2年6月30日 (全期分)	計96件

【正】

年 度	税 目	期 別	この公告による 変更する納期限	件数・備考
令和2年度 (平成31年度課税分)	市民税・県民税 (普通徴収)	5月随時分	令和2年6月30日 (5月随時分)	計15件
令和2年度 (平成30年度課税分)	市民税・県民税 (普通徴収)	5月随時分	令和2年6月30日 (5月随時分)	計1件
令和2年度	軽自動車税 (種別割)	全期分	令和2年6月30日 (全期分)	計96件

(別紙省略)

市条例第26号)第10条の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和2年6月17日

川崎市長 福田紀彦

(別紙省略)

川崎市税公告第90号

差押調書(謄本)を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2及び川崎市市税条例(昭和25年川崎市条例第26号)第10条の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和2年6月22日

川崎市長 福田紀彦

(別紙省略)

川崎市税公告第91号

令和2年6月12日付川崎市税公告第88号を次のとおり訂正します。

令和2年6月26日

川崎市長 福田紀彦

上 下 水 道 局 規 程

川崎市上下水道局規程第26号

川崎市上下水道局旅費支給規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和2年6月22日

川崎市上下水道事業管理者 金子 督
川崎市上下水道局旅費支給規程の一部を改正する規程

川崎市上下水道局旅費支給規程（昭和33年川崎市水道部規程第2号）の一部を次のように改正する。

第21条を第22条とし、第20条を第21条とし、第19条の次に次の1条を加える。

（震災、風水害その他の非常災害時の旅費）

第20条 震災、風水害その他の非常災害を原因とするやむを得ない事由により、職員（川崎市上下水道局企業職員の通勤手当支給規程（昭和34年水道部規程第1号）第2条各号に規定する通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、徒歩のみにより通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるものを除く。）が常例としている通勤の経路又は方法と異なる経路又は方法で旅行したときは、旅費を支給することができる。

別表車賃の欄中「実費」の次に「又は1キロメートルにつき37円」を加え、同表第7項を次のように改める。

7 車賃は、乗合旅客自動車、乗用旅客自動車又は軌道による旅行の場合は実費とし、自家用の自動車、原動機付自転車又は自転車（以下「自家用自動車等」という。）による旅行の場合は路程に応じ1キロメートル当たりの定額とする。

別表第9項ただし書中「宿泊」を「、宿泊し、又は自家用自動車等により旅行」に改める。

附 則

この規程は、令和2年6月22日から施行する。

川崎市上下水道局規程第27号

川崎市上下水道局企業職員の市内出張旅費に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和2年6月22日

川崎市上下水道事業管理者 金子 督
川崎市上下水道局企業職員の市内出張旅費に関する規程の一部を改正する規程

川崎市上下水道局企業職員の市内出張旅費に関する規程（昭和37年川崎市水道局規程第14号）の一部を次のように改正する。

第2条を次のように改める。

（旅費の額）

第2条 市内における出張については、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める額の旅費を支給する。

- (1) 鉄道、乗合旅客自動車、乗用旅客自動車又は軌道による旅行の場合 これに要する鉄道賃及び車賃
- (2) 自家用の自動車、原動機付自転車又は自転車（以下「自家用自動車等」という。）による旅行の場合 1キロメートルにつき37円の車賃
- (3) 公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により宿泊した場合 旅費支給規程別表に定める宿泊料の定額の2分の1に相当する額
- (4) 公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により自家用自動車等を使用して旅行した場合 旅費支給規程別表に定める日当の定額の2分の1に相当する額

附 則

この規程は、令和2年6月22日から施行する。

上 下 水 道 局 告 示

川崎市上下水道局告示第29号

川崎市上下水道局指定給水装置工事事業者の指定について

川崎市上下水道局指定給水装置工事事業者規程（平成10年川崎市水道局規程第3号）第4条の規定に基づき、川崎市上下水道局指定給水装置工事事業者として次の者を指定したので、同規程第9条第1号の規定により告示します。

令和2年6月24日

川崎市上下水道事業管理者 金子 督

- 1 指 定 番 号 第1723号
氏名又は名称 株式会社島Enterprise
住 所 横浜市中区本牧三之谷15番13-602号
代表者氏名 島岡 篤
指 定 年 月 日 令和2年7月1日
有 効 期 限 令和7年6月30日
- 2 指 定 番 号 第1724号
氏名又は名称 U n i t y
住 所 神奈川県大和市深見西2丁目4番33-1号
代表者氏名 比嘉 幸太郎
指 定 年 月 日 令和2年7月1日
有 効 期 限 令和7年6月30日
- 3 指 定 番 号 第1725号
氏名又は名称 株式会社林設備
住 所 東京都世田谷区喜多見5丁目11番17号

- 代表者氏名 林 慎一郎
 指定年月日 令和2年7月1日
 有効期限 令和7年6月30日
- 4 指定番号 第1726号
 氏名又は名称 株式会社LOOPPLUS
 住 所 横浜市港北区高田西3丁目2番12号
 サンヴィレッジ天満宮102号室
- 代表者氏名 大内 泰我
 指定年月日 令和2年7月1日
 有効期限 令和7年6月30日
- 5 指定番号 第1727号
 氏名又は名称 株式会社アールイー
 住 所 横浜市中区相生町1丁目15番地第二
 東商ビル4B
- 代表者氏名 石内 孝
 指定年月日 令和2年7月1日
 有効期限 令和7年6月30日

川崎市上下水道局告示第30号

川崎市上下水道局指定給水装置工事事業者
 の指定事項の変更について

川崎市上下水道局指定給水装置工事事業者規程（平成10年川崎市水道局規程第3号）第6条の規定に基づく届け出があり、次の指定給水装置工事事業者の指定事項の変更を行いましたので告示します。

令和2年6月24日

川崎市上下水道事業管理者 金子 督

- 1 指定番号 第385号
 氏名又は名称 有限会社串田設備
 住 所 横浜市緑区鴨居町2544番地
 代表者氏名 (新) 串田 賢司
 (旧) 串田 和生
 変更年月日 平成18年8月29日
- 2 指定番号 第702号
 氏名又は名称 株式会社日建
 住 所 (新) 横浜市保土ヶ谷区上菅田町
 418番地186
 (旧) 横浜市保土ヶ谷区宮田町1丁
 目83番地
 代表者氏名 伊藤 雅文
 変更年月日 令和2年4月17日
- 3 指定番号 第743号
 氏名又は名称 株式会社サクラ
 住 所 (新) 東京都板橋区氷川町40番9号
 (旧) 東京都板橋区板橋2丁目38番
 10号

- 代表者氏名 桜井 理壱
 変更年月日 令和2年6月1日
- 4 指定番号 第1655号
 氏名又は名称 バンドーテクニカルサービス有限会社
 住 所 (新) 東京都世田谷区粕谷1丁目16
 番20号
 (旧) 東京都世田谷区千歳台5丁目
 19番17号ラフォーレ千歳台
 106
- 代表者氏名 板東 諭史
 変更年月日 令和元年11月30日

川崎市上下水道局告示第31号

川崎市上下水道局指定給水装置工事事業者
 の指定更新について

川崎市上下水道局指定給水装置工事事業者規程（平成10年川崎市水道局規程第3号）第5条の規定に基づき、川崎市上下水道局指定給水装置工事事業者として次の者を指定更新したので、同規程第9条第2号の規定により告示します。

令和2年6月24日

川崎市上下水道事業管理者 金子 督

- 1 指定番号 第161号
 氏名又は名称 株式会社フルヤテクノ
 住 所 川崎市宮前区東有馬四丁目11番1号
 代表者氏名 古谷 貴
 指定更新日 令和2年6月30日
 有効期限 令和7年9月29日
- 2 指定番号 第341号
 氏名又は名称 株式会社トーシンテックス
 住 所 神奈川県相模原市南区上鶴間一丁目
 11番9号
 代表者氏名 角田 雄輝
 指定更新日 令和2年6月30日
 有効期限 令和7年9月29日
- 3 指定番号 第369号
 氏名又は名称 株式会社小山商会
 住 所 神奈川県相模原市中央区上溝347番8
 代表者氏名 小山 桂一
 指定更新日 令和2年6月30日
 有効期限 令和7年9月29日
- 4 指定番号 第374号
 氏名又は名称 有限会社大輝
 住 所 川崎市高津区末長一丁目45番31-
 101号
 代表者氏名 下村 強

指定更新日	令和2年6月30日	氏名又は名称	ミズノ工業株式会社
有効期限	令和7年9月29日	住 所	東京都大田区多摩川一丁目26番10号
5 指定番号	第375号	代表者氏名	水野 ひろみ
氏名又は名称	東京ガスエネワーク株式会社	指定更新日	令和2年6月30日
住 所	横浜市中区花咲町二丁目68番地	有効期限	令和7年9月29日
代表者氏名	小菅 政義	13 指定番号	第390号
指定更新日	令和2年6月30日	氏名又は名称	株式会社高尚エンジニアリング
有効期限	令和7年9月29日	住 所	川崎市中原区宮内二丁目5番2号
6 指定番号	第377号	代表者氏名	村田 忠尚
氏名又は名称	朋栄建設株式会社	指定更新日	令和2年6月30日
住 所	横浜市都築区勝田町381番地	有効期限	令和7年9月29日
代表者氏名	佐々木 伸洋	14 指定番号	第392号
指定更新日	令和2年6月30日	氏名又は名称	八千代水道株式会社
有効期限	令和7年9月29日	住 所	神奈川県相模原市中央区田名3846番地 地の1
7 指定番号	第378号	代表者氏名	関根 英介
氏名又は名称	有限会社総合設備サービス	指定更新日	令和2年6月30日
住 所	横浜市神奈川区松本町三丁目25番15号	有効期限	令和7年9月29日
代表者氏名	小田切 茂幸	15 指定番号	第394号
指定更新日	令和2年6月30日	氏名又は名称	日比工業株式会社
有効期限	令和7年9月29日	住 所	横浜市磯子区岡村六丁目13-22
8 指定番号	第382号	代表者氏名	松原 哲人
氏名又は名称	アクアテック株式会社	指定更新日	令和2年6月30日
住 所	横浜市瀬谷区阿久和東二丁目5番地18	有効期限	令和7年9月29日
代表者氏名	石山 健人	16 指定番号	第395号
指定更新日	令和2年6月30日	氏名又は名称	有限会社菊嶋工業所
有効期限	令和7年9月29日	住 所	東京都渋谷区本町六丁目16番4号
9 指定番号	第383号	代表者氏名	菊嶋 隆夫
氏名又は名称	大成興業株式会社	指定更新日	令和2年6月30日
住 所	横浜市金沢区福浦一丁目14番10	有効期限	令和7年9月29日
代表者氏名	長岡 幸宜	17 指定番号	第396号
指定更新日	令和2年6月30日	氏名又は名称	共栄産業株式会社
有効期限	令和7年9月29日	住 所	横浜市港南区大久保二丁目8番22号
10 指定番号	第385号	代表者氏名	吉田 香太郎
氏名又は名称	有限会社串田設備	指定更新日	令和2年6月30日
住 所	横浜市緑区鴨居町2544番地	有効期限	令和7年9月29日
代表者氏名	串田 賢司	18 指定番号	第397号
指定更新日	令和2年6月30日	氏名又は名称	株式会社富士住設機器
有効期限	令和7年9月29日	住 所	横浜市旭区笹野台三丁目48番20号
11 指定番号	第386号	代表者氏名	山下 陽次
氏名又は名称	ミズテック株式会社	指定更新日	令和2年6月30日
住 所	神奈川県綾瀬市深谷上一丁目5番1号	有効期限	令和7年9月29日
代表者氏名	加藤 貴志	19 指定番号	第399号
指定更新日	令和2年6月30日	氏名又は名称	矢崎設備工業株式会社
有効期限	令和7年9月29日	住 所	横浜市港南区下永谷五丁目7番30号
12 指定番号	第388号		

- 代表者氏名 矢崎 祐次
 指定更新日 令和2年6月30日
 有効期限 令和7年9月29日
- 20 指定番号 第404号
 氏名又は名称 有限会社佐藤工業所
 住 所 横浜市港北区高田東四丁目11番21号
 代表者氏名 佐々木 井佐夫
 指定更新日 令和2年6月30日
 有効期限 令和7年9月29日
- 21 指定番号 第405号
 氏名又は名称 株式会社ウエダ設備
 住 所 横浜市緑区鴨居三丁目43番3号
 代表者氏名 上田 隆一
 指定更新日 令和2年6月30日
 有効期限 令和7年9月29日
- 22 指定番号 第407号
 氏名又は名称 神管設備有限会社
 住 所 横浜市旭区白根一丁目20番3号
 代表者氏名 野口 英孝
 指定更新日 令和2年6月30日
 有効期限 令和7年9月29日
- 23 指定番号 第409号
 氏名又は名称 株式会社パイプ技研
 住 所 東京都豊島区南長崎六丁目7番11号
 代表者氏名 井上 榮吉
 指定更新日 令和2年6月30日
 有効期限 令和7年9月29日
- 24 指定番号 第414号
 氏名又は名称 株式会社向山商店
 住 所 横浜市緑区中山三丁目5番17-202号
 代表者氏名 相原 直樹
 指定更新日 令和2年6月30日
 有効期限 令和7年9月29日
- 25 指定番号 第415号
 氏名又は名称 三輝工業
 住 所 川崎市宮前区西野川2丁目23番16号
 代表者氏名 村上 芳明
 指定更新日 令和2年6月30日
 有効期限 令和7年9月29日
- 26 指定番号 第416号
 氏名又は名称 有限会社開工業
 住 所 横浜市鶴見区獅子ヶ谷一丁目42番15号
 代表者氏名 山本 紘平
 指定更新日 令和2年6月30日
 有効期限 令和7年9月29日

- 27 指定番号 第419号
 氏名又は名称 有限会社高津住設
 住 所 川崎市宮前区平二丁目20番12号
 代表者氏名 山下 光昭
 指定更新日 令和2年6月30日
 有効期限 令和7年9月29日
- 28 指定番号 第420号
 氏名又は名称 東光建設株式会社
 住 所 横浜市旭区東希望が丘189番地
 代表者氏名 黒須 博
 指定更新日 令和2年6月30日
 有効期限 令和7年9月29日
- 29 指定番号 第422号
 氏名又は名称 株式会社昭和技研
 住 所 東京都品川区平塚一丁目11番17号
 代表者氏名 中村 潔
 指定更新日 令和2年6月30日
 有効期限 令和7年9月29日
- 30 指定番号 第425号
 氏名又は名称 株式会社原設備工業
 住 所 川崎市宮前区宮崎五丁目3番地32
 代表者氏名 原 輝光
 指定更新日 令和2年6月30日
 有効期限 令和7年9月29日
- 31 指定番号 第426号
 氏名又は名称 株式会社アステム
 住 所 東京都中央区日本橋堀留町一丁目2番10号
 代表者氏名 鬼塚 舜次
 指定更新日 令和2年6月30日
 有効期限 令和7年9月29日
- 32 指定番号 第431号
 氏名又は名称 有限会社福岡設備
 住 所 東京都品川区小山台二丁目3番10号
 代表者氏名 池田 康彦
 指定更新日 令和2年6月30日
 有効期限 令和7年9月29日

上 下 水 道 局 公 告

川崎市上下水道局公告第41号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和2年6月16日

川崎市上下水道事業管理者 金子 督

(案件1)

競争入札に付する事項	件 名	中部サービスセンター 外壁改修その他工事
	履 行 場 所	川崎市高津区末長1-44-24 (中部サービスセンター内)
	履 行 期 限	契約の日から210日間
参 加 資 格	<p>(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 建設業退職金共済制度に加入していること。</p> <p>(4) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。</p> <p>(5) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「塗装」種目「塗装」で登録されていること。</p> <p>(6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>(7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(8) 塗装工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。また、本案件の請負金額が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)未満となった場合は特定建設業の許可を要しません。</p> <p>(9) 監理技術者資格者証(業種「塗装」)の交付を受けた技術者を専任で配置できること。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。なお、本案件の請負金額が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)未満となった場合は監理技術者を要しません。また、本案件の請負金額が3,500万円(建築一式工事の場合は7,000万円)未満となった場合は専任を要しません。</p>	
契約条項を示す場所等	財政局資産管理部契約課建築契約係 (〒210-8577川崎市川崎区宮本町1番地) 電話 044-200-2100	
入札日時等	令和2年7月8日 午後2時30分 (財政局資産管理部契約課建築契約係 (明治安田生命ビル13階))	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札又は川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。	

(案件2)

競争入札に付する事項	件 名	登戸300mm-75mm配水管布設替工事
	履 行 場 所	自：多摩区登戸2446先 至：多摩区登戸2497先 ほか7件
	履 行 期 限	契約の日から240日間
参 加 資 格	<p>(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 建設業退職金共済制度に加入していること。</p> <p>(4) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。</p> <p>(5) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「水道施設」種目「配水施設」ランク「A」で登録されていること。</p> <p>(6) 平成31・32年度の業者登録情報における主観評価項目の合計点が30点以上であること。</p> <p>(7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p>	

参加資格	(8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (9) 水道施設工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。また、本案件の請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）未満となった場合は特定建設業の許可を要しません。 (10) 監理技術者資格者証（業種「水道施設」）の交付を受けた技術者を専任で配置できること。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。なお、本案件の請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）未満となった場合は監理技術者を要しません。また、本案件の請負金額が3,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）未満となった場合は専任を要しません。
契約条項を示す場所等	財政局資産管理部契約課土木契約係（〒210-8577川崎市川崎区宮本町1番地） 電話 044-200-2099
入札日時等	令和2年7月13日 午後1時30分（財政局資産管理部契約課土木契約係（明治安田生命ビル13階））
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札又は川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
その他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

(案件3)

競争入札に付する事項	件名	令和2年度南部下水管内マンホール補修工事
	履行場所	川崎市幸区小倉1丁目、小倉2丁目地内ほか
	履行期限	契約の日から125日間
参加資格	(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 建設業退職金共済制度に加入していること。 (4) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。 (5) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「下水管きよ」種目「下水道開削」ランク「B」で登録されていること。 (6) 平成31・32年度の業者登録情報において、主観評価項目制度実施要綱第2条(1)イ「災害時における本市との協力体制（災害協定）」又はウ「災害時における本市との協力体制（防災協力事業所）」に登録があること。 (7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (9) 土木工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。また、本案件の請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）未満となった場合は特定建設業の許可を要しません。 (10) 監理技術者資格者証（業種「土木」）の交付を受けた技術者を専任で配置できること。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。なお、本案件の請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）未満となった場合は監理技術者を要しません。また、本案件の請負金額が3,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）未満となった場合は専任を要しません。	

契約条項を示す場所等	財政局資産管理部契約課土木契約係（〒210-8577川崎市川崎区宮本町1番地） 電話 044-200-2099
入札日時等	令和2年7月13日 午後1時30分（財政局資産管理部契約課土木契約係（明治安田生命ビル13階））
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札又は川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

(案件4)

競争入札に付する事項	件 名	登戸土地区画整理地区内下水枝線その18工事
	履行場所	川崎市多摩区登戸地内
	履行期限	契約の日から令和3年3月15日まで
参 加 資 格	<p>(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 建設業退職金共済制度に加入していること。</p> <p>(4) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。</p> <p>(5) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「下水管きよ」種目「下水道開削」ランク「B」で登録されていること。</p> <p>(6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>(7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(8) 土木工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。また、本案件の請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）未満となった場合は特定建設業の許可を要しません。</p> <p>(9) 監理技術者資格者証（業種「土木」）の交付を受けた技術者を専任で配置できること。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。なお、本案件の請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）未満となった場合は監理技術者を要しません。また、本案件の請負金額が3,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）未満となった場合は専任を要しません。</p>	
契約条項を示す場所等	財政局資産管理部契約課土木契約係（〒210-8577川崎市川崎区宮本町1番地） 電話 044-200-2099	
入札日時等	令和2年7月13日 午後1時30分（財政局資産管理部契約課土木契約係（明治安田生命ビル13階））	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札又は川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。	

川崎市上下水道局公告第42号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和2年6月23日

川崎市上下水道事業管理者 金子 督

(案件1)

競争入札に付する事項	件名	カラーレーザープリンタ18台及びスキヤナ24台賃貸一式
	履行場所	川崎市川崎区砂子1-9-3 川崎市役所第2庁舎3階 川崎市上下水道局経営企画課他
	履行期限	令和2年11月1日から令和7年10月31日まで
参加資格	(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 平成31・32年度川崎市製造の請負・物件の供給等有資格業者名簿の業種「リース」、種目「事務用機器」に登録されていること。かつ、ランク「A」又は「B」の等級に格付けされていること。 (4) 仕様書の内容を遵守し、当該物品を確実に納入することができること。	
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課物品契約係 (〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 明治安田生命ビル13階) 電話 044-200-2093	
入札日時等	令和2年7月31日 午前10時30分(砂子平沼ビル7階入札室)	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札及び川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
その他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。	

川崎市上下水道局公告第43号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和2年6月23日

川崎市上下水道事業管理者 金子 督

(案件1)

競争入札に付する事項	件名	稲田水源地 測量調査業務委託
	履行場所	川崎市多摩区菅稲田堤3丁目23-1番地先
	履行期限	契約の日から令和2年12月28日まで
参加資格	(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 平成31・32年度川崎市業務委託有資格業者名簿に、地域区分「市内」、「準市内」で登録されている者。 (4) 平成31・32年度川崎市業務委託有資格業者名簿の業種「測量」、種目「測量一般」に登録されている者。 (5) 業務従事者(業務責任者含む)は測量士の有資格者を配置すること。 (6) 平成27年4月1日以降、国土交通省京浜河川事務所管轄の一級河川多摩川にて国または地方公共団体(地方自治法第一条の三)が発注した測量業務で元請として契約実績を有すること。	
契約条項を示す場所等	財政局資産管理部契約課委託契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話 044-200-2097	
入札日時等	令和2年7月14日 午後2時30分(砂子平沼ビル7階入札室)	
入札保証金	免	
契約書作成	要	

入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札及び川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧下さい。

(案件2)

競争入札に付する事項	件 名	高石配水塔長寿命化対策工事に伴う詳細設計業務委託
	履 行 場 所	川崎市多摩区西生田5丁目28番1号(高石配水塔)
	履 行 期 限	契約の日から令和3年3月26日まで
参 加 資 格	<p>(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 平成31・32年度川崎市業務委託有資格業者名簿の業種「建設コンサルタント」、種目「上水道及び工業用水道部門」に登録されていること。</p> <p>(4) 業務責任者及び照査技術者として、総合技術監理部門技術士(上水道及び工業用水道)又は上下水道部門技術士(上水道及び工業用水道)の資格を有する者を配置すること。</p> <p>ただし、業務責任者と照査技術者は兼任することはできません。</p> <p>また、業務責任者及び照査技術者は、一般競争入札参加申込日以前において、直接的かつ恒常的に3箇月以上の雇用関係(在籍出向者、派遣社員、契約社員は、直接的かつ恒常的な雇用関係にあるとはいえません。)があることが必要です。</p>	
契約条項を示す場所等	財政局資産管理部契約課委託契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話 044-200-2097	
入札日時等	令和2年7月14日 午後2時30分(砂子平沼ビル7階入札室)	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札及び川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧下さい。	

川崎市上下水道局公告第44号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和2年6月23日

川崎市上下水道事業管理者 金子 督

(案件1)

競争入札に付する事項	件 名	令和2年度 鷺沼配水所 土橋送水1号ポンプ修理工事
	履 行 場 所	川崎市宮前区土橋3-1-1(鷺沼配水所内)
	履 行 期 限	契約の日から令和3年3月19日まで
参 加 資 格	<p>(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 建設業退職金共済制度に加入していること。</p> <p>(4) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。</p> <p>(5) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「機械」種目「水処理施設」で登録されていること。</p> <p>(6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>(7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p>	

参加資格	(8) 機械器具設置工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (9) 主任技術者(業種「機械器具設置」)を配置できること。
契約条項を示す場所等	財政局資産管理部契約課建築契約係(〒210-8577川崎市川崎区宮本町1番地) 電話 044-200-2100
入札日時等	令和2年7月15日 午後2時30分(財政局資産管理部契約課建築契約係(明治安田生命ビル13階))
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札又は川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
その他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

(案件2)

競争入札に付する事項	件名	令和2年度中部下水管内取付管布設第2号工事
	履行場所	川崎市中原区、高津区管内
	履行期限	契約の日から令和3年3月31日まで
参加資格	<p>(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 建設業退職金共済制度に加入していること。</p> <p>(4) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。</p> <p>(5) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「下水管きよ」種目「下水道開削」ランク「B」で登録されていること。</p> <p>(6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>(7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(8) 土木工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。また、本案件の請負金額が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)未満となった場合は特定建設業の許可を要しません。</p> <p>(9) 監理技術者資格者証(業種「土木」)の交付を受けた技術者を専任で配置できること。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。なお、本案件の請負金額が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)未満となった場合は監理技術者を要しません。また、本案件の請負金額が3,500万円(建築一式工事の場合は7,000万円)未満となった場合は専任を要しません。</p>	
契約条項を示す場所等	財政局資産管理部契約課土木契約係(〒210-8577川崎市川崎区宮本町1番地) 電話 044-200-2099	
入札日時等	令和2年7月20日 午後1時30分(財政局資産管理部契約課土木契約係(明治安田生命ビル13階))	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札又は川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
その他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。	

(案件3)

競争入札に付する事項	件 名	南幸町3丁目300mm-75mm配水管布設替工事
	履行場所	自：幸区南幸町3-12先 至：幸区南幸町3-54先 ほか4件
	履行期限	契約の日から225日間
参加資格	<p>(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 建設業退職金共済制度に加入していること。</p> <p>(4) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。</p> <p>(5) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「水道施設」種目「配水施設」ランク「A」で登録されていること。</p> <p>(6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>(7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(8) 水道施設工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。また、本案件の請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）未満となった場合は特定建設業の許可を要しません。</p> <p>(9) 監理技術者資格者証（業種「水道施設」）の交付を受けた技術者を専任で配置できること。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。なお、本案件の請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）未満となった場合は監理技術者を要しません。また、本案件の請負金額が3,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）未満となった場合は専任を要しません。</p>	
契約条項を示す場所等	財政局資産管理部契約課土木契約係（〒210-8577川崎市川崎区宮本町1番地） 電話 044-200-2099	
入札日時等	令和2年7月20日 午後1時30分（財政局資産管理部契約課土木契約係（明治安田生命ビル13階））	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札又は川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	<p>本案件は川崎市上下水道局請負工事受注機会確保方式試行対象案件です。</p> <p>(1) 入札参加者は本案件又は「東百合丘2丁目150mm-75mm配水管布設替工事」のいずれか1件のみ落札ができるものとします。ただし、「川崎市請負工事受注機会確保方式試行要領」第3条の規定に該当する場合はこの限りではありません。</p> <p>(2) 落札候補者決定は、本案件、「東百合丘2丁目150mm-75mm配水管布設替工事」の順に行います。</p> <p>(3) 本案件の落札候補者となった者は、「東百合丘2丁目150mm-75mm配水管布設替工事」の落札候補者にはなれません。ただし、「川崎市請負工事受注機会確保方式試行要領」第3条の規定に該当する場合はこの限りではありません。</p> <p>詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。</p>	

(案件4)

競争入札に付する事項	件 名	東百合丘2丁目150mm-75mm配水管布設替工事
	履行場所	自：麻生区東百合丘2-1-11先 至：麻生区東百合丘4-12-1先 ほか2件
	履行期限	契約の日から200日間
参加資格	<p>(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 建設業退職金共済制度に加入していること。</p> <p>(4) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。</p> <p>(5) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「水道施設」種目「配水施設」ランク「A」で登録されていること。</p> <p>(6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>(7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(8) 水道施設工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。また、本案件の請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）未満となった場合は特定建設業の許可を要しません。</p> <p>(9) 監理技術者資格者証（業種「水道施設」）の交付を受けた技術者を専任で配置できること。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。なお、本案件の請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）未満となった場合は監理技術者を要しません。また、本案件の請負金額が3,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）未満となった場合は専任を要しません。</p>	
契約条項を示す場所等	財政局資産管理部契約課土木契約係（〒210-8577川崎市川崎区宮本町1番地） 電話 044-200-2099	
入札日時等	令和2年7月20日 午後1時30分（財政局資産管理部契約課土木契約係（明治安田生命ビル13階））	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札又は川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
その他	<p>本案件は川崎市上下水道局請負工事受注機会確保方式試行対象案件です。</p> <p>(1) 入札参加者は本案件又は「南幸町3丁目300mm-75mm配水管布設替工事」のいずれか1件のみ落札ができるものとします。ただし、「川崎市請負工事受注機会確保方式試行要領」第3条の規定に該当する場合はこの限りではありません。</p> <p>(2) 落札候補者決定は、「南幸町3丁目300mm-75mm配水管布設替工事」、本案件の順に行います。</p> <p>(3) 「南幸町3丁目300mm-75mm配水管布設替工事」の落札候補者となった者は、本案件の落札候補者にはなれません。ただし、「川崎市請負工事受注機会確保方式試行要領」第3条の規定に該当する場合はこの限りではありません。</p> <p>詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。</p>	

(案件5)

競争入札に付する事項	件 名	令和2年度 長沢浄水場排水処理施設加圧脱水機ケーキコンベア修理工事
	履行場所	川崎市多摩区三田5-1-1（長沢浄水場内）
	履行期限	契約の日から令和3年3月19日まで

参 加 資 格	(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 建設業退職金共済制度に加入していること。 (4) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。 (5) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「機械」種目「水処理施設」で登録されていること。 (6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (8) 機械器具設置工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (9) 主任技術者(業種「機械器具設置」)を配置できること。
契約条項を示す場所等	財政局資産管理部契約課建築契約係(〒210-8577川崎市川崎区宮本町1番地) 電話 044-200-2100
入札日時等	令和2年7月15日 午後2時30分(財政局資産管理部契約課建築契約係(明治安田生命ビル13階))
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札又は川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

川崎市上下水道局公告第45号

令和2年6月30日

一般競争入札について次のとおり公告します。

川崎市上下水道事業管理者 金子 督

(案件1)

競争入札に付する事項	件 名	自動車賃貸借1台一式(水質試験車)
	履 行 場 所	川崎市多摩区三田5-1-1 水管理センター 水道水質課
	履 行 期 限	令和2年12月1日から令和9年11月30日まで
参 加 資 格	(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 平成31・32年度川崎市製造の請負・物件の供給等有資格業者名簿の業種「リース」、種目「車両」に登載されていること。 (4) 仕様書の内容を遵守し、当該物品を確実に納入することができること。	
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課物品契約係 (〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 明治安田生命ビル13階) 電話 044-200-2093	
入札日時等	令和2年8月7日 午前10時30分(砂子平沼ビル7階入札室)	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札及び川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。	

川崎市上下水道局公告第46号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和2年6月30日

川崎市上下水道事業管理者 金子 督

(案件1)

競争入札に付する事項	件名	自動車賃貸借3台一式(小型乗用)
	履行場所	局指定場所
	履行期限	令和2年12月1日から令和9年11月30日まで
参加資格	<p>(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 平成31・32年度川崎市製造の請負・物件の供給等有資格業者名簿の業種「リース」、種目「車両」に登録されていること。</p> <p>(4) 仕様書の内容を遵守し、当該物品を確実に納入することができること。</p>	
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課物品契約係 (〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 明治安田生命ビル13階) 電話 044-200-2093	
入札日時等	令和2年8月7日 午前10時30分(砂子平沼ビル7階入札室)	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札及び川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
その他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。	

川崎市上下水道局公告第47号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和2年6月30日

川崎市上下水道事業管理者 金子 督

(案件1)

競争入札に付する事項	件名	上水3号及び上水5号配水本管1300mm流量計更新に伴う詳細設計業務委託
	履行場所	川崎市宮前区土橋3-1-11先
	履行期限	契約の日から令和3年3月17日まで
参加資格	<p>(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 平成31・32年度川崎市業務委託有資格業者名簿の業種「建設コンサルタント」、種目「上水道及び工業用水道部門」に登録されていること。</p> <p>(4) 業務責任者及び照査技術者として、総合技術監理部門技術士(上水道及び工業用水道)又は上下水道部門技術士(上水道及び工業用水道)の資格を有する者を配置すること。 ただし、業務責任者と照査技術者は兼任することはできません。 また、業務責任者及び照査技術者は、一般競争入札参加申込日以前において、直接的かつ恒常的に3箇月以上の雇用関係(在籍出向者、派遣社員、契約社員は、直接的かつ恒常的な雇用関係にあるとはいえません。)があることが必要です。</p>	
契約条項を示す場所等	財政局資産管理部契約課委託契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話 044-200-2097	
入札日時等	令和2年7月21日 午後2時30分(砂子平沼ビル7階入札室)	
入札保証金	免	
契約書作成	要	

入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札及び川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧下さい。

(案件2)

競争入札に付する事項	件 名	生田浄水場一次濃縮槽耐震補強に伴う詳細設計業務委託
	履 行 場 所	多摩区生田1丁目1番地(生田浄水場内)
	履 行 期 限	契約の日から令和3年3月26日まで
参 加 資 格	<p>(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 平成31・32年度川崎市業務委託有資格業者名簿の業種「建設コンサルタント」、種目「上水道及び工業用水道部門」に登録されていること。</p> <p>(4) 業務責任者及び照査技術者として、総合技術監理部門技術士(上水道及び工業用水道)又は上下水道部門技術士(上水道及び工業用水道)の資格を有する者を配置すること。</p> <p>ただし、業務責任者と照査技術者は兼任することはできません。</p> <p>また、業務責任者及び照査技術者は、一般競争入札参加申込日以前において、直接的かつ恒常的に3箇月以上の雇用関係(在籍出向者、派遣社員、契約社員は、直接的かつ恒常的な雇用関係にあるとはいえません。)があることが必要です。</p>	
契約条項を示す場所等	財政局資産管理部契約課委託契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話 044-200-2097	
入札日時等	令和2年7月28日 午後2時30分(砂子平沼ビル7階入札室)	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札及び川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧下さい。	

川崎市上下水道局公告第48号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和2年6月30日

川崎市上下水道事業管理者 金子 督

(案件1)

競争入札に付する事項	件 名	下小田中2丁目300mm-75mm配水管布設替工事
	履 行 場 所	自：中原区下小田中2-1-18先 至：中原区下小田中2-20-5先 ほか6件
	履 行 期 限	契約の日から215日間
参 加 資 格	<p>(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 建設業退職金共済制度に加入していること。</p> <p>(4) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。</p> <p>(5) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「水道施設」種目「配水施設」ランク「A」で登録されていること。</p> <p>(6) 平成31・32年度の業者登録情報における主観評価項目の合計点が50点以上であること。</p>	

参加資格	<p>(7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>(8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(9) 水道施設工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。また、本案件の請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）未満となった場合は特定建設業の許可を要しません。</p> <p>(10) 監理技術者資格者証（業種「水道施設」）の交付を受けた技術者を専任で配置できること。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。なお、本案件の請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）未満となった場合は監理技術者を要しません。また、本案件の請負金額が3,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）未満となった場合は専任を要しません。</p>
契約条項を示す場所等	<p>財政局資産管理部契約課土木契約係（〒210-8577川崎市川崎区宮本町1番地） 電話 044-200-2099</p>
入札日時等	令和2年7月29日 午後1時30分（財政局資産管理部契約課土木契約係（明治安田生命ビル13階））
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札又は川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
その他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

(案件2)

競争入札に付する事項	件名	塩浜3丁目200mm-100mm配水管布設替工事
	履行場所	<p>自：川崎区塩浜2-11-2先</p> <p>至：川崎区塩浜3-2先 ほか1件</p>
	履行期限	契約の日から185日間
参加資格	<p>(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 建設業退職金共済制度に加入していること。</p> <p>(4) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。</p> <p>(5) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「水道施設」種目「配水施設」ランク「A」で登録されていること。</p> <p>(6) 平成31・32年度の業者登録情報における主観評価項目の合計点が40点以上であること。</p> <p>(7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>(8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(9) 水道施設工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。また、本案件の請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）未満となった場合は特定建設業の許可を要しません。</p> <p>(10) 監理技術者資格者証（業種「水道施設」）の交付を受けた技術者を専任で配置できること。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。なお、本案件の請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）未満となった場合は監理技術者を要しません。また、本案件の請負金額が3,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）未満となった場合は専任を要しません。</p>	

契約条項を示す場所等	財政局資産管理部契約課土木契約係（〒210-8577川崎市川崎区宮本町1番地） 電話 044-200-2099
入札日時等	令和2年7月29日 午後1時30分（財政局資産管理部契約課土木契約係（明治安田生命ビル13階））
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札又は川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

(案件3)

競争入札に付する事項	件 名	上丸子天神町300mm-100mm配水管布設替工事
	履行場所	自：中原区小杉陣屋町1-24-1先 至：中原区丸子通2-440先
	履行期限	契約の日から165日間
参加資格	<p>(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 建設業退職金共済制度に加入していること。</p> <p>(4) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。</p> <p>(5) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「水道施設」種目「配水施設」ランク「A」で登録されていること。</p> <p>(6) 平成31・32年度の業者登録情報において、主観評価項目制度実施要綱第2条(1)イ「災害時における本市との協力体制（災害協定）」又はウ「災害時における本市との協力体制（防災協力事業所）」に登録があること。</p> <p>(7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>(8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(9) 水道施設工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。また、本案件の請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）未満となった場合は特定建設業の許可を要しません。</p> <p>(10) 監理技術者資格者証（業種「水道施設」）の交付を受けた技術者を専任で配置できること。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。なお、本案件の請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）未満となった場合は監理技術者を要しません。また、本案件の請負金額が3,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）未満となった場合は専任を要しません。</p>	
契約条項を示す場所等	財政局資産管理部契約課土木契約係（〒210-8577川崎市川崎区宮本町1番地） 電話 044-200-2099	
入札日時等	令和2年7月29日 午後1時30分（財政局資産管理部契約課土木契約係（明治安田生命ビル13階））	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札又は川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。	

(案件4)

競争入札に 付する事項	件 名	片平1丁目350mm-100mm配水管布設替工事
	履行場所	自：麻生区片平1-9-25先 至：麻生区片平1-1-8先 ほか1件
	履行期限	契約の日から170日間
参加資格	<p>(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 建設業退職金共済制度に加入していること。</p> <p>(4) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。</p> <p>(5) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「水道施設」種目「配水施設」ランク「A」で登録されていること。</p> <p>(6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>(7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(8) 水道施設工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。また、本案件の請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）未満となった場合は特定建設業の許可を要しません。</p> <p>(9) 監理技術者資格者証（業種「水道施設」）の交付を受けた技術者を専任で配置できること。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。なお、本案件の請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）未満となった場合は監理技術者を要しません。また、本案件の請負金額が3,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）未満となった場合は専任を要しません。</p>	
契約条項を 示す場所等	財政局資産管理部契約課土木契約係（〒210-8577川崎市川崎区宮本町1番地） 電話 044-200-2099	
入札日時等	令和2年7月29日 午後1時30分（財政局資産管理部契約課土木契約係（明治安田生命ビル13階））	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札又は川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。	

(案件5)

競争入札に 付する事項	件 名	土橋地区下水枝線第53号工事
	履行場所	川崎市宮前区土橋1丁目地内
	履行期限	契約の日から令和3年3月15日まで
参加資格	<p>(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 建設業退職金共済制度に加入していること。</p> <p>(4) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。</p> <p>(5) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「下水管きよ」ランク「A」で登録されていること。</p> <p>(6) 平成31・32年度の業者登録情報における主観評価項目の合計点が50点以上であること。</p> <p>(7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p>	

参加資格	(8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (9) 土木工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。また、本案件の請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）未満となった場合は特定建設業の許可を要しません。 (10) 監理技術者資格者証（業種「土木」）の交付を受けた技術者を専任で配置できること。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。なお、本案件の請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）未満となった場合は監理技術者を要しません。また、本案件の請負金額が3,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）未満となった場合は専任を要しません。
契約条項を示す場所等	財政局資産管理部契約課土木契約係（〒210-8577川崎市川崎区宮本町1番地） 電話 044-200-2099
入札日時等	令和2年7月29日 午後1時30分（財政局資産管理部契約課土木契約係（明治安田生命ビル13階））
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札又は川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
その他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

上下水道局公告（調達）

川崎市上下水道局公告（調達）第20号

特定調達契約に関する一般競争入札について次のとおり公告します。

令和2年7月10日

川崎市上下水道事業管理者 金子 督

1 競争入札に付する事項

(1) 購入物品及び数量

水質自動測定装置及び水質情報監視システム賃貸借一式

(2) 購入物品の特質等

仕様書によります。

(3) 納入場所

仕様書によります。

(4) 納入期間

仕様書によります。

(5) 本案件は、電子入札案件です。競争入札参加希望者は本市の電子入札システムにより競争入札参加申込みを行ってください。ただし、提出期限までに本市の電子入札システムの利用者登録ができない場合は、紙入札方式に代えることができます。

2 競争入札参加資格に関する事項

この入札に参加を希望する者は、次の条件を全て満

たさなければなりません。

- (1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。
- (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (3) 平成31・32年度川崎市製造の請負・物件の供給等有資格業者名簿の業種「リース」のうち種目「事務用機器」に登載されており、かつ、ランク「A」又は「B」の等級に格付けされていること。

なお、有資格業者名簿に登載のない者（入札参加業種・種目に登載のない者を含む。）は、財政局資産管理部契約課で所定の様式により、資格審査申請を令和2年7月29日までに行ってください。

3 入札説明書等の閲覧及び交付

入札説明書等は、インターネットからダウンロードすることができます（「入札情報かわさき」の「入札情報」物品の欄の「上下水道局入札公表」の中にあります。）。

また、次により入札説明書等を閲覧することができます。

なお、希望者には次により無償で交付します。

- (1) 場所 川崎市財政局資産管理部契約課物品契約係
〒210-8577
川崎市川崎区宮本町1番地
明治安田生命ビル13階
電話 044-200-2093

(2) 期間 令和2年7月10日(公告日)～令和2年7月29日

(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)

午前8時30分～正午、午後1時～午後5時

4 競争入札参加申込書等の配布、提出及び問い合わせ先

この入札に参加を希望する者は、次により競争入札参加の申込みをしなければなりません。

(1) 配布

競争入札参加申込書等は、インターネットからダウンロードすることができます(「入札情報かわさき」の「入札情報」物品の欄の「上下水道局入札公表」の中にあります。)。ダウンロードができない場合には、3(2)の期間に、3(1)の場所で配布します。

(2) 提出期間及び場所

競争入札参加申込書及び5の書類は、3(1)の場所に、3(2)の期間中に提出してください。

なお、競争入札参加申込書等の郵送による提出は認めません。

(3) 問い合わせ先

川崎市財政局資産管理部契約課物品契約係

担当 城田

電話 044-200-2093

5 競争入札参加希望者に求められる義務

この入札に参加を希望する者は、仕様書に定められた条件を満たす購入物品を確実に納入できることを証明する次の書類を、競争入札参加の申込時に提出しなければなりません。

(1) カタログ(調達予定機種がわかるように目印等を入れること)

(2) 機器仕様一覧

また、提出された書類に関し、説明を求められたときはこれに応じなければなりません。提出された書類を審査した結果、この物品のリース及び役務を確実に履行することができるものと認められた者に限り、入札に参加することができます。(ただし、仕様書に定められた条件を満たす物品のリース及び役務を確実に履行できることを証明する書類等の提出後に納入予定のリース物品に変更が生じる場合は、4(3)の場所に事前連絡の上、8月25日までに6の担当課の承認を得ることとします。その結果、担当課の承認を得られなかった者の入札は無効とします。)

6 仕様書作成担当者

川崎市上下水道局総務部水道水質課 担当 堀口

電話 044-911-3005

7 仕様書に関する質問、回答

(1) 質問

次により仕様書の内容に関し、質問することがで

きます。

なお、仕様書以外の質問は受け付けません。

質問することができる方は、入札参加申込を済ませた方に限ります。

また、入札参加者以外からの質問には回答しませんので御注意ください。

ア 電子入札システムによる質問方法

電子入札システムによる質問は、次の期間に提出(入力)してください。

提出(入力)期間

令和2年7月10日(公告日)～令和2年7月29日

午前8時～午後8時

質問の入力方法の詳細については、「入札情報かわさき」の「共通ダウンロードコーナー」の上下水道局「入札参加手続関係」に掲げる「電子入札システム質問回答機能操作方法」を参照してください。

イ 持参による質問方法

電子入札システムによりがたい者は、窓口での対応となります。3(1)が質問書の配布、持参の場所となります。

持参により質問書を提出する場合には、紙の質問書と併せて、電子媒体(CD-R/RW)にWord形式のまま保存した質問書を提出してください(どちらか一方の場合には、質問は受付いたしません。)

なお、質問書は、「入札情報かわさき」の「共通ダウンロードコーナー」の上下水道局「入札参加手続関係」に掲げる「質問書(一般競争入札用)」からダウンロードできます。

提出期間

令和2年7月10日(公告日)～令和2年7月29日

(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)

午前8時30分～正午、午後1時～午後5時

(2) 回答

ア 回答日時

令和2年8月17日 午前9時まで

イ 回答方法

回答については、入札参加者から質問が提出された場合にのみ、全ての質問及び回答を一覧表にした質問回答書(PDFファイル)を「入札情報かわさき」の「仕様書等ダウンロード」に掲載します。

なお、質問がなかった場合には、通知・掲載はいたしません。

質問回答書は、入札参加資格があると認められた入札参加者が確認通知書を受信後に閲覧又は取得できます。取得方法については、「入札情報か

わさき」の「共通ダウンロードコーナー」の上下水道局「入札参加手続関係」の欄の「積算内訳書等取得マニュアル」を御覧ください。

また、回答後に再質問は受け付けません。

8 確認通知書の交付

競争入札参加申込書を提出した者には、平成31・32年度川崎市競争入札参加資格審査申請書の「物品」の委任先メールアドレスに、令和2年8月17日までに確認通知書を送付します。

また、当該委任先のメールアドレスを登録していない者には、令和2年8月17日の正午までの間に、3(1)の場所において確認通知書を交付します。

9 競争入札参加資格の喪失

競争入札参加資格があると認められた者が、開札前に次のいずれかに該当するときは、この入札に参加することができません。

- (1) この公告に定める資格要件を満たさなくなったとき。
- (2) 競争入札参加申込書その他の提出書類に虚偽の記載をしたとき。

10 入札の手続等

(1) 入札方法

入札金額は総価で行います。

ア 電子入札システムによる入札の場合

令和2年8月27日 午前9時30分

イ 持参による入札の場合

(ア) 入札書の提出日時 令和2年8月27日
午前10時30分

(イ) 入札書の提出場所 砂子平沼ビル7階入札室
(川崎市川崎区砂子1-7-4)

ウ 郵送(書留郵便に限る。)による入札の場合

(ア) 入札書の提出期限 令和2年8月25日必着
(イ) 入札書の提出先 3(1)に同じ。

(2) 開札の日時及び場所

ア 日時 令和2年8月27日 午前10時30分

イ 場所 砂子平沼ビル7階入札室
(川崎市川崎区砂子1-7-4)

(3) 入札保証金

免除とします。

(4) 落札者の決定方法

川崎市上下水道局契約規程第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(5) 入札の無効

この公告に示した競争入札参加資格のない者が行

った入札及び川崎市上下水道局において定める川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

11 契約の手続等

次により、契約を締結します。

(1) 契約保証金

契約金額の10パーセントとします。ただし、川崎市上下水道局契約規程第33条各号のいずれかに該当する場合は、免除とします。

(2) 契約書作成の要否

必要とします。

(3) 契約条項等の閲覧

川崎市契約条例、川崎市上下水道局契約規程、川崎市上下水道局競争入札参加者心得等は、3(1)の場所において閲覧できます。

12 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

(2) 詳細は、入札説明書によります。

(3) この公告に定めるもののほか、川崎市契約条例、川崎市上下水道局契約規程、川崎市上下水道局競争入札参加者心得等の定めるところによります。

13 Summary

(1) Nature of the products to be leased:

Water quality Automatic measuring device and
Water quality information Monitoring system

(2) Time limit for tender:

a By electronic bidding system

9:30A.M. 27 August 2020

b Direct delivery

10:30A.M. 27 August 2020

c By mail

25 August 2020

(3) Contract point for the notice:

KAWASAKI CITY OFFICE

Contract Section

Property Administration Department

Finance Bureau

1 Miyamoto-cho, Kawasaki-ku, Kawasaki-city,

Kanagawa

210-8577, Japan

TEL:044-200-2093

(4) Language:

Japanese is the only language used in all

the contract procedures.

交通局規程

川崎市交通局規程第27号

川崎市乗合自動車乗車料条例施行規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和2年6月25日

川崎市交通事業管理者
交通局長 篠原 秀夫

川崎市乗合自動車乗車料条例施行規程の一部を改正する規程

川崎市乗合自動車乗車料条例施行規程（昭和29年交通部規程第6号）の一部を次のように改正する。

第17条の次に次の1条を加える。

（運行中止等の場合の取扱い）

第17条の2 定期乗車券の発行を受けた者が、その者の責に帰すべき事由がなく、かつ、運行中止、天災その他やむを得ない事情により、定期乗車券を使用することができなくなったときは、前条の規定にかかわらず、交通局長が別に定めるところにより、通用期間の延長又は既納乗車料金の全額若しくは一部の還付を行うことができる。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

川崎市交通局規程第28号

川崎市交通局旅費支給規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和2年6月30日

川崎市交通事業管理者
交通局長 篠原 秀夫

川崎市交通局旅費支給規程の一部を改正する規程

川崎市交通局旅費支給規程（昭和33年交通部規程第4号）の一部を次のように改正する。

第1条中「企業職員」の次に「(以下「職員」という。)」を加える。

第11条中「行なう」を「行う」に改める。

第21条を第22条とし、第20条を第21条とし、第19条の次に次の1条を加える。

（震災、風水害その他の非常災害時の旅費）

第20条 震災、風水害その他の非常災害を原因とするやむを得ない事由により、職員（川崎市交通局企業職員の通勤手当支給規程（昭和57年交通局規程第27号）第2条各号に規定する通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、徒歩のみにより通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満で

あるものを除く。）が常例としている通勤の経路又は方法と異なる経路又は方法で旅行したときは、旅費を支給することができる。

別表中、

車賃
実費

を

車賃
実費又は1キロメートルにつき37円

に、

日当（一夜につき）

を

日当（一日につき）

に改め、同表備考第4項中「7級の職務にある者及びこれに準ずる者」を「7級以上の者」に、「6級以下の職務にある者及びこれに準ずる者」を「6級以下の者」に改め、同表備考第6項を次のように改める。

6 車賃は、乗合旅客自動車、乗用旅客自動車又は軌道による旅行の場合は実費とし、自家用の自動車、原動機付自転車又は自転車（以下「自家用自動車等」という。）による旅行の場合は路程に応じ1キロメートル当たりの定額とする。

別表備考第8項ただし書中「宿泊」を「、宿泊し、又は自家用自動車等により旅行」に改める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

川崎市交通局規程第29号

川崎市交通局企業職員の市内出張旅費に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和2年6月30日

川崎市交通事業管理者
交通局長 篠原 秀夫

川崎市交通局企業職員の市内出張旅費に関する規程の一部を改正する規程

川崎市交通局企業職員の市内出張旅費に関する規程（昭和57年交通局規程第28号）の一部を次のように改正する。

第1条中「規程」を「旅費支給規程」に改める。

第2条を次のように改める。

(旅費の額)

第2条 市内における出張については、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める額の旅費を支給する。

- (1) 鉄道、乗合旅客自動車、乗用旅客自動車又は軌道による旅行の場合 これに要する鉄道賃及び車賃
- (2) 自家用の自動車、原動機付自転車又は自転車(以下「自家用自動車等」という。)による旅行の場合 1キロメートルにつき37円の車賃
- (3) 公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により宿泊した場合 旅費支給規程別表に定める宿泊料の定額の2分の1に相当する額
- (4) 公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により自家用自動車等を使用して旅行した場合 旅費支給規程別表に定める日当の定額の2分の1に相当する額

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

病 院 局 規 程

川崎市病院局規程第10号

川崎市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和2年6月25日

川崎市病院事業管理者 増 田 純 一
川崎市行政手続等における情報通信の技術
の利用に関する条例施行規程の一部を改正
する規程

川崎市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規程(平成18年川崎市病院局規程第28号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

川崎市情報通信技術を活用した行政の推進
に関する条例施行規程

第1条中「川崎市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例」を「川崎市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例」に、「第3条から第6条までの規定に基づき病院事業管理者等に係る手続等を」を「に基づき、」に、「情報通信の技術を」を「情報通信技術を」に改め、同条に次の1項を加える。

2 病院事業管理者等に係る手続等(条例第3条から第6条までの規定の適用を受けるものを除く。)を、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行う場合については、他の条例等に特別の定めのある場合を除き、条例及びこの規程

の規定の例による。

第3条中「情報通信の技術」を「情報通信技術」に改める。

第8条中「情報通信の技術」を「情報通信技術」に改め、同条を第15条とする。

第7条中「書面等の作成等に代えて当該書面等に係る」を削り、「の作成等を行うとき」を「により作成等を行う場合において」に、「当該書面等に記載すべき」を「当該作成等に係る」に改め、同条を第13条とし、同条の次に次の1項を加える。

(条例第7条の規則等で定める書面等及び措置)

第14条 条例第7条の規則等で定める書面等は、次の表の左欄に掲げるとおりとし、同条の規則等で定める措置は、同表の左欄に掲げる書面等ごとにそれぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

書面等	措 置
1 住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第12条第1項に規定する住民票の写し又は住民票記載事項証明書	次のいずれかに掲げる措置 (1) 電子情報処理組織を使用する方法により行う、個人番号カードに記録された電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律(平成14年法律第153号)第3条第1項に規定する署名用電子証明書及び当該署名用電子証明書により確認される同法第2条第1項に規定する電子署名が行われた情報の病院事業管理者等への提供 (2) 電子情報処理組織を使用する方法その他の方法により行う、氏名、出生の年月日、男女の別及び住所の病院事業管理者等への提供 (3) 個人番号カードの病院事業管理者等への提示
2 区長が作成する印鑑に関する証明書	1の項右欄(1)に掲げる措置

第6条を第12条とする。

第5条第1項中「使用して」を「使用する方法により」に改め、同条を第9条とし、同条の次に次の2項を加える。

(処分通知等を受ける旨の表示の方式)

第10条 条例第4条第1項ただし書に規定する規則等で定める方式は、次の各号に掲げるいずれかの方式とする。

- (1) 第8条の電子情報処理組織を使用して行う識別番号及び暗証番号の入力
- (2) 電子情報処理組織を使用する方法により処分通知等を受けることを希望する旨の病院事業管理者が別に定めるところにより行う届出
- (3) 前2号に掲げるもののほか、病院事業管理者が別に定める方式

(処分通知等のうちに電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合)

第11条 条例第4条第5項に規定する規則等で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- (1) 処分通知等を受ける者について対面により本人確認をするべき事情があると病院事業管理者等が認める場合
- (2) 処分通知等に係る書面等のうちにその原本を交付する必要があるものがあると病院事業管理者等が認める場合

第4条第1項中「使用して」を「使用する方法により」に、「同項に規定する申請等を行う者」を「前条の申請等をする者」に改め、同条第5項中「条例第3条第1項に規定する」を「前条の」に改め、同条を第5条とし、同条の次に次の3条を加える。

(情報通信技術による手数料の納付)

第6条 条例第3条第5項に規定する規則等で定めるものは、前条第1項の規定により行われた申請等により得られた納付情報により納付する方法とする。

(申請等のうちに電子情報処理組織を使用する方法により行わせることが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合)

第7条 条例第3条第6項に規定する規則等で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- (1) 申請等をする者について対面により本人確認をするべき事情があると病院事業管理者等が認める場合
- (2) 申請等に係る書面等のうちにその原本を確認する必要があるものがあると病院事業管理者等が認める場合

(処分通知等に係る電子情報処理組織)

第8条 条例第4条第1項に規定する規則等で定める電子情報処理組織は、病院事業管理者等の使用に係る電子計算機と処分通知等を受ける者の使用に係る電子計算機であって病院事業管理者が別に定める技術的基準に適合するものとを電気通信回線で接続した電子情報処理組織とする。

第3条の次に次の1条を加える。

(申請等に係る電子情報処理組織)

第4条 条例第3条第1項に規定する規則等で定める電子情報処理組織は、病院事業管理者等の使用に係る電子計算機と申請等をする者の使用に係る電子計算機であって病院事業管理者が別に定める技術的基準に適合するものとを電気通信回線で接続した電子情報処理組織とする。

附 則

この規程は、公表の日から施行する。

病 院 局 公 告

川崎市病院局公告第24号

入 札 公 告

物品調達契約に関する一般競争入札について次のとおり公告します。

令和2年6月25日

川崎市病院事業管理者 増 田 純 一

1 総 則

(1) 別紙の案件に係る契約条項を示し、また関連情報を入力するための照会窓口は、次のとおりです。

病院局経営企画室契約担当 (以下「病院局契約担当」といいます。)

川崎市川崎区砂子1丁目8番地9 川崎御幸ビル
7階 電話044-200-3857 (直通)

(2) 川崎市病院局契約規程 (以下「契約規程」といいます。) 及び川崎市病院局競争入札参加者心得 (以下「参加者心得」といいます。) ほかの契約関係規程並びに物品調達に関する仕様書は、病院局契約担当の窓口で縦覧できるほか、インターネットにおいて、病院局入札情報のページで閲覧することができます。

(<http://www.city.kawasaki.jp/830/cmsfiles/contents/0000037/37849/somu/nyuusatsu/index.html>)

(3) 本書に示された諸手続きで期間が定められている場合、休庁日は当該期間から除かれます。さらに、縦覧を含む諸手続きの時間については、当該期間の日の午前8時30分から正午までと、午後1時から午後5時15分までに限ります。

(4) 競争参加の申込み及び競争参加資格について

ア 競争参加申込書は、別紙の案件ごとに定められた期間に病院局契約担当窓口で受け付けます。

イ 本書において「名簿」とは、「平成31・32年度川崎市製造の請負、物件の買入れ等有資格業者名簿」をいいます。競争参加者は、別紙の案件ごとに定められた競争参加資格のほか、次の全ての条件を満たす必要があります。

(ア) 契約規程第2条の規定に該当しないこと。

(イ) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中ではないこと。

(ウ) 法令等に従い、本件契約を確実に履行する資格及び能力を有すること。

(エ) 本書に定める各種書面の提出、現場説明会への出席等の競争参加者の義務を誠実に履行すること。

ウ 競争参加資格があると認められた者には、別紙の案件ごとに競争参加資格確認通知書を事前に交付します。競争参加資格があると認め難い者には、別途お知らせします。

エ 競争参加資格があると認められた者が、競争参加申込書及び本書に定めるその他の提出書類について虚偽の記載をしたときは、本件競争入札に参加することはできません。

(5) 仕様等に関する問合せの方法について

仕様等に関する問合せは、質問書（様式は病院局入札情報のページで取得できます。）により受け付けます。また、提出された質問書は1(1)の照会窓口へ回答書と共に掲示を行い、併せて1(2)の病院局入札情報のページにも掲載を行います。

(6) 入札及び開札について

ア 入札及び開札は、別紙の案件ごとに定める日時において、次の場所で執行します。

病院局会議室（川崎市川崎区砂子1丁目8番地9 川崎御幸ビル7階）

イ 入札を行い、又は開札に立会う者は、競争参加資格確認通知を受けた者又はその代理人とします。

なお、代理人が立会う場合は、入札に関する権限及び開札の立会いに関する権限の委任を受けた旨の書面を事前に提出しなければなりません。

ウ 入札保証金は免除します。

エ 落札者の決定については、別紙の案件ごとに契約規程第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は調査を行うことがあるほか、最低制限価格が設定されている案件については、その価格に満たない価格で入札した者の入札は無効とします。

入札書記載金額の最も低い者が予定価格を上回り、落札者を決定できないときは、直ちに再度入札を行います。ただし、その前回の入札が参加者心得の規定により無効とされた者及び開札に立会わない者は再度入札に参加できません。

オ 参加者心得において無効と定める入札は、これを無効とします。

(7) 契約の締結について

落札者とは別紙の案件ごとに次の条件で契約を締結します。

ア 契約保証金は契約金額の10パーセントとします。ただし、契約規程第34条各号に該当する場合は免除します。

イ 契約書の作成を必要とします。

(案件1)

競争入札に付する事項	件名	総合医療情報システム用ウイルス対策ソフトライセンス
	履行場所	川崎市川崎区砂子1-8-9 川崎御幸ビル7階 (病院局経営企画室)
	履行期限	契約締結日から令和2年7月31日まで
競争参加資格	名簿の登録	業種 「コンピュータ」 種目 「ソフトウェア・消耗品」
	地域区分	設定しません。
	その他	特になし。
競争参加の申込	令和2年6月25日から令和2年7月2日まで受け付けます。	
現場説明会	行いません。	
入札及び開札	日時	令和2年7月9日 午前10時00分
	場所	川崎市川崎区砂子1丁目8番地9 川崎御幸ビル7階 病院局会議室
予定価格	公表しません。	
最低制限価格	設定しません。	

(案件2)

競争入札に付する事項	件名	川崎病院で使用する4Kカメラシステムの調達
	履行場所	川崎市川崎区新川通12-1 (川崎市立川崎病院)
	履行期限	契約締結日から令和3年3月31日まで
競争参加資格	名簿の登録	業種「医療機器」 種目「医療機器」
	地域区分	設定しません。
	その他	特になし。
競争参加の申込	令和2年6月25日から令和2年7月2日まで受付けます。	
現場説明会	行いません。	
入札及び開札	日時	令和2年7月9日 午前10時00分 ※川崎市病院局公告第25号・案件4と合併入札
	場所	川崎市川崎区砂子1丁目8番地9 川崎御幸ビル7階 病院局会議室
予定価格	公表しません。	
最低制限価格	設定しません。	

川崎市病院局公告第25号

入札公告

業務委託契約に関する一般競争入札について次のとおり公告します。

令和2年6月25日

川崎市病院事業管理者 増田 純一

1 総則

(1) 別紙の案件に係る契約条項を示し、また関連情報を入力するための照会窓口は、次のとおりです。

病院局経営企画室契約担当 (以下「病院局契約担当」といいます。)

川崎市川崎区砂子1丁目8番地9 川崎御幸ビル7階 電話044-200-3857 (直通)

(2) 川崎市病院局契約規程 (以下「契約規程」といいます。) 及び川崎市病院局競争入札参加者心得 (以下「参加者心得」といいます。) ほかの契約関係規程並びに調達に関する仕様書は、病院局契約担当の窓口で縦覧できるほか、インターネットにおいて、病院局入札情報のページで閲覧することができます。

(<http://www.city.kawasaki.jp/830/cmsfiles/contents/0000037/37849/somu/nyuusatsu/index.html>)

(3) 本書に示された諸手続きで期間が定められている

場合、休庁日は当該期間から除かれます。さらに、縦覧を含む諸手続きの時間については、当該期間の日の午前8時30分から正午までと、午後1時から午後5時15分までに限ります。

(4) 競争参加の申込み及び競争参加資格について

ア 競争参加申込書は、別紙の案件ごとに定められた期間に病院局契約担当窓口で受付けます。

イ 本書において「名簿」とは、「平成31・32年度業務委託有資格業者名簿」をいいます。競争参加者は、別紙の案件ごとに定められた競争参加資格のほか、次の全ての条件を満たす必要があります。

(ア) 契約規程第2条の規定に該当しないこと。

(イ) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中ではないこと。

(ウ) 法令等に従い、本件契約を確実に履行する資格及び能力を有すること。

(エ) 本書に定める各種書面の提出、現場説明会への出席等の競争参加者の義務を誠実に履行すること。

ウ 競争参加資格があると認められた者には、別紙の案件ごとに競争参加資格確認通知書を事前に交付します。競争参加資格があると認め難い者には、別途お知らせします。

エ 競争参加資格があると認められた者が、競争参加申込書及び本書に定めるその他の提出書類について虚偽の記載をしたときは、本件競争入札に参加することはできません。

(5) 仕様等に関する問合せの方法について

仕様等に関する問合せは、質問書（様式は病院局入札情報のページで取得できます。）により受け付けます。また、提出された質問書は1(1)の照会窓口へ回答書と共に掲示を行い、併せて1(2)の病院局入札情報のページにも掲載を行います。

(6) 入札及び開札について

ア 入札及び開札は、別紙の案件ごとに定める日時において、次の場所で執行します。

病院局会議室（川崎市川崎区砂子1丁目8番地9 川崎御幸ビル7階）

イ 入札を行い、又は開札に立会う者は、競争参加資格確認通知を受けた者又はその代理人とします。

なお、代理人が立会う場合は、入札に関する権限及び開札の立会いに関する権限の委任を受けた旨の書面を事前に提出しなければなりません。

ウ 入札保証金は免除します。

エ 落札者の決定については、別紙の案件ごとに契

約規程第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は調査を行うことがあるほか、最低制限価格が設定されている案件については、その価格に満たない価格で入札した者の入札は無効とします。

入札書記載金額の最も低い者が予定価格を上回り、落札者を決定できないときは、直ちに再度入札を行います。ただし、その前回の入札が参加者心得の規定により無効とされた者及び開札に立会わない者は再度入札に参加できません。

オ 参加者心得において無効と定める入札は、これを無効とします。

(7) 契約の締結について

落札者とは別紙の案件ごとに次の条件で契約を締結します。

ア 契約保証金は契約金額の10パーセントとします。ただし、契約規程第34条各号に該当する場合は免除します。

イ 契約書の作成を必要とします。

(案件1)

競争入札に付する事項	件名	井田病院RO装置及び手洗装置保守点検業務委託
	履行場所	川崎市中原区井田2-27-1（川崎市立井田病院）
	履行期限	契約締結日から令和3年3月31日まで
競争参加資格	名簿の登録	業種「医療関連業務」 種目「医療機器維持管理」
	地域区分	設定しません。
	その他	特になし。
競争参加の申込	令和2年6月25日から令和2年7月2日まで受け付けます。	
現場説明会	実施しません。	
入札及び開札	日時	令和2年7月9日 午前10時00分
	場所	川崎市川崎区砂子1丁目8番地9 川崎御幸ビル7階 病院局会議室
予定価格	公表しません。	
最低制限価格	設定しません。	

(案件2)

競争入札に付する事項	件名	井田病院検体検査業務委託(分野1)
	履行場所	川崎市中原区井田2-27-1(川崎市立井田病院)
	履行期限	令和2年8月1日から令和3年3月31日まで
競争参加資格	名簿の登録	業種 「医療関連業務」 種目 「衛生検査」
	地域区分	設定しません。
	その他	下記、1から4の書類の写しを参加申込時に提出すること。 1 IS014001を取得していること。 2 IS015189(臨床検査室一質と適合能力に対する特定要求事項)の認定を受けていること。 3 IS027001(情報セキュリティマネジメントシステム)の認定を受けていること。 4 財団法人「医療関連サービス振興会」から「医療関連サービスマーク」の認定を受けていること。又は厚生省令で定める基準(医療法施行規則第9条の8)に適合していること。
競争参加の申込	令和2年6月25日から令和2年7月2日まで受付けます。	
現場説明会	実施しません。	
入札及び開札	日時	令和2年7月9日 午前10時00分
	場所	川崎市川崎区砂子1丁目8番地9 川崎御幸ビル7階 病院局会議室
予定価格	公表しません。	
最低制限価格	設定しません。	

(案件3)

競争入札に付する事項	件名	井田病院検体検査業務委託(分野2)
	履行場所	川崎市中原区井田2-27-1(川崎市立井田病院)
	履行期限	令和2年8月1日から令和3年3月31日まで
競争参加資格	名簿の登録	業種 「医療関連業務」 種目 「衛生検査」
	地域区分	設定しません。
	その他	下記、1から4の書類の写しを参加申込時に提出すること。 1 IS014001を取得していること。 2 IS015189(臨床検査室一質と適合能力に対する特定要求事項)の認定を受けていること。 3 IS027001(情報セキュリティマネジメントシステム)の認定を受けていること。 4 財団法人「医療関連サービス振興会」から「医療関連サービスマーク」の認定を受けていること。又は厚生省令で定める基準(医療法施行規則第9条の8)に適合していること。
競争参加の申込	令和2年6月25日から令和2年7月2日まで受付けます。	
現場説明会	実施しません。	
入札及び開札	日時	令和2年7月9日 午前10時00分
	場所	川崎市川崎区砂子1丁目8番地9 川崎御幸ビル7階 病院局会議室
予定価格	公表しません。	
最低制限価格	設定しません。	

(案件4)

競争入札に付する事項	件名	川崎病院4Kカメラシステム保守業務委託
	履行場所	川崎市川崎区新川通12-1 (川崎市立川崎病院)
	履行期限	令和2年度納入日から令和9年3月31日まで
競争参加資格	名簿の登録	業種「医療関連業務」 種目「医療機器維持管理」
	地域区分	設定しません。
	その他	特になし。
競争参加の申込	令和2年6月25日から令和2年7月2日まで受付けます。	
現場説明会	実施しません。	
入札及び開札	日時	令和2年7月9日 午前10時00分 ※川崎市病院局公告第24号・案件2と合併入札
	場所	川崎市川崎区砂子1丁目8番地9 川崎御幸ビル7階 病院局会議室
予定価格	公表しません。	
最低制限価格	設定しません。	

病 院 局 公 告 (調 達)

川崎市病院局公告(調達)第10号

入 札 公 告

特定調達契約に関する一般競争入札について次のとおり公告します。

令和2年7月10日

川崎市病院事業管理者 増 田 純 一

1 総則

- (1) 別紙の案件に係る契約において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限りします。
- (2) 別紙の案件に係る契約条項を示し、また関連情報を入力するための照会窓口は、次のとおりです。
病院局経営企画室契約担当 (以下「病院局契約担当」といいます。)
川崎市川崎区砂子1丁目8番地9
川崎御幸ビル7階 電話044-200-3857 (直通)
- (3) 川崎市病院局契約規程 (以下「契約規程」といいます。) 及び川崎市病院局競争入札参加者心得 (以下「参加者心得」といいます。) ほかの契約関係規程並びに調達に関する仕様書は、病院局契約担当の窓口で縦覧できるほか、インターネットにおいて、病院局入札情報のページで閲覧することができます。
(<http://www.city.kawasaki.jp/830/cmsfiles/contents/0000037/37849/somu/nyuusatsu/index.html>)
- (4) 別紙の案件の入札に関する苦情等については、川崎市政府調達苦情処理検討委員会へ申し立てること

ができます。落札者の決定後、苦情申し立てが行われた場合、川崎市政府調達苦情処理検討委員会の申し立て検討期間中、契約手続を一時停止することがあります。

- (5) 本書に示された諸手続で期間が定められている場合、休庁日は当該期間から除かれます。さらに、縦覧を含む諸手続の時間については、当該期間の日の午前8時30分から正午までと、午後1時から午後5時15分までに限ります。
 - (6) 本書に定める事項のほか調達の詳細は、仕様書及び契約規程の定めるところによります。
- #### 2 競争参加の申込み及び競争参加資格について
- (1) 競争参加申込書は、別紙の案件ごとに定めた期間に病院局契約担当窓口で受付けます。
 - (2) 競争参加者は、別紙の案件ごとに定めた競争参加資格のほか、次の全ての条件を満たす必要があります。
 - ア 契約規程第2条の規定に該当しないこと。
 - イ 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中ではないこと。
 - ウ 法令等に従い、本件調達を確実に履行する資格及び能力を有すること。
 - エ 本書に定める各種書面の提出、受領等、競争参加者の義務を誠実に履行すること。
 - (3) 「平成31・32年度川崎市製造の請負・物件の買入れ等有資格者名簿 (以下「名簿」といいます。)」に登録のない者 (別紙の案件に定められた業種に登録のない者も含みます。) は、所定の様式をもって競争参加の申込締切日までに財政局資産管理部契約課で資格審査の申請を行ってください。

(4) 競争参加資格があると認められた者には、別紙の案件ごとに競争参加資格確認通知書を事前に交付します。競争参加資格があると認め難い者には、別途お知らせします。

(5) 競争参加資格があると認められた者が、競争参加申込書及び本書に定めるその他の提出書類について虚偽の記載をしたときは、本件競争入札に参加することはできません。

3 仕様等に関する問合せの方法について

仕様等に関する問合せは、質問書（様式は病院局入札情報のページで取得できます。）により受け付けます。また、提出された質問書は1(2)の照会窓口へ回答書と共に掲示を行い、併せて1(3)の病院局入札情報のページにも掲載を行います。

4 商品説明書について

競争参加者は、別紙の案件ごとの競争参加の申込期間に、納入を予定する物品の商品説明書をそれぞれ3部ずつ病院局契約担当窓口へ提出してください。商品説明書の構成は次のとおりとします。ただし、次のうち(3)(4)(5)(6)を取りまとめたの作成、又は(3)(4)(5)(6)を(1)に含めたの作成は可とします。

- (1) 提案書（応札機種リスト・応札する商品のカタログを含む。）
- (2) 応札仕様書（入札仕様書と対比させて作成のこと。）
- (3) 設置条件に関する資料
- (4) 納入に要する期間に関する資料
- (5) 消耗品に関する資料
- (6) 保守及び障害支援体制に関する資料
- (7) 出庫証明書又は販売店若しくは代理店であることを証する書面
- (8) 定価証明書（単価のほか、総価を示すもの）

5 入札及び開札について

- (1) 入札及び開札の日時・場所等については、別紙の案件ごとの定めるところによります。
- (2) 入札及び開札に立会う者は、競争参加資格確認通知を受けた者又はその代理人とし、その者は競争参加資格確認通知書を必ず持参するものとします。なお、代理人が立会う場合は、入札に関する権限及び開札の立会いに関する権限の委任を受けた書面を事前に提出しなければなりません。
- (3) 郵便により入札書を提出する場合は、封筒の書式その他の事項について、必ず事前に病院局契約担当に御相談ください。提出は、3の回答が掲載された後に受け付けます。
- (4) 落札者の決定については、契約規程第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札

者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。入札書記載金額の最も低い者が予定価格を上回り、落札者を決定できないときは、直ちに再度入札を行います。

なお、その前回の入札が参加者心得の規定により無効とされた者、並びに開札に立会わない者は再度入札に参加できません。

(5) 参加者心得において無効と定める入札は、これを無効とします。

6 契約の締結について

落札者とは別紙の案件ごとに次の条件で契約を締結します。

- (1) 契約保証金は契約金額の10パーセントとします。ただし、契約規程第34条各号に該当する場合は保証金の納付を免除します。
- (2) 前払金の適用はありません。
- (3) 契約書の作成を必要とします。

(案件1)		
競争入札に付する事項	件名	川崎病院で使用する高精度放射線治療システム(リニアック)の調達
	履行場所	川崎市川崎区新川通12-1(川崎市立川崎病院)
	履行期限	契約締結日から令和3年5月31日まで
競争参加資格	名簿の登録	業種「医療機器」 種目「医療機器」
	地域区分	設定しません。
	その他	設定しません。
競争参加の申込	令和2年7月10日から令和2年7月22日まで受付けます。	
現場視察	<p>希望者のみ競争参加申込書提出後、現場視察を認めます。 (※下記担当に日程調整をすること)</p> <p>視察期間：令和2年7月10日から令和2年7月28日まで 視察時間：現場と相談の上、決定すること。</p> <p>問い合わせ先：川崎市立川崎病院 庶務課経理係 岩元 044-233-5521(代表)</p> <p>※問い合わせ時間：午前8時30分から午後5時00分まで (土・日及び、平日の午後0時00分から午後1時00分を除く)</p>	
入札及び開札	日時	令和2年8月7日 午前10時00分 ※川崎市病院局公告(調達)第11号・案件1と合併入札
	場所	川崎市川崎区砂子1丁目8番地9 川崎御幸ビル7階 病院局会議室
郵便による入札書の提出	提出期限	令和2年8月5日 必着
	提出先	川崎市川崎区宮本町1番地 川崎市病院局経営企画室経理担当課長
予定価格	公表しません。	
最低制限価格	設定しません。	
Summary	<p>1 Nature and quantity of product to be purchased: High precision radiation therapy system at Kawasaki hospital</p> <p>2 Time-limit for tender: 10:00 A.M., August, 7, 2020</p> <p>3 Time-limit for tender by mail: August, 5, 2020</p> <p>4 Contact point for the notice: KAWASAKI CITY OFFICE Accounting section, Management Planning Office, Municipal Hospital Management Bureau Kawasakimiyuki bldg 7F 1-8-9, Isago, Kawasaki-ku, Kawasaki-shi, Kanagawa-ken, 210-0006 JAPAN TEL 044-200-3857 (Direct-in)</p> <p>5 MEMO: If you want to see our linac room, we permit it until july 28. Then please call us beforehand . TEL:044-200-3857 charged clerk: Muraki</p>	

(案件2)

競争入札に付する事項	件名	川崎病院で使用する移動型外科用X線撮影装置(Cアーム)の調達
	履行場所	川崎市川崎区新川通12-1 (川崎市立川崎病院)
	履行期限	契約締結日から令和3年3月31日まで
競争参加資格	名簿の登録	業種「医療機器」 種目「医療機器」
	地域区分	設定しません。
	その他	設定しません。
競争参加の申込	令和2年7月10日から令和2年7月22日まで受付けます。	
現場視察	<p>希望者のみ競争参加申込書提出後、現場視察を認めます。 (※下記担当に日程調整をすること)</p> <p>視察期間：令和2年7月10日から令和2年7月28日まで 視察時間：現場と相談の上、決定すること。</p> <p>問い合わせ先：川崎市立川崎病院 庶務課経理係 岩元 044-233-5521 (代表)</p> <p>※問い合わせ時間：午前8時30分から午後5時00分まで (土・日及び、平日の午後0時00分から午後1時00分を除く)</p>	
入札及び開札	日時	令和2年8月7日 午前10時00分 ※川崎市病院局公告(調達)第11号・案件2と合併入札
	場所	川崎市川崎区砂子1丁目8番地9 川崎御幸ビル7階 病院局会議室
郵便による入札書の提出	提出期限	令和2年8月5日 必着
	提出先	川崎市川崎区宮本町1番地 川崎市病院局経営企画室経理担当課長
予定価格	公表しません。	
最低制限価格	設定しません。	
Summary	<p>1 Nature and quantity of product to be purchased: Mobile surgical x-ray machine at Kawasaki hospital</p> <p>2 Time-limit for tender: 10:00 A.M., August, 7, 2020</p> <p>3 Time-limit for tender by mail: August, 5, 2020</p> <p>4 Contact point for the notice: KAWASAKI CITY OFFICE Accounting section, Management Planning Office, Municipal Hospital Management Bureau Kawasakimiyuki bldg 7F 1-8-9, Isago, Kawasaki-ku, Kawasaki-shi, Kanagawa-ken, 210-0006 JAPAN TEL 044-200-3857 (Direct-in)</p> <p>5 MEMO: If you want to see our operating room, we permit it until july 28. Then please call us beforehand . TEL:044-200-3857 charged clerk: Muraki</p>	

川崎市病院局公告(調達)第11号

入 札 公 告

特定調達契約に関する一般競争入札について次のとおり公告します。

令和2年7月10日

川崎市病院事業管理者 増 田 純 一

1 総則

(1) 別紙の案件に係る契約において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

(2) 別紙の案件に係る契約条項を示し、また関連情報を入手するための照会窓口は、次のとおりです。

病院局経営企画室契約担当(以下「病院局契約担当」といいます。)

川崎市川崎区砂子1丁目8番地9

川崎御幸ビル7階 電話044-200-3857(直通)

(3) 川崎市病院局契約規程(以下「契約規程」といいます。)及び川崎市病院局競争入札参加者心得(以下「参加者心得」といいます。)ほかの契約関係規程並びに調達に関する仕様書は、病院局契約担当の窓口で縦覧できるほか、インターネットにおいて、病院局入札情報のページで閲覧することができます。

(<http://www.city.kawasaki.jp/830/cmsfiles/contents/0000037/37849/somu/nyuusatsu/index.html>)

(4) 別紙の案件の入札に関する苦情等については、川崎市政府調達苦情処理検討委員会へ申し立てることができます。落札者の決定後、苦情申し立てが行われた場合、川崎市政府調達苦情処理検討委員会の申し立て検討期間中、契約手続を一時停止することができます。

(5) 本書に示された諸手続で期間が定められている場合、休庁日は当該期間から除かれます。さらに、縦覧を含む諸手続の時間については、当該期間の日の午前8時30分から正午までと、午後1時から午後5時15分までに限ります。

(6) 本書に定める事項のほか調達の詳細は、仕様書及び契約規程の定めるところによります。

2 競争参加の申込み及び競争参加資格について

(1) 競争参加申込書は、別紙の案件ごとに定めた期間に病院局契約担当窓口で受け付けます。

(2) 競争参加者は、別紙の案件ごとに定めた競争参加資格のほか、次の全ての条件を満たす必要があります。

ア 契約規程第2条の規定に該当しないこと。

イ 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中ではないこと。

ウ 法令等に従い、本件調達を確実に履行する資格及び能力を有すること。

エ 本書に定める各種書面の提出、受領等、競争参加者の義務を誠実に履行すること。

(3) 「平成31・32年度川崎市業務委託有資格業者名簿(以下「名簿」といいます。)」に登録のない者(別紙の案件に定められた業種に登録のない者も含みます。)は、所定の様式をもって競争参加の申込締切日までに財政局資産管理部契約課で資格審査の申請を行ってください。

(4) 競争参加資格があると認められた者には、別紙の案件ごとに競争参加資格確認通知書を事前に交付します。競争参加資格があると認め難い者には、別途お知らせします。

(5) 競争参加資格があると認められた者が、競争参加申込書及び本書に定めるその他の提出書類について虚偽の記載をしたときは、本件競争入札に参加することはできません。

3 仕様等に関する問合せの方法について

仕様等に関する問合せは、質問書(様式は病院局入札情報のページで取得できます。)により受け付けます。また、提出された質問書は1(2)の照会窓口へ回答書と共に掲示を行い、併せて1(3)の病院局入札情報のページにも掲載を行います。

4 入札及び開札について

(1) 入札及び開札の日時、場所等については、別紙の案件ごとの定めるところによります。

(2) 入札及び開札に立会う者は、競争参加資格確認通知を受けた者又はその代理人とします。なお、代理人が立ち会う場合は、入札に関する権限及び開札の立会いに関する権限の委任を受けた書面を事前に提出しなければなりません。

(3) 郵便により入札書を提出する場合は、封筒の書式その他の事項について、必ず事前に病院局契約担当に御相談ください。提出は、3の回答が掲載された後に受け付けます。

(4) 落札者の決定については、契約規程第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。入札書記載金額の最も低い者が予定価格を上回り、落札者を決定できないときは、直ちに再度入札を行います。

なお、その前回の入札が参加者心得の規定により無効とされた者、並びに開札に立会わない者は再度入札に参加できません。

(5) 参加者心得において無効と定める入札は、これを無効とします。

5 契約の締結について

落札者とは別紙の案件ごとに次の条件で契約を締結

します。ただし、川崎市議会定例会において、以下の案件に係る予算が議決されることを条件とします。

(1) 契約保証金は契約金額の10パーセントとします。

ただし、契約規程第34条各号に該当する場合は保証

金の納付を免除します。

(2) 前払金の適用はありません。

(3) 契約書の作成を必要とします。

(案件1)

競争入札に付する事項	件名	川崎病院高精度放射線治療システム（リニアック）保守業務委託
	履行場所	川崎市川崎区新川通12-1（川崎市立川崎病院）
	履行期限	納入日から72か月間
競争参加資格	名簿の登録	業種「医療関連業務」 種目「医療機器維持管理」
	地域区分	設定しません。
	その他	設定しません。
競争参加の申込	令和2年7月10日から令和2年7月22日まで受け付けます。	
現場視察	設定しません。	
入札及び開札	日時	令和2年8月7日 午前10時00分 ※川崎市病院局公告（調達）第10号・案件1と合併入札
	場所	川崎市川崎区砂子1丁目8番地9 川崎御幸ビル7階 病院局会議室
郵便による入札書の提出	提出期限	令和2年8月5日 必着
	提出先	川崎市川崎区宮本町1番地 川崎市病院局経営企画室経理担当課長
予定価格	公表しません。	
最低制限価格	設定しません。	
Summary	1 Nature and quality of product to be purchased: Maintenance of High precision radiation therapy system at Kawasaki hospital 2 Time-limit for tender: 10:00 A.M., August, 7, 2020 3 Time-limit for tender by mail: August, 5, 2020 4 Contact point for the notice: KAWASAKI CITY OFFICE Contract Section, Management Planning Office, Municipal Hospital Management Bureau Kawasakimiyuki bldg 7F 1-8-9, Isago, Kawasaki-ku, Kawasaki-shi, Kanagawa-ken, 210-0006 JAPAN TEL 044-200-3857 (Direct-in)	

(案件2)

競争入札に 付する事項	件名	川崎病院移動型外科用X線撮影装置(Cアーム)保守業務委託
	履行場所	川崎市川崎区新川通12-1 (川崎市立川崎病院)
	履行期限	納入日から72か月間
競争参加資格	名簿の 登録	業種「医療関連業務」 種目「医療機器維持管理」
	地域区分	設定しません。
	その他	設定しません。
競争参加の申込	令和2年7月10日から令和2年7月22日まで受付けます。	
現場視察	設定しません。	
入札及び開札	日時	令和2年8月7日 午前10時00分 ※川崎市病院局公告(調達)第10号・案件2と合併入札
	場所	川崎市川崎区砂子1丁目8番地9 川崎御幸ビル7階 病院局会議室
郵便による 入札書の提出	提出期限	令和2年8月5日 必着
	提出先	川崎市川崎区宮本町1番地 川崎市病院局経営企画室経理担当課長
予定価格	公表しません。	
最低制限価格	設定しません。	
Summary	<p>1 Nature and quality of product to be purchased: Maintenance of Mobile surgical x-ray machine at Kawasaki hospital</p> <p>2 Time-limit for tender: 10:00 A.M., August, 7, 2020</p> <p>3 Time-limit for tender by mail: August, 5, 2020</p> <p>4 Contact point for the notice: KAWASAKI CITY OFFICE Contract Section, Management Planning Office, Municipal Hospital Management Bureau Kawasakimiyuki bldg 7F 1-8-9, Isago, Kawasaki-ku, Kawasaki-shi, Kanagawa-ken, 210-0006 JAPAN TEL 044-200-3857 (Direct-in)</p>	

教育委員会規則

川崎市教育委員会規則第9号

川崎市立学校の教育職員の業務量の適切な管理等に關する規則をここに公布する。

令和2年6月22日

川崎市教育委員会

教育長 小田嶋 満

川崎市立学校の教育職員の業務量の適切な管理等に關する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、川崎市立学校の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例(昭和46年川崎市条例第59号)第7条の規定に基づき、同条例第2条に規定する教育職員(以下「教育職員」という。)の業務量の適切な管理等に關し、必要な事項を定めるものとする。

(業務量の適切な管理)

第2条 教育委員会は、教育職員の健康及び福祉の確保を図ることにより学校教育の水準の維持向上に資するよう、その所管に属する学校の教育職員が業務を行う時間(公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の服務を監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針(令和2年文部科学省告示第1号)に規定する在校等時間をいう。以下同じ。)から所定の勤務時間(川崎市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例(昭和34年川崎市条例第30号)第7条第1項に規定する休日以外の日における正規の勤務時間をいう。以下同じ。)を除いた時間を次に掲げる時間の上限の範囲内とするため、教育職員の業務量の適切な管理を行うものとする。

(1) 1箇月について45時間以内

(2) 1年度について360時間以内

2 教育委員会は、児童及び生徒に係る通常予見することのできない業務量の大幅な増加等に伴い、教育職員が一時的又は突発的に所定の勤務時間外に業務を行わざるを得ない場合においては、前項の規定にかかわらず、教育職員が業務を行う時間から所定の勤務時間を除いた時間を次に掲げる時間及び月数の上限の範囲内とするため、教育職員の業務量の適切な管理を行うものとする。

(1) 1箇月について100時間未満

(2) 1年度について720時間以内

(3) 1箇月ごとに区分した各期間に当該各期間の直前の1箇月、2箇月、3箇月、4箇月及び5箇月の期

間を加えたそれぞれの期間において1箇月当たりの平均時間について80時間以内

(4) 1年度のうち1箇月において所定の勤務時間以外の時間において45時間を超えて業務を行う月数について6箇月以内

(委任)

第3条 この規則に定めるもののほか、教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の健康及び福祉の確保を図るために必要な事項については、教育長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

教育委員会告示

川崎市教育委員会告示第11号

川崎市教育委員会定例会を次のとおり招集します。

令和2年6月23日

川崎市教育委員会

教育長 小田嶋 満

1 日 時 令和2年6月30日(火)14時00分から

2 場 所 教育文化会館 第6・7会議室

3 議 事

議案第7号 和3年度川崎市立特別支援学校高等部(知的障害教育部門)の入学者の募集及び選抜要綱について

議案第8号 令和3年度川崎市立中央支援学校高等部分教室の入学者の募集及び選抜要綱について

議案第9号 令和3年度川崎市立田島支援学校高等部(肢体不自由教育部門)の入学者の募集及び選抜要綱について

議案第10号 令和3年度川崎市立田島支援学校高等部(訪問教育部門)の入学者の募集及び選抜要綱について

議案第11号 令和3年度川崎市立聾学校幼稚部の入学者の募集及び選抜要綱について

議案第12号 令和3年度川崎市立聾学校高等部の入学者の募集及び選抜要綱について

議案第13号 人事について

4 請願審議

請願第2号 貴委員会が『高校日本史A(実教・日A302・309)』を不採択とした決定を撤回し、各校の実態に

即した、公正な教科書採択を求め
る請願について

5 その他報告等

監 査 告 示

川崎市監査告示第2号

包括外部監査人の監査に関する事務の補助
について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の32第2
項の規定により、包括外部監査人小林篤史の監査に関す
る事務を次の者に補助させることについて協議が調った
ので、次のとおり告示します。

令和2年6月30日

川崎市監査委員 寺 岡 章 二
同 植 村 京 子
同 嶋 崎 嘉 夫
同 沼 沢 和 明

氏 名	住 所	補助させる期間
井出 潔	東京都杉並区高円寺 南3-18-2	令和2年6月30日から 令和3年3月31日まで
本司 敬宏	東京都中央区新川2 -5-1	令和2年6月30日から 令和3年3月31日まで
畑 秀信	東京都多摩市鶴牧2 -26-1	令和2年6月30日から 令和3年3月31日まで
小川 将史	千葉県市川市行徳駅 前1-27-20	令和2年6月30日から 令和3年3月31日まで
宇田川 大貴	東京都足立区中川4 -37-17-606	令和2年6月30日から 令和3年3月31日まで
長谷部 晃平	神奈川県横浜市鶴見 区下末吉5-32-22	令和2年6月30日から 令和3年3月31日まで

監 査 公 表

2 川監公第10号
令和2年6月16日

川崎市職員措置請求について（公表）

令和2年4月17日付けをもって受理した標記の請求に
ついて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第
5項の規定に基づき監査を実施しましたので、請求人に
対する通知文を別紙のとおり公表します。

川崎市監査委員 寺 岡 章 二
同 植 村 京 子
同 嶋 崎 嘉 夫
同 沼 沢 和 明

(別紙)

2川監第194号
令和2年6月16日

坂巻 良一 様

川崎市監査委員	寺 岡 章 二
同	植 村 京 子
同	嶋 崎 嘉 夫
同	沼 沢 和 明

川崎市職員措置請求について（通知）

令和2年4月17日付けをもって受理した標記の請求について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第5項の規定に基づき監査を実施しましたので、その結果を次のとおり通知します。

監査の結果

第1 請求の受付

1 請求の内容

本件措置請求は、別紙1及び別紙2（事実証明書は添付省略）のとおり、市が令和元年度に少額随意契約の軽易工事として実施した川崎市虹ヶ丘保育園（以下「虹ヶ丘保育園」という。）における「1階トイレ便器等改修工事（以下「1階便器等工事」という。）及び「1階トイレ間仕切り工事（以下「1階間仕切り工事」といい、以下「1階便器等工事」と併せて「本件各工事」という。）」について、1件で発注可能な工事を250万円以下の2件の工事に分割して発注・契約した違法性があることから、一般競争入札若しくは指名競争入札を行った場合との差額である損害額を認定し、市の被った損害を補填するために必要な措置を執るよう求めている。

2 請求の受理

本件措置請求については、所定の要件を具備しているものと認められたことから、令和2年4月17日付けでこれを受理し、監査対象局をこども未来局とした。

第2 監査の実施

1 請求人の陳述

監査の実施に当たり、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条第7項の規定に基づき、令和2年5月11日、請求人から陳述の聴取を行った。この際、同条第8項の規定に基づくこども未来局の関係職員（以下「関係職員」という。）の立会いがあった。

請求人が本件措置請求の要旨を補足した内容は、おおむね別紙3のとおりである。なお、別紙3には、陳述を同時に行った虹ヶ丘保育園2階トイレ改修工事に係る監査結果（令和2年6月16日付け2川監第195号）の内容を含む。

2 関係職員の陳述

法第242条第8項の規定に基づき、令和2年5月11日、関係職員から陳述の聴取を行った。関係職員からは、「住民監査請求に対する市の考え方」（添付省略）の提出があった。この際、同項の規定に基づく請求人の立会いがあった。

関係職員が説明した内容は、おおむね別紙4のとおりである。

3 監査対象事項

川崎市職員措置請求書並びに請求人及び関係職員の陳述内容を勘案し、1階便器等工事及び1階間仕切り工事を軽易工事として随意契約により執行したことが、違法又

は不当といえるかを監査対象事項とした。

第3 監査の結果

1 事実関係の確認等

請求人の陳述、関係職員の陳述及び関係書類の調査等の結果、次のような事実関係を確認した。

(1) 軽易工事の定義について

軽易工事は、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号、以下「施行令」という。)第167条の2第1項第1号に掲げる、いわゆる少額随意契約に該当するものである。その定義については、川崎市軽易工事取扱規程(昭和49年訓令第8号)第2条において「予算科目が工事請負費又は需用費に該当し、1件2,500,000円(需用費中100,000円以下のものを除く。)以下の工事(設計図書(工事用の図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書という。)の作成を要する工事を除く。)(予算科目が需用費に該当する工事にあっては、建物等の小破修繕に類する工事に限る。)をいう。」と規定されている。

(2) 本件各工事について

ア 本件各工事の実施に至る経過

本市では、平成17年度から計画的に公立保育所の民営化を推進している。虹ヶ丘保育園は、独立行政法人都市再生機構が土地所有する虹ヶ丘団地内の敷地を賃借しているという制約もあり、民営化後の運営に関して独立行政法人都市再生機構との調整等を考慮した上で園舎の建替えを含めて手法の検討を行い、29年10月に現園舎の貸付による民営化を公表、30年8月に運営法人を決定、令和2年4月に移管が完了した。

虹ヶ丘保育園は、築40年以上が経過し、園舎内は修繕を要する箇所が散見されたが、民営化に当たり園舎を建て替える可能性があったことから、虹ヶ丘保育園を所管することも未来局子育て推進部保育所整備課(以下「保育所整備課」という。)では、近年は緊急性の高い工事以外は実施を見送っていた。

現園舎の貸付による民営化に当たり、利用児童の生活環境の向上や運営法人職員の労働環境の改善を図る必要があったことから、運営法人決定後、平成30年度から令和元年度にかけて、園舎の修繕を行うこととした。

保育所は、日曜、祝日、年末年始を除き運営をしなければならず、工事を理由に一定期間休園することができないため、工事の執行に当たっては、児童の安全確保、保育所行事等の影響を考慮し、工事が短時間で終わるよう工事内容や範囲を調整の上、工事スケジュールを決定したとしている。

トイレに係る工事については、平成30年9月の予算要求の段階では、老朽化し

2

ている主なトイレ便器を取り換える工事、床をドライ化する工事及び老朽化している間仕切りを取り換える工事の実施を考えていたが、運営法人と調整を重ね、修繕を考えていなかった箇所についても要望が上がり、工事内容を見直す過程で、当初の予定を変更して、便器等の工事においては洋式便器の交換等を追加して実施することとし、間仕切りの工事においては既存のものを使用するため実施を見送ることとし、工事スケジュールを決定したとしている。

なお、本件証拠によれば、1階便器等工事は、平成31年4月1日付けで3者に見積書を依頼、同月12日付けで業者選定・予算執行向起案、同月17日付けで決裁、同月18日付けで契約し、軽易工事完成届の作成日・完成年月日・検査日はいずれも同年5月9日となっており、受注したのは普生建設株式会社(以下「A社」という。)、契約金額は2,076,840円(消費税及び地方消費税込み)であった。1階便器等工事の内容は、軽易工事仕様書等によると、既存の便器撤去と新設のほか、床長尺シート貼、床下地組立、発塵塵材処分費等であった。

また、工事スケジュール決定後、平成31年4月に運営法人から間仕切りを取り換える工事の実施について要望があり、1階便器等工事に際し見積もりを依頼した3者に見積書を依頼し、1階間仕切り工事を行ったとしている。

なお、本件証拠によれば、1階間仕切り工事は、平成31年4月10日付けで3者に見積書を依頼、同月18日付けで業者選定・予算執行向起案、同日付けで決裁、同月26日付けで契約し、軽易工事完成届の作成日・完成年月日・検査日はいずれも同年5月17日となっており、受注したのは1階便器等工事と同じくA社、契約金額は1,055,160円(消費税及び地方消費税込み)であった。

イ 本件各工事に係る事務手続き

(ア) 運営法人からの要望の記録

運営法人と詳細な協議の上、間仕切りの工事は実施を見送り、便器等の工事をみを実施することを決定した後、改めて運営法人からの口頭による要望を受けて、

1階間仕切り工事を実施することとしたが、運営法人から要望があった時期や具体的な内容等についての記録を保育所整備課は残していないとしており、これらを確認することはできなかった。

(イ) 見積書等の日付

保育所整備課では、見積業者から、日付の記載がない見積書の提出を受けることがあり、その場合にはその場で業者に記入を依頼することや、業者に確認の上、担当職員が記入する場合もあるとしている。

2 監査委員の判断

(1) 地方公共団体における契約について

3

普通地方公共団体の行う契約事務の執行は、公正をもって第一義として、機会均等の理念に最も適合し、かつ経済性を確保しようという観点から、一般競争入札が原則とされ、随意契約は、施行令第167条の第2項各号に該当する場合にのみ認められる極めて限定的な契約方法である。同項第1号では、金額の少額な契約についてまで競争入札で行うことは、事務量がいたずらに増大し、能率的な行政運営を阻害することから、契約の種類に応じた一定の金額を定めており、軽易工事にはこれに該当するものでもなく、本号を適用するために、故意に契約を細分化するようない行為は許されないものとされている。

(2) 本件各工事の違法性・不当性について

請求人は、本件各工事の施工場所、工事の種類が同一であること等を理由に、1件の工事を2件に分割して発注・契約した違法性がある旨を主張していることから、本件各工事が分割発注によるものといえるか否かにつき、以下検討する。

前記事実関係のとおり、保育所整備課では、現園舎の貸し付けによる民営化にあたり、虹ヶ丘保育園は築40年以上を経過していたことや、運営法人から要望があったことにより、令和2年4月の移管に向けて虹ヶ丘保育園の修繕を行っており、本件各工事はその一環であった。

しかしながら、本件各工事に関する市の説明には、以下のとおり、不自然な点が認められる。

- ア 工事内容が、1階便器等工事はトイレ便器の撤去と新設のほか、床長尺シート貼、床下地組立等、1階間仕切り工事は間仕切りの撤去と新設であり、床長尺シート貼等の床工事を行う際に、間仕切りは障害となり、別工事とすることは著しく非効率であり、特に床長尺シートは通常切断することは想定されないもので、間仕切りだけを残すという工事内容自体、不自然であること。
- イ 運営法人と協議を重ねた結果、便器等の工事の優先度が高いとして、間仕切りの工事の実施を見送り工事スケジュールを決定したとしながら、運営法人から要望を受けるや否や1階間仕切り工事を追加実施する決定をしており、これらの意思決定のあり方も不自然である上、運営法人からの要望に関する記録等もなく、上記経緯を裏付ける証拠が一切ないこと。

ウ 本件1階トイレ工事に関して、各工事の実施中や完成時の写真は同一のものが複数枚使用されており、各工事の履行期も完成日も同じであることが推認されるが、各軽易工事完成届の工事完成日や検査日には異なる日付が記載されているなど、かえって不自然な点が目立つこと。

これらを踏まえると、本件各工事は当初から意図的に工事を分割し、軽易工事による執行を前提としたものであると考えるほかなく、市の主張を信用することはできない。

(3) 本件各工事に係る具体的な損害について

次に、本件各工事に係る具体的な損害について、以下検討する。

本件各工事については、本来、1件の工事として競争入札により契約を締結すべきところ、これを分割して随意契約により契約を締結したものであるから、このような場合の損害については、上記工事の契約価格の総額が、仮に同工事を競争入札に付していた場合に形成されたであろう落札価格を上回る場合に損害の発生が認められるというべきである。

そこで検討するに、1階便器等工事及び1階間仕切り工事は、それぞれ軽易工事として実施されたことから、当然ながら工事担当部局による積算を経ておらず、本件関係各証拠によっても、具体的な詳細な把握ができないほか、競争入札に付していた場合との金額的な比較が困難であり、工事を分割したことによる具体的な損害額を認めることは困難であるといわざるを得ない。

したがって、本件各工事を分割したことによる損害を具体的に算定することができず、損害が生じたか否かについては不明であるというほかはない。

(4) 結論

以上のとおり、本件各工事について、1件で発注可能な工事を分割して発注・契約した違法性があると認められるが、本件各工事を分割したことによる具体的な損害が生じたと認めるに足りる証拠はなく、請求人の上記主張は採用できない。

よって、本件措置請求はこれを棄却する。

3 意見

監査結果は以上のとおりであるが、今回の監査を通じて、監査委員としての意見を述べる。

(1) 組織の構造的な問題について

保育所整備課は、民営化する保育所等の整備を所管しており、従来から保育園の修繕、改修について軽易工事の手法により工事を執行している。

しかしながら、施設の老朽化が進む中で、250万円を超える工事の必要性も生じており、こうした事態に適正に対応するためには、軽易工事ありきとする職員の意識改革を徹底することはもとより、軽易工事以外の手法で工事を執行できる体制を構築するなど、適正な事務執行が行えるよう、早急に構造的な解決を図ることが求められる。いわゆる軽易工事等の少額随意契約は、地方公共団体における契約事務の例外的な手法であり、契約事務を自所属で完結させることができるとは、迅速な対応が可能となる一方で、これを多用することは、担当する職員の裁量が極めて大きくなるなど、不祥事防止の観点からも問題があるといわざるを得ない。抜本的な対策を強く望むものである。

別紙1

川崎市職員措置請求書

2020年(令和2年)4月17日
川崎市麻生区五所塚1丁目21番3
住 所
職業
氏名 坂 巻 良 一

川崎市監査委員 様

1 請求の要旨

(1) 監査対象

甲第1号証及び甲第2号証に示すことも未来局子育て推進部保育所整備課が地方自治法に定める一般競争入札もしくは指名競争入札という契約手続を適用せず、随意契約である「川崎市軽易工事契約事務取扱規程」(以下「軽易工事取扱規程」という。)を適用し、発注・契約した2件の工事契約を監査対象とします。

(2) 分割発注に係る違法性

地方自治法第234条第1項及び第2項、地方自治法施行令第167条の2第1項第1号及び川崎市契約規則第24条の2に定めるいわゆる「少額随意契約」について適用する規定として、川崎市は「軽易工事取扱規程」を制定しております。
軽易工事取扱規程を適用する場合には、軽易工事取扱規程第2条に「1件250万円以下の工事をいう。」と定められており、1件の工事が250万円を超える場合は、一般競争入札もしくは指名競争入札によらなければなりません。

軽易工事取扱規程の運用については、契約課が策定した契約事務の手引きにおいて「1件の工事を複数に分けて発注することはできません。」と分割発注禁止を明確に記載しております。

甲第1号証及び甲第2号証の工事は、「虹ヶ丘保育園1階トイレ便器等改修工事」及び「虹ヶ丘保育園1階トイレ間仕切り工事」という工事名で発注・契約がなされており、1件で発注が可能な工事を、250万円以下の工事2件に分割発注し、契約した違法性がありません。

(3) 川崎市が被った損害の補填

上記のとおり、甲第1号証及び甲第2号証の工事は、本来、地方自治法等に定める一般競争入札もしくは指名競争入札という契約方法で発注・契約を締結しなければなりません。しかしながら、甲第1号証及び甲第2号証の工事は、一般競争入札もしくは指名競争入札によらず、1件250万円以下の少額随意契約として2件の工事に分割発注し、より競争性の低い随意契約により契約を締結した違法契約を行ったものであります。

したがって、本来あるべき契約方法であります一般競争入札もしくは指名競争入札により契約を締結した場合と違法な競争性の低い随意契約により契約した金額の差額が、川崎市が被った損害であります。

以上により、川崎市の被った損害を補填するために必要な措置を執られるよう地方自治法第242条第1項の規定により請求いたします。

また、損害額の認定においては、財政局契約課が計算した平均落札率一覧表を参考に、民事訴訟法第248条の規定を類推適用し、監査委員が適切な損害額を認定すべきものと思料いたします。

2 請求の理由

甲第1号証及び甲第2号証を整理し、分割発注の状況が分かり易い一覧表として、甲第3号証を提出いたします。

(1) 甲第3号証について

(ア) 工事所在地は、「虹ヶ丘保育園」であり、本件2件の工事は同一所在地です。

(イ) 工事の種類は、甲第1号証及び甲第2号証ともに「1階トイレ工事」であります。

(ウ) 工事箇所は、甲第1号証が「便器等改修工事」、甲第2号証が同じトイレの「間仕切り工事(トイレのドアに相当する部分)」であります。

(エ) したがって、虹ヶ丘保育園の1階にあるトイレの便器」と「間仕切り」の工事を250万円以下の工事費に2分割した工事で、同一の施工場所及び同一の工事種類であったことが分かります。このような工事の場合、個人の家庭や民間会社の場合、1つのトイレの便器とそのドアを2件の工事に分割して発注・契約することなど、その手間ひまを考慮した場合、有り得ない2分割工事であります。

(2) 職員のコンプライアンス意識について

平成31年4月1日から、川崎市軽易工事取扱規程が改正され、従前は軽易工事の対象が1件250万円以下の建物等の小規模修繕等に類する原形復旧工事であったものが、契約事務をより迅速かつ適確に執行するため、1件250万円以下の工事(新設・改良・撤去等を含む)に拡大された。これに伴い、事務の適正な執行を図るため、軽易工事に係る予算執行時には、対象となる工事が同規程に定める軽易工事の対象となるものか、1件の工事とすべきもの等を意図的に分割したものとないか等を確認するため、軽易工事チェックリストの添付を要すること等、内部手続きの整備が行われたほか、軽易工事の執行状況を四半期ごとに本市のホームページ「入札情報かわさき」に掲載し、公開することとなった。

しかしながら、これらの制度改正は、根底にコンプライアンス遵守の精神があつて初めて機能するものであり、それが欠如していれば単に形式的な手続きを付加するだけのものとなり、実効性を期待することはできない。

また、見積書及び軽易工事完成届の日付について、保育所整備課においては、保育所整備課職員が記入する場合があるとしているが、見積書及び軽易工事完成届は、作成者が提出日付を記入し提出すべきものであり、日付が空欄で提出された場合に職員が日付を記入する運用は、これらの書類の正当性についても疑いを招くものであり、極めて不適切である。

職員のコンプライアンス意識の醸成、徹底を強く求めるものである。

過去の住民監査請求において、3業者による見積り合わせを行っているのだから、適正な競争は保たれており、損害は発生しないとする主張もありました。電子システムにより一般競争入札と同等であれば、多額の税金を投入して、契約システムを構築し、電子システムにより一般競争入札及び指名競争入札を行うことが、無駄な支出となり、契約システム自体が住民監査請求の対象となり得るものであります。

つまり、今後は、川崎市の行う入札は、10万円でも、100万円でも、1千万円でも、1億円でも、1千億円でも、すべて3業者による見積り合わせ契約を行えば済むもので、契約システムの維持管理費及び更新費は、ムダとなります。

5 平均落札率について
また、損害額の認定においては、契約課が算出した平均落札率一覧表を甲第6号証として提出いたしました。

財政局契約課が作成した平均落札率一覧表を参考に、民事訴訟法第248条の規定を類推適用し、監査委員が適切な損害額を認定すべきものと思料いたします。

6 前記平均落札率とは別の損害額について
なお、甲第3号証の下の所に「菅生建設(株)の見積額の比較)があり、それらの金額について、ことも未米局からの合理的な説明がない場合は、それらの項目の金額についても、民事訴訟法第248条の規定を類推適用し、監査委員が適切な損害額を認定すべきものと思料いたします。

7 完成届・検査書の日付け筆跡が同一であることについて
完成届・検査書の日付け筆跡が同一であることについては、過去の住民監査請求でも指摘してきたところであり、完成届の日付けを市の職員が記載したとする違法行為(刑法に定める「公文書偽造等)があったとするならば、それは許されません。

そこで、今回の筆跡については、職員が記載したとの主張を行う可能性がありますが、その場合は、完成届は、業者が記載するものであり、検査書は、市の検査員が記載するものであります。本件2件の完成届及び検査書の日付けが同一筆跡と思われるますが、この日付けの記載は、一体、誰が記載したのか。

記載根拠の無いものも記載した場合は、法令に基づいた必要な措置を講ずるべきであり、関連規定として、甲第7号証及び甲第8号証を提出いたしました。

8 開示請求拒否通知書について
本件に係る公文書開示請求を行い、それに対する開示請求拒否通知書が請求者あてに交付されたので、それを、甲第9号証として提出いたします。

甲第9号証の内容は、仕様書作成及び設計積算のための参考見積書(下見積書)の徴収依頼文及び徴収した見積書)であり、甲第9号証として提出いたしました。「仕様書作成及び設計積算のための参考見積書(下見積書)の徴収依頼文及び徴収した見積書)は、「特に輕易な文書(公文書管理規則第7条ただし書き)であり、仕様書作成に伴い事務処理上必要がなくなったことから廃棄しているため、関係図書が存在しない」とし、開示請求拒否しました。

そこで、「公文書管理規則」を甲第10号証として提出いたします。それでは、「下見積書)を輕易な文書と判断した根拠をお示ください。設計積算のための下見積書)は、市民の貴重な税金を使って執行する工事においては、その設計積算が適正か否かを検証するための重要な図書類であり、粗雑なく廃棄した場合は、罪に問われる場合(公用文書等毀棄罪)もありますので、隠ぺいせずに、提出すべきであります。

国会でも、過去に、文書不存としてきた文書が、見つかり出てきた例は、いくつもありますので、ことも未米局におきましても、今一度調査をお願いいたします。

9 まとめ
本件の分別発注事案は、非常に分かり易い分別発注事案であります。本件工事は、輕易工事規程が改正された以降の工事であり、その改正の一つに、チェックリストに追加したこと、決裁権者であります課長さんは、当然、チェックする

ことにより、分別発注を未然に防ぐことができてきたはずであります。しかしながら、チェックリストは有効に作用せず、甲第4号証による10年前の全庁的輕易工事の不適切契約事件が発生し、「制度の見直し」を宣言したものの、何ら見直しを行わなかった事実があることとして、今回の輕易工事規程の改正も、課長職を含め、職員には浸透しない恐れが今回の分別発注により現実化したものと考えます。

(2) 輕易工事チェックリストについて
過去に分別発注があったことから、平成31年4月1日から「川崎市輕易工事契約事務取扱規程」が改正されたことに伴い、「輕易工事チェックリスト」が導入されました。

甲第1号証においては、11ページ目にあります。甲第2号証においては、11ページ目にあります。

その「1 輕易工事の執行について」の2段目の注意事項に「工事内容、業種、施工場所、施工時期が同じ、又はほぼ同じである工事について、本来1件で発注すべき案件や250万円を超える案件を複数に分けて発注することはできません」と明確に記載されています。

そのチェックリストをチェックしたにも関わらず、本件分別発注が行われてしまいました。チェックしたのは、甲第1号証及び甲第2号証ともに中身職員であります、全体のチェックは、須藤課長が決裁しています。

(3) 施工時期について
本件の甲第1号証及び甲第2号証の工事は、4月18日・4月26日【5月31日及び6月8日】となっており、工期となっています。つまり、【4月18日・4月26日】～【5月31日・6月8日】となっています。

この工期から致しますと、4月26日～5月31日の間が、2件の工期が重なっている期間であり、違いは、前後に1週間それぞれ工期があるのみで、実質的には、ほぼ同一の工期であります。したがって、施工時期を理由とする分別発注としては、重複期間があることからしても、ほぼ同時期の工事であり、分別の理由は存在しえないものであります。

ただ、契約日が違うことから、ことも未米局は、分別ではないと主張するかもしれません。しかしながら、過去の事例として、6ヶ月にわたり約1700万円余の工事を契約日では4分割、個別契約では7分割した事例があり、課長級の職員が文書注意を受けたとの新聞報道がありますので、甲第4号証及び甲第5号証として提出いたします。

甲第4号証と比較して、甲第1号証及び甲第2号証の工事が分割発注ではないとする合理的な理由を明らかにしなくてはなりません。

原則として、分別発注しなればならない理由を明示し、少額随意契約の分割発注を禁止している全国の地方公共団体を納得させる合理的な理由でなければなりません。

1週間すらせばいいの、1日すらせばいいの、1ヶ月すらせばいいの、半年すらせばいいの、1年すらせばいいの、明確かつ合理的な根拠を示すべきであります。

地方自治法に定める「最少経費・最大効果」の大原則にも訴えうる根拠でなければなりません。(4) 工事写真について
本件の甲第1号証及び甲第2号証の工事写真を見ていただければ、この工事を2分割する理由は、存在しません。

トイレの改修に係る床工事、壁工事、便器工事、ドア工事等を2分割にして発注していることが、工事写真から分かるもので、仮に、2件の発注で、別々の業者が受注してしまったら、工事の進捗をどのように調整したらよいか。

結局、250万円を上限に、2分割したこと、工事工程で無理が生じる2分割となってしまうこと、最初から、特定の1業者が受注することを想定して、2分割発注が行われた可能性が高く、官製談合の疑いが生じるものであります。

3 損害の補填について
川崎市が被った損害の補填については、甲第1号証及び甲第2号証の工事は、前記のとおり、分割発注したもので、本来、地方自治法等に定める一般競争入札もしくは指名競争入札という契約方法で発注・契約を締結しなければならぬものを、1件250万円以下の少額随意契約として、より競争性の低い随意契約により契約を締結した違法契約を行ったものであります。

したがって、本来あるべき契約方法であります一般競争入札もしくは指名競争入札により契約を締結した場合と違法な競争性の低い随意契約により契約した金額の差額が、川崎市が被った損害であります。

4 見積り合わせと契約システムについて
以上により、川崎市の被った損害を補填するために必要な措置を執られるよう地方自治法第242条第1項の規定により請求するものであります。

4 見積り合わせと契約システムについて
以上により、川崎市の被った損害を補填するために必要な措置を執られるよう地方自治法第242条第1項の規定により請求するものであります。

別紙2

川崎市職員措置請求書(補充書)

2020年(令和2年)5月11日
住所 川崎市宮前区五所塚1丁目21番3
氏名 坂巻 良一

川崎市監査委員 様

新たに公文書が開示されたことから、補充書を提出いたします。

第1 令和2年4月27日付け2川ご保整第106号により開示された公文書について

1 当該公文書の内容について
当該公文書は、「令和元年度に執行した虹ヶ丘保育園の工事に係る予算要求時の関係図書類一式」であります。

2 開示請求拒否通知について
それを甲第12号証として提出いたします。

なお、当該公文書は、甲第9号証により既に廃棄しているため関係図書類が存在しない。」として開示請求拒否通知があった対象の公文書に該当いたします。
実質的には、開示請求対象の公文書は保存していたことになり、開示拒否したことは、何か見られたい内容であったと思われま

3 見られたい内容について
まず、表題であります「虹ヶ丘保育園内部補修工事」となっており、その予算要求のための参

考見積書には、「1階トイレ補修工事」及び「2階トイレ補修工事」が含まれています。
参考見積書には、見積り期日の記載は有りませんが、予算要求の資料でありますので、工事執行

の前年の平成30年の8月前後の見積書だと思われま
したがって、工事執行の前年の8月前後には、虹ヶ丘保育園の1階トイレ及び2階トイレについ
ての補修工事を行うことが、既に、これも未末来局子育て推進部保育所整備課において、意思決定さ
れていたことになり、分冊発注が分かってしまうこの部分を見られたいと思われま

4 分割発注について
以上のことから、虹ヶ丘保育園の1階トイレ及び2階トイレについての補修工事については、少
なくとも、工事執行の前年の平成30年の8月前後、これも未末来局子育て推進部保育所整備課におい
て、意思決定されていたものであることからすると、虹ヶ丘保育園の1階トイレ及び2階トイレに
ついての補修工事については、1件工事として、発注が可能であったもので、本件住民監査請求の対
象であります甲第1号証及び甲第2号証の工事は、まさしく分割発注そのものであります。

第2 保育園工事に係る過去の分析について
1 契約金額別の工事件数一覧について
軽易工事の金額が250万円までとなった平成19年度から平成30年度までの「保育園」という名
称が付された補修工事について、10万円刻みの契約件数のデータを整理いたしました。

2 250万円以下の件数について
その一覧表を甲第13号証として提出いたします。

甲第13号証で一目瞭然であります。
甲第13号証の対象となる250万円までの件数は、各10万円刻みで、ほぼ毎年、1件乃至数件ありま
す。

特に、240万円超から250万円までの件数は、他の金額の件数に比較してより多くの契約件数とな
っております。
3 250万円を超えた件数について
250万円までの件数の中で、240万円代の10万円刻みの工事件数がより多くの件数になっていま
すが、250万円を超えた途端、工事件数は、バタッとなくなります。

保育園の施設や設備が、軽易工事の基準の250万円に合わせて繰れている状況が一目瞭然であ
り、特に240万円代の10万円刻みの範囲には、集中して、保育園の施設や設備が繰れているよう
であります。

甲第13号証からは、そう見えるとしか言えません。

4 甲第13号証が示す真実について

なぜ、分割発注が是正されなかったのか。
分割発注を行わず、本来の契約課発注とすれば、各所管課は自らの業務が減少するにも関わらず、
あえて自らの業務量を増やす分割発注を行っていき

いわけゆるお役所仕事の中にも、自らのメリットの無い仕事は避ける傾向があります。
その点からすると、本来であれば、川崎市の規定上、契約課が行わなければならない業務であるに
も関わらず、あえて、保育所整備課が自らの業務量を増やすことを行っているものであります。

そこには、分割発注を行う保育所整備課には、業務を増やしてまでも、何らかのメリットがあると
しか考えられません。
一体、どのようなメリットがあるのか。

添付資料

- 【甲第1号証】・・・虹ヶ丘保育園1階トイレ便器等改修工事
- 【甲第2号証】・・・虹ヶ丘保育園1階トイレ間仕切り工事
- 【甲第3号証】・・・虹ヶ丘保育園1階工事比較一覧表
- 【甲第4号証】・・・平成21年5月28日付け東京新聞「軽易工事の全庁的不適切契約発注事例」
- 【甲第5号証】・・・平成21年5月28日付け報道新聞「軽易工事の全庁的不適切契約発注事例」
- 【甲第6号証】・・・契約課が算出した平均落札率一覧表
- 【甲第7号証】・・・刑法第165条から第168条
- 【甲第8号証】・・・刑事訴訟法第239条
- 【甲第9号証】・・・開示請求拒否通知書
- 【甲第10号証】・・・川崎市公文書管理規則
- 【甲第11号証】・・・公文書開示請求書

つまま、契約規程上、予定価格を設定しているはずですが、その予定価格となるべき額を上回っている受注見積り（入札）額で契約がなされています。

なぜならば、参考見積りは、予算設定や予定価格設定のために徴収したため徴収した業者参考見積りであるものと、参考見積りより受注見積り（入札）額の方が高くなるということがあります。

格を上回った状況で、契約がなされているということでもあります。

法令に準じた契約であれば、見積り（入札）不調にしなければならぬ契約であります。

甲第23号証の内容について、その元となっている資料を甲第24号証に示します。

5 官製談合について

甲第12号証の参考見積書により、工事執行の前年の8月頃には、虹ヶ丘保育園の1階・2階のトイレを含む各工事が既にことも未来局子育て推進部保育所整備課において、意思決定されていたものであります。

そこで、本来であれば、それらの工事をまとめて1件工事として競争入札で執行すべきであったものであります。それを250万円以下の複数の工事に分割し、発注した官製談合の疑いがあります。

それの一端を示す証拠として、甲第25号証を示します。

それは、菅生建設株式会社の見積り合わせにおいて提出された見積書であります。上下2段で示しておりますが、上が菅生建設株式会社が受注した際の「1階トイレ」の見積書であり、下が菅生建設株式会社が受注しなかったもしくは受注できなかった「2階のトイレ」の見積書であります。

1階・2階のトイレは、ともに同様の構造であり、見積り項目も同様となっておりますが、その見積り額において、不思議な見積書となっております。

菅生建設は、4月に「1階トイレ」を受注しており、続いて6月に「2階のトイレ」の見積り合わせにも参加しておりますが、なぜか、「1階トイレ」の見積額の20%から50%も高い見積り額を提示しております。

常識で考えますと、「1階トイレ」の経験もあることから、「2階のトイレ」の見積額は、経験があることからのより低い見積り額を提示することも可能であったわけ、それを逆に20%から50%も高い見積り額を提示することは、入札参加制度の常識からは考えられないことでもあります。

それは、なぜか、そこに何かがあります。

6 分割発注に伴う経費の問題点について

甲第1号証の「便器」の見積りには「廃材処分費」が計上されておりますが、甲第2号証の「間仕切り」の見積りには、撤去工事はあるものの、通常では計上されないけれども撤去工事に伴う「廃材処分費」が計上されていません。

これは、当初から、特定の1社が、甲第1号証の「便器の工事」も甲第2号証の「間仕切りの工事」も受注することを前提に、仕舞書及び予定価格が作成されていたからとしか考えられないものであります。

このような場合、通常の入札や見積り合わせの場合、甲第2号証の「間仕切り工事」には、「廃材処分費」が計上されないという疑問や問合せがあるのが普通であります。

なぜならば、その仕舞書では「廃材処分費」は、受注業者の持ち出しとなってしまうからであります。

このことから、甲第1号証及び甲第2号証の工事は、官製談合の疑いが窺われるものであります。分割発注しなければ、財政契約となり、ことも未来局が契約事務を行う必要が無いもので、自らの業務が増えることをあえて行うことについて、合理的な説明が出来なければ、そこに一体何がなるのか。

第4 まとめ

1 甲第12号証について

工事執行の前年の8月前後には、虹ヶ丘保育園の1階トイレ及び2階トイレについての補修工事を行うことが、既に、ことも未来局子育て推進部保育所整備課において、意思決定されていたことを証明する証拠であることから、甲第1号証及び甲第2号証の工事は、分割発注であったことが、明らかであります。

2 甲第3号証について

しかしながら、真実としては、ことも未来局が発注する契約は、そのほとんどを1件250万円以内の工事で発注せよ、としているものであります。

具体的に示しますと、甲第14号証として、①同じ保育園の中の工事の場合、250万円以内であれば、1階の工事や2階の工事を一括して、1件工事で発注しているものがあります。

また、甲第15号証として、②合わせて、1件工事としてその予定価格が、250万円を超えるとなつた途端、1階は1階のみで単独発注し、2階は2階で単独発注しているものがあります。

さらに、甲第16号証として、同じ年度の同じ保育園で、前記①と②の同様の契約が並列して存在しているものがあります。

以上の事実を整理いたしますと、ことも未来局子育て推進部保育所整備課が発注する1件工事及び分割発注の定義は、その工事の予定価格が250万円以内か250万円超かの違いであり、それを統計的に数値化したものが、甲第13号証であり、250万円を超えた途端、契約件数がバタッと無くなること、その真実を証明しております。

なお、(1)契約件名、(2)契約番号及び(3)契約日から分割発注が推測できる契約事例を甲第17号証として提出いたします。

第3 参考見積書について

1 「参考見積書とは」について

甲第18号証及び甲第19号証として、参考見積書とは何かを説明した書面を示します。参考見積書は、予算要求や予定価格を決定するためのものであります。

したがって、予算額や予定価格を上回る入札額は認められませんので、当然ながら、受注額より高い金額が参考見積りに記載されるものであります。

2 予定価格について

川崎市契約規則を甲第20号証として示します。第25条に、「随意契約をする場合は、第13条及び第14条の規定に準じて予定価格を定めるものとす。」と規定されており、軽易工事であり、かつ随意契約も当然ながらこの規定が適用されます。

3 事務職員でもできる予定価格の設定について

甲第21号証及び甲第22号証を示します。甲第21号証は、一般財団法人経済調査会の出版物についてであり、甲第22号証は、一般財団法人建設物価調査会の出版物についてであり、月刊、季刊、年刊で発行されており、各種価格の参考資料にしている価格を知ることができます。

川崎市役所においても、技術部門においては、それらを購入し、各種価格の参考資料にしていると考え、技術職員が在籍している職場においては、そのような書籍を参考に予定価格を設定していると思われ、事務職員であっても、それらの書籍がある職場に出向けば、予定価格の設定に必要な資料は入手可能であります。

また、参考見積りの検証・確認において、甲第1号証の「便器」の仕舞書には、撤去工事に伴う「廃材処分費」が計上されております。また、それを行うことができず、甲第2号証の「間仕切り」の仕舞書には、撤去工事に伴う「廃材処分費」が計上されております。

したがって、参考見積書が提出され、予定価格を設定する際には、軽易工事規程においては、技術職員の確認を必要としているものであります。事務職員と言えども、まずは自らの目で提出された参考見積書が適正な金額であるか否か、また、その参考見積書により適正な予定価格が算出できるか否かを確認する必要があります。

決して、提出された参考見積書について、まったく検証確認せずに、そのまま予定価格とするとは絶対に避けなければなりません。

なぜならば、予定価格の定義が、甲第20号証に示す川崎市契約規則第14条第2項に「予定価格は、契約の目的となる物件又は役務についての取引の実例価格、需給の状況、履行の難易、数量の多寡、履行期間の長短等を考慮して適正に定めるものとする。」と規定されています。

4 本件住民監査請求対象工事の参考見積額と受注業者の見積り（入札）額について

本件住民監査請求対象工事の参考見積額と受注業者の見積り（入札）額について整理した書面を甲第23号証として示します。

見て分かる通り、参考見積額より受注見積り（入札）額の方が高くなっています。

この状況は、あつてはならないものであります。

別紙4

関係職員の陳述録

令和2年4月17日付け川崎市職員措置請求書(1階トイレ)による措置請求(以下「本件請求」という。)に対する本市の見解につきましては、次のとおりです。

1 虹ヶ丘保育園園舎工事及びトイレ工事に至る経緯
本市では、平成17年度から計画的に公立保育所の民営化を推進しており、保育環境の向上のため園舎の老朽化への対応等も含め、園舎の建替を伴う民営化の手法を多く採用してきました。本件請求における虹ヶ丘保育園(以下「当該保育所」という。)は、独立行政法人都市再生機構が土地所有する虹ヶ丘団地内の敷地を賃借しているという制約もあり、民営化後の運営に関して都市再生機構や地下鉄延伸計画による保育需要の影響等も考慮し、民営化決定の直前まで手法の検討を行い、結果として、現園舎の貸付けによる民営化を決定し、平成29年10月に公表、平成30年3月に平成30年度川崎市公立保育所の民営化に係る設置・運営法人募集要項(乙第1号証)に基づき、運営法人(以下「当該法人」という。)を募集、平成30年8月に当該法人を決定、令和2年4月に移管が完了したところである。

当該保育所は築40年が経過し、園舎内には修繕が必要な箇所が複数ありましたが、上記のように、園舎を建て替える可能性があったため、近年は緊急性の高い内容以外、修繕を見送ってきた状況が散見されてきた。しかしながら、民営化に当たっては、利用児童の生活環境の向上や当該法人職員の労働環境の改善を図る必要が不可欠であると考えられており、当該法人との打合せを平成30年9月から重ねていく中で、「(仮称)虹ヶ丘保育園民営化保育所の施設整備等に係る要望」(乙第2号証及び乙第3号証)及び「(仮称)虹ヶ丘保育園民営化保育所の施設整備等に係る要望変更希望」(乙第4号証)等に基き、強く要望がなされたものです。要望については、予算の範囲で可能な限り反映することとし、実際の主な修繕は令和元年度において行うこととしました。

保育所は、日曜、祝日、年末年始を除き、月曜日から土曜日まで運営しなければならなかったため、園舎内の修繕を行うに当たっては、業務を理由に一定期間休園することができません。工事等による第一目的とするならば、隣接敷地等に仮設園舎を建てた上で保育を実施するという手法が考えられますが、費用が膨大にかかり現実的ではなく、また、民営化までの期間に必要な工事をまとめて発注するなどの一連の手続きを終えることもできません。工事の執行に当たっては、児童の安全確保を最優先に、また保育の実施に支障のない範囲で保育所行事等との日程調整を行うこととし、1つの工事(修繕)が短期間で終わるよう、工事内容や範囲をできるだけ絞り込み、工事スケジュールを決定することにより、令和2年4月の当該法人への移管を円滑かつ確実に行うことを念頭に置いてまいりました。

このように、当該保育所のトイレ工事(以下「当該工事」という。)につきましては、1階と2階に分け、修繕を行ったものです。

2 修繕工事(同意契約)により執行した根拠

(1) 工事の内容について

「川崎市軽易工事契約事務取扱規程」(以下「軽易工事取扱規程」という。)におきましては、軽易工事を「予算科目が工事費又は需用費に該当し、1件250万円(需用費10万円以下)のものを含む。設計図書(工事用の図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書を含む。)の作成を要する工事を除く。」(予算科目が需用費に該当する工事については、建物等の小規模修繕に類する工事に限る。)をいう。」と規定されています。

当該工事の実施は、平成30年9月の予算要求段階では、当該工事については、1階と2階それぞれで実施することとし、その内容については、老朽化している主なトイレ便器を取り換える工事、床をドライ化する工事及び老朽化しているトイレ室内の間仕切りを取り換える工事と考えていたが、当該法人と保育環境の改善のための調整を重ね、工事スケジュールを立てていく中で、修繕を考慮してなかった箇所についても要望が上がり、工事内容を見直す過程で、間仕切りは既存のものを使用し続けることとし、設備工事として「トイレ便器等改修工事」を実施することと工事スケジュールを決定しました。

しかし、工事スケジュール決定後、当該法人からトイレ室内の間仕切りを取り換える工事についても要望が上がったため、建築工事として「トイレ間仕切り工事」を追加実施することとしたものです。

当該工事は、いずれも工事請負費により執行するものであることから、「トイレ便器等改修工

続きまして、ちよと前回契約について新聞報道がなされたものでございます。この日付を今回は見えていただきまして、2009年、平成21年度の5月にこの新聞報道があるわけですね。

それで、今度は17号証を見てください。これが普通だったらば、21年の5月に新聞報道があった。それ、いろいろな所管課の課長さんが文書注意処分を受けているという新聞報道でございまして、しかしながら、その後、いろいろな分割発注と思われる案件がございます。頭のページをちよと見ていただきたら、それぞれの契約の課長さんが文書注意処分を受けているという新聞報道でございまして、契約の中身が1階の空調の電源工事ですね。同じく1階の空調機の補修ですね。契約番号が連番というものは決まらずに同日、それから契約日が同日ですね。これを空調の電源と空調の本体に分けて、これはなぜかという、1階の空調本体が約250万円、249万4,800円ですね。約250万円なので、電源も一緒にやると250万を越えてしまうということと、これを空調機と電源工事に分けて、そういう工事がこの17号証には必ずしもあらずとありまして、3ページ目もそうですね。

問題は4ページ目、平成29年度の南生田保育園ですね。これが左側の契約番号を見ただけですと、1745から6、7、8、9、10と、これも連番です。契約番号が連番ということと、起案も決裁もほぼ同日です。それで、先ほど来お話しさせていただいておりましたように、契約日を見ていただきたら、5月30日から7月3日まで分けておられるんですね。これはなぜかという、真ん中のほうの契約金額を見ただけですと、みんな200万を超えている。全部の6件をまとめて発注すると契約課契約にしなければならぬということと、全部を、同日起案、同日決裁と思われの契約日をおえておらすということをして分割発注している。

ここはそういうものが幾つもありまして、これはページを付けていないのがあれなんですけれども、中には契約番号と契約日が入り違っているものがあります。

立証しているわけですね。結局、この流れが今回につながっているという状況でございまして、それと、3号証です。これは第1号証と第2号証、便器と間仕切りを1号証と2号証、これは2件に分割されているんですけども、まず3号の見積りの組合せが3番まで同じである。それから便器のほうは、受注業者以外の2者は250万円を超えていることですね。

それと、下の欄の養生廃材処分費なんですか、これも普通であれば、補充書に書きましたければいいや、入っています。しかし、間仕切り工事のほうは、間仕切り撤去工事費は入っているんですけども、処分費が入っていないんですね。これは普通であれば、補充書に書きましたければいいや、入っています。これだとちよと困りますよ、処分費が入っていないので、我々業者側からいってしまえば、このように質問が業者から問合せが、ああ、どうもどうもすみませんで、仕様書に入れたまじり方です。新しい養生廃材処分費という項目を入れて、これも予算予算をいれようというわけですね。私ども契約事項をやりましたけれども、発注しますと質問が結構来ます。質問が来まして、それに対してこちらのほうで回答文をつくって、見積りをお知らせするんですね。そうしないと公平、公正、適正ではありません。現実としてそういう業務を行っております。しかし、なぜかこれは業者から、どうも、このまま契約をしたとなると質問も来なかったというんですね。これが不思議ですね。普通は契約締結後でも結構いろんな質問が来ているように、それに対してきちっと回答文をつくって、全業者さんに、こういう質問が来て、こういう回答を出したというのをお知らせしている。よく入札中止になっているというものと契約課のホームページで見受けられます。それは業者から、これが抜けているとか、これがおかしいとかいう質問が来て、ああ、これはまずいぞ、仕様書に間違いがあったと、これを中止をしようという事例があるわけですね。これは全く見積り合わせる中を止ませよう、このまま契約をしていない。これが非常に分らないところですね。業者は必ずしも損失を被るということが分かっているから契約しているというの、この内容ですね。

2階のトイレのほうで連うのは、1階のトイレのほうは、これはしかし日付はゴム印だったんですけど、これも非常におかしいところですね。まず、1階と2階のトイレについて以上です。

と調整し、4月27日(土曜)から5月6日(祝日)の全10日間を中心に実施することとし、また、初日の土曜日以外は全て休園日であり、かつ4月27日の工事に關しても当該保育所の利用者が少ない土曜日を活用したもので、保育の実施に支障のない範囲で児童の安全確保を最優先に工事を実施するための最適な日程であったと考えられています。

また、契約につきましては、工事業者の部材発注期間や、現場以外での部材製作期間を含み早期に締結しているものであり、履行期限は、ゴールデンウィークでの工事終了後、翌日からの当該保育所の運営中における不具合等に対応できるように考慮しているものです。

(6) 「2 請求の理由(4) 工事写真について」
当該工事の1階分につきましては、結果として2件の工事を同一業者宛て発注することになりましたが、他の業者であったとしても現場の調整は可能であると考えています。

(7) 「3 損害の補填について」及び「6 前記平均落札率とは別の損害額について」

3-② 「1 請求の要旨(3)川崎市が被った損害の補填」について示したとおり、それぞれの工事は既易工事取扱規程に基づき、見積書を3者から徴取して、最低価格を提示した者と契約し、履行期限までに工事が完了したことを確認し、契約金額のおり支出したものであることから、当市に損害が生じていないものと考えます。

(8) 「7 完成品・検査日の日付が重なり同一であることについて」
業者が提出のため意図を訪問した際、日付が空欄だったため、業者に確認の上、担当職員が記入しました。

(9) 「8 開示請求拒否通知書について」

下記見積書は、担当職員が仕様書の検閲や予定価格の参考とするために徴取したものであることから、川崎市公文書管理規則第9条第1項に基づき事務処理上必要な期間は保存していましたが、仕様書の完成により保存期間が満了したため、廃棄しています。

4 結論

本件請求における工事は、関係法令等に従い適正に執行したものであり、違法との評価を受けるものではないと考えます。

事」と「トイレ間仕切り工事」がそれぞれ既易工事に該当するものと判断し、既易工事取扱規程に基づき手続を行ったものです。

(2) 契約方法の適法性について
第234条第1項では、「売買、賃借、請負その他の契約は、一般競争入札、指名競争入札、随意契約又はせり売りの方法により締結するものとする。」と規定し、また、同条第2項では、「前項の指名競争入札、随意契約又はせり売りは、政令で定める場合に該当するとき限り、これによることとする。」と規定しています。

この契約については随意契約(以下「少額随契約」という。)第167条第1号では少額金額の範囲については、川崎市契約規則第24条の2において規定されています。

なお、少額随契約を行う場合、川崎市契約規則第26条第1項では「市長は、随意契約をしようとするときは、なるべく2人以上の者から見積書を徴さなければならない。」と規定されていますが、競争性及び透明性を確保し、適正な価格で契約を行うため、「川崎市契約規則等の一部改正に伴う事務取扱について(昭和58年3月13日付け57川総用第240号助役専決。以下「助役専決文書」という。))」において、原則として3者以上の見積り合わせで執行することが通知されています。

既易工事取扱規程に基づく工事の執行は、これら法令で定められた手続等に基づいたものであることから、既易工事取扱規程に沿って執行された工事は、適法であると考えます。

3 川崎市職員措置請求書記載事項に対する本市の見解

(1) 「1 請求の要旨(2) 分割発注に係る違法性」について

既に、2 「既易工事(随意契約)により執行した損耗」で示したとおり、当該工事の1階分については、「トイレ便器等改修工事」と「トイレ間仕切り工事」がそれぞれ既易工事に該当するものと判断し執行したものです。

予算要求の段階から新たに、小便器3台、洋式便器3台、手洗い場1台及び掃除流し1台1点について「トイレ便器等改修工事」を実施することで3月に工事スケジュールを決定しました。しかし、工事スケジュール決定後、4月に当該法人から要望が上がり、建築工事として「トイレ間仕切り工事」の追加実施したものです。

このことから、「1件で発注が可能な工事を、250万円以下の工事2件に分割発注」したものではありません。

(2) 「1 請求の要旨(3)川崎市が被った損害の補填」について
全て否認します。既に、2 「既易工事(随意契約)により執行した損耗」で示したとおり、当該工事の1階分につきましては、既易工事取扱規程に基づき適正に執行したものです。

また、川崎市契約規則第24条の2第1項第1号で規定する金額の範囲内で契約したものであり、「違法契約を行った」ものではありません。
さらに、契約規則では、なるべく2人以上の者から見積書を徴することとなっておりますが、本件工事においては助役専決文書に従い、3者による見積り合わせを行うことにより、さらなる競争性を確保しています。

(3) 「2 請求の理由(1) 甲第3号証について」
(エ)については、3-①のとおり、設備工事と建築工事を行ったものであり、同一の工事種類であることを否認します。また、2-①のとおり、当初から予定された一連の工事ではありませ

ん。
(4) 「2 請求の理由(2) 既易工事チェックリストについて」
3-①のとおり、「トイレ便器等改修工事」を工事スケジュールに決定後、「トイレ間仕切り工事」を追加実施したものであり、分割発注であることについて否認します。

(5) 「2 請求の理由(3) 施工時期について」
既に「1 虹ヶ丘保育園園舎工事及びトイレ工事に至る経緯」のとおり、児童の安全確保を最優先に、工事内容や範囲をできるだけ絞り込み、工事スケジュールを決定しています。
当該工事の1階分「トイレ便器等改修工事」及び「トイレ間仕切り工事」につきましては、それぞれ4月18日と4月26日が契約日となっているのは事務執行日の違いによるものであり、また、それぞれに5月31日と6月8日を履行期限としているものです。

当該工事の1階分につきましては、極力休園日に工事を実施できるようあらかじめ当該保育所

別紙5

軽易工事（随意契約）に係る法令等（本件措置請求に関連する部分のみ）

- 1 地方自治法（昭和22年法律第67号）
（契約の締結）
第234条 売買、貸借、請負その他の契約は、一般競争入札、指名競争入札、随意契約又はせり売りの方法により締結するものとする。
2 前項の指名競争入札、随意契約又はせり売りは、政令で定める場合に該当するときに限り、これによることができる。
- 2 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）
（随意契約）
第167条の2 地方自治法第234条第2項の規定により随意契約によることができる場合は、次に掲げる場合とする。
1 売買、貸借、請負その他の契約でその予定価格（貸借の契約にあつては、予定賃借料の年額又は総額）が別表第五上欄に掲げる契約の種類に応じ同表下欄に定める額の範囲内において普通地方公共団体の規則で定める額を超えないものをするとき。
別表第五（第167条の2関係）
1 工事又は製造の請負 都道府県及び指定都市 250万円
- 3 川崎市契約規則（昭和39年規則第28号）
（随意契約によることができる場合の限度額）
第24条の2 令第167条の2第1項第1号の規定により随意契約によることができる場合の額は、次の各号に掲げる契約の種類に応じ、当該各号に定める額の範囲内とする。
(1) 工事又は製造の請負 2,500,000円
- 4 川崎市軽易工事契約事務取扱規程（昭和49年訓令第8号）
（趣旨）
第1条 この規程は、法令その他別に定めるもののほか、軽易工事について契約事務を分掌することによって、契約事務を迅速かつ適確に執行するため、その取扱手続を定めるものとする。
（定義）
第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
(1) 予算執行部局の長 川崎市予算及び決算規則（平成7年川崎市規則第10号）第2条第2号に定める局の長をいう。
(2) 工事執行部局の長 川崎市請負工事監督規程（昭和43年川崎市訓令第4号）第2条第2号に定める工事担当部局長をいう。
(3) 軽易工事 予算科目が工事請負費又は需用費に該当する1件 2,500,000円（需用費中100,000円以下以下のものを除く。）以下の工事（設計図書（工事用の図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書をいう。）の作成を要する工事を除く。）（予算科目が需用費に該当する工事にあつては、建築物の小破修繕に類する工事に限る。）をいう。
（工事見積書の徴取等）
第3条 予算執行部局の長は、軽易工事の必要が生じたときは、第7条に規定する業者から適格者を選定して工事見積書を提出させるものとする。この場合において、なるべく2名以上の業者を選定しなければならぬ。
2 予算執行部局の長は、川崎市予算及び決算規則第28条第1項に規定する予算執行向（以下「予算執行向」という。）に前項の工事見積書を添付の上、工事執行部局の長の工事費等の審査を受けるものとする。ただし、当該工事費等の審査をすることができている技術職員がいる予算執行部局にあつては、当該予算執行部局において審査を行うものとする。
3 前項本文の規定による審査は、予算執行向への合議をもって行うものとする。
（工事執行部局の長の承認）
第4条 工事執行部局の長は、工事費等の審査を行うものとし、当該工事費等に異議のないときは、合議を受けた予算執行向の承認を行うものとする。

- （随意契約の締結等）
第5条 予算執行部局の長は、前条に規定する承認を受けた工事費又は第3条第2項ただし書の規定による工事費等の審査に基づく工事費の範囲内で最低の価格をもって見積りしした者を随意契約の相手方として決定するものとする。
2 前項の規定により随意契約の相手方を決定したときは、請書（川崎市契約規則（昭和39年川崎市規則第28号）第8号様式）を提出させなければならない。
（監督及び検査）
第6条 予算執行部局の長は、契約の適正な履行を確保するため、職員のうちから監督員及び検査員を命じ、工事の監督及び検査をそれらの者に行わせるなければならない。
2 前項の検査は、請負業者から軽易工事完成届（別記様式）を提出させた後に行われなければならない。
（業者の選定）
第7条 予算執行部局の長が第3条において選定すべき業者は、次の要件に該当するものでなければならぬ。ただし、工事の性質上これによりがたい場合は、この限りでない。
(1) 本市の工事請負に係る有資格業者名簿に登録されていること。
(2) 工事の履行場所の近くに事務所を有すること。
(3) 本市工事の経験があり、かつ、誠意があるもの。
（執行状況の報告等）
第8条 予算執行部局の長は、軽易工事の執行結果を四半期ごとに取りまとめ、財政局長に報告しなければならない。
2 財政局長は、前項により報告を受けた執行の状況が業者選定等について適当でないとき認めるときは、予算執行部局の長に対しその改善を要求することができる。

2 川 監 公 第 11 号

令 和 2 年 6 月 16 日

川崎市職員措置請求について（公表）

令和2年4月17日付けをもって受理した標記の請求について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第5項の規定に基づき監査を実施しましたので、請求人に対する通知文を別紙のとおり公表します。

川崎市監査委員 寺 岡 章 二

同 植 村 京 子

同 嶋 崎 嘉 夫

同 沼 沢 和 明

(別紙)

2 川 監 第 1 9 5 号
令和2年6月16日

坂巻 良一 様

川崎市監査委員	寺 岡 章 二
同	植 村 京 子
同	嶋 崎 嘉 夫
同	沼 沢 和 明

川崎市職員措置請求について (通知)

令和2年4月17日付けをもって受理した標記の請求について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第242条第5項の規定に基づき監査を実施しましたので、請求人に対する通知文を別紙のとおり公表します。

監査の結果

第1 請求の受付

1 請求の内容

本件措置請求は、別紙1及び別紙2(事実証明書は添付省略)のとおり、市が令和元年度に少額随意契約の軽易工事として実施した川崎市虹ヶ丘保育園(以下「虹ヶ丘保育園」という。)における「2階トイレ便器等改修工事(以下「2階便器等工事」という。)」及び「2階トイレ間仕切り工事(以下「2階間仕切り工事」といい、以下「2階便器等工事」と併せて「本件2階トイレ工事」という。)」について、1件で発注可能な工事を250万円以下の2件の工事に分割して発注・契約した違法性があることから、一般競争入札若しくは指名競争入札を行った場合との差額である損害額を認定し、市の被った損害を補填するために必要な措置を執るよう求めている。

また、併せて令和元年度に実施した虹ヶ丘保育園における「1階トイレ便器等改修工事(以下「1階便器等工事」という。)」及び「1階トイレ間仕切り工事(以下「1階間仕切り工事」といい、以下「1階便器等工事」と併せて「本件1階トイレ工事」という。)」についても、2階便器等工事及び2階間仕切り工事と合わせて1件で発注可能な工事を250万円以下の4件の工事に分割して発注・契約した違法性があることから、一般競争入札若しくは指名競争入札を行った場合との差額である損害額を認定し、市の被った損害を補填するために必要な措置を執るよう求めている。

2 請求の受理

本件措置請求については、所定の要件を具備しているものと認められたことから、令和2年4月17日付けでこれを受理し、監査対象局をことも未来局とした。

第2 監査の実施

1 請求人の陳述

監査の実施に当たり、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第242条第7項の規定に基づき、令和2年5月11日、請求人から陳述の聴取を行った。この際、同条第8項の規定に基づくことも未来局の関係職員(以下「関係職員」という。)の立会いがあった。

請求人が本件措置請求の要旨を補足した内容は、おおむね別紙3のとおりである。なお、別紙3には、陳述を同時に行った虹ヶ丘保育園1階トイレ改修工事に係る監査結果(令和2年6月16日付け2川監第194号)の内容を含む。

2 関係職員の陳述

法第242条第8項の規定に基づき、令和2年5月11日、関係職員から陳述の聴取を

行った。関係職員からは、「住民監査請求に対する市の考え方」(添付省略)の提出があった。この際、同項の規定に基づく請求人の立会いがあった。
関係職員が説明した内容は、おおむね別紙4のとおりである。

3 監査対象事項

川崎市職員措置請求書並びに請求人及び関係職員の陳述内容を勘案し、2階便器等工事及び2階間仕切り工事を軽易工事として随意契約により執行したこと、また、1階便器等工事及び1階間仕切り工事並びに2階便器等工事及び2階間仕切り工事を軽易工事として随意契約により執行したことが違法又は不当といえるかを監査対象事項とした。

第3 監査の結果

1 事実関係の確認等

請求人の陳述、関係職員の陳述及び関係書類の調査等の結果、次のような事実関係を確認した。

(1) 軽易工事の定義について

軽易工事は、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。)第167条の2第1項第1号に掲げる、いわゆる少額随意契約に該当するものである。その定義については、川崎市軽易工事取扱規程(昭和49年訓令第8号)第2条において「予算科目が工事請負費又は需用費に該当し、1件2,500,000円(需用費中100,000円以下)のものを除く。)以下の工事(設計図書(工事用の図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書という。)の作成を要する工事を除く。)(予算科目が需用費に該当する工事にあつては、建物等の小破修繕に類する工事に限る。)をいう。」と規定されている。

(2) 本件各工事について

ア 本件各工事の実施に至る経緯

本市では、平成17年度から計画的に公立保育所の民営化を推進している。虹ヶ丘保育園は、独立行政法人都市再生機構が土地所有する虹ヶ丘団地内の敷地を賃借しているという制約もあり、民営化後の運営に関して独立行政法人都市再生機構との調整等を考慮した上で園舎の建替えを含めて手法の検討を行い、29年10月に現園舎の貸付による民営化を公表、30年8月に運営法人を決定、令和2年4月に移管が完了した。

虹ヶ丘保育園は、築40年以上が経過し、園舎内は修繕を要する箇所が散見されたが、民営化に当たり園舎を建て替える可能性があったことから、虹ヶ丘保育園を所管することも未末局子育て推進部保育所整備課(以下「保育所整備課」という。)

では、近年は緊急性の高い工事以外は実施を見送っていた。
現園舎の貸付による民営化にあたり、利用児童の生活環境の向上や運営法人職員の労働環境の改善を図る必要があったことから、運営法人決定後、平成30年度から令和元年度にかけて、園舎の修繕を行うこととした。

保育所は、日曜、祝日、年末年始を除き運営をしなければならず、工事を理由に一定期間休園することができなため、工事の執行に当たっては、児童の安全確保、保育所行事等の影響を考慮し、工事が短期間で終わるよう工事内容や範囲を調整の上、工事スケジュールを決定したとしている。虹ヶ丘保育園におけるトイレに係る工事はそれぞれ休園日となる春・秋の連休を工事スケジュールに組み入れ、保育所運営への影響をできるだけ小さくすることを図ったとしている。

トイレに係る工事については、平成30年9月の予算要求の段階では、老朽化している主なトイレ便器を取り換える工事、床をドライ化する工事及び老朽化している間仕切りを取り換える工事の実施を考えていたものの、運営法人と調整を重ね、修繕を考えていなかった箇所についても要望が上がり、工事内容を見直す過程で、当初の予定を変更して、便器等の工事においては洋式便器の交換等を追加して実施することとし、間仕切りの工事においては既存のものを使用するため実施を見送ることとし、工事スケジュールを決定したとしている。

また、工事スケジュール決定後、平成31年4月に運営法人から間仕切りを取り換える工事の実施について要望があり、間仕切りを取り換える工事を追加して実施することとしたとしている。

本件証拠によれば、2階便器等工事では、令和元年6月13日付けで3者に見積書を依頼、同月21日付けで業者選定・予算執行向起案、同月24日付けで決裁、契約し、軽易工事完成届の作成日・工事完成年月日・検査書の日付はいずれも同年9月30日付けとなっており、受注したのは有限会社星野工業(以下「B社」という。)、契約金額は2,484,000円(消費税及び地方消費税込み)であった。2階便器等工事の内容は、軽易工事仕様書等によると既存の便器撤去と新設のほか、床長尺シート貼、床下地組立、養生廃材処分費等であった。

本件証拠によれば、2階間仕切り工事では、令和元年6月20日付けで2階便器等工事に際し見積もりを依頼した3者に見積書を依頼、同月28日付けで業者選定・予算執行向起案、同年7月1日付けで予算執行向決裁、同日付けで契約し、軽易工事完成届の工事完成年月日は同年9月24日付け、作成日及び検査書の日付はいずれも同月25日付けとなっており、受注したのは2階便器等工事と同じくB社、契約金額は1,043,280円(消費税及び地方消費税込み)であった。

また、本件2階トイレ工事に先立って、本件1階トイレ工事を実施している。

本件証拠によれば、1階便器等工事については、平成31年4月1日付けで3者

に見積書を依頼、同月12日付けで業者選定・予算執行同起案、同月17日に予算執行同決裁、同日付けで契約し、軽易工事完成届の作成日・完成年月日・検査日はいずれも同年5月9日付けとなっており、受注したのは菅生建設株式会社(以下「A社」という。)、契約金額は2,076,840円(消費税及び地方消費税込み)であった。1階便器等工事の内容は、軽易工事仕様書等によると既存の便器撤去と新設のほか、床長尺シート貼、床下地組立、発生廃材処分費等であった。

本件証拠によれば、1階間仕切り工事については、4月10日付けで3者に見積書を依頼、同月18日付けで業者選定・予算執行同起案、同日付けで予算執行同決裁、同月26日付けで契約し、軽易工事完成届の作成日・完成年月日・検査日はいずれも同年5月17日となり、受注したのは1階便器等工事と同じくA社、契約金額は1,055,160円(消費税及び地方消費税込み)であった。

イ 本件各工事に係る事務手続

(ア) 運営法人からの要望の記録

運営法人と詳細な協議の上、間仕切りの工事は実施を見送り、便器等の工事を実施することと決定した後、改めて運営法人からの口頭による要望を受けて、1階間仕切り工事を実施することとしたが、運営法人から要望があった時期や具体的な内容等についての記録を保育所整備課は残していないとしており、これを確認することはできなかった。

(イ) 虹ヶ丘保育園における修繕の状況

虹ヶ丘保育園では、令和2年4月1日に予定されていた運営法人への移管に向け、前述のとおり平成30年度から令和元年度にかけて、園舎の修繕を行った。令和元年度に実施した工事は1階便器等工事及び1階間仕切り工事並びに2階便器等工事及び2階間仕切り工事のほか、調理室空調機交換工事、保育室間仕切り工事、沐浴室改修工事、記録室改修工事、廊下・階段壁補修工事であるが、これらはそれぞれ軽易工事として実施されている。

(ウ) 見積書等の日付

保育所整備課では、見積業者から、日付の記載がない見積書の提出を受けることがあり、その場合にはその場で業者に記入を依頼することや、業者に確認の上、担当職員が記入する場合もあるとしている。

2 監査委員の判断

(1) 地方公共団体における契約について

普通地方公共団体の行う契約事務の執行は、公正をもって第一義として、機会均等の理念に最も適合し、かつ経済性を確保しようという観点から、一般競争入札が原則とされ、随意契約は、施行令第167条の2第1項各号に該当する場合にのみ認められ

る極めて限定的な契約方法である。同項第1号では、金額の少額な契約についてまで競争入札で行うことは、事務量がいたずらに増大し、能率的な行政運営を阻害することから、契約の種類に応じた一定の金額を定めており、軽易工事はこれに該当するものであるが、本号を適用するために、故意に契約を細分化するような行為は許されないものとされている。

(2) 本件各工事の違法性・不当性について

ア 本件2階トイレ工事について

請求人は、本件2階トイレ工事の施工場所、工事の種類が同一であること等を理由に、1件の工事を2件に分割して発注・契約した違法性がある旨を主張していることから、本件各工事が分割発注によるものといえるか否かにつき、以下検討する。

前記事実関係のとおり、保育所整備課では、現園舎の貸し付けによる民営化にあたり、虹ヶ丘保育園は築40年以上を経過していたことや、運営法人から要望があったことにより、令和2年4月の移管に向けて虹ヶ丘保育園の修繕を行っており、本件各工事はその一環であった

しかしながら、本件2階トイレ工事に関する市の説明には、以下のとおり、自然な点が認められる。

(ア) 工事内容が、2階便器等工事はトイレ便器の撤去と新設のほか、床長尺シート貼、床下地組立等、2階間仕切り工事は間仕切りの撤去と新設であり、床長尺シート貼等の床工事を行う際に、間仕切りは障害となり、別工事とすることは著しく非効率であり、特に床長尺シートは通常切断することは想定されないもので、間仕切りだけを残すという工事内容自体、不自然であること。

(イ) 運営法人との協議を重ねた結果、便器等の工事の優先度が高いとして、間仕切りの工事の実施を見送り工事スケジュールを決定したとしながら、運営法人から要望を受けると2階間仕切り工事を追加実施する決定をしており、上記の意思決定のあり方も不自然である上、運営法人の要望に関する記録等もなく、上記経緯を裏付ける証拠が一切ないこと。

(ウ) 本件2階トイレ工事に関して、各工事の実施中や完成時の写真は同様のものが複数使用されており、各工事の履行期も完成日が同じであることが推定されるが、各軽易工事完成届の工事完成日や検査日には異なる日付が記載されているなど、かえって不自然な点が目立つこと。

(エ) 仮に(イ)に関する保育所整備課の説明が事実だったとしても、運営法人からの要望が平成31年4月にあり、本件2階トイレ工事は、本件1階トイレ工事の実施後であり、2階の間仕切り工事を行う決定を検討する時間は十分にあったにもかかわらず、本件1階トイレ工事と全く同様に、2階便器等工事と2階間仕切り工事を別工事としたこと。

注・契約した違法性があり、本件各工事についても、全体として1件で発注することにより更なる効率性が確保できた可能性があり、当該工事の執行方法には違法性が認められる。

他方、本件各工事を分割したことによる具体的な損害が生じたことを認めるに足りる証拠はなく、請求人の上記主張は採用できない。
よって、本件措置請求はこれを棄却する。

3 意見

監査結果は以上のとおりであるが、今回の監査を通じて、監査委員としての意見を述べらる。

(1) 組織の構造的な問題について

保育所整備課は、民営化する保育所等の整備を所管しており、従来から保育園の修繕、改修について軽易工事の手法により工事を執行している。

しかしながら、施設の老朽化が進む中で、250万円を超える工事の必要性も生じており、こうした事態に適正に対応するためには、軽易工事ありきとする職員の意識改革を徹底することはもとより、軽易工事以外の手法で工事を執行できる体制を構築するなど、適正な事務執行が行えるよう、早急に構造的な解決を図ることが求められる。いわゆる軽易工事等の少額随意契約は、地方公共団体における契約事務の例外的な手法であり、契約事務を自所属で完結させることができるため、迅速な対応が可能となる一方で、これを多用することは、担当する職員の裁量が極めて大きくなるなど、不祥事防止の観点からも問題があるといわざるを得ない。抜本的な対策を強く望むものである。

(2) 職員のコンプライアンス意識について

平成31年4月1日から、川崎市軽易工事取扱規程が改正され、従前は軽易工事の対象が1件250万円以下の建物等の小破修繕等に類する原形復旧工事であったものが、契約事務をより迅速かつ適確に執行するため、1件250万円以下の工事（新設・改良・撤去等を含む）に拡大された。これに伴い、事務の適正な執行を図るため、軽易工事に係る予算執行に関しては、対象となる工事が同規程に定める軽易工事の対象となるものか、1件の工事とすべきものを意図的に分割したものとないか等を確認するため、軽易工事チェックリストの添付を要すること等、内部手続きの整備が行われたほか、軽易工事の執行状況を四半期ごとに本市のホームページ「入札情報かわさき」に掲載し、公開することとなった。

しかしながら、これらの制度改正は、根底にコンプライアンス遵守の精神があつて初めて機能するものであり、それが欠如していれば単に形式的な手続きを付加するだけのものとなり、実効性を期待することはできない。

これらを踏まえ、本件2階トイレ工事は当初から意図的に工事を分割し、軽易工事による執行を前提としたものであると考へるほかなく、市の主張を信用することはできない。

イ 本件各工事について

次に、本件1階トイレ工事及び本件2階トイレ工事についても、1件の工事を4件に分割して発注・契約した違法性がある旨を請求人が主張していることから、これらの工事が分割発注によるものといえるか否かにつき、以下検討する。

これらの工事については、保育所運営への影響をできるだけ小さくすることを目的として工事スケジュールが決定されており、そのため休園日である春・秋の連休を工事スケジュールに組み込んだため、工期が離れていること、これらを1件の工事とした場合、工事を実施しない期間においても工事に係る現場代理人に係る経費を要することとなり、不経済であると市は主張しており、これらの工事を分けた理由として一定の合理性が認められないわけではない。

しかしながら、前記第3の1(2)イ(イ)記載のとおり、虹ヶ丘保育園では多数の工事の実施が予定されているが、全ての補修改修工事について軽易工事で行われており、最初から軽易工事とするために工事を分割した疑いさえ残るというべきである。本来、同一施設内の多数の補修改修工事が予定されていたことを考慮するならば、虹ヶ丘保育園に係る他の修繕工事と合わせて1件の工事とし、一般競争入札による契約を検討すべきであつたものと思料する。

(3) 本件2階トイレ工事に係る具体的な損害について

本件2階トイレ工事に係る具体的な損害について、以下検討する。
本件2階トイレ工事については、本来、1件の工事として競争入札により契約を締結すべきところ、これを分割して随意契約により契約を締結したものであるから、このような場合の損害については、上記工事の契約価格の総額が、仮に同工事を競争入札に付していた場合に形成されたであろう落札価格を上回る場合に損害の発生が認められるというべきである。

そこで検討するに、2階便器等工事及び2階間仕切り工事は、それぞれ軽易工事として実施されたことから、当然ながら工事担当部局による積算を経ておらず、本件各証拠書類によつても、具体的かつ詳細な仕様の把握ができないほか、競争入札に付していた場合との金額的な比較は困難であり、工事を分割したことによる具体的な損害額を認めることは困難であるといわざるを得ない。

したがって、本件2階トイレ工事を分割したことによる具体的な損害を算定することができず、損害が生じたか否かについては不明というほかはない。

(4) 結論

以上のとおり、本件2階トイレ工事について、1件で発注可能な工事を分割して発

また、見積書及び軽易工事完成届の日付について、保育所整備備課においては、保育所整備備課職員が記入する場合がありますが、見積書及び軽易工事完成届は、作成者が提出日付を記入し提出すべきものであり、日付が空欄で提出された場合に職員が日付を記入する運用は、これらの書類の正当性についても疑いを招くものであり、極めて不適切である。

職員のコンプライアンス意識の醸成、徹底を強く求めるものである。

別紙1

川崎市職員措置請求書（2階トイレ）

2020年（令和2年）4月17日

川崎市監査委員 様

住所 川崎市高前区五所塚1丁目21番3
氏名 坂巻 良一

1 請求の要旨

(1) 監査対象

甲第1号証及び甲第2号証に示すことも未末局子育て推進部保育所整備備課が地方自治法に定める一般競争入札もしくは指名競争入札という契約手続きを適用せず、随意契約である「川崎市軽易工事契約事務取扱規程」(以下「軽易工事取扱規程」という。)を適用し、発注・契約した2件の工事を監査対象とします。

なお、別件で住民監査請求いたします「虹ヶ丘保育園1階トイレ便器等改修工事」及び「虹ヶ丘保育園1階トイレ間仕切り工事」に係る予算要求等の公文書が開示され、1階及び2階のトイレ工事が一体のものであることが判明した場合には、1階及び2階の工事であります4件の工事を対象にするものであります。

(2) 分割発注に係る違法性

地方自治法第234条第1項及び第2項、地方自治法施行令第167条の2第1項第1号及び川崎市契約規則第24条の2に定めるいわゆる「少額随意契約」について適用する規定として、川崎市は「軽易工事取扱規程」を制定しております。

軽易工事取扱規程を適用する場合には、軽易工事取扱規程第2条に「1件250万円以下の工事をいう。」と定められており、1件の工事が250万円を超える場合は、一般競争入札もしくは指名競争入札に発注しなければなりません。

軽易工事取扱規程の運用については、契約課が策定した契約事務の手引きにおいて「1件の工事を複数に分けて発注することはできません。」と分割発注禁止を明確に記載しております。

甲第1号証及び甲第2号証の2件の工事は、「虹ヶ丘保育園2階トイレ便器等改修工事」及び「虹ヶ丘保育園2階トイレ間仕切り工事」という工事で発注・契約がなされており、1件で発注が可能な工事を、250万円以下の工事2件に分割発注し、発注した違法性があります。

(3) 川崎市が被った損害の補填

上記のとおり、甲第1号証及び甲第2号証の工事は、本来、地方自治法等に定める一般競争入札もしくは指名競争入札という契約方法で発注・契約を締結しなければなりません。しかしながら、甲第1号証及び甲第2号証の工事は、一般競争入札もしくは指名競争入札によらず、1件250万円以下の少額随意契約として2件の工事に分割発注し、より競争性の低い随意契約により契約を締結した違法契約を行ったものであります。

したがって、本来あるべき契約方法であります一般競争入札もしくは指名競争入札により契約を締結した場合と違法な競争性の低い随意契約により契約した金額の差額が、川崎市が被った損害であります。

以上により、川崎市の被った損害を補填するために必要な措置を執られるよう地方自治法第242条第1項の規定により請求いたします。

また、損害額の認定においては、財政局契約課が計算した平均落札率一覧表を参考に、民事訴訟法第248条の規定を類推適用し、監査委員が適切な損害額を認定すべきものと思料いたします。

2 請求の理由

甲第1号証及び甲第2号証を整理し、分割発注の状況が分かり易い一覧表として、甲第3号証を提出いたします。

結局、250万円を上限に、2分割したことから、工事工程で無理が生じる2分割となってしまう。
 (5) チェックリストその2
 もしかすると、一般競争入札又は指名競争入札を行った場合には、見積り合わせ契約より、契約手続きに時間がかかることを理由に軽易工事として、2分割工事にした、とことも未来局は主張するかもしれませんが、それにつきましては、前記(2)にありますが軽易工事チェックリストに次のような記載があり、分割発注の理由としてはいけないとされています。
 「特に、急であるから」という理由等で、手続まが簡便な軽易工事で執行するために250万円以上の性を分割して発注することのないようしてください。」
 以上の(1)から(5)を総合的に判断いたしますと、最初から、特定の1業者が受注すること想定して、2分割発注が行われた可能性が高く、信託契約の疑いが生じるものであります。

3 損害の補填について
 川崎市が被った損害の補填については、甲第1号証及び甲第2号証の工事は、前記のとおり、分割発注したもので、本来、地方自治法等に定める一般競争入札もしくは指名競争入札という契約方法で発注・契約を締結しなければならぬものを、1件250万円以下の少額随意契約として、より競争性の低い随意契約により契約を締結した違法契約を行ったものであります。
 したがって、本来あるべき契約方法であり、また一般競争入札もしくは指名競争入札により契約を締結した場合と違法な競争性の低い随意契約により契約した金額の差額が、川崎市が被った損害であり得ます。
 以上により、川崎市の被った損害を補填するために必要な措置を執られるよう地方自治法第242条第1項の規定により請求するものであります。

4 見積り合わせと契約システムについて
 過去の住民監査請求において、3業者による見積り合わせを行っているのだから、適正な競争は保たれており、損額の税金を投入して、契約システムを構築し、電子システムにより一般競争入札及び指名競争入札を行うことが、無駄な支出となり、契約システム自体が住民監査請求の対象となり得るものであります。
 つまじ、今後は、川崎市の行う入札は、10万円も、100万円でも、1千万円でも、1億円で、1千万円でも、すべて3業者による見積り合わせ契約を行えば済むもので、契約システムの維持管理費及び更新費は、ムダとなります。

5 平均落札率について
 また、損金額の認定においては、契約課が算出した平均落札率一覧表を甲第6号証として提出いたします。
 財政局契約課が作成した平均落札率一覧表を参考に、民事訴訟法第248条の規定を類推適用し、監査委員が適切な損金額を認定すべきものと思料いたします。

6 前記平均落札率と別損金額について
 なお、甲第3号証の下の特に「(有) 星野工業の見積額の比較」がありますが、それらの金額について、248条の規定を類推適用し、監査委員が適切な損金額を認定すべきものと思料いたします。

7 見積書及び完成届・検査書の日付け筆跡が同一であることについては、過去の住民監査請求でも指

(1) 甲第3号証について
 (ア) 工事所在地は、「虹ヶ丘保育園」であり、本件2件の工事は同一所在地です。
 (イ) 工事の種類は、甲第1号証及び甲第2号証ともに「2階トイレ工事」であります。
 (ウ) 工事箇所は、甲第1号証が「便器等改修工事」で、甲第2号証が同じトイレの「間仕切り工事(トイレのドア)に相当する部分」であります。
 (エ) したがって、虹ヶ丘保育園の2階にあるトイレの「便器」と「間仕切り」の工事を250万円以下工事費に2分割した工事で、同一の施工場所及び同一の工事種類であったことが分かります。このような工事の場合、個人や家庭や民間会社の場合、1つのトイレの便器とそのドアを2件の工事に分割して発注・契約することなど、その手間ひまを考慮した場合、有り得ない2分割工事であり得ます。

(2) 軽易工事チェックリストについて
 過去に分割発注があったことから、平成31年4月1日から「川崎市軽易工事契約事務取扱規程」が改正されたことに伴い、「軽易工事チェックリスト」が導入されました。
 甲第1号証においては、11ページ目にあります。
 甲第2号証においては、11ページ目にあります。
 その「1 軽易工事の執行について」の2段目の注意事項に「工事内容、業種、施工場所、施工時期が同じ、又はほぼ同じである工事等について、本来1件で発注すべき案件や250万円を超える案件を複数に分けて発注することはできません」と明確に記載されています。
 そのチェックリストを子チェックしたにも関わらず、本件分割発注が行われてしまいました。須藤課長が決議しています。

(3) 施工時期について
 本件の甲第1号証及び甲第2号証の工事は、6月24日及び7月1日～10月4日の工期となっております。つまり、【6月24日・7月1日】～【9月30日・10月4日】となっております。この工期から致しますと、7月1日～9月30日の間が、2件の工期が重なっている期間であり、違えば、前後に1週間それぞれ工期があるのみで、実質的には、ほぼ同一の工期であります。したがって、施工時期を理由とする分割発注としては、重複期間があることからしても、ほぼ同一時期の工事であり、分割の理由は存在しえないものであります。
 ただ、契約日が違ふことから、ことも未来局は、分割ではないと主張するかもしれませんが、しかしながら、過去の事例として、6ヶ月にわたって約1700万円余の工事を契約日では4分割、個別契約では7分割した事例があり、課長級の職員が文書注意を受けたとの新聞報道がありますので、甲第4号証及び甲第5号証を少しずらし、分割発注ではないと主張いたします。

甲第4号証及び甲第5号証を少しずらし、分割発注ではないと主張する理由を、甲第4号証及び甲第5号証と比較して、甲第1号証及び甲第2号証の工事が分割発注ではないとする合理的な理由を明らかにしてはなりません。
 原則として、分割発注しなればならない理由を明示し、少額随意契約の分割発注を禁止している全国の地方公共団体を納得させる合理的な理由でなければなりません。
 1週間ずらせばいいのかわ、1日ずらせばいいのかわ、1ヶ月ずらせばいいのかわ、半年ずらせばいいのかわ、1年ずらせばいいのかわ、明確かつ合理的な根拠を示すべきであります。
 地方自治法に定める「最少経費・最大効果」の大原則にも照らさなければなりません。

(4) 工事写真について
 本件の甲第1号証及び甲第2号証の工事写真を見ていただければ、この工事を2分割する理由は、存在しません。
 トイレの改修に係る床工事、壁工事、便器工事、ドア工事等を2分割にして発注していることが、工事写真から分かるもので、仮に、2件の発注で、別々の業者が受注してしまつたら、工事の進捗をどのように調整したらよいか。

その摩阿不思議な見積書を甲第13号証及び甲第14号証として提出いたします。
この状況から、官製監査もしくは業者談合が疑われる状況であります。

10 ことめ
本件の分割発注事案は、非常に分かり易い分割発注事案であります。
本件工事は、軽易工事規程が改正されて以降の工事であり、その改正の一つに、チェックリストを新たに追加したことから、決裁権者であります課長さんは、当然、チェックすることに、分割発注を未然に防ぐことができたはずであります。

しかしながら、チェックリストは有効に作用せず、甲第4号証による10年前の全庁的な軽易工事の不適切契約が発生し、「制度の見直し」を明言したものの、何ら見直しを行わなかった事実があることから、今回の軽易工事規程の改正も、課長職を含め、職員には浸透しない恐れが今回の分割発注により顕著化したものと考えます。

なぜ、分割発注が是正されないのか。
分割発注を行わず、本来の契約課発注とすれば、各所管課は自らの業務が減少するにも関わらず、あえて自らの業務量を増やす分割発注を行っています。

いわゆる夜所仕事の中には、自らのメリットの無い仕事は避ける傾向があります。
その点からすると、本来であれば、川崎市の規定上、契約課が行わなければならない業務であるにも関わらず、あえて、保育所整備課が自らの業務量を増やすことを行っているものであります。
そこには、分割発注を行う保育所整備課には、業務を増やしてまでも、何らかのメリットがあると思われません。

11 ことめ
1 1階トイレ及び2階トイレのまとめ
1階トイレの工期は、4月18日～5月31日及び4月26日～6月8日の工期となっております。
2階トイレの工期は、6月24日～9月30日及び7月1日～10月4日の工期となっております。
したがって、1階及び2階のトイレの工期は、2週間の途切れがあるものの、一連の工期といえるものであります。

そのことからすると、当然の如く1階トイレ及び2階トイレの工事をまとめて予算要求している可能性があり、予算内示も「虹ヶ丘保育園1階・2階トイレ工事」というものであった可能性が高いものであります。
それを解明するために、「虹ヶ丘保育園1階・2階トイレ工事」に係る予算要求及び内示に係る一切の図書類の公文書開示請求として、甲第15号証を提出いたします。
4月14日付けで請求いたしておりますので、随々や公文書毀棄が無ければ、陳述までには開示されるものと思われまます。

そのことから致しますと、1階トイレ及び2階トイレの工期は、施工時期がほぼ同一の時期となり、1階トイレ2分割及び2階トイレ2分割の4分割工事といえるものであります。
以上のことから、1階トイレ2分割及び2階トイレ2分割の4分割工事は、4月18日～10月4日の工期として、1件で発注が可能工事といえるものであります。

1階トイレ2分割及び2階トイレ2分割の工事を詳細に調査した場合、(株)菅生建設もしくは(有)星野工業が、当該4分割の工事すべてを事実的に施工した可能性もあり得るものであります。

添付資料

- 【甲第1号証】・・・「虹ヶ丘保育園2階トイレ便器等改修工事」
- 【甲第2号証】・・・「虹ヶ丘保育園2階トイレ間仕切り工事」
- 【甲第3号証】・・・「虹ヶ丘保育園2階トイレ工事比較一覧表」
- 【甲第4号証】・・・平成21年5月28日付け東京新聞「軽易工事の全庁的不適切契約報道新聞」

揃ってきたところですが、見積書及び完成届の日付けを市の職員が記載したとする違法行為(刑法に定める「公文書偽造等」)があったとするならば、それは許されません。
見積書の筆跡を拡大したものを甲第7号証及び甲第8号証として提出いたします。

そこで、今回の筆跡については、職員が記載したとの主張を行う可能性がありますが、その場合は、公文書偽造等の罪を自白したのと同じとして、刑事訴訟法の規定に依り、告発すべきであります。

また、完成届は、業者が記載するものであり、検査書は、市の検査員が記載するものであります。本件2件の完成届及び検査書の日付けが同一筆跡と思われませんが、この日付けの記載は、一体、誰が記載したのか、
記載範囲の無いものが記載した場合は、法令に基づいた必要な措置を講ずるべきであります。
関連規定として、甲第9号証及び甲第10号証を提出いたします。

8 開示請求拒否通知書について
本件に係る公文書開示請求を行い、それに対する開示請求拒否通知書が請求者あてに交付されたので、それを、甲第11号証として提出いたします。

甲第11号証の内容は、「仕様書作成及び設計積算のための参考見積書(下見積書)の徴収依頼文及び徴収した見積書」でありますが、これも未末局は、「仕様書作成及び設計積算のための参考見積書(下見積書)の徴収依頼文及び徴収した見積書」は、「特に軽易な文書(公文書管理規則7条ただし書き)」であり、仕様書作成完了に伴い事務処理上必要がなくなったことから廃棄しているため、関係図書が存在しない」とし、開示請求拒否しました。

そこで「公文書管理規則」を甲第12号証として提出いたします。
甲第12号証には、確かに「軽易な公文書」と判断した根拠をお示しください。
それでは、「見積書」を軽易な文書と判断した根拠をお示しください。
設計積算のための下見積書は、市民の貴重な税金を使って執行する工事においては、その設計積算額が適正か否かを検証するための重要な図書類であり、粗雑なく廃棄した場合は、罪に問われる場合(公用文書等毀棄罪)もありますので、随々いせいで、提出すべきであります。
国会でも、過去に、文書不存任としてきた文書が、見つかり出てきた例は、いくつつかありますので、これも未末局におきましても、今一度調査をお願いいたします。

9 見積書の不思議について
虹ヶ丘保育園に係る1階トイレ工事及び2階トイレ工事について、それぞれ住民監査請求を提出いたしました。
1階トイレ工事は「菅生建設(株)」が受注しております。
2階トイレ工事は「(有)星野工業」が受注しております。
それぞれの見積書を見れば見るほど不思議な見積書であります。

1階トイレ工事を受注した「菅生建設(株)」の見積書の一つの例として、見積書の一番上に記載されております「既存幼児用和式大便器撤去」の単価であります。菅生建設(株)が受注した単価は、「3,000円」と見積もられており、その2ヶ月後に2階トイレの発注があり、(有)星野工業が受注しております。

そこで、それぞれの見積額を比較してみました。
見積書の一番上にあります「既存幼児用和式大便器撤去」の見積り単価は、菅生建設(株)が受注した際の2階のトイレの見積り額は、「4,500円」と見積もっています。
菅生建設(株)が受注した際の1階のトイレの見積り額は、「3,000円」と見積もっています。
菅生建設(株)は、2ヶ月の遅いで、単価を1.5倍と見えています。

その2階のトイレを受注したのが、(有)星野工業で、受注した単価は、2ヶ月前の菅生建設(株)が見積もった同じ額であります「3,000円」で見積り、受注しております。
その他の項目の見積額も精査すれば、摩阿不思議な見積書となっております。

別紙2

川崎市職員措置請求書(2階トイレの補充書)

川崎市監査委員 様
2020年(令和2年)5月11日
住所 川崎市高津区五所塚1丁目21番3
氏名 坂巻 良一

新たに公文書が開示されたことから、補充書を提出いたします。

第1 令和2年4月27日付け2川こ保整第106号により開示された公文書について

1 当該公文書の内容について
当該公文書は、「令和元年度に執行した虹ヶ丘保育園の工事に係る予算要求時の関係図書類一式」であります。

2 開示請求拒否通知について

なお、当該公文書は、甲第11号証により「既に廃棄しているため関係図書類が存在しない。」として開示請求拒否通知があった対象の公文書に該当いたします。

実質的には、開示請求対象公文書は保存していたことになり、開示拒否したことは、何か見られなくない内容であったと思われま

3 見られなくない内容について

まず、表題であります「虹ヶ丘保育園内部補修工事」となっており、その予算要求のための参考見積書には、見積り期日の記載は有りませんが、予算要求の資料でありますので、工事執行の前年の平成30年8月前後の見積書だと思われま

4 分割発注について
以上のことから、虹ヶ丘保育園の1階トイレ及び2階トイレについての補修工事については、少なくとも、工事執行の前年の平成30年の8月前後、ことも未だ来局子育て推進部保育所整備課において、意思決定されているものであることからすると、虹ヶ丘保育園の1階トイレ及び2階トイレについての補修工事については、1件工事として、発注が可能であったもので、本件住民監査請求の対象であります甲第1号証及び甲第2号証の工事は、まさしく分割発注そのものであります。

第2 保育園工事に係る過去の分析について

1 契約金額別の工事件数一覧について
軽易工金の金額が250万円までとなった平成19年度から平成30年度までの「保育園」という名称が付された補修工事について、10万円刻みの契約件数のデータを整理いたしました。

2 250万円以下の件数について

その一覧表を甲第17号証として提出いたします。
甲第17号証で一目瞭然であります。
軽易工事の対象となる250万円までの件数は、各10万円刻みで、ほぼ毎年、1件乃至数件あります。

- 【甲第5号証】・・・平成21年5月28日付け報道新聞された不適切分割発注事例
【甲第6号証】・・・契約書が算出した平均発注額一覧表
【甲第7号証】・・・甲第1号証の見積書に係る筆跡が同一である状況の拡大コピー
【甲第8号証】・・・甲第2号証の見積書に係る筆跡が同一である状況の拡大コピー
【甲第9号証】・・・刑法第165条から第158条
【甲第10号証】・・・刑事訴訟法第239条
【甲第11号証】・・・開示請求拒否通知書
【甲第12号証】・・・川崎市公文書管理規則
【甲第13号証】・・・1階トイレ工事受注業者と2階トイレ受注業者の麻評不思議な見積書
【甲第14号証】・・・1階トイレ工事受注業者と2階トイレ受注業者の麻評不思議な見積書
【甲第15号証】・・・公文書開示請求書

当然、技術職員が在籍している職場においては、そのような書籍を参考に予定価格を設定していると思われませんが、事務職員であっても、それらの書籍がある職場に出向けば、予定価格の設定に必要な資料は入手可能であります。

また、参見積りの除税・確認においても、それらの資料は有効であり、必要に応じて参見積書のチェックを行うことができるものであります。

また、それを行うべきであります。

技術職員の確認を必要としているものも、参見積書が提出され、予定価格を設定する際には、輕易工事関係においては、出された参見積書が適正な金額であるか否か、また、その参見積書により適正な予定価格が算出できるか否かを確認する必要があります。

決して、提出された参見積書について、まったく検証確認せずに、そのまま予定価格とすることは絶対に避けなければなりません。

なせならば、予定価格の定義が、甲第20号証に示す川崎市契約規則第14条第2項に「予定価格は、契約の目的となる物件又は役務についての取引の単価、需給の状況、履行の難易、数量の多寡、履行期間の長短等を考慮して適正に定めるものとする。」と規定されています。

4 本件住民監査請求対象工事の参見積額と受注業者の見積り(入札)額について整理した書面を甲第27号証として示します。

見て分かる通り、参見積額より受注見積り(入札)額の方が高くなっています。

この状況は、あつてはならないものであります。

つまり、契約規則上、予定価格を設定しているはずであります。その予定価格となるべき額を上回っている受注見積り(入札)額で契約がなされています。

なぜならば、参見積額は、予算設定や予定価格設定のために徴収した業者参見積りであるもので、参見積額より受注見積り(入札)額の方が高くなっているということは、予算額や予定価格を上回った状況で、契約がなされているということでもあります。

法令に準じた契約であれば、見積り(入札)不調にしなければならぬ契約であります。

甲第27号証の内容について、その元となつている資料を甲第28号証に示します。

甲第16号証の参見積書により、工事執行の前年の8月頃には、虹ヶ丘保育園の1階・2階のトイレを含む各工事が既にことも未来局子育て推進部保育所整備課において、意思決定されていたものであります。

そこで、本来であれば、それらの工事をまとめて1件工事として競争入札で執行すべきであったものであります。それを250万円以下の複数の工事に分割し、発注した官製談合の疑いがあります。

それの一端を示す証拠として、甲第29号証を示します。

それは、菅生建設株式会社の見積り合寄せにおいて提出された見積書であります。

上下2段で示しておりますが、上が菅生建設株式会社が受注した際の「1階トイレ」の見積書であり、下が菅生建設株式会社が受注しなかったもしくは受注できなかった「2階トイレ」の見積書であります。

1階・2階のトイレは、ともに同様の構造であり、見積り項目も同様となっております。その見積り額において、不思議な見積書となっております。

菅生建設は、4月に「1階トイレ」を受注しており、続いて6月に「2階のトイレ」の見積り額に合わせにも参加しておりますが、なぜか、「1階トイレ」の見積額の20%から50%も高い見積り額を提示しております。

常識で考えますと、「1階トイレ」の経費もあることから、「2階のトイレ」の見積額は、経費があることからのより低い見積り額を提示することも可能であったわけであり、それを逆に20%から

特に、240万円超から250万円までの件数は、他の金額の件数と比較してより多くの契約件数となつております。

3 250万円を超えた件数について
250万円までの件数の中で、240万円代の10万円刻みの工事件数がより多くの件数になってい
ますが、250万円を超えた途端、工事件数は、バタッとなくなります。

保育園の施設や整備が、輕易工事の基準の250万円に含ませて載れている状況が、一旦驟然と
あり、特に240万円代の10万円刻みの範囲には、集中して、保育園の施設や整備が、載れている
ようでありまして。

4 甲第17号証からは、そう見えないでしょうか言えません。

甲第17号証が示す真実について
しかしながら、真実としては、ことも未来局が発注する契約は、そのほとんどを1件250万円
以内の工事で発注せよ、としているものであります。

具体的に示しますと、甲第18号証として、①同じ保育園の中の工事の場合、250万円以内であ
れば、1階の工事や2階の工事を一括して、1件工事で発注しているものがあります。

また、甲第19号証としては、②合わせるとその予定価格が、250万円を超えるようになった途端、
1階は1階のみで単独発注し、2階は2階で単独発注しているものがあります。

さらに、甲第20号証としては、同じ年度と同じ保育園で、前記①と②の同様契約が並列して存
在しているものがあります。

以上の事実を整理いたしますと、ことも未来局子育て推進部保育所整備課が発注する1件工事
及び分割発注の定義は、その工事の予定価格が、250万円以内か、250万円超かの違いであり、それ
を統計的に数値化したものが、甲第17号証であり、250万円を超えた途端、契約件数がバタッと
無くなるのが、その真実を証明しております。

なお、(1)契約件名、(2)契約番号及び(3)契約日から分割発注が推測できる契約事例を
甲第21号証として提出いたします。

第3 参見積書について
1 「参見積書とは」について
甲第22号証及び甲第23号証として、参見積書とは何かを説明した書面を示します。

参見積書は、予算要求や予定価格を決定するためのものであります。
したがって、予算額や予定価格を上回る入札額は認められませんので、当然ながら、受注額よ
り高い金額が参見積書には記載されるものであります。

2 予定価格について
川崎市契約規則を甲第24号証として示します。

第25条に、「随意契約を締結する場合は、第13条及び第14条の規定に準じて予定価格を定めるも
のとする。」と規定されており、輕易工事であります随意契約も当然ながらこの規定が適用されま
す。

3 事務職員でもできる予定価格の設定について
甲第25号証及び甲第26号証を示します。

川崎市役所において、輕易工事でも当然ながらこの規定が適用されま
す。

甲第25号証は、一般財団法人経済調査会の出版物についてであり、甲第26号証は、一般財団
法人建設物価調査会の出版物についてであり、

それらの書籍は、必要に応じて、月刊、季刊、年刊で発行されており、各種価格の通時適切
な市場価格を知ることが出来ます。

川崎市役所においても、技術部門においても、それらを購入し、それらを購入し、設計積算の参考資料にして
いると思われまして。

50%も高い見積り額を提示することは、入札参加制度の常識からは考えられないことであり、また、それは、なぜか、そこに何かがあります。

- 6 分割発注に伴う経費の問題点について
甲第1号証の「便器」の見積りには「廃材処分費」が計上されておりますが、甲第2号証の「間仕切り」の見積りには、撤去工事はあるものの、通常では計上されなければならない撤去工事に伴う「廃材処分費」が計上されていません。
- これは、当初から、特定の1社が、甲第1号証の「便器の工事」も甲第2号証の「間仕切り」の工事」も受注することを前提に、仕様書及び予定価格が作成されていたからとしか考えられないものであります。
- このような場合、通常の入札や見積り合わせの場合、甲第2号証の「間仕切り工事」には、「廃材処分費」が計上されていないとの疑問や問合せがあるのが普通であります。
- なぜならば、その仕様書では「廃材処分費」は、受注業者の持ち出しとなってしまうからであります。
- このことから、甲第1号証及び甲第2号証の工事は、自製談合の疑いが残るものであります。
- 分割発注しなければ、財政局契約となり、ことも未来局が契約事務を行う必要が無いもので、自らの業務が増えることをあえて行うことについて、合理的な説明が出来なければ、そこに一体何ががあるのか。

第4 まとめ

- 1 甲第16号証について
工事執行の前年の8月後には、虹ヶ丘保育園の1階トイレ及び2階トイレについての補修工事をを行うことが、既に、ことも未来局子育て推進部保育所整備課において、意思決定されていたことを証明する証拠であることから、甲第1号証及び甲第2号証の工事は、分割発注であったことが、明らかであります。
- 2 甲第3号証について
見積り組合せが同一の3業者であり、受注業者以外の2社は、250万円を越える見積書を提出しており、当然、予定価格オーバーとなることが分かっているにもかかわらず、250万円を越えた見積書が提出されている。
- 3 甲第17号証について
廃材処分費が、間仕切り工事に計上されていない疑問がある。
- ことも未来局子育て推進部保育所整備課が、250万円超から450万円までの工事において、平成19年度から平成30年度までの統計数値では、12年間で、2件の補修工事しか財政局契約としていない実態が明らかになっていきます。
- それと比較して、250万円以下の工事は、数多くことも未来局子育て推進部保育所整備課で執行しており、特に、240万円超から250万円以下の契約金額のところには、集中している実態があります。
- 4 甲第18号証について
甲第18号証に示す各工事は、250万円以下の工事であるので軽易工事として執行できるとの考えから1階及び2階を一括した工事として発注し、1件工事として執行しています。
- 5 甲第19号証について
甲第19号証に示す各工事は、甲第18号証と違い、1階及び2階の工事金額を合わせると250万円を超えることから、1階及び2階の工事を別々に、2件の工事として執行しています。
- 6 甲第20号証について

甲第20号証に示す各工事は、前記の甲第18号証及び甲第19号証の工事を同一保育園の同一年度において執行しているものであります。

- つまり、1階と2階の工事については、1件工事とするか、分割した工事とするかの基準は、250万円以下か、250万円を超えるかが基準となっていることが明確に分かる証拠であります。
- 7 甲第21号証について
甲第21号証に示す各工事は、各種分割工事の状況を示すものであります。
- 契約日をすらすらと、分割発注をこまかく手法が加えられています。
- 8 甲第22号証及び甲第23号証について
参考見積書とは何かについての資料であります。
- 参考見積書に記載される金額は、契約を前提とした見積書より高く金額を記載する理由が明確に記載されています。
- 9 甲第24号証について
川崎市契約規則において、軽易工事であります隨意契約においても、予定価格を設定しなければならぬことが明確に規定されています。
- 10 甲第25号証及び甲第26号証について
予定価格を設定する際、予算要求をする際、提出された見積書が適正か否かを判断する際、技術職員でなくとも事務職員でも、甲第25号証及び甲第26号証に示す刊行物を参考にすれば、一定の判断が可能で資料が存在するものであります。
- 11 甲第27号証について
参考見積額と受注した業者の見積額を比較したもので、参考見積書を復取した理由が、予算要求の為であったり、予定価格を設定するためであったりした場合は、非常に不可解な表が事実として示されています。
- 完全に予定価格オーバーである見積書により、契約がなされている事実が示されているものでもあり、
- 他の案件で、参考見積書は、「軽易な文書につき既に廃棄しました」との理由から、参考見積書の開示を拒む職にある理由が分かっているものであります。
- 12 甲第28号証は、前記甲第27号証の元となった資料であります。
- 13 甲第29号証は、甲第29号証は、衛生建設株式会社1階を受注した見積書と2階を受注できなかったもしくはなかった見積書を比較したものであります。
- 甲第29号証は、衛生建設株式会社1階を受注した見積書と2階を受注できなかったもしくはなかった見積書を比較したものであります。
- 受注できなかった見積書は、受注した見積書の20%から50%高く見積額を記載しております。
- なぜ、このような見積書となったのか、適正な受注競争がなされている場合には、有り得ない見積書であります。

第5 さいごに

上記のとおり、各種証拠により、本件住民監査請求対象の契約は、非常に不可解な見積り合わせ契約であった実態が見えてきたものであります。

甲第4号証に示す約10年前の全庁的な軽易工事の不適切な契約が、まったく反省されず、未だに継続している実態は、納税者であります市民の立場からは、絶対に許されるものではありません。

添付資料

【甲第16号証】・・・「令和元年度に執行した虹ヶ丘保育園の工事に係る予算要求時の関係図書類一式」とする開示文書

別紙3

請求人の陳述録

- 【甲第17号証】・・・「平成19年度～平成30年度工事名に「保育園」「保育園」という名称がついた補修工事の契約件数一覧（10万円刻み）」
- 【甲第18号証】・・・「250万円以下であれば、1階及び2階を1件工事として発注契約した事例」
- 【甲第19号証】・・・「合わせて、250万円を超える場合は、1階と2階を分割して発注契約している事例」
- 【甲第20号証】・・・前記14号証と15号証の事例が、同一保育園の同一年度で契約している事例
- 【甲第21号証】・・・その他多くの分割発注事例
- 【甲第22号証】・・・「参考見積書」とは
- 【甲第23号証】・・・「参考見積書」とは
- 【甲第24号証】・・・川崎市契約規則
- 【甲第25号証】・・・一般財団法人経済調査会の刊行物
- 【甲第26号証】・・・一般財団法人建設物価調査会の刊行物
- 【甲第27号証】・・・「参考見積額と受注業者の受注額の比較」
- 【甲第28号証】・・・前記23号証の元となった資料
- 【甲第29号証】・・・菅生建設が受注した1階トイレの見積書と菅生建設が受注できなかった2階トイレの見積書の比較

それでは、説明をさせていただきます。

まず、虹ヶ丘保育園の1階と2階のトイレ、証拠類、一括ちよっと連うものもありましては、一括に御説明をさせていただきます。

1階トイレのほうの甲第13号証、お手元にあると思いますけれども、これが分割発注で一番分りやすい証拠だと思いますので、ちよっと見せていただければと思います。ここにありますのは、平成19年度、軽易工事は毎年、これは金額が毎年ではないです。そのときの経済状況によって国のほうで金額の変更があります。前は、たしか軽易工事、少額発注契約100万円だったと思うんですけども、平成19年度から250万円になりました。今もそのままの金額でございます。それで、平成19年度から30年度までのデータを取りました。150万円までは、これは細かくしようがないと思いますが、1円から150万円まで、一番左側のところですね。細かくしてあるところ、ここはまとめた数字になっております。19年度112件から30年度59件まで、12年間にわたって総計数が1,342件ございます。150万円超から160万円までと、あとそれぞれ10万円刻みで置きました250万円まで、それぞれの契約件数をここに記載をさせていただきます。

見てお分かりのとおり、軽易工事で契約ができるところで、250万円まではそれなりの件数が契約をされております。250万円を超えた途端にほとんど契約がなくなっているという状況ですね。21年度に440万円超から450万円まで1件、それと24年度に280万円超から270万円までの1件、この12年間で、250万円超から450万円までの10万円刻みの契約件数データで、わずかったの2件しか契約をしてございません。250万円まではそれなりの契約件数がございます。

まず基本的に、これを頭に入れたら、続いて甲の16号証を見ていただきたいと思いますが、平成21年度の契約データがここに載っております。2枚とも、これが21年度のデータですね。最初のページが、これは倉崎保育園のもので、これの上の枚が1階と2階の押し入れ改修ということで248万8,500円、これは250万円以下でありますので、1階と2階をまとめて1件工事として発注しております。

ところが、これは同じ平成21年度の倉崎保育園ですけども、これは2つ合わせると250万円を超えてしまう。同じ倉崎保育園の1階、2階の床の改修工事ですね。上のように250万円以下であれば1件契約をするのと同じです。2階、合わせて250万円を超えたと250万円を超えたと、1階、2階、1階で237万1,110円、2階の工事で235万3,050円という、こういう契約がなされております。しかも、一番左側の契約番号を見ていただきたいと思いますが、年度次の契約番号ですね。下4桁が2135と2136ですね。これは連番になっております。連番というのは、ほぼ同じ日に決裁がなされている手この番号にしたいということとつづける番号で自動的に振られるものでありますので、職員が勝手にこの番号を取ったというクリップをしますと自動的にこの契約番号が振られてきます。と契約システムで、決裁を取った日はほぼ同じ日、2135、2136ですね。

それと、見ていただきたいのは右のほうですね。契約日。1階のほうは4月6日、2階のほうは4月23日と、かなり開いているんですね。決裁日が同日であるにもかかわらず、契約日をあえてずらしている。これは分割発注が分らないような形にするというふうな目的かと思われまして、そのために、あえて契約日をずらしている。

次のページを開いていただきたいと思いますが、次のページは、これは宿河原保育園の軽易工事の発注の例でございます。上のほうが、これは1階と2階の工事、同じく250万円以下です。1階、2階、1階で発注をしているんですけども、2件合わせて250万円を超えてしまうということで、2階と1階を分割して発注しているというの事例ですね。

今回の虹ヶ丘保育園の1階と2階のトイレもそうですけども、そのときそのときによって、1件工事、2件工事、3件工事、いろいろ発注理としては工夫をやってやっていると分かります。時間がありませんので細かくは後で見たいんですけども、同じく14号証は、いろんな階とか部屋を1件工事で発注しているものがございます。細かくは時間の関係で説明いたしません。これも250万円以下であれば、あつちの部屋、こつちの部屋、1階、2階、全てまとめて1件で発注しているという事例が14号証でございます。

それに引換え、250万円を超えた場合にはどうなっているかと、今度15号証ですね。これも1階と2階で、大師保育園と、次のページが夢見ヶ崎保育園ですね。1階と2階で、これも分割している

別紙 4

関係職員の陳述録

令和2年4月17日付け川崎市職員措置請求書(2階トイレ)による措置請求(以下「本件請求」という。)に対する本市の見解につきましては、次のとおりです。

1 虹ヶ丘保育園園舎工事及びトイレ工事に至る経緯
本市では、平成17年度から計画的に公立保育所の民営化を推進しており、保育環境の向上のため園舎の老朽化への対応等も含め、園舎の建替えを伴う民営化の手法を多く採用してきました。本件請求における虹ヶ丘保育園(以下「当該保育所」という。)は、独立行政法人都市再生機構が土地所有する虹ヶ丘団地内の敷地を賃借しているという制約もあり、民営化後の運営に関して都市再生機構との調整や地下延延計画による保育需要の影響なども考慮し、民営化決定の直前まで手法の検討を行い、結果として、現園舎の貸し付けによる民営化を決定し、平成29年10月に公表、平成30年3月に「平成30年度川崎市公立保育所の民営化に係る設置・運営法人募集要項」(乙第1号証)に基づき、運営法人(以下「当該法人」という。)を募集、平成30年8月に当該法人を決定、令和2年4月に移管が完了したところです。

当該保育所は築40年が経過し、園舎内は修繕が必要な箇所が複数ありましたが、上記のように、園舎を建て替える可能性があったため、近年は緊急性の高い内容以外、修繕を見送ってきた状況がありました。しかしながら、民営化にあたっては、利用児童の生活環境の向上や当該法人職員の労働環境の改善を図る必要が不可欠であると考えており、当該法人との打ち合わせを平成30年9月から重ねていく中で、「(仮称)虹ヶ丘保育園民営化保育所の施設整備等」に係る要望(乙第2号証及び乙第3号証)及び「(仮称)虹ヶ丘保育園民営化保育所の施設整備等」に係る要望変更希望(乙第4号証)等に基づき要望がなされたものです。要望については、予算の範囲で可能な限り反映することとし、実際の主な修繕は令和元年度において行うこととしました。

保育所は、日曜、祝日、年末年始を除き、月曜日から土曜日まで運営しなければならぬため、園舎内の修繕を行うにあたっては、月曜日から土曜日まで一定期間休園することが出来ません。工事などを第一目的とするならば、隣接敷地等に仮設園舎を建てた上で保育を実施するという手法が考えられますが、費用が膨大に掛かり現実的ではなく、また、民営化までの期間に必要な工事をまとめて発注するなどの一連の手続きを終えることも出来ません。工事の執行に当たっては、児童の安全確保を最優先に、また保育の実施に支障のない範囲で保育所行事等との日程調整を行うとともに、1つの工事(修繕)が短期間で終わるよう、工事内容や範囲を出来るだけ絞るだけ絞り込み、工事スケジュールを決定することにより、令和2年4月の当該法人への移管を円滑かつ確実に行うことを念頭に置いてきました。

このようことから、当該保育所のトイレ工事(以下「当該工事」という。)につきましては、1階と2階とに分け、修繕を行なったものです。

2 軽易工事(随意契約)により執行した根拠
(1) 工事の内容について

「川崎市軽易工事契約事務取扱規程」(以下「軽易工事取扱規程」という。)におきましては、軽易工事を「予算科目が工事請負費又は需用費に該当し、1件2,500,000円(需用費中100,000円以下のものを除く。)以下の工事(設計図書(工事用の図面、仕様書、現場説明書及び現場説明)に対する質問回答書をいう。)の作成を要する工事を除く。(予算科目が需用費に該当する工事にあっては、建物等の小破修繕に類する工事に限る。)をいう。」と規定されています。

園舎工事の實施に際して、平成30年9月の予算要求段階では、当該工事については、1階と2階それぞれで実施することとし、その内容については、老朽化している主なトイレ便器を取り換える工事、床をドライレ化して劣化しているトイレ室内の間に仕切りを取り換える工事を考えましたが、当該法人と保育環境の改善のための調議を重ね、工事スケジュールを立てていく中で、修繕を考えていなかった箇所についても要望があり、工事内容を見直し過程で、間に仕切りは既存のものを使用し続けることとし、設備工事として「トイレ便器等改修工事」を実施することで工事スケジュールを決定しました。

しかし、工事スケジュール決定後、当該法人からトイレ室内の間に仕切りを取り換える工事についても要望があったため、建築工事として「トイレ間仕切り工事」を追加実施することとした

当該工事、いずれも工事請負費により執行するものであることから、「トイレ便器等改修工事」と「トイレ間仕切り工事」がそれぞれ軽易工事に該当するものと判断し、軽易工事取扱規程に基づき手続きを行ったものです。

(2) 契約方法の適法性について

地方自治法(以下「法」という。)第234条第1項では、「売買、賃借、請負その他の契約は、一般競争入札、指名競争入札、随意契約又はせり売りの方法により締結するものとする。」と規定し、また、同条第2項では、「前項の指名競争入札、随意契約又はせり売りは、政令で定める場合に該当するときに限り、これによることができる。」と規定しています。

これを受け、地方自治法施行令(以下「施行令」という。)第167条の2第1項第1号では少額の契約については随意契約(以下「少額随意契約」という。)が規定されており、随意契約が規定される金額の範囲については、川崎市契約規則第24条の2において規定されています。

なお、少額随意契約を行う場合、川崎市契約規則第26条第1項では「市長は、随意契約をしようとするときは、なるべく2人以上の者から見積書を取らなければならない。」と規定されていますが、競争性及び透明性を確保し、適正な価格で契約を行うため、「川崎市契約規則等の一部改正に伴う事務取扱規程について(昭和58年3月13日付け57川総用第240号助役事決。以下「助役専決文書」という。))」において、原則として3者以上の見積り合わせで執行することが通知されています。

軽易工事取扱規程に基づく工事の執行は、これら法令で定められた手続き等に基づいたものであり、かつ、軽易工事取扱規程に沿って執行された工事は、適法であると考えます。

3 川崎市職員措置請求書記載事項に対する本市の見解

(1) 「1」請求の要旨(2) 分割発注に係る適法性について

すべて否認します。既に、2「軽易工事(随意契約)により執行した根拠」で示したとおり、当該工事の2階分については、「トイレ便器等改修工事」と「トイレ間仕切り工事」がそれぞれで、軽易工事に該当するものと判断し、執行したものです。

予算要求の段階から新たに、小便器3台、洋式便器2台、手洗い場1台、掃除機1台及びシャワーユニット1台について、小交換や新設の要望が平成31年2月及び3月にあり、工事内容を再見直し、設備工事として「トイレ便器等改修工事」を実施することで3月に工事スケジュールを決定しました。

しかし、工事スケジュール決定後、4月に当該法人から要望があり、建築工事として「トイレ間仕切り工事」を追加実施したものです。

このことから、「1」件で発注が可能ないし、250万円以下の工事2件に分割発注したものではありません。

(2) 「1」請求の要旨(3) 川崎市が被った損害の補填について

すべて否認します。既に、2「軽易工事(随意契約)により執行した根拠」で示したとおり、当該工事の2階分につきましては、軽易工事取扱規程に基づき適正に執行したものです。

また、川崎市契約規則第24条の2第1項第1号で規定する金額の範囲内で契約したものであり、「適法契約を行った」ものではありません。

さらに、契約規則では、なるべく2人以上の者から見積書を取ることとなっておりますが、本件工事においては、助役専決文書に使い、3者による見積り合わせを行うことにより、更なる競争性を確保しています。

(3) 「2」請求の理由(1) 甲第3号証について

(ア) については、3-(1)のとおり、設備工事と建築工事を行ったものであり、同一の工事種別であることを否認します。また、2-(1)のとおり、当初から予定された一連の工事ではありません。

(4) 「2」請求の理由(2) 軽易工事チェックリストについて

3-(1)のとおり、「トイレ便器等改修工事」を工事スケジュールに決定後、「トイレ間仕切り工事」を追加実施したものであり、分割発注であることについて否認します。

(5) 「2」請求の理由(3) 施工時期について

既に1「虹ヶ丘保育園園舎工事及びトイレ工事に至る経緯」のとおり、児童の安全確保を最優先に、工事内容や範囲をできるだけ絞り込み、工事スケジュールを決定しています。

当該工事の2階分「トイレ便器等改修工事」及び「トイレ間仕切り工事」につきましては、それぞれ6月24日と7月1日が契約日となっているのは事務執行日の違いによるものであり、ま

別紙5

軽易工事（随意契約）に係る法令等（本件措置請求に関連する部分のみ）

- 1 地方自治法（昭和22年法律第67号）
（契約の締結）
第234条 売買、貸借、請負その他の契約は、一般競争入札、指名競争入札、随意契約又はせり売りの方法により締結するものとする。
2 前項の指名競争入札、随意契約又はせり売りは、政令で定める場合に該当するときに限り、これによりすることができる。
- 2 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）
（随意契約）
第167条の2 地方自治法第234条第2項の規定により随意契約によることができる場合は、次に掲げる場合とする。
1 売買、貸借、請負その他の契約でその予定価格（貸借の契約にあつては、予定貸借料の年額又は総額）が別表第五上欄に掲げる契約の種類に応じた同表下欄に定める額の範囲内において普通地方公共団体の規則で定める額を超えないものをするとき。
別表第五（第167条の2関係）
1 工事又は製造の請負 都道府県及び指定都市 250万円
- 3 川崎市契約規則（昭和39年規則第28号）
（随意契約によることができる場合の限度額）
第24条の2 令第167条の2第1項第1号の規定により随意契約によることができる場合の額は、次の各号に掲げる契約の種類に応じ、当該各号に定める額の範囲内とする。
(1) 工事又は製造の請負 2,500,000円
- 4 川崎市軽易工事契約事務取扱規程（昭和49年訓令第8号）
（趣旨）
第1条 この規程は、法令その他別に定めるもののほか、軽易工事について契約事務を分掌することによって、契約事務を迅速かつ適確に執行するため、その取扱手続を定めるものとする。
（定義）
第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
(1) 予算執行部局長 川崎市予算及び決算規則（平成7年川崎市規則第10号）第2条第2号に定める局長をいう。
(2) 工事執行部局長 川崎市請負工事監督規程（昭和43年川崎市訓令第4号）第2条第2号に定める工事担当部局長をいう。
(3) 軽易工事 予算科目が工事請負費又は需用費に該当する1件2,500,000円（需用費中100,000円以下のもを除く。）以下の工事（設計図書（工事用の図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書という。）の作成を要する工事を除く。）（予算科目が需用費に該当する工事にあつては、建築物等の小修繕に類する工事に限る。）をいう。
（工事見積書の徴取等）
第3条 予算執行部局長は、軽易工事の必要が生じたときは、第7条に規定する業者から適格者を選定して工事見積書を提出させるものとする。この場合において、なるべく2名以上の業者を選定しなければならない。
2 予算執行部局長は、川崎市予算及び決算規則第23条第1項に規定する予算執行向（以下「予算執行向」という。）に前項の工事見積書を添付の上、工事執行部局長の工事費等の審査を受けるとする。ただし、当該工事費等の審査をすることができている技術職員がいる予算執行部局長にあっては、当該予算執行部局長において審査を行うものとする。
3 前項本文の規定による審査は、予算執行向への合議をもって行うものとする。
（工事執行部局長の承認）
第4条 工事執行部局長の長は、工事費等の審査を行うものとし、当該工事費等に異議のないときは、合議を受けた予算執行向の承認を行うものとする。

- た、それぞれに9月30日と10月4日を履行期としていたものです。
- 当該工事の2階分につきましては、極力休園日に工事を実施できるようあらかじめ当該保育所と調整し、9月14日（土曜日）から9月23日（祝日）の全10日間を中心に実施することとしました。この期間に、日曜日2回、祝日2回として当該保育所の利用者が少ない土曜日を2回活用したもので、当該保育所運営を工事のために、保育の実施に支障のない範囲で児童の安全確保を最優先に工事を実施するための最適な日程であったと考えています。
- また、契約につきましては、工事業者の部材発注期間や、現場以外での部材製作期間を含み早期に締結しているものであり、履行期限は、シルバークォークでの工事終了後、翌日から当該保育所の運営中における不具合等に対応できるように考慮しているものです。
- (6) 「2 請求の理由（4）工事写真について」
当該工事の2階分につきましては、結果として2件の工事を同一業者宛て発注することになりましたが、他の業者であったとしても現場の調整は可能であると考えていました。
 - (7) 「2 請求の理由（5）チェックリストその2」について
当該工事の2階分は、3-(5)のとおり、計画的に軽易工事により執行しているものであり、また、3-(6)のとおり、結果的に同一業者での工事となったものであり、「特に、緊急であるから」という理由等」によるものではなく、また、「特定の1業者が受注することを想定」しているものでもありません。
 - (8) 「3 損害の補填について」、「6 前記平均脱落率」とは別の損害額について」及び「9 見積書の不忠誠について」
3-(2) 「1 請求の要旨（3）川崎市が被った損害の補填」についてで示したとおり、それぞれの工事は軽易工事取扱規程に基づき、見積書を3番から徴取して、最低価格を提示した者と契約し、履行期限までに工事が完了したことを確認し、契約金額のとおり支出したものであることから、当市に損害が生じていないものと考えます。
 - (9) 「7 見積書及び完成品・検査日の日付け集約が同一であることについて」
本件の見積書の日付筆跡が同一であるかは不知、なお、業者が見積書を提出した際には、日付が空欄の場合もあり、その場合は、その場で記入を依頼する機会もあれば、業者に確認の上、担当職員が記入する場面もあると聞いています。
また、完成品については、業者が提出のため窓口を訪問した際、日付が空欄だったため、業者に確認の上、担当職員が記入しました。
 - (10) 「8 開示請求拒否通知書について」
下見積書は、担当職員が仕様の検討や予定価格の参考とするために徴取したものであることから、川崎市公文書管理規則第9条第1項に基づき事務処理上必要な期間は保存していましたが、仕様書の完成により保存期間が満了したため、廃棄しています。
 - (11) 「11 1階トイレル及び2階トイレルのまとめ」について
「1階及び2階のトイレルの工期」は、1「虹ヶ丘保育園園舎工事及びトイレル工事に至る経緯」とおり、児童の安全確保を最優先に、工事内容や範囲をできるだけ絞り込み、工事スケジュールを決定していますので「1件で発注が可能な工事」とは言えません。
平成30年9月の予算要求時においては、次年度の当該保育所の工事内容を想定し、資料はまとめて作成していますが、要求についてはそれぞれ別の工事において別々に要求しており、1件ずつ査定されています。
- 4 結論
本件請求における工事は、関係法令等に従い適正に執行したものであり、違法との評価を受けるものではないと考えます。

(前置契約の締結等)

第5条 予算執行部局の長は、前条に規定する承認を受けた工事費又は第3条第2項ただし書の規定による工事費等の審査に基づく工事費の範囲内で最低の価格をもって見積りしした者を前置契約の相手方として決定するものとする。

2 前項の規定により前置契約の相手方を決定したときは、請書（川崎市契約規則（昭和39年川崎市規則第28号）第8号様式）を提出させなければならない。

(監督及び検査)

第6条 予算執行部局の長は、契約の適正な履行を確保するため、職員のうちから監督員及び検査員を命じ、工事の監督及び検査をそれらの者に行わせなければならない。

2 前項の検査は、請負業者から軽易工事完成届（別記様式）を提出させた後に行われなければならない。

(業者の選定)

第7条 予算執行部局の長が第3条において選定すべき業者は、次の要件に該当するものでなければならない。ただし、工事の性質上これによりがたい場合は、この限りでない。

(1) 本市の工事請負に係る有資格業者名簿に登録されていること。

(2) 工事の履行場所の近くに事務所を有すること。

(3) 本市工事の経験があり、かつ、誠意があるもの

(執行状況の報告等)

第8条 予算執行部局の長は、軽易工事の執行結果を四半期ごとに取りまとめ、財政局長に報告しなければならない。

2 財政局長は、前項により報告を受けた執行の状況が業者選定等について適当でないときは、予算執行部局の長に対しその改善を要求することができる。

2 川 監 公 第 12 号

令 和 2 年 6 月 16 日

川崎市職員措置請求について (公表)

令和2年4月17日付けをもって受理した標記の請求について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第242条第5項の規定に基づき、監査の結果を市長及び請求人に通知したので、別紙のとおり公表します。

川崎市監査委員 寺 岡 章 二

同 植 村 京 子

同 嶋 崎 嘉 夫

同 沼 沢 和 明

(別紙)

2川監第196号
令和2年6月16日

川崎市長
福田紀彦様

川崎市監査委員
寺岡章二
同 植村京子
同 嶋崎嘉夫
同 沼沢和明

川崎市職員措置請求について(通知)

令和2年4月17日付けをもって受理した標記の請求について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第242条第5項の規定に基づき、監査の結果を次のとおり通知します。

(別紙)

2川監第196号
令和2年6月16日

坂巻良一様

川崎市監査委員
寺岡章二
同 植村京子
同 嶋崎嘉夫
同 沼沢和明

川崎市職員措置請求について(通知)

令和2年4月17日付けをもって受理した標記の請求について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第242条第5項の規定に基づき、監査の結果を市長に通知したもので、その内容を別紙のとおり通知します。

監査の結果

第1 請求の受付

1 請求の内容

本件措置請求は、別紙1(事実証明書は添付省略)のとおり、市が令和元年度(平成31年度)に少額随意契約の軽易工事として実施した「上平間災害倉庫解体撤去工事(以下「倉庫撤去工事」という。)」及び「上平間災害倉庫外構撤去工事(以下「外構撤去工事」とい、「倉庫撤去工事」と併せて「本件各工事」という。)」について、1件で発注可能な工事を250万円以下の2件の工事に分割して発注・契約した違法性があるとし、一般競争入札若しくは指名競争入札を行った場合との差額である損害額を認定し、市の被った損害を補填するために必要な措置を執るよう求めている。

2 請求の受理

本件措置請求については、所定の要件を具備しているものと認められたことから、令和2年4月17日付けでこれを受理し、監査対象局をこども未来局とした。

第2 監査の実施

1 請求人の陳述

監査の実施に当たり、法第242条第7項の規定に基づき、令和2年5月11日、請求人から陳述の聴取を行った。この際、同条第8項の規定に基づくこども未来局の関係職員(以下「関係職員」という。)の立会いがあった。

請求人が本件措置請求の要旨を補足した内容は、おおむね別紙2のとおりである。

2 関係職員の陳述

法第242条第8項の規定に基づき、令和2年5月11日、関係職員から陳述の聴取を行った。関係職員からは、「住民監査請求に対する市の考え方」(添付省略)の飛出があった。この際、同項の規定に基づく請求人の立会いがあった。

関係職員が説明した内容は、おおむね別紙3のとおりである。

3 監査対象事項

川崎市職員措置請求書並びに請求人及び関係職員の陳述内容を勘案し、本件各工事を軽易工事として随意契約により執行したことが、違法若しくは不当といえるかを監査対象事項とした。

第3 監査の結果

1 事実関係の確認等

請求人の陳述、関係職員の陳述及び関係書類の調査等の結果、次のような事実関係を確認した。

(1) 軽易工事の定義等について

軽易工事は、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号、以下「施行令」という。)第167条の2第1項第1号に掲げる、いわゆる少額随意契約に該当するものである。その定義については、川崎市軽易工事取扱規程(昭和49年訓令第8号)第2条において「予算科目が工事請負費又は需用費に該当し、1件2,500,000円(需用費中100,000円以下のもを除く。)以下の工事(設計図書(工事用の図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書をいう。)の作成を要する工事を除く。)(予算科目が需用費に該当する工事にあっては、建物等の小破修繕に類する工事に限る。)をいう。」と規定されている。

(2) 本件各工事について

ア 本件各工事の実施に至る経過

本件各工事は、市から土地・建物の貸付けを受けてライクアカデミー株式会社(以下「運営法人」という。)が運営している「にじいろ保育園南平間(以下「本件保育園」という。)」の建替えに端を発する工事である。

本件保育園は、開設から築50年以上が経過しており、園舎の老朽化対策として、市と運営法人の協力の下、国の補助事業を活用した建替えによる新園舎の整備が進められ、整備期間中は運営法人が建設する仮設園舎にて保育を継続し、仮設園舎の建設用地は、本件保育園に隣接する市有地とされた。当該市有地には、上平間災害倉庫(以下「倉庫」という。)が設置されていたため、市は倉庫を撤去することとし、見直し合わせの上、平成31年4月18日付けで有限会社水野興業(以下「A社」という。)と243万円(消費税及び地方消費税含む)で倉庫撤去工事の契約を締結した。

なお、倉庫の周囲にはフェンス、ブロック塀及び門扉等の構造物(以下「外構」という。)が設置されていたが、市によれば、倉庫のみを撤去すれば仮設園舎の建設が可能であったため、外構は撤去しないことを運営法人と合意していたとして、合意に係る書面等は残されておらず、その時期も不明である。

倉庫撤去工事契約の締結翌日(4月19日)、市はA社から工事開始の連絡を受けた一方、運営法人から外構が仮設園舎の工事を監督する現場事務所の設置に支障がある旨の申し出を受け、追加で工事を実施することとし、見積り合わせの上、令和元年5月10日付けでA社と84万2,400円(消費税及び地方消費税含む)で外構撤去工事の契約を締結した。

なお、市によれば、運営法人から上記申し出を受けた際、外構撤去は運営法人に対応してもらうべく調整を行った結果、当該時点において運営法人は既に仮設

園舎建設の契約を締結しておりその変更が困難であったこと、また、外構は市の所有物であるため基本的に所有者が撤去すべきものと考えたこと、さらに、外構撤去が滞れば全体的なスケジュールが遅延してしまうと考えたことにより、市が外構撤去工事を実施することで合意したとされているが、合意に係る書面等は残されておらず、その時期も不明である。

イ 倉庫撤去工事の対象

倉庫撤去工事の仕様書によれば、工事の内容として、仮設足場、内部棚解体、土間コンクリート解体、基礎コンクリート解体、埋戻し、養生廃材処分及び重機回送費の記載があり、外構は対象とされていない。

ウ 外構撤去工事の対象

外構撤去工事の仕様書に添付された図面によれば、倉庫西側及び南側の外構が撤去部分とされているが、実際は倉庫東側にも外構があり、東側をメインに計3か所の外構を撤去した旨、関係職員の陳述において訂正がなされたほか、陳述後の照会・回答において、倉庫西側の外構は運営法人側が仮設園舎建設工事の事前調査のため撤去し、外構撤去工事では東側及び南側を撤去した旨、再度訂正がなされた。

外構撤去工事の仕様書によれば、工事の内容として、フェンス解体撤去、門扉解体撤去、ブロック塀解体撤去、ブロック塀基礎解体撤去、土間コンクリート解体撤去、U型側溝撤去、養生廃材処分及び重機回送費の記載があるのみで、それぞれ規格や数量は記されていない。A社ほか2社の見積書によれば、撤去対象のフェンスの長さは7.1メートル、門扉の数量は1基とされているが、倉庫及び仮設園舎の設計図面に各1基あり整合が取れていない。

仮設園舎建設工事の写真によれば、現場事務所は倉庫東側の外構跡地に設置されているが、南側の外構とは距離が離れており、現場事務所を設置し南側の外構が支障となりえない事実を確認できない。

エ 重機回送費

本件各工事の仕様書には、ともに重機回送費が挙げられており、A社の見積書によれば、その規格等として、倉庫撤去工事については、バックホウ、ランマ、プレート等、外構撤去工事については、バックホウ等と記されているが、どちらも数量・単位は一式で、金額は16万円とされている。市によれば、A社に対し、倉庫撤去工事と外構撤去工事とで別々の重機を使用したことを確認したとしているが、本件各工事は工期が短かったため、工程表や作業日誌は作成していないとされている。

オ 仮設園舎の建設費用

運営法人が行う仮設園舎の建設費用は、川崎市民間保育園施設整備費等補助金(以下「補助金」という。)の対象となる。令和元年5月9日付けで運営法人から市に提出された補助金の交付申請書に添付された見積書の写し(以下「仮設園舎建設工事の見積書」という。)には、「外構工事：既存フェンスは撤去とし、新設メッシュフェンスH=1500を設置します」、「撤去工事：(中略)既存ネットフェンス、ブロック3段+フェンス(中略)の撤去処分を含む」旨の記載がある。

カ 見積書等の日付

本件各工事の見積書及び軽易工事完成届の日付は、いずれも手書きで記入されており、請求人はすべての筆跡が同一であると主張している。市によれば、見積書の日付が空欄で提出された場合、その場で業者に記入を依頼することもあれば、業者に確認の上、職員が記入することもあるとしており、本件各工事においては、軽易工事完成届の日付はこの運用に基づき職員が記入したが、見積書の日付については不知としている。

2 監査委員の判断

(1) 地方公共団体における契約について

普通地方公共団体の行う契約事務の執行は、公正をもって第一義として、機会均等の理念に最も適合し、かつ経済性を確保しようという観点から、一般競争入札が原則とされ、随意契約は、施行令第167条の第2項各号に該当する場合にのみ認められる極めて限定的な契約方法である。同項第1号では、金額の少額な契約についてまで競争入札で行うことは、事務量がいたずらに増大し、能率的な行政運営を阻害することから、契約の種類に応じた一定の金額を定めており、軽易工事はこれに該当するものであるが、本号を適用するために、故意に契約を細分化するようない行為は許されないものとされている。

(2) 本件各工事の違法性・不当性について

請求人は、本件各工事の施工場所及び工事箇所が同一であることを理由に、1件の工事を2件に分割して発注・契約した違法性がある旨を主張していることから、まず、本件各工事の執行方法が違法といえるかにつき、以下検討する。

前記事実関係のとおり、市は仮設園舎の建設に際して倉庫のみを撤去し、外構は残す予定で運営法人と合意していたが、運営法人から現場事務所設置に支障がある旨の申し出を受け、追加で工事を実施したとしている。

しかし、建設工事において、現場事務所設置は設計の時点で考慮されているべきであり、市が倉庫撤去工事に着手した途端に運営法人から申し出があったなど極めて不自然な態様であるといわざるを得ない。

この点、市は、平成31年2月12日に運営法人側が作成した計画図面において、

倉庫撤去時の配置計画、倉庫東側の外構が残置されていることをもって、外構は撤去しない予定であった旨を主張するが、運営法人からどのような説明を受けたか等の記録は何ら残されていないことから、同図面のみをもって外構残置の合意が形成されていたと認めることは困難である。また、同図面の仮設園舎建設時の配置計画によれば、仮設園舎は、東側の外構に極めて近接して建設される予定であり、現場事務所設置の有無にかかわらず、仮設園舎の建設工事自体に影響を与えることは容易に推認される。

そこで、職務により現地を確認したところ、仮設園舎の東側及び南側にフェンス及び門扉が設置(復元)されたことから、仮設園舎建設工事の見積書における「既存フェンスの撤去、新設」の記載は、倉庫東側又は南側あるいはその両方を指していることが伺えるほか、実在したフェンスに対し外構撤去工事で撤去したとすフェンスの長さが極端に短く、門扉の数量さえ一致しないことを踏まえると、少なくとも倉庫東側又は南側のどちらかの外構撤去は、運営法人側の仮設園舎建設工事に含まれていたことが強く推認される。

さらに、現場事務所設置に支障があるとされた倉庫南側の外構につき、位置関係からその事実とは認められないこと、現場事務所設置などという基本的な事項すら未確定な状態で運営法人側の仮設園舎建設工事契約が締結されたとは考えたいこと、本件各工事の工期が重複する中、異なる重機をそれぞれ使用し、さらにA社が作業日誌すら作成していないこと、所有者が撤去していること等に鑑みれば、市たにもかわかわらず倉庫西側の外構は運営法人が撤去していること等に鑑みれば、市の上記主張は、何ら裏付けがないことに加え、本件各証拠との矛盾も散見されるなど著しく信ぴょう性を欠くものであり、到底採用できないものではない。

上記のとおり、市は、外構撤去工事の執行方法及び係る支出の正当性を説明すべき責任があるにもかかわらず、何ら根拠ある説明をしておらず、その支出の妥当性・正当性を示す証拠も提出していないから、係る費用の支出は違法・不当なものとして推認せざるを得ない。

次に、その損害額について検討するに、市は、外構を残置する旨を運営法人と合意していたにもかかわらず、運営法人から外構が仮設園舎の工事を監督する現場事務所設置に支障がある旨の申し出を受けるや、全体スケジュールの遅延の懸念を理由に外構撤去工事を実施した旨主張するが、そうであるならば、外構撤去工事は合意を覆した運営法人において実施又は費用を負担してしかるべきであり、市が当該工事に係る費用を負担する理由とはなり得ない。さらに、関係各証拠によれば、外構撤去は運営法人側の仮設園舎建設工事に含まれていた可能性もあり、倉庫撤去工事におけるA社以外の見積額が250万円を超えていることのほか、市の主張における数々の矛盾等に照らすと、倉庫撤去工事等の費用が250万円を超えるため、そ

の差額分を外構撤去工事として付け替えた疑いすらあるが、他の工事費用を補填する意図があったとしても、外構撤去工事として費用計上されている以上、これに係る費用の支出を市が正当化できる理由にはならない。よって、市の損害は、外構撤去工事により支出した費用全額であると推認される。

(2) 結論

以上のとおり、外構撤去工事に係る費用の支出は違法・不当であったと推認され、その損害は外構撤去工事により支出した費用全額の84万2,400円であると推認される。

3 勧告

以上の結果に基づき、法第242条第5項の規定により、市長に対し、次のとおり勧告する。

(1) 措置すべき事項

本件各工事に関する事実経過を市において慎重に調査した上、外構撤去工事の支出に関する損害を明らかにし、さらに、その損害が運営法人に補填を求めるときものである場合は運営法人に対して補填を求め、その損害が市の最終的な負担となり、これに関与したことも未来局子育て推進部保育所整備課の職員に故意又は重過失が認められる場合は、当該職員に当該損害額についての賠償を命じるなどの必要措置を講じられたい。

(2) 措置期限

上記の措置を講じた上、令和2年9月30日までにその旨を監査委員あて通知されたい。

4 意見

監査結果は以上のとおりであるが、今回の監査を通じて、監査委員としての意見を述べると、

通常、行政における事務において、特に公金の支出を伴う事業であれば、相手方の協議等、その経過を書面等に残してしかるべきであるが、外構撤去工事を巡る運営法人からの申し出や両方で合意した事項等、支出負担行為の根拠となる重要なやりとりさえ記録を残さないとする運用は、不可解というほかない。

さらに、外構撤去工事の仕様書図面上、撤去部分の表示に誤りがあったことにつき、市は現地で業者に直接指示したため問題がない旨を主張するが、外構撤去工事の予算執行、業者選定及び契約締結については、当該仕様書が添付された予算執行回により決裁がなされているのであるから、係る手続を形骸化しかねない事務手続上のミスであるにもかかわらず、そうした認識が欠如しているといわざるを得ない。

別紙 1

川崎市職員措置請求書（上平間倉庫）

2020年（令和2年）4月17日

川崎市監査委員 様

住所 川崎市宮前区五所塚1丁目21番3
氏名 坂 巻 良 一

以上につき、見積書等の日付を職員が記入するといった不適切な運用も含め、事務手続の公正性及び透明性を失っていると厳しく指摘せざるを得ず、今後、市民から疑念を抱かれることのないよう、十分に留意して事務を執行されることを強く要望する。

1 請求の要旨

(1) 監査対象

甲第1号証及び甲第2号証に示すことも未来局子育て推進部保育所整備課が地方自治法に定める一般競争入札もしくは指名競争入札という契約手続を適用せず、適用が禁止されている随意契約である「川崎市軽易工事契約事務取扱規程」(以下「軽易工事取扱規程」という。)を適用し、発注・契約した2件の工事契約を監査対象とします。

(2) 分割発注に係る違法性

地方自治法第234条第1項及び第2項、地方自治法施行令第167条の2第1項第1号及び川崎市「軽易工事取扱規程」を制定しております。

軽易工事取扱規程を適用する場合には、軽易工事取扱規程第2条に「1件250万円以下の工事を1件に著らなければなりません。」と定められており、1件の工事が250万円を超える場合は、一般競争入札もしくは指名競争入札に著らなければなりません。

軽易工事取扱規程の運用については、契約課が算定した契約事務の手引きにおいて「1件の工事を複数に分けて発注することはできません。」と分割発注禁止を明確に記載しております。

甲第1号証及び甲第2号証の2件の工事は、「上平間災害倉庫解体撤去工事」及び「上平間災害倉庫外構撤去工事」という工事名で発注・契約がなされており、1件で発注が可能ないし、250万円以下の工事2件に分割発注し、契約した違法性がありません。

(3) 川崎市が被った損害の補填

上記のとおり、甲第1号証及び甲第2号証の2件の工事は、本来、1件の工事として、地方自治法等に定める一般競争入札もしくは指名競争入札という契約方法で発注・契約を締結しなければなりません。しかしながら、甲第1号証及び甲第2号証の2件の工事は、一般競争入札もしくは指名競争入札によらず、1件250万円以下の少額随意契約として2件の工事に分割発注し、より競争性の低い随意契約により契約を締結した違法契約を行なったものであります。

したがって、本来あるべき契約方法であります一般競争入札もしくは指名競争入札により契約を締結した場合と違法な競争性の低い随意契約により契約した金額の差額が、川崎市が被った損害であります。

以上により、川崎市の被った損害を補填するために必要な措置を執られるよう地方自治法第242条第1項の規定により請求いたします。財政局契約課が計算した平均落札率一覧表を参考に、民事訴訟法第248条の規定を類推適用し、監査委員が適切な損害額を認定すべきものと思料いたします。

2 請求の理由

甲第1号証及び甲第2号証を整理し、分割発注の状況が分かり易い一覧表として、甲第3号証を提出いたします。

(1) 甲第3号証について

(ア) 工事所在地は、「上平間災害倉庫」であり、本件2件の工事は同一所在地です。

(イ) 工事の箇所は、甲第1号証は、「倉庫そのものの解体撤去工事」であり、甲第2号証は、「甲第1号証の倉庫を囲う外構建造物の撤去工事」であります。

(ウ) したがって、「上平間災害倉庫」に係る倉庫本体とその倉庫の外構建造物の両方の撤去工事であることから、同一の施工場所及び同一の工事箇所であることが分かります。

建物本体とその外構建造物は、必ずしも、一体的に撤去する必要はないものの、これも未来局は、何らかの必要性により、建物本体とその外構建造物の両方を撤去する方針としました。両方の撤去方針が確定した場合、建物本体とその外構建造物を別々に発注することは、個人の家や民間会社の場合、その手間ひまを考慮した場合、有り得ない2分割工事であります。

開示できない特別な理由があるのか。
今からでも、直ちに、工事写真を開示すべきであります。

3 損害の補填について
川崎市が被った損害の補填については、甲第1号証及び甲第2号証の工事とは、前記のとおり、分別発注したもので、本来、地方自治法等に定める一般競争入札もしくは指名競争入札という契約方法で発注・契約を締結しなければならぬものを、1件250万円以下の少額随意契約として、より競争性の低い随意契約により契約を締結した違法契約を行ったものであります。

したがって、本来あるべき契約方法であります一般競争入札もしくは指名競争入札により契約を締結した場合と違法な競争性の低い随意契約により契約した金額の差額が、川崎市が被った損害であります。以上より、川崎市の被った損害を補填するために必要な措置を執られるよう地方自治法第242条第1項の規定により請求するものであります。

4 見積り合わせと契約システムについて
過去の住民監査請求において、3業者による見積り合わせを行っているのだから、適正な競争は保たれており、損害は発生していないとする主張もありました。

その一方で、多額の税金を投入して、契約システムを構築し、電子システムにより一般競争入札及び指名競争入札を行うことが、無駄な支出となり、契約システム自体が住民監査請求の対象となり得るものであります。

つまり、今後は、川崎市の行う入札は、10万円でも、100万円でも、1千万円でも、1億円でも、1千億円でも、すべて3業者による見積り合わせ契約を行えば済むもので、契約システムの維持管理費及び更新費は、ムダとなります。

5 平均落札率について
また、損害額の認定においては、契約簿が算出した平均落札率一覧表を甲第6号証として提出いたします。

財政局契約課が作成した平均落札率一覧表を参考に、民事訴訟法第248条の規定を類推適用し、監査委員が適切な損害額を認定すべきものと思料いたします。

6 前記平均落札率とは別の損害額について
なお、甲第3号証の下の枠に「(有)星野工業の見積額の比較」がありますが、2件の工事ともに、「重機回送費」に係る受注業者の見積額は、「160,000円」と見積もられています。

そこで「重機回送費」をネット検索してみますと、いくつかの業者の価格を見ましたが、せいぜい高くても5万円ぐらいの検索結果でありました。

そのネット検索結果を第7号証として提出いたします。
見積書にある「パソックホウ」「ランマ」「プレー」を甲第8号証として示します。

そして、摩訶不思議なことには、受注しなかった業者の重機回送費の見積額は、受注業者のさらさらにいく、180,000円とか、200,000円となっております。

それらの金額について、ことも未末局からの合理的な説明がない場合は、それらの項目の金額について、民事訴訟法第248条の規定を類推適用し、監査委員が適切な損害額を認定すべきものと思料いたします。

7 見積書及び完成届・検査書の日付け集跡が同一であることについて
見積書及び完成届・検査書の日付け集跡が同一であることについては、過去の住民監査請求でも指摘してきたところでありますが、見積書及び完成届の日付けを市の職員が記載したとする違法行為(刑法に定める「公文書偽造等」)があったとするならば、それは許されません。

見積書の筆跡を拡大して甲第9号証及び甲第10号証として提出いたします。
そこで、今回の筆跡については、職員が記載したとの主張を行う可能性がありますが、その場合は、公文書偽造等の罪を自白したものと、刑事訴訟法の規定に従い、告発すべきであります。

また、完成届は、業者が記載するものであり、検査書は、市の検査員が記載するものであります。本件2件の完成届及び検査書の日付けが同一筆跡と思われるますが、この日付けの記載は、一体、誰が記載したのか。

記載集跡の無いものが記載した場合は、法令に基づいた必要な措置を講ずるべきであります。関連規定として、甲第11号証及び甲第12号証を提出いたします。
開示請求拒否通知書について
本件に係る公文書開示請求を行い、それに対する開示請求拒否通知書が請求者あてに交付されました。

(エ) 甲第1号証及び甲第2号証の見積り合わせ契約の3者の組合せが同じ3者であること。
(オ) 見積書の筆跡が同一の筆跡と思え、官製紙会もしくは業者協会の趣意があること。

(カ) 甲第1号証の倉庫本体の「重機回送費」の見積額は、せいぜい5万円程度であるにも関わらず、「160,000円」との見積額は相場約3倍となっており、不当に高い見積り額となっている。

予定価格を決定したのは、誰なのか。
(キ) 甲第2号証の倉庫の外構撤去工事の「重機回送費」も「160,000円」となっている。
倉庫本体とネットフエンズを撤去する外構撤去工事に使用する「重機」は、それぞれどのような「重機」を使用するものとして、ことも未末局は、設計し予定価格を決定したのか。

(ク) 倉庫本体とネットフエンズを撤去する重機は、同じ重機とは考えられぬ。
倉庫工事チェックリストについて
過去に分割発注があったことから、平成31年4月1日から「川崎市監易工事契約事務取扱規程」が改正されたことに伴い、「監易工事チェックリスト」が導入されました。

甲第1号証においては、13ページ目にあります。
甲第2号証においては、12ページ目にあります。

その「1 監易工事の執行について」の2段目の注意事項に「工事内容、業種、施工場所、施工時期が同じ、又はほぼ同じである工事等について、本来1件で発注すべき案件や250万円を超える案件を複数に分けて発注することはできません」と明確に記載されています。

そのチェックリストをチェックしたにも関わらず、本件分割発注が行われてしまいました。チェックしたのは、甲第1号証及び甲第2号証ともに飯沢課長補佐でありますが、全体のチェックは、須藤課長が決裁しています。

(3) 施工時期について
本件の甲第1号証及び甲第2号証の工事は、4月18日～5月31日及び5月10日～5月31日の工期となっております。つまり、【4月18日・5月10日】～【5月31日】となっております。

この工期から致しますと、5月10日～5月31日の間が、2件の工期が重なっている期間であり、違いは、前に3週間工期があるのみで、後半の3週間は完全に工期が重なり、実質的には、ほぼ同一の工期であります。

仮に、甲第1号証及び甲第2号証の工事が2件の見積り合わせ契約を行っていることから、別々の業者が倉庫本体とネットフエンズ撤去を行う可能性があったもので、その場合、工事調整がかなり複雑になると思われるが、別々の2業者がそれぞれ別の工事を受注した場合、工事調整は、どのよう想定していたのか。

そのような工期的なことを考慮した場合、甲第1号証及び甲第2号証の工事は、発注時点から、特定の1者が受注することを予定して発注されたと考えるのが、当然の帰結であります。

したがって、施工時期を理由とする分割発注としては、重複期間があることからしても、ほぼ同一の工期であり、分割の理由は存在しないものであります。

しかしながら、過去の事例として、6ヶ月におたり約1700万円余の工事を発注日では4分割、個別契約では7分割した事例があり、課長級の職員が文書注意を受けたとの新聞報道がありますので、甲第4号証及び甲第5号証として提出いたします。

予算要求時点でも2件の工事として予算要求していたのか。
甲第4号証及び甲第5号証と比較して、甲第1号証及び甲第2号証の工事が分割発注ではないとする合理的な理由を明らかにしなくてはなりません。

原則として、分割発注しなれない理由を明示し、少額随意契約の分割発注を禁止している全国の地方公共団体を納得させる合理的な理由でなければなりません。

1週間ずらせばいいのか、2週間ずらせばいいのか、3週間ずらせばいいのか、半年ずらせばいいのか、1年ずらせばいいのか、明確かつ合理的な根拠を示すべきであります。

地方自治法に定める「最少経費・最大効果」の大原則にも照らさなければなりません。
(4) 工事写真について
本件の甲第1号証及び甲第2号証においては、工事写真も開示請求したものであります。なぜか、開示されませんでした。

- ・特定の1業者には、他の2業者が誰であるのかは、知り得ない情報である。
- ・川崎市の規定上、自らの業務でない業務をあえて行うという、自らの業務を増やすことをしていること。
- ・チェックリストを無視していること。
- ・以上の状況から、こども未来局による官製談合の疑いがあると思えます。

添付資料

- 【甲第1号証】・・・「上平間災害倉庫解体撤去工事」
- 【甲第2号証】・・・「上平間災害倉庫外構撤去工事」
- 【甲第3号証】・・・「上平間災害倉庫工事 比較一覧表」
- 【甲第4号証】・・・平成21年5月28日付け東京新聞「軽易工事の全行的不適切契約報道新聞」
- 【甲第5号証】・・・平成21年5月28日付け報道新聞「軽易工事の全行的不適切契約報道新聞」
- 【甲第6号証】・・・契約職が算出した平均落札率一覧表
- 【甲第7号証】・・・解体の教科書 「重機回送費」の意味
- 【甲第8号証】・・・建設工事で使用される建設機械等（バックホウ・ランマー・ブレード）
- 【甲第9号証】・・・甲第1号証の見積書に係る筆跡が同一である状況の拡大コピー
- 【甲第10号証】・・・甲第2号証の見積書に係る筆跡が同一である状況の拡大コピー
- 【甲第11号証】・・・刑法第155条から第158条
- 【甲第12号証】・・・刑事訴訟法第239条
- 【甲第13号証】・・・開示請求拒否通知書
- 【甲第14号証】・・・川崎市公文書管理規則

たので、それを、甲第13号証として提出いたします。
 甲第13号証の内容は、「仕様書作成及び設計積算のための参考見積書(下見積書)の徴収依頼文書及び設計積算のための参考見積書(下見積書)の徴収依頼文書(公文書管理規則第7条ただし書き)であり、仕様書作成完了に伴い、事務処理上必要なくなったことから廃棄しているため、関係図書類が存在しない」とし、開示請求拒否しました。

そこで「公文書管理規則」を甲第14号証として提出いたします。

「下見積書」を軽易な文書と判断した根拠をお示しください。
 設計積算のための下見積書は、市民の貴重な税金を使って執行する工事においては、その設計積算額が適正か否かを検証するための重要な図書であり、根拠なく廃棄した場合は、罪に問われる場合(公文書等毀滅罪)もありますので、隠ぺいせずに、提出すべきであります。

国会でも、過去に、文書不存在としてきた文書が、見つかり出てきた例は、いくつもありますので、こども未来局におきましても、今一度調査をお願いいたします。

9 見積書の不思議について

前記6で指摘いたしました「重機回送費」に係る受注業者の見積額は、「69,000円」と見積もられ、「重機回送費」をネット検索してみますと、いくつかの業者の価格を見ましたが、せいぜい高くても5万円ぐらいたの検索結果であります。

それにも関わらず、魔阿不思議なことに、受注しなかった業者の重機回送費の見積額は、受注業者のさらし上をいく、180,000円とか、200,000円となっています。

他の見積額も精査した場合、世間相場、市場価格と大きくずれている見積り額があるかもしれません。

そのような状況は、官製談合もしくは業者談合が疑われる状況であるものであるが、このような状況では、官製談合の疑いが強いです。

10 まとめ

本件の分割発注事案は、非常に分かり易い分割発注事案であります。
 本件工事は、軽易工事規程が改正されて以降の工事であり、その改正の一つに、チェックリストを新たに追加したことから、決裁権者であります課長さんは、当然、チェックすることにより、分割発注を未然に防ぐことができたはずであります。

しかしながら、チェックリストは有効に作用せず、甲第4号証による10年前の全行的な軽易工事の不適切契約事件が発生し、「制度の見直し」を明言したものの、何ら見直しを行わなかった事実があることからして、今回の軽易工事規程の改正も、課長職を含め、職員には浸透しない恐れが今回の分割発注により現実化したものと考えます。

なぜ、分割発注が是正されなかったのか。
 分割発注を行わず、本来の契約課発注とすれば、各所管課は自らの業務が減少するにも関わらず、あえて自らの業務量が増える分割発注を行っていません。

いわゆるお夜所仕事の中には、自らのメリットの無い仕事は避ける傾向があります。

その点からすると、本来であれば、川崎市の規定上、契約職が行わなければならない業務であるにも関わらず、あえて、保育所整備課が自らの業務量を増やすことを行っているものであります。

そこには、分割発注を行う保育所整備課には、業務を増やすまでも、何らかのメリットがあるのでしょうか考えません。

一体、どのようなメリットがあるのか。

11 官製談合の疑い

・見積り業者の3者の組合せが同一の3者であること。
 ・甲第1号証の見積額において、受注しなかった業者の見積額が、軽易工事の上限である250万円を上回っていること。上限価格を上回る見積額を提示することは、自らが、絶対に受注できない状況を作る談合の一般的な手法であること。

・川崎市の見積り合わせの場合は、250万円が上限であることは、市内業者であれば周知の事実であり、当該2業者も知っていたはずである。

・工期の設定で、別々の業者が受注した場合、工事調整が難しい工期の設定であること。

・見積書の筆跡が同一であると思われること。
 ・「重機回送費」の見積額が、市場価格を大幅に上回っていることと受注しなかった業者の見積額が、その額をさらに上回っていること。

別紙2

請求人の陳述録

まず3号証を見ていただきたいと思いますが、これも見積り業者の組合せが、第1号証、第2号証とも同一の組合せですね。それで、2番目、3番目の札を入れた方は250万円を大幅に上回っているというところですね。

それと、下の重機回送費が16万という見積りがなされております。先ほどのトイレの関係のように参考見積書についてちよつと情報公開請求しておりますので、私のほうの手元にも、この16万という見積りが業者さんから参考見積りとして出されていられるか分らないんですけども、では、重機回送費というのはどのようなものなのかというのをちよつと検索をしてみました。ネット上で検索をしたら、ところどころ、第7号証ですね。ここに幾つかの業者さんの金額が書かれております。大体それが3万から5万円ぐらいというのがあるんですけど、それがなぜこの16万にもなっているのかということですね。

それで、じゃ、今使っている重機はどういうものかというのが8号証にありますが、バックホウと、使っているのがどうもランマーとプレートという3つの機械を重機として使っているようなんですけども、確かにバックホウは大きい重機ですから、回送費があってもいいと思うんですけども、ランマーとプレートというのは、軽四輪に載せれば載っちゃうような小さなものですね。この3つを重機として使っているらしいんですけども、この重機回送費16万ですね。

まず基本的に、16万が適正かどうかといいますと、どうも市場価格的にはちよつと金額があまりにも大き過ぎるというのと、甲1号証と2号証ですね。倉庫本体の解体と外構工事、両方とも16万という重機回送費が入っているんですけども、これで、問題はこの工期との関係なんですけれども、契約日は4月12日と5月10日なんですけれども、工期が4月18日から5月31日が倉庫本体ですね。5月10日から5月31日までが外構というふうになっています。これは普通を考えれば、重機回送費、両方とも16万、合計で32万円かかっているんですけども、この辺はうまく考えれば、同じ時期にやれば1回で済むわけです。この疑問は、まず16万という金額自体が市場価格として適正なのかどうかということ、1号証、2号証とも、2つダブルでカウントをしているという、この疑問ですね。これが3号証についてです。

重機回送費と重機について今御説明をいたしました。これが第9号証ですね。9号証、10号証とも、これも筆跡ですね。見積書の筆跡が同じであるということですね。

それで、第13号証に開示請求拒否通知書があります。この真ん中の欄の「(2)仕様書作成のために取得した下見積りも、特に軽易な公文書(公文書管理規則第7条第1項ただし書き)であり、仕様書作成完了に伴い、事務処理上必要がなくなったことから廃棄をしているため、関係図書類が存在しない。」と。先ほどのほうは出てきたわけですね。予算要求の関係の資料として要求したら出てきたんです。参考見積書を提出してくれというふうに言うたら開示請求拒否をされた。実態的には、この書類も保育所整備課さんには実際に使われているかどうかわからないんですけども、監査事務局さんのほうで保育所整備課のほうに請求をすれば参考見積書がどういふふうになっているかわからないと思います。

この軽易なものというの、国でモリカケ問題とか、いろんな問題でやられましたけれども、甲の14号証に川崎市公文書管理規則を載せていますけれども、軽易な文書についての定義は全くありません。本来、役所は市民の税金で成り立っているものなので、それを執行する文書は基本的には公文書として保存しなければならぬというのを、いやいや、公文書管理規則に軽易な文書は保存しなくてもいいんだと書いてあるから、これは軽易な文書に該当するから捨てちゃえよというの、あまりにも乱暴な話、もしくは意図的に隠蔽をしているということしか考えられません。そういうことで、お調べになればそれなりにどこかに公文書が残っていると思いますので、よろしくお調べをしたいと思います。

別紙3

関係職員への陳述録

令和2年4月17日付け川崎市職員措置請求書における措置請求(以下「本件請求」という。)に對する本市の見解につきましては、次のとおりです。

1 上平開災害倉庫及び外構撤去工事における事実経過

(1) 上平開災害倉庫撤去に至る経緯
上平開災害倉庫に隣接するにしている保育園南平間町は、川崎市の土地・建物を貸し付けて運営している民営化園であり、公立保育所として昭和44年に開設してから築50年以上が経過してしまっています。園舎の老朽化対策として国の補助事業を活用し、本市と運営法人が協力的にも建替えによる新園舎の整備を(仮称)にしている保育園南平間町建替工事スケジュール(案)(乙第1号証)のとおり進められているとされています。

建替えるに当たっては、法人が仮設園舎を建設し保育を継続する必要があるため、適地である隣接の本市所有地を活用することとしました。そのため、当該地に設置されている上平開災害倉庫を解体することとしました。

(2) 上平開災害倉庫外構撤去工事が追加が必要となった経緯

上平開災害倉庫撤去工事について、平成31年4月19日に工事を開始した連絡を工事業者から受けました。同日、着工の確認とともに仮設園舎の打合せを行う連絡をじいちゃん保育園南平間の運営法人にした際に、当該運営法人から当該倉庫の外構が仮設園舎の工事を監督する現場事務所設置に支障があると申し出がありました。

上平開災害倉庫の外構については、殊予定でしたが、他に現場事務所を設置可能な場所がないため、外構撤去が必要不可欠であると判断し、速やかな対応を図ることとしました。

令和3年4月の新園舎開設のためには、仮設園舎建設のスケジュールを遅らせることはできないことから、当初想定していなかった工事でしたが、追加工事を行うこととし、軽易工事としての手続きに沿って適切に執行しました。

2 軽易工事(随意契約)により執行した根拠

地方自治法(以下「法」という。)第234条第1項では、「売買、賃借、賃貸その他の契約は、一般競争入札、指名競争入札、随意契約又はせり売りの方法により締結するものとす。」と規定し、また、同条第2項では、「前項の指名競争入札、随意契約又はせり売りは、政令で定める場合に該当するに限り、これを行うことができる。」と規定しています。

これを受け、地方自治法施行令(以下「施行令」という。)第167条の2第1項第1号では少額の契約については随意契約(以下「少額随意」という。)がであることを規定し、随意契約ができる金額の範囲については、契約規則第24条の2において規定しています。

なお、少額随意を行う場合、川崎市契約規則第26条第1項では「市長は、随意契約をしようとするときは、なるべく2人以上の者から見積書を徴さなければならない」と規定されていますが、競争性及び透明性を確保し、適正な価格で契約を行うため、「川崎市契約規則の一部改正に伴う事務取扱について(昭和58年3月13日付け57川総用第240号助夜専決。以下「助夜専決文書」という。))」において、原則として3者以上の見積り合わせで執行することが通知されています。これらの規定を本件工事で契約に当てはめ、本件工事に係る見積書を3者から徴取したところ、1件当たり250万円以下での契約が可能であったため、その手続に基づき、適正に執行したところとす。

3 川崎市職員措置請求書記載事項に対する本市の見解

(1) 「1 請求の要旨(2)分別廃注に係る違法性」については全て否認します。

当該工事については、「1 上平開災害倉庫及び外構撤去工事における事実経過」で示したとおり、倉庫撤去工事のみを保育所整備課で行う予定でありました。その後、外構の撤去が必要となることが判明し、追加となった工事を「川崎市軽易工事事務取扱規程」(以下「軽易工事取扱規程」という。))に基づいて執行したものであり、当初から計画されていた工事内容を分割し契約したものではありません。

(2) 「1 請求の要旨(3)川崎市が被った損害の補填」は全て否認します。

「2 軽易工事(随意契約)により執行した根拠」に示したとおり、当該工事につきましては、軽易工事取扱規程に基づき適正に執行したものです。また、川崎市契約規則第24条の2第1項第1号で規定する金額の範囲内で契約したものであるとす。

さらに、契約規則では、なるべく2人以上の者から見積書を徴することとなっておりますが、本件工事においては助役専決文書に従い、3者による見積り合わせを行うことにより、さらなる競争性を確保しています。

(3)「2 請求の理由(1)甲第3号証について」
(ア)～(ウ)について、同一所在地ではありませんが、前ページ1～(2)のとおり、当初から予定された一連の工事ではありませぬ。

(エ)の当該工事2件の見積り業者が同じ3者であったことについては、「倉庫撤去工事」と「外構撤去工事」が同種の工事だったためです。

(オ)の見積書の筆跡が同一筆跡と思われることについては、本件の見積書の筆跡が同一であるかは不知、なお、軽易工事において工事業者が見積書を提出した際に、日付が空欄の場合があります。その場合、その場で工事業者に記入を依頼する場合もあれば、工事業者に確認の上、担当職員が記入する場合もあります。

(カ)及び(キ)の工事見積書の予定価格の決定に関しては、川崎市契約規則第25条において、随意契約をしようとするときは、あらかじめ同規則第13条第1項及び第14条の規定に準じて予定価格を定めるものとされています。

ただし、財政局資産管理課による契約事務の手引きにおいて、軽易工事の場合は、複数の業者から工事見積書を徴取した上で予備執行向を起案することとしているため、見積り合わせの最低額が執行予算額及び予定価格となります。また、工事見積書は項目ごとに価格を比較するのでなく、工事の内容が反映されているか確認し、かつ3者の比較をした上で、総合的に最低の価格をもって見積もりした者と契約を締結しているところ等です。

(4)「2 請求の理由(2)軽易工事チェックリストについて」は、前ページ3～(1)のとおり、倉庫撤去工事のみを行う予定でしたが、外構の撤去が必要ことが判明し、工事を執行したものであり、当初から予定した工事を分割し契約したのではないため、それぞれの工事について適切にリストに基づいて確認したものです。

(5)「2 請求の理由(3)施工時期について」は、1 ページ「1 上平間災害倉庫及び外構撤去工事における事実経過」とおり、4月18日以降の上平間災害倉庫撤去工事を進めている中で、外構の撤去が必要となることが判明したため、その後必要な手続を経て、外構の撤去工事の工期を5月10日からとしており、当該工事2件の工期が後方に重なったことについては、後続する仮設園舎工事のスケジュールに支障を来さないための工事であるので、完了期限が同一となったためです。

(6)「2 請求の理由(4)工事写真について」は、軽易工事取扱規程において工事完成後は軽易工事完成届(以下「完成届」という。)の提出を求めています。写真が必須ではありません。当該工事は撤去工事であり、更地とするものであったことから、係所所整備課職員が現地を確認したことにより、完成届のみ提出を求め、工事完了写真は必要ないものと判断しました。

(7)「3 損害の補填について」、「6 前記平均落札率とは別の損害について」及び「9 見積書の不忠実について」は、前ページ3～(2)「1 請求の要旨(3)川崎市が被った損害の補填」で示したとおり、それぞれの工事は軽易工事取扱規程に基づき、見積書を3者から徴取し、最低価格を提示した工事業者と契約を締結しました。また、完成期日までに工事が完了したことを確認し、契約金額の支出しも完了したため、市に損害が生じていないものと考えます。

(8)「7 見積書及び完成品・検査書の日付け集積が同一であることについて」は、前ページ3～(3)のとおり、軽易工事において工事業者が見積書を提出した際には、日付が空欄の場合もあり、その場合は、その場で記入を依頼する場合もあれば、郵送においては業者に確認の上、担当職員が記入する場合があります。また、今回の完成届については、業者が提出した際に日付が空欄だったため、業者に確認の上、担当職員が記入しました。

(9)「8 開示請求拒否通知書」で述べられている下見積書は、担当職員が仕様書の検討や予定価格の参考とするために徴取したものであり、川崎市公文書管理規則第9条第1項に基づき事務処理上必要な期間は保存していますが、仕様書の完成により保存期間が満了したため、廃棄して

4 結論

本件請求における工事は、関係法令等に従い、適正に執行したものであり、違法との評価を受けるものではないと考えます。

人 事 委 員 会 公 告

川崎市人事委員会公告第2号

令和2年度川崎市職員（大学卒程度・薬剤師・獣医師・保健師）採用試験の実施について

令和2年度川崎市職員（大学卒程度・薬剤師・獣医師・保健師）採用試験を次のとおり行います。

令和2年6月17日

川崎市人事委員会
委員長 魚津利興



令和2年度 川崎市職員採用試験受験案内 (大学卒程度等)

《大学卒程度》 行政事務・社会福祉・心理・学校事務
土木・電気・機械・造園・建築・化学・消防士
《資格免許職》 薬剤師・獣医師・保健師

川崎市人事委員会

《主な日程》

申込受付期間	4月15日(水) 午前9時～5月22日(金) 午後5時 (受信有効)
申込方法	電子申請のみ
受験票等発行	6月5日(金) (予定)
第1次試験日	令和2年6月28日(日)【総合筆記試験(消防士は教養試験)】 ※ 総合筆記試験(教養試験)のほか、面談試験(消防士以外)、体力検査(消防士のみ)を第1次試験として実施します(日程は、「3 試験科目・日程・会場・合格発表」参照)。 ※ 面談試験、体力検査は、総合筆記試験(消防士以外)、又は教養試験(消防士のみ)で一定の成績以上の方を対象に実施します。(対象者の発表予定日:7月6日(月))
第1次合格発表日	7月27日(月) 午前10時(予定)
第2次試験日	7月31日(金)～8月20日(木)(予定) ※ 試験区分ごとに試験科目・日程が異なります(詳細は、「3 試験科目・日程・会場・合格発表」参照)。
最終合格発表日	8月27日(木) 午前10時(予定)

《問い合わせ先》 川崎市人事委員会事務局任用課

〒210-0006 川崎市川崎区砂子 1-7-4 砂子平沼ビル 4階

電話:044-200-3343 FAX:044-222-6449

「川崎市職員採用案内」ホームページアドレス

<http://www.city.kawasaki.jp/shisei/category/61-1-0-0-0-0-0-0-0.html>

川崎市人事委員会 Twitter

<@kawasaki_saiyou>https://twitter.com/kawasaki_saiyou

※災害等により試験日程等を変更する場合は、川崎市人事委員会 Twitter でお知らせします。

※川崎市職員採用試験は、皆さまの申込によって試験の準備が進められ、経費は、市民の方に納めていただいた税金が使われます。貴重な税金を有効に活用するためにも、試験の申込をした人は、必ず受験するようお願いします。



1 試験区分・職務概要・採用予定人員

試験区分	主な職務概要	採用予定人員	
大 学 卒 程 度	行政事務	本庁各局や区役所等で、市政のあらゆる分野における計画策定、施策立案、事業実施、窓口業務などの行政事務に従事します。	120名程度
	社会福祉	主に、区役所地域みまもり支援センター、児童相談所、障害者更生相談所、精神保健福祉センター、障害者センター等で、高齢者・障害者・児童等の相談・指導・調査、生活保護の実施、福祉に関する計画等の策定、福祉施策の企画・立案など社会福祉の専門業務に従事します。	20名程度
	心理	主に、児童相談所、障害者更生相談所、精神保健福祉センター、障害者センター、区役所地域みまもり支援センター等で、相談支援、心理検査、心理判定、地域の子どもに関する心理的支援など心理の専門業務に従事します。	5名程度
	学校事務	市立小学校・中学校・特別支援学校等で、庶務、財務、文書管理などの学校事務業務に従事します。	5名程度
	土木	主に、建設緑政局、区役所道路公園センター、上下水道局、港湾局、まちづくり局等で、道路、橋梁、河川、上下水道、港湾などの土木工事の計画、設計積算、施工監理、測量や、都市計画・都市交通計画の策定、拠点地区整備事業の実施、開発行為の審査指導など、土木の専門業務に従事します。	15名程度
	電気	主に、環境局、上下水道局、港湾局、まちづくり局等で、廃棄物処理施設、浄水場、下水処理施設などの大型プラントや公共施設(庁舎、市営住宅、港湾施設、学校、病院など)の電気設備の設計、工事、維持管理など、電気の専門業務に従事します。	10名程度
	機械	主に、環境局、上下水道局、港湾局、まちづくり局等で、廃棄物処理施設、浄水場、下水処理施設などの大型プラントや公共施設(庁舎、市営住宅、港湾施設、学校、病院など)の機械設備の設計、工事、維持管理など、機械の専門業務に従事します。	10名程度
	造園	主に、建設緑政局、区役所道路公園センター等で、公園、緑地、特別緑地保全地区などの維持管理、調査計画、設計積算、施工管理や都市計画の策定、開発行為の審査指導及び協働型事業の推進など、造園の専門業務に従事します。	若干名
	建築	主に、まちづくり局等で、市街地再開発・区画整理事業の調査計画、都市計画・都市交通計画の策定、防災まちづくりや住宅施策の推進、拠点地区等の景観形成・誘導、公共施設(庁舎、市営住宅、学校、病院、福祉施設など)の建築工事の設計・工事監理、建築物の許認可・審査など、建築の専門業務に従事します。	5名程度
	化学	主に、環境局、上下水道局等で、大気汚染や水質汚濁防止などの公害対策、環境保全のための許認可・指導・調査研究、地球温暖化対策などの環境施策の企画実施、上下水処理等の水質管理・水質検査・水質指導、水処理技術の調査研究など、化学の専門業務に従事します。	若干名
消防士	主に、消防局、各消防署等で、火災・救急・救助等の現場活動、航空隊業務、消防施策の企画、調整、指令システム・通信施設の管理・運用、火災等の予防指導、防火対象物等の査察、危険物規制などの消防業務に従事します。	30名程度	
薬剤師	主に、区役所地域みまもり支援センター、健康福祉局等での食品・環境・医事薬事の衛生監視指導・普及啓発、感染症対策、食品や水の微生物・理化学検査業務や、市立病院での調剤・服薬指導など薬剤師の専門業務に従事します。	5名程度	
獣医師	主に、区役所地域みまもり支援センター、健康福祉局等での食品・環境衛生監視指導・普及啓発、感染症対策、食品や水の微生物・理化学検査業務、動物の愛護管理や、夢見ヶ崎動物公園での診療飼育など獣医師の専門業務に従事します。	若干名	
保健師	主に、区役所地域みまもり支援センター等で、担当地区における健康な地域づくりに向けた活動の支援や、母子・高齢者・障害者等の保健福祉に関する相談支援、感染症対策など、保健師の専門業務に従事します。	10名程度	

(注)

- 採用予定人員は、今後の事業計画等により変更になる場合があります。
- 交替制勤務を要する職場に配属されることもあります。
- 申込できる区分は1つに限ります。申込後の試験区分の変更は認めません。

2 受験資格

(1)年齢等

行政事務 社会福祉 心理 学校事務 土木 電気 機械 造園 建築 化学 消防士	次のいずれかに該当する人 (1) 平成3年4月2日から平成11年4月1日までに生まれた人 (2) 平成11年4月2日以降生まれで次のいずれかに該当する人 ① 学校教育法に基づく大学(短期大学を除く。)を卒業した人又は令和3年3月までに卒業見込の人 ② 川崎市人事委員会が①に該当する人と同等の資格があると認める人 ※消防士については、日本国籍を有する人
薬剤師 獣医師 保健師	昭和61年4月2日以降に生まれた人

(2)資格【社会福祉・心理】・身体的条件【消防士】・免許【薬剤師・獣医師・保健師】

社会福祉	社会福祉主事の任用資格を有する人又は令和3年3月までに取得見込の人 ●社会福祉主事の任用資格を有するには次のいずれかを満たすことを要します。 ① 学校教育法に基づく大学において、社会福祉法により、厚生労働大臣の指定する社会福祉に関する科目を3科目以上修めて卒業すること。 ※指定科目についてはホームページ「川崎市職員採用案内」に掲載しています。 ② 社会福祉法により、厚生労働大臣の指定する養成機関又は講習会の課程を修了すること。 ③ 社会福祉士又は精神保健福祉士の資格を有すること。
心理	心理判定員の任用資格を有する人又は令和3年3月までに取得見込の人 ●心理判定員の任用資格を有する主な要件は、学校教育法に基づく大学において、心理学を専攻する学科を修めて卒業することです。
消防士	次の要件を全て満たす人 ① 視力(矯正視力を含む。)が両眼で0.7以上かつ一眼でそれぞれ0.3以上の人 ② 赤色、青色及び黄色の色彩の識別ができる人 ③ 聴力が正常な人
薬剤師 獣医師 保健師	それぞれの免許を有する人又は令和3年春までに行われる国家試験により免許取得見込の人

(注)

- 1 社会福祉、心理の受験者は、任用資格を確認できる書類を第1次試験(面談試験)時に提出していただきます。
- 2 薬剤師、獣医師、保健師の受験者で免許取得済みの方はそれぞれの免許の写し、免許取得見込の方はそれぞれの免許取得に係る学歴の卒業(見込)証明書及び成績証明書を、第1次試験(面談試験)時に提出していただきます。

※試験区分ごとの受験資格にかかわらず、地方公務員法第16条の欠格条項に該当する人(民法の一部を改正する法律(平成11年法律第149号)附則第3条第3項の規定により、従前の例によることとされる者を含む。)は、受験できません。

地方公務員法(抜粋)
(欠格条項)

第16条

次の各号のいずれかに該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

- 1 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 2 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者
- 3 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、第六十条から第六十三条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者
- 4 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

3 試験科目・日程・会場・合格発表

(指定された試験日時・会場等の変更は受け付けることができませんので、あらかじめ御了承ください。)

(1) 第1次試験

試験区分	試験科目・日程	会場(予定)	合格等発表日
総合筆記試験【消防士以外】・教養試験【消防士】			
消防士以外	【総合筆記試験】 6月28日(日) 集合時刻 午前 9時45分 解散時刻 午後 1時10分頃 (※途中退出はできません。また昼食休憩はありません。)	法政大学第二中・高等学校 (川崎市中原区木月大町6-1) ほか	7月6日(月) 午前10時頃(予定) 【消防士以外:面談試験対象者】 【消防士:体力検査対象者】
消防士	【教養試験】 6月28日(日) 集合時刻 午前 9時45分 解散時刻 午後 0時10分頃 (※途中退出はできません。)	※会場は受験票で指定します。	
面談試験【消防士以外】・体力検査【消防士】(集合時間等の詳細は、対象者に文書で通知します。)			
消防士以外	【面談試験】 7月10日(金)～7月17日(金)(予定) のうち指定する1日	川崎市役所第4庁舎 (川崎市川崎区宮本町3-3)	7月27日(月) 午前10時頃(予定) 【第1次試験合格】
消防士	【体力検査】 7月17日(金)(予定)	川崎市スポーツ・文化総合センター(カルッツかわさき) (川崎市川崎区富士見1-1-4)	

(2) 第2次試験 (集合時間等の詳細は、第1次試験合格者に文書で通知します。)

試験区分	試験科目・日程	会場	合格等発表日
小論文試験【行政事務・学校事務・消防士】			
行政事務	7月31日(金)(予定)	川崎市役所第4庁舎 (川崎市川崎区宮本町3-3)	
学校事務		川崎商工会議所 (川崎市川崎区駅前本町11-2) 川崎フロンティアビル	
消防士		川崎市役所第3庁舎 (川崎市川崎区東田町5-4)	
身体検査【消防士】			
消防士	7月31日(金)(予定)	川崎市役所第4庁舎 (川崎市川崎区宮本町3-3)	
面接試験【全区分】			
全区分	【集団討論・個別面接】 8月3日(月)～8月20日(木)(予定) のうち指定する1日	川崎市役所第4庁舎 (川崎市川崎区宮本町3-3)	8月27日(木) 午前10時頃(予定) 【最終合格】

(注)

- 試験会場の案内図は、ホームページ「川崎市職員採用案内」に掲載しますので御確認ください。
- 試験会場への問い合わせ、自動車、バイク、自転車等での来場は禁止します。
- 合格等発表は、ホームページ「川崎市職員採用案内」に合格者の受験番号を掲載します。
- 面談試験(消防士以外)・体力検査(消防士)の対象者、第1次試験合格者及び最終合格者には、合格等発表日に文書で通知を発送します。なお、郵便事情などにより延着、不着となる場合もありますので、合否はホームページで必ず確認してください。
- 第1次試験の合格者は、各試験科目の結果を総合して決定します。また、最終合格者は、第1次試験及び第2次試験の結果を総合して決定します。第1次試験、第2次試験ともに、いずれかの試験科目において一定の基準に達しない場合は、他の試験科目の成績にかかわらず不合格となります。
- 面談試験の対象者には、「面接カード」を3部(うち、2部は原本をコピーしたもの)面談試験当日に提出していただきます(「面接カード」の様式は、面談対象者発表の通知に同封いたしますので、7月8日(水)までに面談対象者発表の通知が届かない場合は7月9日(木)に川崎市人事委員会事務局(044-200-3343)まで御連絡ください。)。また、消防士の第1次試験合格者には、「面接カード」を3部(うち、2部は原本をコピーしたもの)第2次試験小論文試験・身体検査当日に提出していただきます(「面接カード」の様式は、消防士は第1次試験体力検査当日に配布いたします。)。また、「面接カード」に貼付するカラー写真(縦4cm×横3cm)3枚が必要となります。
- 社会福祉、心理、薬剤師、獣医師、保健師の面談試験対象者には、資格・免許取得(見込)に関する書類(資格証明書・免許証の写し、又は卒業(見込)証明書及び成績証明書)を提出していただきます。提出書類の詳細は面談対象者発表の通知でお知らせいたします。

4 試験の内容

(1) 第1次試験

総合筆記試験【消防士以外】・教養試験【消防士】	
消防士以外	<p>【総合筆記試験】<択一式 60問 180分> ※出題の程度は大学卒業程度のものです。 <<知能系(20問程度):各試験区分共通>> 出題分野:文章理解(現代文・英文)、判断推理、数的推理、資料解釈</p> <p><<知識系(40問程度):試験区分ごとに<u>出題分野が異なります。</u>>> 出題分野は、「別表 区分別の総合筆記試験(知識系)出題分野」参照</p>
消防士	<p>【教養試験】<択一式 40問 120分> ※出題の程度は大学卒業程度のものです。 文章理解(現代文・英文)、判断推理、数的推理、資料解釈、法律(憲法)、政治、経済、社会事情</p>
面談試験【消防士以外】	
消防士以外	<p>机を挟んだ対話形式(2対1)の個別面談を行い、人物的な側面、仕事に対する意欲・適性、コミュニケーション能力などを評価します。 <20分程度></p>
体力検査【消防士】	
消防士	<p>消防士としての職務遂行に必要な体力についての検査(握力、上体起こし、長座体前屈、反復横とび、立ち幅とび、20mシャトルラン、腕立て伏せ)を行います。</p>

【別表 区分別の総合筆記試験(知識系)出題分野】

試験区分	出題分野
行政事務 学校事務	法律(憲法・民法・行政法)、政治、経済、社会事情、財政
社会福祉	社会福祉概論(社会保障を含む。)、社会学概論、心理学概論(社会心理学を含む。)、社会調査
心理	一般心理学(心理学史、発達心理学、社会心理学を含む。)、応用心理学(教育心理学・産業心理学・臨床心理学)、調査・研究法、統計学
土木	数学・物理、応用力学、水理学、土質工学、測量、都市計画、土木計画、材料・施工
電気	数学・物理、電磁気学・電気回路、電気計測・制御、電気機器・電力工学、電子工学、情報・通信工学
機械	数学・物理、材料力学、流体力学、熱力学、電気工学、機械力学・制御、機械設計、機械材料、機械工作
造園	造園学原論、造園材料・施工、造園管理、造園計画・設計(都市・地方計画を含む。)、造園関連基礎
建築	数学・物理、構造力学、材料学、環境原論、建築史、建築構造、建築計画、都市計画、建築設備、建築施工
化学	数学・物理、物理化学、分析化学、無機化学・無機工業化学、有機化学・有機工業化学、化学工学
薬剤師	物理・化学・生物、衛生、薬理、薬剤、病態・薬物治療、法規・制度、実務
獣医師	基礎獣医学、病態獣医学、応用獣医学、臨床獣医学
保健師	公衆衛生看護学、疫学、保健統計学、保健医療福祉行政論

(2) 第2次試験(第1次試験合格者を対象に実施)

面接試験(集団討論・個別面接)【全区分】	
全区分	<p>【集団討論】<30分程度> 行政課題、時事問題などをテーマに集団討論を行い、社会性、伝達力、積極性、論理性などを評価します。</p> <p>【個別面接】<30分程度> 個別面接(3対1)を行い、人物的な側面、仕事に対する意欲・適性、コミュニケーション能力などを評価します。</p>
小論文試験【行政事務・学校事務・消防士】	
行政事務 学校事務 消防士	<p>一般的な行政課題や時事問題などの課題を与え、問題意識、論理性、表現力などを評価します。 <1,000字以上、1,200字以内 80分></p>
身体検査【消防士】	
消防士	<p>消防士としての職務遂行に必要な身体的条件及び健康度の検査を行います。</p>

(注)

総合筆記試験・教養試験の問題例、小論文試験の過去の課題をホームページ「川崎市職員採用案内」に掲載しています。

5 合格から採用まで

- (1) 最終合格者は、川崎市人事委員会が作成する採用候補者名簿(薬剤師、獣医師、保健師の場合は選考合格者名簿)に登載され、川崎市の各任命権者(市長等)からの請求に応じて提示されます。なお、名簿の有効期間は、原則として名簿確定の日から1年間です。
- (2) 名簿に登載された方は、本人の意思による辞退や採用するにふさわしくない非違行為等があった場合等を除き、原則として令和3年4月1日に採用されます。なお、既に学校等を卒業している人又は資格・免許等を取得している人については、令和3年4月より前に採用されることもあります。
- (3) 受験資格がないことや、「申込内容」、「面接カード」等の提出書類の記載事項に虚偽又は不正があることが判明した場合は、採用候補者名簿(選考合格者名簿)から削除します。また、資格・免許等の取得見込の人で取得できない場合は、採用されません。
- (4) 日本国籍を有しない人で、就職が制限されている在留資格の人は採用されません。

6 配置等

採用後の配置、異動、昇任等は、計画的な人材育成や能力開発の観点から、本人の意向やキャリア観を重視するとともに、能力・実績に基づいた適材適所の人事配置を基本方針として行われています(日本国籍を有しない人の配置、異動、昇任等は、「外国籍職員の任用に関する運用規程」に基づいた任用が行われます。)

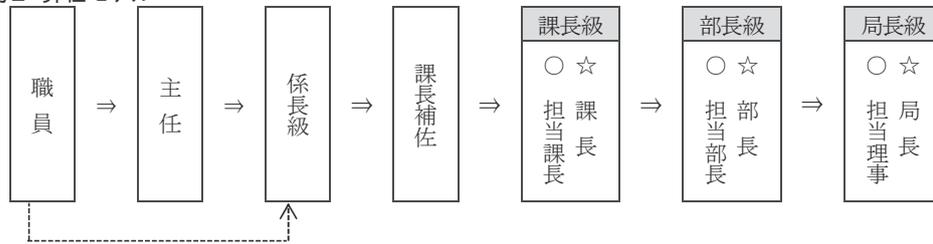
◎「外国籍職員の任用に関する運用規程」の概要について

「外国籍職員の任用に関する運用規程」では、外国籍の職員は、「公権力の行使」に該当しない職務又は「公の意思形成への参画」に該当しない職(ラインの課長級以上の職を除く全ての職)に任用され、これらに関わる職員数はおおむね8割に当たるものであり、この中で、国籍に関わりなく職員の配置、異動、昇任等を行っていく旨の規定がなされています。

参考1 職務の概要(代表例)

試験区分	「公権力の行使」に該当しない職務	「公権力の行使」に関わる職務
行政事務	情報化の推進、産業の振興、区政推進、区民相談 市民文化、スポーツの振興 水道、交通などの公営事業	市税等の賦課、滞納処分 生活保護の決定
社会福祉	福祉施設入所者等の専門的相談・指導 医療相談	児童福祉施設の入所措置 児童虐待等の調査
心理	障害児(者)の専門的相談・指導・助言	
土木	道路工事の実施計画、設計、監督 道路の維持補修工事の実施、設計等	開発行為の監視、規制
電気	水処理施設の設備の運転操作、調整 各種施設の電気設備の維持管理	公害の発生の監視、規制
機械	市有建築物の維持保全	廃棄物処理施設の許可
造園	公園、緑地等の維持管理 公共施設の緑化	都市計画事業の決定
建築	市営住宅建設工事の設計、監督 公共施設建設工事の設計、監督	建築制限の許可
化学	水道水の水質管理 検査、調査研究	産業廃棄物等の監視、規制
薬剤師	市立病院の調剤 検査、調査研究	薬局、医薬品販売業者の監視
獣医師	動物の飼育 検査、調査研究	食品衛生、環境衛生の監視

参考2 昇任モデル



- ※1 ☆は「ライン」の職を、○は「スタッフ」の職を示しています。
- ※2 係長級への昇任は、一般事務職、土木職、建築職など13職種について係長昇任選考を実施しており、合格すると33歳(最短)で係長級に昇任します。

7 給与等

(1) 給与(初任給)

令和2年4月1日現在の給与は次のとおりです。ただし、条例等の改正により、変更されることがあります。

試験区分	初任給 ※地域手当を含む	その他の手当など
下記以外の区分	207,524 円 (大学院修士課程修了者は、224,692 円)	① 初任給については、大学卒業後若しくは大学院修士課程修了後(大学卒程度各区分)又は免許取得後(薬剤師・獣医師・保健師)の職歴等がある方は、一定の基準に基づいて、左記の金額に加算されます。 ② この他に、期末・勤勉手当(4.50 月分)が支給されます。また、支給要件に該当する方には、通勤手当(1 箇月当たり最高 55,000 円)、扶養手当、住居手当(1 箇月当たり最高 25,200 円)等の諸手当が支給されます。
消防士	224,692 円 (大学院修士課程修了者は、241,860 円)	
薬剤師 獣医師	224,692 円	
保健師	220,284 円 (大学院修士課程修了者は、237,452 円)	

(注) 薬剤師区分の初任給は、6年制大学卒の場合です。4年制大学卒の場合は、207,524 円です。

(2) 勤務時間及び休暇等

① 勤務時間

原則として、月曜日から金曜日の午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで(休憩時間 1 時間含む。)

※配属先によって異なる場合があります。

② 休日

土曜日、日曜日、祝日、年末年始(12 月 29 日から 1 月 3 日まで。)

※配属先によって異なる場合があります。

③ 休暇等

年次有給休暇(年間 20 日間)のほか、夏季(5 日間)・結婚・出産・育児・忌引・子の看護・男性職員の育児参加・短期介護などの特別休暇があります。また育児休業制度、育児短時間勤務制度、介護休暇などもあります。

※上記の内容は、令和2年4月1日現在のものであり、変更される場合があります。

8 個人別成績情報の提供

この試験で不合格となった方のうち、本人から申出があった場合に限り、成績情報を提供します。ただし、申出は次の手順に限り(電話等は不可)。

対象者 (本人に限る)	提供内容	手続き方法
第1次試験 不合格者	第1次試験の総合順位及び総合得点 <参考>第1次試験配点 300点	提供希望者は、最終合格発表日から1箇月以内(消印有効)に、下記①～③を次の住所に郵送してください。 ①個人別成績に関する情報提供申出書 ※ホームページからダウンロード(最終合格発表日から1 箇月間掲載) ②受験票 ③返信用封筒(84 円切手を貼り、宛先を明記した定型封筒) 《申出書郵送先》 〒210-0006 川崎市川崎区砂子 1-7-4 砂子平沼ビル 4 階 川崎市人事委員会事務局任用課 ※個人別成績情報は、令和2年10月上旬以降に発送します。 ※総合順位は、欠席者を除いた総合得点の順位で記載しています。
第2次試験 不合格者	第2次試験の総合順位及び総合得点 (第1次及び第2次試験の合算) <参考>第2次試験配点 700点	

9 申込方法等(電子申請【インターネット】のみ受付)

ホームページ「川崎市職員採用案内」→「川崎市職員採用試験・選考情報」→「川崎市職員(大学卒程度等)採用試験」→「令和2年度申込方法(大学卒程度等)」と進み、詳しい申込方法を確認してから申込手続きを行ってください。

※受験に際して市が収集する個人情報は、採用試験及び採用手続きにのみ使用します。

<p>申込受付期間</p>	<p>4月15日(水) 午前9時 ~ 5月22日(金) 午後5時 (受信有効) ※申込締切日はアクセスが集中し、サイトに繋がらない、又は表示に時間がかかる等の現象が起こることがあります。また、使用するパソコンや通信回線上の障害等のトラブルについては、一切責任を負いかねますので、期限内に余裕を持ってお申込ください。</p>
<p>申込手順</p>	<p>(1)「ネット窓口かわさき(電子申請サービス)」の利用者登録を行う(登録済みの方は(2)へ) ネット窓口かわさき(電子申請サービス)の利用者登録の手順は、ホームページに掲載してある「川崎市職員採用試験・電子申請マニュアル(利用者登録編)」を御確認ください。 【重要①】 利用者登録の際に取得した「ID」と「パスワード」は忘れないよう必ず控えておいてください。「ID」と「パスワード」を忘れた場合は、サンキューコールかわさき(044-200-3939)にお問い合わせください。 【重要②】 利用者登録の際の入力項目に、「審査結果通知」及び「到達メール」の受け取りを希望するかどうかの項目がありますので、必ず「希望する」を選択してください。</p> <p>(2)電子申請により受験申込を行う ネット窓口かわさきの利用者登録完了後、ホームページ「令和2年度申込方法(大学卒程度等)」の下端にある「電子申請する」ボタンを選択し、画面表示にしたがって採用試験の申込を行ってください。申込の手順は、ホームページに掲載してある「川崎市職員採用試験・電子申請マニュアル(申請編)」を御確認ください。 ⇒申込手続きが完了すると、ネット窓口かわさきの利用者登録の際に登録したメールアドレスに、1時間以内に申請到達メールが送信されますので確認してください。なお、申込完了後、1時間経過しても申請到達メールが届かない場合は、必ず川崎市人事委員会事務局任用課まで電話で御連絡ください。</p> <p>(3)申込内容の審査 川崎市人事委員会が、申込内容を審査します。 ※申込内容確認のため、電話連絡することがあります。連絡が取れない場合、申込を受け付けできない場合がありますので、申込の際の連絡先の入力、誤りのないよう、また、確実に連絡が取れる連絡先を入力してください。</p> <p>(4)審査結果の通知 申込内容等に不備がなく、審査が終了すると、ネット窓口かわさきの電子申請利用者ポータルへ審査結果が通知されますので必ず確認してください。なお、受験申込日から3日程度(土曜日・日曜日・祝日は除く。)を過ぎても審査結果通知が届かない場合は、必ず川崎市人事委員会事務局任用課まで電話で御連絡ください。</p>
<p>申込整理票と受験票の印刷</p>	<p>6月5日(金)(予定)に「申込整理票」と「受験票」を、ネット窓口かわさきの電子申請利用者ポータルに送信しますので、ダウンロードして、それぞれ片面印刷(A4サイズ)してください。「申込整理票」には、カラー写真(縦4cm×横3cm、裏面に氏名と試験区分を記入)の貼り付けと署名をしてください。 第1次試験当日、写真を貼り付け、署名した「申込整理票」と「受験票」を必ず持参してください。</p>

◎ 身体の障害等により受験上の配慮を希望する人へ

次のことを希望する人は、必ず申込時に、川崎市人事委員会事務局任用課まで電話等で御連絡ください。

- (1) 行政事務の申込者で身体障害者手帳を持っている人は、希望により点字による受験ができます。点字による受験を希望する人は、電子申請の際に「1 希望する」を選択の上、お申込ください。
- (2) 点字による受験を希望する人は、試験時間の延長などの配慮をします。試験会場等の詳細については、申込整理票の送信時に御連絡します。
- (3) 車椅子を使用する人は、試験会場を1階にするなどの配慮をします。
- (4) その他身体等の事情により、受験に際して特に配慮を必要とする人は、事前に相談してください。

◎ 前年度(令和元年度)実施結果(参考)

試験区分	採用予定 (名程度)	申込者(人)	第1次試験 受験者(人)	面談試験 対象者(人)	体力検査 対象者(人)	第1次試験 合格者(人)	最終 合格者(人)	競争 倍率(倍)
行政事務	115	1,378	962	602	-	413	195	4.9
社会福祉	25	72	52	45	-	37	28	1.9
心理	5	24	17	16	-	12	8	2.1
学校事務	20	87	58	46	-	32	18	3.2
土木	10	49	31	23	-	15	9	3.4
電気	10	28	18	11	-	5	4	4.5
機械	5	22	13	10	-	7	6	2.2
造園	若干名	17	11	9	-	7	4	2.8
建築	10	22	19	15	-	12	8	2.4
化学	若干名	25	17	12	-	8	3	5.7
消防士	30	291	216	-	90	65	31	7.0
薬剤師	若干名	24	18	14	-	13	5	3.6
獣医師	若干名	15	9	7	-	6	3	3.0
保健師	5	44	34	30	-	24	10	3.4

川崎市人事委員会公告第3号

令和2年度川崎市職員（大学卒程度・保育士・栄養士・臨床検査技師・学校栄養職）

採用試験の実施について

令和2年度川崎市職員（大学卒程度・保育士・栄養士・臨床検査技師・学校栄養職）採用試験を次のとおり行います。

令和2年6月17日

川崎市人事委員会
委員長 魚 津 利 興



新型コロナウイルス感染症の影響により、試験日程、会場、試験内容等が変更になる場合があります。変更がある場合は、「川崎市職員採用案内」ホームページ及び川崎市人事委員会 Twitter にて、随時お知らせします。

令和2年度 川崎市職員採用試験受験案内 (高校卒程度等)

《高校卒程度》行政事務・土木・電気・機械・建築・消防士
《資格免許職》保育士・栄養士・臨床検査技師・学校栄養職

川崎市人事委員会

《主な日程》

申込受付期間	7月14日(火) 午前9時 ~ 8月11日(火) 午後5時(受信有効)
申込方法	電子申請のみ
受験票等発行	9月14日(月) (予定)
第1次試験日	令和2年9月27日(日) 【教養試験(行政事務・消防士)】 【教養試験・専門試験(土木・電気・機械・建築)】 【総合筆記試験(保育士・栄養士・臨床検査技師・学校栄養職)】 ※ 消防士では、教養試験で一定の成績以上の方を対象に体力検査を第1次試験として実施します(日程は、「3 試験科目・日程・会場・合格発表」参照)。
第1次合格発表日	10月8日(木) 午前10時頃(予定)(消防士以外) 10月15日(木) 午前10時頃(予定)(消防士)
第2次試験日	10月21日(水) ~ 10月29日(木) (予定) ※ 試験区分ごとに試験科目・日程が異なります(詳細は、「3 試験科目・日程・会場・合格発表」参照)。
最終合格発表日	11月19日(木) 午前10時頃(予定)

《問い合わせ先》川崎市人事委員会事務局任用課

〒210-0006 川崎市川崎区砂子 1-7-4 砂子平沼ビル 4階

電話:044-200-3343 FAX:044-222-6449

「川崎市職員採用案内」ホームページアドレス

<http://www.city.kawasaki.jp/shisei/category/61-1-0-0-0-0-0-0-0.html>

川崎市人事委員会 Twitter

<@kawasaki_saiyou>https://twitter.com/kawasaki_saiyou

※災害等により試験日程等を変更する場合は、川崎市人事委員会 Twitter でお知らせします。

※川崎市職員採用試験は、皆さまの申込によって試験の準備が進められ、経費は、市民の方に納めていただいた税金が使われます。貴重な税金を有効に活用するためにも、試験の申込をした人は、必ず受験するようお願いいたします。



1 試験区分・職務概要・採用予定人員

試験区分	主な職務概要	採用予定人員	
高校卒程度	行政事務	本庁各局や区役所等で、市政のあらゆる分野における計画策定、施策立案、事業実施、窓口業務などの行政事務に従事します。	15名程度
	土木	主に、建設緑政局、区役所道路公園センター、上下水道局、港湾局、まちづくり局等で、道路、橋梁、河川、上下水道、港湾などの土木工事の計画、設計積算、施工監理、測量や、都市計画・都市交通計画の策定、拠点地区整備事業の実施、開発行為の審査指導など、土木の専門業務に従事します。	若干名
	電気	主に、環境局、上下水道局、港湾局、まちづくり局等で、廃棄物処理施設、浄水場、下水処理施設などの大型プラントや公共施設(庁舎、市営住宅、港湾施設、学校、病院など)の電気設備の設計、工事、維持管理など、電気の専門業務に従事します。	若干名
	機械	主に、環境局、上下水道局、港湾局、まちづくり局等で、廃棄物処理施設、浄水場、下水処理施設などの大型プラントや公共施設(庁舎、市営住宅、港湾施設、学校、病院など)の機械設備の設計、工事、維持管理など、機械の専門業務に従事します。	若干名
	建築	主に、まちづくり局等で、市街地再開発・区画整理事業の調査計画、都市計画・都市交通計画の策定、防災まちづくりや住宅施策の推進、拠点地区等の景観形成・誘導、公共施設(庁舎、市営住宅、学校、病院、福祉施設など)の建築工事の設計・工事監理、建築物の許認可・審査など、建築の専門業務に従事します。	若干名
	消防士	主に、消防局、各消防署等で、火災・救急・救助等の現場活動、航空隊業務、消防施策の企画、調整、指令システム・通信施設の管理・運用、火災等の予防指導、防火対象物等の査察、危険物規制などの消防業務に従事します。	15名程度
保育士	主に、保育所等で、乳幼児の保育、地域の子育て家庭に対する支援など、保育士の専門業務に従事します。	5名程度	
栄養士	主に、保育所、市立病院等での栄養指導、給食管理、衛生管理や、区役所保健福祉センター、健康福祉局等での栄養相談、栄養指導、食育の推進など、栄養士の専門業務に従事します。	若干名	
臨床検査技師	主に、市立病院、健康福祉局等で、検体検査・生理機能検査業務、感染症の検査・研究など、臨床検査技師の専門業務に従事します。	若干名	
学校栄養職	市立学校及び学校給食センターでの学校給食の栄養管理、衛生管理、食に関する指導など、学校栄養職の専門業務に従事します。	若干名	

(注)

- 1 採用予定人員は、今後の事業計画等により変更になる場合があります。
- 2 交替制勤務を要する職場に配属されることもあります。
- 3 申込できる区分は1つに限ります。申込後の試験区分の変更は認めません。

2 受験資格

(1) 年齢等

行政事務 土木 電気 機械 建築 消防士	平成11年4月2日から平成15年4月1日までに生まれた人 ※消防士については、日本国籍を有する人
保育士 栄養士 臨床検査技師 学校栄養職	平成3年4月2日以降に生まれた人

(2) 身体的条件【消防士】・免許【保育士・栄養士・臨床検査技師・学校栄養職】

消防士	次の要件を全て満たす人 ① 視力(矯正視力を含む。)が両眼で0.7以上かつ一眼でそれぞれ0.3以上の人 ② 赤色、青色及び黄色の色彩の識別ができる人 ③ 聴力が正常な人
保育士 栄養士 臨床検査技師 学校栄養職	それぞれの免許(学校栄養職については栄養士免許)を有する人又は令和3年春までに行われる国家試験により免許取得見込みの人 ※保育士については、神奈川県で実施された地域限定保育士試験により資格を有する人を含む。

(注)

保育士、栄養士、臨床検査技師、学校栄養職の受験者で免許取得済みの方はそれぞれの免許の写し、免許取得見込みの方はそれぞれの免許取得に係る学歴の卒業(見込)証明書及び成績証明書を、第1次試験合格発表後、指定する日までに送付していただきます。

※試験区分ごとの受験資格にかかわらず、地方公務員法第16条の欠格条項に該当する人(民法の一部を改正する法律(平成11年法律第149号)附則第3条第3項の規定により、従前の例によることとされる者を含む。)は、受験できません。

地方公務員法(抜粋)

(欠格条項)

第16条

次の各号のいずれかに該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

- 1 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 2 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者
- 3 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、第六十条から第六十三条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者
- 4 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

3 試験科目・日程・会場・合格発表

(指定された試験日時・会場等の変更は受け付けることができませんので、あらかじめ御了承ください。)

(1) 第1次試験

試験区分	試験科目・日程	会場(予定)	合格等発表日
教養試験【行政事務・消防士】、教養試験・専門試験【土木・電気・機械・建築】、総合筆記試験【保育士・栄養士・臨床検査技師・学校栄養職】			
行政事務 消防士	【教養試験】 9月27日(日) 集合時刻 午前 9時45分 解散時刻 午後 0時10分頃 (※途中退場はできません。)	法政大学第二中・高等学校 (川崎市中原区木月大町6-1) ほか ※会場は受験票で指定します。	【体力検査対象者】 10月5日(月)午前10時頃(予定) (消防士) 【第1次試験合格】 10月8日(木)午前10時頃(予定) (消防士以外)
土木 機械 建築	【教養試験】・【専門試験】 9月27日(日) 集合時刻 午前 9時45分 解散時刻 午後 3時10分頃 (※教養試験については、途中退場はできません。)		
保育士 栄養士 臨床検査技師 学校栄養職	【総合筆記試験】 9月27日(日) 集合時刻 午前 9時45分 解散時刻 午後 1時10分頃 (※途中退場はできません。また昼食休憩はありません。)		
体力検査【消防士】(集合時間等の詳細は、対象者に文書で通知します。)			
消防士	【体力検査】 10月9日(金)(予定)	川崎市消防訓練センター (川崎市宮前区犬蔵1-10-2)	【第1次試験合格】 10月15日(木)午前10時頃(予定) (消防士)

(2) 第2次試験 (集合時間等の詳細は、第1次試験合格者に文書で通知します。)

試験区分	試験科目・日程	会場(予定)	合格等発表日
作文試験【行政事務・消防士】			
行政事務 消防士	10月21日(水)(予定)	川崎市役所第4庁舎 (川崎市川崎区宮本町3-3)	
身体検査【消防士】			
消防士	10月21日(水)(予定)	川崎市役所第4庁舎 (川崎市川崎区宮本町3-3)	
面接試験【全区分】			
全区分	【集団討論・個別面接】 10月26日(月)～10月29日(木) (予定)のうち指定する1日	川崎市役所第4庁舎 (川崎市川崎区宮本町3-3)	【最終合格】 11月19日(木)午前10時頃(予定)

(注)

- 試験会場の案内図は、ホームページ「川崎市職員採用案内」に掲載しますので御確認ください。
- 試験会場への問い合わせ、自動車、バイク、自転車等での来場は禁止します。
- 合格等発表は、ホームページ「川崎市職員採用案内」に合格者の受験番号を掲載します。
- 体力検査(消防士)の対象者、第1次試験合格者及び最終合格者には、合格等発表日に文書で通知を発送します。なお、郵便事情などにより延着、不着となる場合もありますので、可否はホームページで必ず確認してください。
- 第1次試験の合格者は、各試験科目の結果を総合して決定します。また、最終合格者は、第1次試験及び第2次試験の結果を総合して決定します。第1次試験、第2次試験ともに、いずれかの試験科目において一定の基準に達しない場合は、他の試験科目の成績にかかわらず不合格となります。
- 第1次試験合格者には、「面接カード」を3部(うち、2部は原本をコピーしたもの)提出していただきます(行政事務・消防士は作文試験の際に持参、保育士・栄養士・臨床検査技師・学校栄養職は10月15日(木)までに郵送(消印有効))。「面接カード」の様式は、第1次試験合格通知に同封(消防士は、体力検査の際に配布)いたしますので、消防士以外の区分の第1次試験合格者で、10月12日(月)までに第1次試験合格通知が届かない場合は川崎市人事委員会事務局(044-200-3343)まで御連絡ください。
また、「面接カード」に貼付するカラー写真(縦4cm×横3cm)3枚が必要となります。
- 保育士・栄養士・臨床検査技師・学校栄養職の第1次試験合格者には、免許取得(見込)に関する書類(免許証の写し、又は卒業(見込)証明書及び成績証明書)を提出していただきます。提出書類の詳細は第1次試験合格発表の通知でお知らせいたします。

4 試験の内容

(1) 第1次試験

教養試験【行政事務・消防士】、教養試験・専門試験【土木・電気・機械・建築】、総合筆記試験【保育士・栄養士・臨床検査技師・学校栄養職】	
行政事務 消防士	【教養試験】<択一式 50問 120分> ※出題の程度は高校卒業程度のもので、社会(法律、政治、経済、社会)、人文(世界史、日本史、地理、国語)、自然(数学、物理、化学、生物、地学)、文章理解(現代文、英文)、判断推理、数的推理、資料解釈
土 電 機 建	【教養試験】<択一式 50問 120分> ※出題の程度は高校卒業程度のもので、社会(法律、政治、経済、社会)、人文(世界史、日本史、地理、国語)、自然(数学、物理、化学、生物、地学)、文章理解(現代文、英文)、判断推理、数的推理、資料解釈 【専門試験】<択一式 40問 120分:試験区分ごとに試験分野が異なります。> 出題分野は、「別表 区分別の専門試験出題分野」参照
保 育 士 栄 養 士 学 校 栄 養 職 臨 床 検 査 技 師	【総合筆記試験】<択一式 60問 180分> ※出題の程度は短期大学卒業程度のもので、 ≪知能系(20問程度):各試験区分共通≫ 出題分野:文章理解(現代文・英文)、判断推理、数的推理、資料解釈 ≪知識系(40問程度):試験区分ごとに試験分野が異なります。≫ 出題分野は、「別表 区分別の総合筆記試験(知識系)出題分野」参照
体力検査【消防士】	
消 防 士	消防士としての職務遂行に必要な体力についての検査(握力、上体起こし、長座体前屈、反復横とび、立ち幅とび、20mシャトルラン、腕立て伏せ)を行います。

【別表 区分別の専門試験出題分野】

試験区分	出題分野
土 木	数学・物理・情報技術基礎、土木基礎力学(構造力学、水理学、土質力学)、土木構造設計、測量、社会基盤工学、土木施工
電 気	数学・物理・情報技術基礎、電気基礎、電気機器・電力技術・電子計測制御、電子技術・電子回路・通信技術・電子情報技術
機 械	数学・物理・情報技術基礎、機械設計、機械工作、原動機、生産システム技術(電気技術、電子技術、制御)、電子機械
建 築	数学・物理・情報技術基礎、建築構造設計、建築構造、建築計画、建築法規、建築施工

【別表 区分別の総合筆記試験(知識系)出題分野】

試験区分	出題分野
保 育 士	社会福祉、子ども家庭福祉(社会的養護を含む。)、保育の心理学、保育原理・保育内容、子どもの保健
栄 養 士 学 校 栄 養 職	社会生活と健康、人体の構造と機能、食品と衛生、栄養と健康、栄養の指導、給食の運営
臨 床 検 査 技 師	医用工学概論(情報科学概論及び検査機器総論を含む。)、公衆衛生学(関係法規を含む。)、臨床検査医学総論(臨床検査総論及び医学概論を含む。)、臨床検査総論(検査管理総論及び医動物学を含む。)、病理組織細胞学、臨床生理学、臨床化学(放射性同位元素検査技術学を含む。)、臨床血液学、臨床微生物学、臨床免疫学

(2) 第2次試験(第1次試験合格者を対象に実施)

作文試験【行政事務・消防士】	
行政事務 消防士	与えられた課題について、理解力、論理性、表現力などを評価します。 <800字以上、1,000字以内 60分>
身体検査【消防士】	
消 防 士	消防士としての職務遂行に必要な身体的条件及び健康度の検査を行います。
面接試験(集団討論・個別面接)【全区分】	
全 区 分	【集団討論】<30分程度> 行政課題、時事問題などをテーマに集団討論を行い、社会性、伝達力、積極性、論理性などを評価します。 【個別面接】<30分程度> 個別面接(3対1)を行い、人物的な側面、仕事に対する意欲・適性、コミュニケーション能力などを評価します。

(注) 教養試験・専門試験・総合筆記試験の問題例、作文試験の過去の課題をホームページ「川崎市職員採用案内」に掲載しています。

5 合格から採用まで

- (1) 最終合格者は、川崎市人事委員会が作成する採用候補者名簿(保育士、栄養士、臨床検査技師、学校栄養職の場合は選考合格者名簿)に登載され、川崎市の各任命権者(市長等)からの請求に応じて提示されます。なお、名簿の有効期間は、原則として名簿確定の日から1年間です。
- (2) 名簿に登載された方は、本人の意思による辞退や採用するにふさわしくない非違行為等があった場合等を除き、原則として令和3年4月1日に採用されます。なお、既に学校等を卒業している人又は資格・免許等を取得している人については、令和3年4月より前に採用されることもあります。
- (3) 受験資格がないことや、「申込内容」、「面接カード」等の提出書類の記載事項に虚偽又は不正があることが判明した場合は、採用候補者名簿(選考合格者名簿)から削除します。また、資格・免許等の取得見込みの人で取得できない場合は、採用されません。
- (4) 日本国籍を有しない人で、就職が制限されている在留資格の人は採用されません。

6 配置等

採用後の配置、異動、昇任等は、計画的な人材育成や能力開発の観点から、本人の意向やキャリア観を重視するとともに、能力・実績に基づいた 適材適所の人事配置を基本方針として行われています(日本国籍を有しない人の配置、異動、昇任等は、「外国籍職員の任用に関する運用規程」に基づいた任用が行われます。)

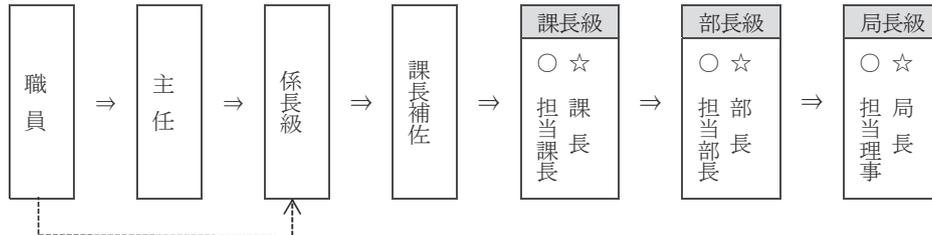
◎「外国籍職員の任用に関する運用規程」の概要について

「外国籍職員の任用に関する運用規程」では、外国籍の職員は、「公権力の行使」に該当しない職務又は「公の意思形成への参画」に該当しない職(ラインの課長級以上の職を除く全ての職)に任用され、これらに関わる職員数はおおむね8割に当たるものであり、この中で、国籍に関わりなく職員の配置、異動、昇任等を行っていく旨の規定がなされています。

参考1 職務の概要(代表例)

試験区分	「公権力の行使」に該当しない職務	「公権力の行使」に関わる職務
行政事務	情報化の推進、産業の振興、区政推進、区民相談 市民文化、スポーツの振興 水道、交通などの公営事業	市税等の賦課、滞納処分 生活保護の決定
土木	道路工事の実施計画、設計、監督 道路の維持補修工事の実施、設計等	開発行為の監視、規制
電気	水処理施設の設備の運転操作、調整 各種施設の電気設備の維持管理	公害の発生の監視、規制
機械	市有建築物の維持保全	廃棄物処理施設の許可
建築	市営住宅建設工事の設計、監督 公共施設建設工事の設計、監督	建築制限の許可

参考2 昇任モデル



※1 ☆は「ライン」の職を、○は「スタッフ」の職を示しています。

※2 係長級への昇任は、一般事務職、土木職、建築職など13職種について係長昇任選考を実施しており、合格すると33歳(最短)で係長級に昇任します。

7 給与等**(1) 給与(初任給)**

令和2年4月1日現在の給与は次のとおりです。ただし、条例等の改正により、変更されることがあります。

試験区分	初任給 ※地域手当を含む	その他の手当など
下記以外の区分	168,548 円 (短大卒、高専卒者は、181,540 円)	① 初任給については、高校卒業後(高校卒程度各区分)、又は免許取得後(保育士・栄養士・学校栄養職・臨床検査技師)の職歴等がある方は、一定の基準に基づいて、左記の金額に加算されます。 ② この他に、期末・勤勉手当(4.50 月分)が支給されます。また、支給要件に該当する方には、通勤手当(1箇月当たり最高 55,000 円)、扶養手当、住居手当(1箇月当たり最高 25,200 円)等の諸手当が支給されます。
消防士	181,540 円 (短大卒、高専卒者は、198,824 円)	
保育士 栄養士 学校栄養職	181,540 円 (大学卒者は、207,524 円) (大学院修士課程修了者は、224,692 円)	
臨床検査技師	190,124 円 (大学卒者は、207,524 円) (大学院修士課程修了者は、224,692 円)	

(2)勤務時間及び休暇等**①勤務時間**

原則として、月曜日から金曜日の午前8時30分から午後5時15分まで(休憩時間1時間を含む。)

※配属先によって異なる場合があります。

②休日

土曜日、日曜日、祝日、年末年始(12月29日から1月3日まで)

※配属先によって異なる場合があります。

③休暇等

年次有給休暇(年間20日間)のほか、夏季(5日間)・結婚・出産・育児・忌引・子の看護・男性職員の育児参加・短期介護などの特別休暇があります。また育児休業制度、育児短時間勤務制度、介護休暇などもあります。

※上記の内容は、令和2年4月1日現在のものであり、変更される場合があります。

8 個人別成績情報の提供

この試験で不合格となった方に対し、本人から申出があった場合に限り、成績情報を提供します。ただし、申出は次の手順に限ります(電話等は不可)。

対象者 (本人に限る)	提供内容	手順
第1次試験 不合格者	第1次試験の総合順位及び総合得点 <参考>第1次試験配点 300点	提供希望者は、最終合格発表日から1箇月以内(消印有効)に、下記①～③を次の住所に郵送してください。 ①個人別成績に関する情報提供申出書 ※ホームページからダウンロード(最終合格発表日から1箇月間掲載) ②受験票 ③返信用封筒(84円切手を貼り、宛先を明記した定型封筒) 《申出書郵送先》 〒210-0006 川崎市川崎区砂子1-7-4 砂子平沼ビル4階 川崎市人事委員会事務局任用課 ※個人別成績情報は、令和2年12月下旬以降に発送します。 ※総合順位は、欠席者を除いた総合得点の順位で記載しています。
第2次試験 不合格者	第2次試験の総合順位及び総合得点 (第1次及び第2次試験の合算) <参考>第2次試験配点 700点	

9 申込方法等(電子申請【インターネット】のみ受付)

ホームページ「川崎市職員採用案内」→「川崎市職員採用試験・選考情報」→「川崎市職員(高校卒程度等)採用試験」→「電子申請による採用試験申込方法(高校卒程度等)」と進み、詳しい申込方法を確認してから申込手続きを行ってください。

申込受付期間	7月14日(火) 午前9時 ~ 8月11日(火) 午後5時(受信有効) ※申込締切日はアクセスが集中し、サイトにつながらない、又は表示に時間がかかる等の現象が起こることがあります。また、使用するパソコンや通信回線の障害等のトラブルについては、一切責任を負いかねますので、期限に余裕を持ってお申込ください。 ※受験に際して市が収集する個人情報、採用試験及び採用手続にのみ使用します。
--------	--

<p>申 込 手 順</p>	<p>(1)「<u>ネット窓口かわさき(電子申請サービス)</u>」の利用者登録を行う(登録済みの方は(2)へ) ネット窓口かわさき(電子申請サービス)の利用者登録の手順は、ホームページに掲載してある「<u>川崎市職員採用試験・電子申請マニュアル(利用者登録編)</u>」を御確認ください。 【重要①】 利用者登録の際に取得した「ID」と「パスワード」は忘れないよう必ず控えておいてください。 「ID」と「パスワード」を忘れた場合は、「<u>サンキューコールかわさき(044-200-3939)</u>」にお問合せください。 【重要②】 利用者登録の際の入力項目に、「<u>審査結果通知</u>」及び「<u>到達メール</u>」の受け取りを希望するかどうかの項目がありますが、必ず「<u>希望する</u>」を選択してください。</p> <p>(2)電子申請により受験申込を行う ネット窓口かわさきの利用者登録が完了後、ホームページ「電子申請による採用試験申込方法(高校卒業程度等)」の下段にある「<u>電子申請する</u>」ボタンを選択し、画面表示にしたがって採用試験の申込を行ってください。申込の手順は、ホームページに掲載してある「<u>川崎市職員採用試験・電子申請マニュアル(申請編)</u>」を御確認ください。 ⇒申込手続きが完了すると、ネット窓口かわさきの利用者登録の際に登録したメールアドレスに、1時間以内に申請到達メールが送信されますので確認してください(申込完了後、1時間経過しても申請到達メールが届かない場合は、必ず川崎市人事委員会事務局任用課まで電話で御連絡ください。)</p> <p>(3)申込内容の審査 川崎市人事委員会が、申込内容を審査します。 ※申込内容確認のため、電話連絡することがあります。連絡が取れない場合、申込を受け付けできない場合がありますので、受験申込の際の連絡先の入力、誤りのないよう、また、確実に連絡が取れる連絡先を入力してください。</p> <p>(4)審査結果の通知 申込内容等に不備がなく、審査が終了すると、ネット窓口かわさきの電子申請利用者ポータルへ審査結果が通知されますので必ず確認してください(受験申込日から3日程度(土曜日・日曜日・祝日は除く。)) 過ぎても、審査結果通知が届かない場合は、必ず川崎市人事委員会事務局任用課まで電話で御連絡ください。</p>
<p>申込整理票と受験票の印刷</p>	<p>9月14日(月)(予定)に「申込整理票」と「受験票」を、ネット窓口かわさきの電子申請利用者ポータルに送信しますので、ダウンロードして、それぞれ片面印刷(A4サイズ)してください。「申込整理票」には、カラー写真(縦4cm×横3cm、裏面に氏名と試験区分を記入)の貼り付けと署名をしてください。 第1次試験当日、写真を貼り付け、署名した「申込整理票」と「受験票」を必ず持参してください。</p>

◎ 身体の障害等により受験上の配慮を希望する人へ

次のことを希望する人は、必ず申込時に、川崎市人事委員会事務局任用課まで電話等で御連絡ください。

- (1) 行政事務の申込者で身体障害者手帳を持っている人は、希望により点字による受験ができます。点字による受験を希望する人は、電子申請の際に「1 希望する」を選択の上、お申込みください。
- (2) 点字による受験を希望する人は、試験時間の延長などの配慮をします。試験会場等の詳細については、申込整理票の送信時に御連絡します。
- (3) 車椅子を使用する人は、試験会場を1階にするなどの配慮をします。
- (4) その他身体等の事情により、受験に際して特に配慮を必要とする人は、事前に相談してください。

◎ 前年度(令和元年度)実施結果(参考)

試験区分	採用予定人員 (名程度)	申込者数 (人)	第1次試験 受験者数(人)	体力検査 対象者数(人)	第1次試験 合格者数(人)	最終合格者数 (人)	競争倍率 (倍)
行政事務	15	221	171	—	45	12	14.3
土木	—	—	—	—	—	—	—
電気	—	—	—	—	—	—	—
機械	—	—	—	—	—	—	—
建築	—	—	—	—	—	—	—
消防士	15	285	205	67	55	25	8.2
保育士	若干名	53	36	—	18	6	6.0
栄養士	若干名	39	29	—	9	2	14.5
臨床検査技師	若干名	11	10	—	8	2	5.0
学校栄養職	若干名	39	30	—	12	2	15.0

川崎市人事委員会公告第4号

令和2年度障害者を対象とした川崎市職員採用選考の実施について

令和2年度障害者を対象とした川崎市職員採用選考を次のとおり行います。

令和2年6月17日

川崎市人事委員会
委員長 魚津利興



新型コロナウイルス感染症の影響により、試験日程、会場、試験内容等が変更になる場合があります。変更がある場合は、「川崎市職員採用案内」ホームページ及び川崎市人事委員会 Twitter にて、随時お知らせします。

令和2年度

障害者を対象とした 川崎市職員採用選考案内

川崎市人事委員会

《主な日程》

申込受付期間	【電子申請】 7月14日(火) 午前9時～8月11日(火) 午後5時(受信有効) 【郵送】 7月14日(火)～8月6日(木) (消印有効)
申込方法	電子申請又は郵送
受験票等発行	9月14日(月) (予定)
第1次選考日	令和2年11月1日(日)【教養試験・作文試験】
第1次合格発表日	11月13日(金) 午前10時頃(予定)
第2次選考日	12月1日(火)【集団討論・個別面接】(予定)
最終合格発表日	12月10日(木) 午前10時頃(予定)

《問い合わせ先》川崎市人事委員会事務局任用課

〒210-0006 川崎市川崎区砂子 1-7-4 砂子平沼ビル 4階

電話:044-200-3343 FAX:044-222-6449

「川崎市職員採用案内」ホームページアドレス

<http://www.city.kawasaki.jp/shisei/category/61-1-0-0-0-0-0-0.html>

川崎市人事委員会 Twitter

<@kawasaki_saiyou>https://twitter.com/kawasaki_saiyou

※災害等により選考日程等を変更する場合は、川崎市人事委員会 Twitter でお知らせします。

※川崎市職員採用選考は、皆さまの申込によって選考の準備が進められ、経費は、市民の方に納めていただいた税金が使われます。貴重な税金を有効に活用するためにも、選考の申込をした人は、必ず受験するようお願いします。

※点字による受験ができます(詳しくは「◎ 受験上の配慮等を希望する人へ」を参照してください。)



1 選考区分・職務概要・採用予定人員

選考区分	主な職務概要	採用予定人員
行政事務	本庁各局や区役所等で、市政のあらゆる分野における計画策定、施策立案、事業実施、窓口業務などの行政事務に従事します。	10名程度

(注)

- 1 採用予定人員は、今後の事業計画等により変更になる場合があります。
- 2 交替制勤務を要する職場に配属されることもあります。

2 受験資格

<p>次の(1)及び(2)の要件を全て満たす人</p> <p>(1) 昭和50年4月2日から平成15年4月1日までに生まれた人</p> <p>(2) 次のアからエまでのいずれかに該当する人</p> <p>ア 身体障害者手帳(身体障害者福祉法第15条)の交付を受けている人</p> <p>イ 都道府県知事又は政令指定都市市長が発行する療育手帳の交付を受けている人</p> <p>ウ 更生相談所又は児童相談所等により知的障害者であると判定された人</p> <p>エ 精神障害者保健福祉手帳(精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条)の交付を受けている人</p>

※1 交付申請中の場合は申込できません。なお、申込から採用までの間において、手帳等の提示を求められることがあります。その際に、受験資格を満たしている事が確認できない場合は、採用選考を受験できないほか、最終合格後であっても採用されません。また、採用後においても、障害者雇用状況調査のため、手帳等の提示を求められることがあります。

※2 手帳の名称については、交付している地方公共団体によって異なる場合があります。御自身の手帳の種類が不明な場合は、お住まいの地方公共団体の窓口で確認してください。

※3 受験資格にかかわらず、地方公務員法第16条の欠格条項に該当する人(民法の一部を改正する法律(平成11年法律第149号)附則第3条第3項の規定により、従前の例によることとされる者を含む。)は、受験できません。

地方公務員法(抜粋)

(欠格条項)

第16条

次の各号のいずれかに該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

- 1 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 2 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者
- 3 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、第六十条から第六十三条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者
- 4 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

3 選考日程・科目・内容・会場・合格発表日

(指定された試験日時・会場等の変更は受け付けることができませんので、あらかじめ御了承ください。)

第1次選考【教養試験・作文試験】				
選考日程	選考科目	選考内容	会場(予定)	合格発表日
11月1日(日) 集合時刻 午前9時40分 解散時刻 午後2時45分頃	教養試験	○公務員として必要な一般教養に関する択一式筆記試験です。 社会(法律、政治、経済、社会) 人文(世界史、日本史、地理) 自然(数学、物理、化学、生物、地学) 文章理解(現代文、英文) 判断推理、数的推理、資料解釈 【択一式40問 120分】	川崎市役所第4庁舎 (川崎市川崎区宮本町3-3) ほか ※会場は受験票で指定します。	【第1次選考合格】 11月13日(金) 午前10時頃(予定)
	作文試験	○与えられた課題について、理解力、論理性、表現力などを評価します。 ※作文試験は、教養試験の結果により採点されない場合があります。 【400字以上、800字程度90分】		
第2次選考【面接試験】(集合時間等の詳細は、第1次選考合格者に文書で通知します。)				
12月1日(火)	集団討論 個別面接	【集団討論】<30分程度> 行政課題、時事問題などをテーマに集団討論を行い、社会性、伝達力、積極性、論理性などを評価します。 【個別面接】<30分程度> 個別面接(3対1)を行い、人物的な側面、仕事に対する意欲・適性、コミュニケーション能力などを評価します。	川崎市役所第4庁舎 (川崎市川崎区宮本町3-3)	【最終合格】 12月10日(木) 午前10時頃(予定)

(注)

- 1 受験に際しては、申込整理票及び受験票(郵送申込の場合は受験票のみ)、HBの鉛筆又はシャープペンシル、消しゴム、障害者手帳等、昼食を持参してください。
- 2 選考会場の案内図は、ホームページ「川崎市職員採用案内」に掲載しますので御確認ください。
- 3 選考会場への問い合わせは禁止します。また、選考会場への自動車の乗り入れは、自動車でなければ選考会場に来られない方だけにしてください。選考会場の駐車場の利用を希望される方は、申込書の裏面に記載してください。
- 4 合格発表は、ホームページ「川崎市職員採用案内」に合格者の受験番号を掲載します。
- 5 第1次選考合格者及び最終合格者には、合格発表日に文書で通知を発送します。なお、郵便事情などにより延着、不着となる場合もありますので、合否はホームページで必ず確認してください。
- 6 第1次選考の合格者は、各選考科目の結果を総合して決定します。また、最終合格者は、第1次選考及び第2次選考の結果を総合して決定します。第1次選考、第2次選考ともに、いずれかの選考科目において一定の基準に達しない場合は、他の選考科目の成績にかかわらず不合格となります。
- 7 教養試験の問題例及び作文試験の過去の課題については、「9 その他」を参照してください。
- 8 第1次選考合格者には、「面接カード」3部(うち、2部は原本をコピーしたものを)、11月20日(金)消印有効までに提出していただきます。「面接カード」の様式は、第1次選考合格通知に同封いたしますので、第1次選考合格者で、11月16日(月)までに第1次選考合格通知が届かない場合は川崎市人事委員会事務局(044-200-3343)まで御連絡ください。また、「面接カード」に貼付するカラー写真(縦4cm×横3cm)3枚が必要となります。

4 合格から採用まで

- (1) 最終合格者は、川崎市人事委員会が作成する選考合格者名簿に登載され、川崎市の各任命権者(市長等)からの請求に応じて提示されます。なお、名簿の有効期間は、原則として名簿確定の日から1年間です。
- (2) 名簿に登載された方は、本人の意思による辞退や採用するにふさわしくない非違行為等があった場合等を除き、原則として令和3年4月1日以降に採用されます。
- (3) 受験資格がないことや、「申込内容」、「面接カード」等の提出書類の記載事項に虚偽又は不正があることが判明した場合は、選考合格者名簿から削除します。
- (4) 日本国籍を有しない人で、就職が制限されている在留資格の人は採用されません。

5 配置等

採用後の配置、異動、昇任等は、計画的な人材育成や能力開発の観点から、本人の意向やキャリア観を重視するとともに、能力・実績に基づいた適材適所の人事配置を基本方針として行われています(日本国籍を有しない人の配置、異動、昇任等は、「外国籍職員の任用に関する運用規程」に基づいた任用が行われます。)

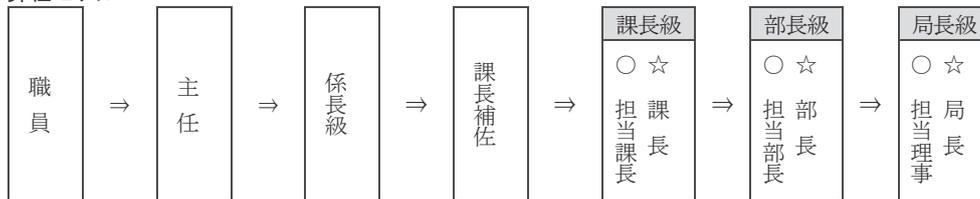
◎「外国籍職員の任用に関する運用規程」の概要について

「外国籍職員の任用に関する運用規程」では、外国籍の職員は、「公権力の行使」に該当しない職務又は「公の意思形成への参画」に該当しない職(ラインの課長級以上の職を除く全ての職)に任用され、これらに関わる職員数はおおむね8割に当たるものであり、この中で、国籍に関わりなく職員の配置、異動、昇任等を行っていく旨の規定がなされています。

参考1 職務の概要(代表例)

選考区分	「公権力の行使」に該当しない職務	「公権力の行使」に関わる職務
行政事務	情報化の推進、産業の振興、区政推進、区民相談 市民文化、スポーツの振興 水道、交通などの公営事業	市税等の賦課、滞納処分 生活保護の決定

参考2 昇任モデル



※1 ☆は「ライン」の職を、○は「スタッフ」の職を示しています。

※2 係長級への昇任は、係長昇任選考を実施しており、合格すると33歳(最短)で係長級に昇任します。

6 給与等

(1) 給与(初任給)

令和2年4月1日現在の給与は次のとおりです。ただし、条例等の改正により、変更されることがあります。

学歴	初任給 ※地域手当を含む	その他の手当など
大学院 修士課程修了者	224,692 円	① 初任給については、学校卒業後の職歴等がある方は、一定の基準に基づいて、左記の金額に加算されます。 ② この他に、期末・勤勉手当(4.50 月分)が支給されます。また、支給要件に該当する方には、通勤手当(1箇月当たり最高 55,000 円)、扶養手当、住居手当(1箇月当たり最高 25,200 円)等の諸手当が支給されます。
大学卒	207,524 円	
短大卒	181,540 円	
高校卒	168,548 円	

(2)勤務時間及び休暇等

①勤務時間

原則として、月曜日から金曜日の午前8時30分から午後5時15分まで(休憩時間1時間を含む。)

※配属先によって異なる場合があります。

②休日

土曜日、日曜日、祝日、年末年始(12月29日から1月3日まで)

※配属先によって異なる場合があります。

③休暇等

年次有給休暇(年間20日間)のほか、夏季(5日間)・結婚・出産・育児・忌引・子の看護・男性職員の育児参加・短期介護などの特別休暇があります。また育児休業制度、育児短時間勤務制度、介護休暇などもあります。

※上記の内容は、令和2年4月1日現在のものであり、変更される場合があります。

7 個人別成績情報の提供

この選考で不合格となった方に対し、本人から申出があった場合に限り、成績情報を提供します。ただし、申出は次の手順に限り(電話等は不可)。

対象者 (本人に限る)	提供内容	手順
第1次選考 不合格者	第1次選考の総合順位及び総合得点 <参考>第1次選考配点 300点	提供希望者は、最終合格発表日から1箇月以内(消印有効)に、下記①～③を次の住所に郵送してください。 ①個人別成績に関する情報提供申出書 ※ホームページからダウンロード(最終合格発表日から1箇月間掲載) ②受験票 ③返信用封筒(84円切手を貼り、宛先を明記した定型封筒) 《申出書郵送先》 〒210-0006 川崎市川崎区砂子 1-7-4 砂子平沼ビル 4階 川崎市人事委員会事務局任用課 ※個人別成績情報は、令和3年1月下旬以降に発送します。 ※総合順位は、欠席者を除いた総合得点の順位で記載していません。
第2次選考 不合格者	第2次選考の総合順位及び総合得点 (第1次及び第2次選考の合算) <参考>第2次選考配点 700点	

8 申込方法等

受験申込は、電子申請(インターネット)又は郵送で行ってください。

(1) 電子申請(インターネット)による申込方法(推奨)

ホームページ「川崎市職員採用案内」→「川崎市職員採用試験・選考情報」→「障害者を対象とした川崎市職員採用選考」→「電子申請による採用選考申込方法(障害者を対象とした採用選考)」と進み、詳しい申込方法を確認してから申込手続きを行ってください。

申込受付期間	令和2年7月14日(火) 午前9時 ~ 8月11日(火) 午後5時 (受信有効) ※申込締切日はアクセスが集中し、サイトにつながらない、又は表示に時間がかかる等の現象が起こることがあります。また、使用するパソコンや通信回線上の障害等のトラブルについては、一切責任を負いかねますので、期限までに余裕を持ってお申込ください。 ※受験に際して市が収集する個人情報は、採用試験及び採用手続きにのみ使用します。
申込手順	<p>(1)「ネット窓口かわさき(電子申請サービス)」の利用者登録を行う(登録済みの方は(2)へ) ネット窓口かわさき(電子申請サービス)の利用者登録の手順は、ホームページに掲載してある「川崎市職員採用試験・電子申請マニュアル(利用者登録編)」を御確認ください。 【重要①】利用者登録の際に取得した「ID」と「パスワード」は忘れないよう必ず控えておいてください。「ID」と「パスワード」を忘れた場合は、「サンキューコールかわさき(044-200-3939)にお問合せください。」 【重要②】利用者登録の際の入力項目に、「審査結果通知」及び「到達メール」の受け取りを希望するかどうかの項目がありますので、必ず「希望する」を選択してください。</p> <p>(2)電子申請により受験申込を行う ネット窓口かわさきの利用者登録が完了後、ホームページ「電子申請による採用選考申込方法(障害者を対象とした採用選考)」の下段にある「電子申請する」ボタンを選択し、画面表示にしたがって採用選考の申込を行ってください。申込の手順は、ホームページに掲載してある「障害者を対象とした川崎市職員採用試験・電子申請マニュアル(申請編)」を御確認ください。 ⇒申込手続きが完了すると、ネット窓口かわさきの利用者登録の際に登録したメールアドレスに、1時間以内に申請到達メールが送信されますので確認してください(申込完了後、1時間経過しても申請到達メールが届かない場合は、必ず川崎市人事委員会事務局任用課まで電話で御連絡ください。)</p> <p>(3)申込内容の審査 川崎市人事委員会が、申込内容を審査します。 ※申込内容確認のため、電話等にて連絡することがあります。連絡が取れない場合、申込を受け付けできない場合がありますので、受験申込の際の連絡先の入力、誤りのないよう、また、確実に連絡が取れる連絡先を入力してください。</p> <p>(4)審査結果の通知 申込内容等に不備がなく、審査が終了すると、ネット窓口かわさきの電子申請利用者ポータルへ審査結果が通知されますので必ず確認してください(受験申込日から3日程度(土曜日・日曜日・祝日は除く。)) 過ぎても、審査結果通知が届かない場合は、必ず川崎市人事委員会事務局任用課まで電話で御連絡ください。)</p>
申込整理票と受験票の印刷	9月14日(月)(予定)に「申込整理票」と「受験票」を、ネット窓口かわさきの電子申請利用者ポータルに送信しますので、ダウンロードして、それぞれ片面印刷(A4サイズ)してください。「申込整理票」には、カラー写真(縦4cm×横3cm、裏面に氏名を記入)の貼り付けと署名をしてください。 第1次選考日当日、写真を貼り付け、署名した「申込整理票」と「受験票」を必ず持参してください。

(2) 郵送による申込方法(持参による受付は行いません。)

申込受付期間	令和2年7月14日(火) ~ 8月6日(木) (消印有効) ※申込受付期間後の申込は受理いたしませんので、御注意ください。
申込方法	封筒の表に「採用選考申込」と朱書して、必ず簡易書留で郵送してください。 ※ 封筒は、申込書を折らずに入れることのできる角形2号を使用してください。 ※ 簡易書留以外の郵便事故については、一切責任を負いません。
申込書の郵送先	〒210-0006 川崎市川崎区砂子 1-7-4 砂子平沼ビル 4階 川崎市人事委員会事務局任用課

提出書類	カラー写真(縦4cm×横3cm)を貼った申込書1通 (1) 申込書に必要事項を記入し、 <u>署名欄は必ず自署してください(点字受験者は代筆可)</u> 。 (2) 84円切手は、 <u>受験票送付用</u> です。申込書の右上にクリップで留めてください。 (3) 写真は、裏面に氏名を記入し、申込書に貼ってください。 ※ ホームページ「川崎市職員採用案内」から申込書を印刷する際は、必ず両面印刷してください。
受験票の交付	<u>9月14日(月)(予定)に「受験票」を、本人宛てに郵送しますので、第1次選考日当日必ず持参してください。</u> なお、9月17日(木)までに受験票が到着しない場合には、川崎市人事委員会事務局任用課まで電話で御連絡ください。

◎ 受験上の配慮を希望する人へ

- (1) この選考については、希望により点字による受験ができます。点字による受験を希望する人は、電子申請の際に「1 希望する」を選択(郵送申込の場合は申込書の点字受験欄に○印を記入)の上、お申込みください。また、点字の補助として、問題の読み上げ等に音声パソコンを使用することもできますので、希望される場合は、お申込の前に必ず川崎市人事委員会事務局任用課(044-200-3343)まで連絡してください。
- (2) 選考当日、補装具等の持込みを希望する人、手話通訳者を必要とする人、車椅子を使用する人、その他受験に際して特に配慮を希望する人は、電子申請の際にコード選択又は入力(郵送申込の場合は申込書の裏面に必ず必要事項を記入)してください。
- (3) 第2次試験における個別面接では、受験者が登録等をしている就労支援機関の職員の同席を合理的配慮として認めます。同席する場合は、選考会場等の準備のため、11月20日(金)までに必ず川崎市人事委員会事務局任用課(044-200-3343)まで連絡してください。

9 その他

- (1) 教養試験の問題例及び作文試験の過去の課題をホームページ「川崎市職員採用案内」に掲載しています。インターネットを利用できない場合は、返信用封筒(84円切手を貼り、宛先を明記した定形封筒)及び障害者採用選考の問題例等を請求する旨を書いたメモを同封し、次の住所宛て請求してください。印刷したものを送付します。
〒210-0006 川崎市川崎区砂子1-7-4 砂子平沼ビル4階 川崎市人事委員会事務局任用課
- (2) 受験に際して市が収集する個人情報、採用選考及び採用手続きにのみ使用します。

◎過去実施結果(参考)

令和元年度障害者を対象とした川崎市職員採用選考(第2回) 実施結果

選考区分	採用予定人員 (名程度)	申込者数 (人)	第1次選考 受験者数(人)	第1次選考 合格者数(人)	最終合格者数 (人)	競争倍率(倍)
行政事務	10	60	45	19	6	7.5

《申込書記入方法》

申込書は、記入例をよく見てボールペンで間違いのないようにはっきりと記入してください。コード番号は下のコード表を見て記入してください。

- ① 性別:該当する性別を○で囲んでください。
- ② 生年月日:1桁の数字の場合は10の位に0を記入し、()内には西暦を記入してください。
(記入例)平成10年4月1日生まれ
- ③ 年齢:令和3年4月1日時点の年齢を記入してください。
(記入例)23歳
- ④ 氏名:カタカナは、濁点「゜」、半濁点「ㇰ」も同一マス内に記入してください。
- ⑤ 受験票・合格通知等送付先:受験票及び通知等の発送時に利用しますので、正確に記入してください。現住所と異なる場合は、現住所も記入してください。
- ⑥ 電話番号:電話番号を必ず記入してください。緊急連絡先は、申込内容に関する確認のため連絡することがありますので、平日の昼間に確実に連絡の取れるところ(伝言を頼めるところを含む。)を記入してください。なお、連絡が取れない場合は、受験できないことがあります。
- ⑦ 学歴:最終のものから順に記入してください。区分はコード表を見て記入してください。
※1 卒業見込は、令和3年3月までに卒業を予定している場合に限りです。
※2 中途退学の場合は学歴に含めません。
※3 専修学校、各種学校等の場合については、2年以上のものを記入してください。
(記入例)〇〇大学法学部法律学科に平成27年4月に入学し、平成31年3月に卒業
△△高校普通科に平成24年4月に入学し、平成27年3月に卒業した場合
- ⑧ アンケート:次のアンケートは、今後の職員採用の広報等の参考としますので、御協力をお願いします。回答はコード表を見て記入してください。なお、このアンケートは合否には一切関係ありません。
(ア) アンケート1:この選考があることをどの方法で知りましたか。(複数回答可)
(記入例)学校と川崎市ホームページ
(イ) アンケート2:他の公務員、民間企業等への併願状況(予定を含む。)について、川崎市を除いた志望順に左から記入してください。
(記入例)第1志望:国家公務員、第2志望:民間企業
- ⑨ 点字受験:点字受験を希望する場合、○印を記入してください。
- ⑩ 障害者手帳等:手帳等の記載内容を記入してください。障害名は、傷病名との混同に注意して手帳等の記載どおりに記入してください。障害区分は、主な障害についてコード表を見て記入してください。
(記入例)〇〇による左下肢機能障害5級(肢体不自由)
- ⑪ 署名欄:記載内容を確認の上、必ず自署してください(点字受験者は代筆可)。

(コード表)

最終学歴		アンケート				障害区分(注)	
区 分		アンケート1		アンケート2			
大 学 院	1	学 校	01	国 家	01	視 覚	01
大 学	2	知 人 ・ 友 人	02	東 京 都	02	聴 覚 ・ 平 衡 機 能	02
短 大	3	市 政 だ よ り	03	神 奈 川 県	03	音 声 ・ 言 語 ・	03
高 専	4	川崎市ホームページ	04	そ の 他 道 府 県	04	そ し ゃ く 機 能	
専 修 学 校 等	5	就 職 情 報 サ イ ト	05	横 浜 市	05	肢 体 不 自 由	04
高 校	6	採 用 案 内	06	相 模 原 市	06	内 部 障 害	05
中 学 校	7	受 験 雑 誌	07	特 別 区	07	知 的 障 害	06
		説 明 会	08	そ の 他 市 町 村	08	精 神 障 害	07
		そ の 他	09	そ の 他 の 公 務 員	09		
				民 間 企 業	10		
				進 学	11		
				併 願 な し	12		

(注) 心臓、じん臓又は呼吸器の機能の障害、その他政令で定める障害については「内部障害(コード05)」を記入してください。

記入例 (表面)

右上に受験票送付用の84円切手をクリップで留めてください。



令和2年度 障害者を対象とした川崎市職員採用選考 申込書

* ※の項目は記入しないでください。
* この申込書は折り曲げないで封筒に入れてください。

※ ナンバリング

種別	(コード)	試験区分	(コード)	※ 受験番号	この欄に必ずカラー写真を貼ってください。 ・縦4cm×横3cm ・上半身、正面向き、脱帽 ・3箇月以内撮影 ・写真裏面に氏名を記入すること
障害者	0 5	行政事務	0 1		
性別 (該当に○)	元号	生年月日 (1桁の場合は頭に「0」をつけてください。)			年齢 (令和3年4月1日時点)
① ② ③ (男)・女	昭和・平成	1 0	(1 9 9 8)	0 4 0 1	満 2 3 歳
④ 氏名(カナ) 左詰で記入し、姓と名の間は1文字分あけてください					
カ ワ サ キ ジ ロ ウ					
氏名(漢字) 左詰で記入し、姓と名の間は1文字分あけてください					
川 崎 次 郎					
⑤ 受験票・合格通知等送付先 (郵便番号)			〔都道府県〕及び〔郡・市町村・区〕		
2 1 0 - 0 0 0 4			神奈川県川崎市川崎区		
(「町・字名」及び「番地」)			(「マンション・アパート名」、「室番号」、「方書」等)		
宮本町1-2-3			砂子平沼ビル401号室		
現住所 受験票・合格通知等送付先と異なる場合のみ記入してください。					
-					
⑥ 電話番号(自宅)		(携 帯)		緊急連絡先	
044-200-XXXX		090-1234-XXXX		連絡先名 父 090-5678-XXXX	
⑦ 最終学歴(学校名)		(区分)	※(学校コード)	(学 部)	(学科・専攻)
〇〇大学		2		法学部	法律学科
昭和・平成 令和	2 7	年	0 4	月	入学
昭和・平成 令和	3 1	年	0 3	月	卒業・卒業見込
その前の学歴(学校名)		(学 部)		(学科・専攻)	
△△高等学校				普通科	
昭和・平成 令和	2 4	年	0 4	月	入学
昭和・平成 令和	2 7	年	0 3	月	卒業
⑧ アンケート1		アンケート2		点字受験 (点字希望者のみ○を記入)	
0 1 0 4		0 1 1 0			
⑨ 障害者手帳等	(交付機関名)		(交付番号)	(交付年月日)	
	川崎 都道府県(市)第〇〇××号		昭和・平成 令和	0 1 年 0 5 月 0 1 日	
⑩	(障害名)		(障害の等級)	(再交付年月日)	
	〇〇による左下肢機能障害		5 級	昭和・平成 令和	
				0 4	

私は、令和2年度障害者を対象とした川崎市職員採用選考案内の記載事項を了承の上、同選考を受験したいので申し込みます。なお、私は、選考案内に掲げられている受験資格を全て満たしており、地方公務員法第16条にも該当しておりません。また、この申込書の記載事項は全て事実と相違ありません。

⑪ 令和 2 年 7 月 1 7 日 氏名 川崎 次郎 (必ず自署してください。)

裏面も必ず記入してください。

令和2年度 障害者を対象とした川崎市職員採用選考 申込書

* ※の項目は記入しないでください。
* この申込書は折り曲げないで封筒に入れてください。

※ ナンバリング

種 別	(コード)	試験区分	(コード)	※ 受験番号	この欄に必ずカラー写真を貼ってください。 ・縦4cm×横3cm ・上半身、正面向き、脱帽 ・3箇月以内撮影 ・写真裏面に氏名を記入すること		
障害者	0 5	行政事務	0 1				
性 別 (該当に○)	生年月日 (1桁の場合は頭に「0」をつけてください。)			年 齢 (令和3年4月1日時点)			
男・女	元号	年	月	日	満 歳		
	昭和・平成	()					
氏名(カナ) 左詰で記入し、姓と名の間は1文字分あけてください							
氏名(漢字) 左詰で記入し、姓と名の間は1文字分あけてください							
受験票・合格通知等送付先 (郵便番号)			〔都道府県〕及び〔郡・市町村・区〕				
〔町・字名〕及び〔番地〕			〔マンション・アパート名〕、〔室番号〕、〔方書〕等				
現住所 受験票・合格通知等送付先と異なる場合のみ記入してください。							
電話番号(自宅)		(携 帯)		連絡先名			
- -		- -		- -			
最終学歴(学校名)		(区分)	※(学校コード)	(学 部)	(学科・専攻)		
昭和・平成 令和	年	月	入学	昭和・平成 令和	年	月	卒業・卒業見込
その前の学歴(学校名)		(学 部)		(学科・専攻)			
昭和・平成 令和	年	月	入学	昭和・平成 令和	年	月	卒 業
アンケート1		アンケート2		点字受験 (点字希望者のみ○を記入)			
障害者手帳等	(交付機関名)		(交付番号)	(交付年月日)			
	都道府県(市)		第 号	昭和・平成 令和	年	月	日
	(障 害 名)		(障害の等級)	(再交付年月日)			(障害区分)
		級	昭和・平成 令和	年	月	日	

私は、令和2年度障害者を対象とした川崎市職員採用選考案内の記載事項を了承の上、同選考を受験したいので申し込みます。なお、私は、選考案内に掲げられている受験資格を全て満たしており、地方公務員法第16条にも該当しておりません。また、この申込書の記載事項は全て事実と相違ありません。

令和 年 月 日 氏名 _____ (必ず自署してください。)

裏面も必ず記入してください。

該当する項目を○で囲み、必要に応じて具体的に記入してください。
選考準備のため、希望する配慮内容を記入又は該当する箇所を○で囲んでください。
点字による受験を希望する人は、表面の点字受験欄に○を記入してください。

1 選考当日、補装具等の使用について

- (1) 使用しない (2) 使用する

※ 上記(2)の人で使用する補装具等について

- (ア) ルーペ
(イ) 補聴器(メーカー名: 機種: リモコン使用: 有・無)
※選考中は、補聴器の無線通信機能は使用できませんのでご注意ください。
(ウ) ワープロ又はノートパソコン(上肢機能等の障害により筆記が困難な人に限ります。)
(エ) 音声パソコン(希望する人は申込前に必ず川崎市人事委員会事務局任用課まで御連絡ください。)
(オ) 点字器
(カ) 電動タイプライター(カナタイプライターは使用できません。)
(キ) 点字タイプライター
(ク) その他 ()
(上記以外の補装具等の使用を希望する人は具体的に記入してください。)

2 会場での車椅子使用について

- (1) 使用しない (2) 使用する(手動・電動)

※ 上記(2)の人で机の調整について(教養・作文試験時)

- (ア) 不要 (イ) 必要

3 手話通訳者について

- (1) 必要ない(口話・筆話) (2) 必要とする

4 駐車場の利用について

- (1) 利用しない (2) 利用する
(車種)
(ナンバー)

※ 駐車場の台数に限りがありますので、自動車でなければ選考会場に来られない人だけ利用するようにしてください。

5 付添いの人について

- (1) 来ない (2) 来る

6 その他、特記事項があれば記入してください。

※通常の机、椅子等の使用による受験に支障のある人は、あらかじめ人事委員会事務局任用課まで申出てください。

職 員 共 済 組 合 公 告

川崎市共済公告第14号

令和2年6月1日川崎市共済公告第13号を次のとおり変更します。

令和2年6月19日

川崎市職員共済組合
理事長 伊 藤 弘

変更前

1 開催日時 令和2年6月26日(金) 午前11時

変更後

1 開催日時 令和2年6月30日(火) 午前10時

川 崎 区 公 告

川崎市川崎区公告第64号

川崎市印鑑条例(昭和51年川崎市条例第8号)第12条第1項第6号の規定により、別紙に記載の者について、印鑑の登録を抹消しましたので、同条第2項の規定により、その者に通知しなければならないところ住所及び居所が不明の為、通知の送達ができないので公示します。

令和2年6月19日

川崎市川崎区長 水 谷 吉 孝

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、川崎市長に対して審査請求をすることができます。この処分の取消しを求める訴えは、この処分があったことを知った日(前記の審査請求をした場合には、当該審査請求についての裁決があったことを知った日)の翌日から起算して6月以内に、川崎市を被告として(川崎市長が被告の代表者となります。)提起することができます。

(別紙省略)

川崎市川崎区公告第65号

住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第8条及び住民基本台帳法施行令(昭和42年政令第292号)第12条第1項の規定により、別紙に記載の者について住民票を職権消除しましたので、同条第4項の規定により、その者に通知しなければならないところ住所及び居所が不明の為、通知の送達ができないので公示します。

令和2年6月19日

川崎市川崎区長 水 谷 吉 孝

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、川崎市長に対して審査請求をすることができます。この処分

の取消しを求める訴えは、この処分があったことを知った日(前記の審査請求をした場合には、当該審査請求についての裁決があったことを知った日)の翌日から起算して6月以内に、川崎市を被告として(川崎市長が被告の代表者となります。)提起することができます。

(別紙省略)

川崎市川崎区公告第66号

次の国民健康保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第78条で準用する地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和2年6月19日

川崎市川崎区長 水 谷 吉 孝

年 度	科 目	期 別	この公示により滞納処分に着手し得る日	件数・備考
平成31年度	国民健康保険料	10期	令和2年6月30日(第10期)	計1件
令和2年度	国民健康保険料	過随4月	令和2年6月30日(過随4月)	計1件

(別紙省略)

川崎市川崎区公告第67号

次の国民健康保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第78条で準用する地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和2年6月19日

川崎市川崎区長 水 谷 吉 孝

年 度	科 目	期 別	この公告により滞納処分に着手し得る日	件数・備考
平成31年度	国民健康保険料	10期	令和2年6月30日(10期)	計1件

(別紙省略)

中原区公告

川崎市中原区公告第32号

次の国民健康保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和33年12月27日法律第192号）第78条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和2年6月19日

川崎市中原区長 永山実幸

年度	科目	期別	この公示により 滞納処分に 着手し得る日	件数・備考
平成31年度	国民健康保険料	10期	令和2年6月30日	計1件

(別紙省略)

川崎市中原区公告第33号

次の国民健康保険料に係る滞納処分書類を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和33年12月27日法律第192号）第78条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和2年6月19日

川崎市中原区長 永山実幸

国民健康保険料に係る滞納処分書類

差押調書（謄本） 1件

(別紙省略)

川崎市中原区公告第34号

次の介護保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、介護保険法（平成9年12月17日法律123号）第143条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和2年6月19日

川崎市中原区長 永山実幸

年度	科目	期別	この公告により 滞納処分に 着手し得る日	件数・備考
令和2年度	介護保険料	第2期	令和2年6月30日	計1件

(別紙省略)

川崎市中原区公告第35号

公売公告兼見積価額公告

国税徴収法（昭和34年法律第147号）第95条及び同法第99条の規定により、次のとおり差押財産の公売及び見積価額を公告します。

令和2年6月26日

川崎市中原区長 永山実幸

(別紙省略)

高津区公告

川崎市高津区公告第31号

次の国民健康保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和33年12月27日法律第192号）第78条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和2年6月19日

川崎市高津区長 鈴木哲朗

年度	科目	期別	この公告により 滞納処分に 着手し得る日	件数・備考
平成31年度	国民健康保険料	第9期分	令和2年6月30日 (第9期分)	計2件
令和2年度	国民健康保険料	第10期分	令和2年6月30日 (第10期分)	計5件

(別紙省略)

川崎市高津区公告第32号

公売公告兼見積価額公告

国税徴収法（昭和34年法律第147号）第95条及び同法第99条の規定により、次のとおり差押財産の公売及び見積価額を公告します。

令和2年6月19日

川崎市高津区長 鈴木哲朗

(別紙省略)

宮 前 区 公 告

川崎市宮前区公告第35号

次の督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第78条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和2年6月19日

川崎市宮前区長 高橋 哲也

年 度	科 目	期 別	この公告により 滞納処分に 着手し得る日	件数・備考
平成 31年度	国民健康 保険料	第4期	令和2年6月30日	計1件
平成 31年度	国民健康 保険料	第5期	令和2年6月30日	計1件
平成 31年度	国民健康 保険料	第6期	令和2年6月30日	計1件
平成 31年度	国民健康 保険料	第7期	令和2年6月30日	計2件
平成 31年度	国民健康 保険料	第8期	令和2年6月30日	計2件
平成 31年度	国民健康 保険料	第9期	令和2年6月30日	計2件
平成 31年度	国民健康 保険料	第10期	令和2年6月30日	計7件

(別紙省略)

多 摩 区 公 告

川崎市多摩区公告第43号

次の国民健康保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和33年12月27日法律192号）第78条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和2年6月19日

川崎市多摩区長 荻原 圭一

年 度	科 目	期 別	この公告により 滞納処分に 着手し得る日	件数・備考
平成 31年度	国民健康 保険料	第9期	令和2年6月30日 (第9期分)	計1件
平成 31年度	国民健康 保険料	第10期	令和2年6月30日 (第10期分)	計21件

(別紙省略)

川崎市多摩区公告第44号

次の介護保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、介護保険法（平成9年12月17日法律123号）第143条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和2年6月19日

川崎市多摩区長 荻原 圭一

年 度	科 目	期 別	この公告により 滞納処分に 着手し得る日	件数・備考
令和 2年度	介護保険料	第1期	令和2年6月30日	7件
令和 2年度	介護保険料	第2期	令和2年6月30日	7件

(別紙省略)

川崎市多摩区公告第45号

次の国民健康保険料に係る差押調書（謄本）を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和33年12月27日法律192号）第78条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和2年6月24日

川崎市多摩区長 荻原 圭一

年 度	科 目	期 別	変更する納期限	件数・備考
令和 2年度				計1件

(別紙省略)

川崎市多摩区公告第46号

住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第8条及び住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第12条第1項の規定により、別紙に記載の者について住民票を職権消除しましたので、同条第4項の規定により、その者に通知しなければならないところ住所及び居所が不明の為、通知が送達できないので公示します。

令和2年6月26日

川崎市多摩区長 荻原圭一

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、川崎市長に対して審査請求をすることができます。この処分の取消しを求める訴えは、この処分があったことを知った日（前記の審査請求をした場合には、当該審査請求についての裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内に、川崎市を被告として（川崎市長が被告の代表者となります。）提起することができます。

(別紙省略)

川崎市多摩区公告第47号

公売公告兼見積価額公告

国税徴収法（昭和34年法律第147号）第95条及び同法第99条の規定により、次のとおり差押財産の公売及び見積価額を公告します。

令和2年6月26日

川崎市多摩区長 荻原圭一

(別紙省略)

麻生区公告

川崎市麻生区公告第36号

次の督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和33年12月27日法律第192号）第78条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和2年6月19日

川崎市麻生区長 多田貴栄

年度	科目	期別	この公告により滞納処分に着手し得る日	件数・備考
平成31年度	国民健康保険料	第7期	令和2年6月30日(第7期分)	計1件
平成31年度	国民健康保険料	第8期	令和2年6月30日(第8期分)	計5件

平成31年度	国民健康保険料	第9期	令和2年6月30日(第9期分)	計10件
平成31年度	国民健康保険料	第10期	令和2年6月30日(第10期分)	計16件
令和2年度	国民健康保険料	過随4月	令和2年6月30日(過随4月分)	計1件

(別紙省略)

川崎市麻生区公告第37号

次の介護保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、介護保険法（平成9年12月17日法律第123号）第143条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和2年6月19日

川崎市麻生区長 多田貴栄

年度	科目	期別	この公告により滞納処分に着手し得る日	件数・備考
平成31年度	介護保険料	第10期	令和2年6月30日(第10期分)	計1件
平成31年度	介護保険料	第11期	令和2年6月30日(第11期分)	計1件
平成31年度	介護保険料	第12期	令和2年6月30日(第12期分)	計3件
令和2年度	介護保険料	第1期	令和2年6月30日(第1期分)	計6件

(別紙省略)

正 誤

川崎市公報第1,797号（令和2年6月25日発行）2678ページ川崎市公告（調達）第328号中「(4)平成31・32年度業務委託有資格業者名簿の業種「その他」種目「除草、せんてい等樹木管理」で掲載されていること。」は「(4)官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律第2条第1項各号による中小企業者であること。(5)平成31・32年度業務委託有資格業者名簿の業種「その他」種目「除草、せんてい等樹木管理」で掲載されていること。」の誤り。